

平成 22 年度
包括外部監査報告書

平成 23 年 2 月
町田市包括外部監査人
公認会計士 伊東 敏

目 次

第 1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件.....	1
3. 監査対象施設及び部署.....	1
4. 監査対象期間.....	2
5. 監査実施期間.....	2
6. 監査の視点.....	3
7. 監査の主な手続.....	3
8. 外部監査の補助者.....	4
9. 監査の結果及び意見の性格.....	4
10. 利害関係.....	4
第 2 実施した外部監査の概要	5
1. 地方公共団体が設置する施設について.....	5
2. 監査の具体的視点と実施した監査手続.....	9
第 3 施設全体の総括的分析	16
1. 施設全体のコスト分析.....	16
2. 施設分類別の状況と行政コスト分析.....	22
3. 施設の横断的論点と監査の意見.....	39
第 4. 個別施設の分析	59
【個別施設の分析結果】	59
1. 施設の有効利用性.....	59
2. 施設の管理運営コストの適正性.....	60
3. 受益者負担の適正化.....	61
4. 施設の今後のあり方の検討の十分性.....	62
【個別施設の詳細分析】	63
1. 堺市民センター.....	63
2. 町田市民フォーラム.....	74
3. 町田市民ホール.....	94
4. 町田市立国際版画美術館.....	105
5. まちだ中央公民館.....	121
6. 町田市立中央図書館.....	134
7. 町田市立総合体育館.....	147
8. 町田市立学校温水プール.....	159
9. 町田リス園.....	170
10. ふれあい桜館.....	178
11. 町田市健康福祉会館.....	189
12. 町田市青少年施設ひなた村.....	196
13. 玉川学園クラブこころこころ児童館.....	202
14. 鶴川第二学童保育クラブ.....	206
15. 金森保育園.....	210
(参考) こひつじ保育園.....	216

(本報告書における記載内容の注意事項)

・端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合もある。

・報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、原則として町田市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には数値等の出典は明示していない。

報告書の数値等のうち、町田市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。

・本報告書における主な用語の定義

監査の「結果」 法令、条例、規則等に反していると判断される事項や社会通念上著しく適切性を欠き不当と判断される事項

監査の「意見」 「結果」以外で、改善・検討を求める事項

受益者負担報告書 「受益者負担の適正化に向けて—使用料・手数料等の見直し—」
(最終報告) (平成 11 年 5 月 20 日町田市行財政改革推進委員会受益者負担部会)

第 1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 選定した特定の事件（監査テーマ）

「施設の管理運営について ー行政コストの実態と受益者負担のあり方ー」

(2) 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

町田市は、市民への行政サービスの提供を図るために様々な施設を設置して管理運営を行っている。このような施設は、市民に有効に利用され、かつ、適正なコストで管理運営されている必要がある。

平成 15 年 9 月の地方自治法の改正により、従来の「管理委託制度」が廃止され、新たに「指定管理者制度」が導入された。地方自治体は施設の有効利用とコストの適正化についてより一層配慮する必要がある、このことについて、問題点の発見とその改善を図っていく必要がある。

年々厳しさを増している町田市の財政状況下にあつて、施設に係る行政サービスについては、サービスを提供するコストの総体的・実態的な把握が必要であるとともに、サービスを利用する市民と利用しない市民との間の負担の公平性や、税負担部分と利用者負担部分との負担割合の均衡等、いわゆる受益者負担の適正化への配慮が重要となる。

具体的には、現行の諸施設で発生しているコストの内容の把握と適正化の検討とともに、使用料については、施設の性質、利用実態等を踏まえ、見直しが必要かどうかを十分に検討する必要がある。また、施設の中には、設置後相当期間が経過し、老朽化が進んでいるものも存在する。このような施設について、財政状況の厳しさが増す中で、今後、どのように維持修繕、あるいは大規模改修、建替え等を進めていくかは、町田市にとって重要な課題である。

これらの状況を踏まえ、町田市の行う施設の管理運営が法令規則に準拠して適正に行われているかどうか、また、管理運営が効果的・効率的に行われているかどうかを検証する必要があると認められるため、施設の管理運営を平成 22 年度の包括外部監査の特定の事件（テーマ）として選定した。

3. 監査対象施設及び部署

(1) 町田市が管理運営する施設全体の行政コストの分析

表 5（24 頁）から表 23（38 頁）に記載した施設の行政コストを分析した。

(2) 個別施設の検討

行政コストを分析した施設のうち、次表に記載した施設とその所管課を監査対象とした。

監査対象とした施設とその所管課

施設名	所管課	
1 堺市民センター	市民部	堺市民センター
2 町田市民フォーラム	市民部	市民協働推進課
3 町田市民ホール	文化スポーツ振興部	文化振興課
4 町田市立国際版画美術館	文化スポーツ振興部	国際版画美術館
5 まちだ中央公民館	生涯学習部	公民館
6 町田市立中央図書館	生涯学習部	図書館
7 町田市立総合体育館	文化スポーツ振興部	スポーツ振興課
8 町田市立学校温水プール 町田市立鶴川中学校温水プール 町田市立南中学校温水プール 町田市立町田第一中学校温水プール	文化スポーツ振興部	スポーツ振興課
9 町田リス園	地域福祉部	障がい福祉課
10 ふれあい桜館	いきいき健康部	高齢者福祉課
11 町田市健康福祉会館	いきいき健康部	健康課
12 町田市青少年施設ひなた村	子ども生活部	ひなた村
13 玉川学園子どもクラブころころ児童館	子ども生活部	児童青少年課
14 鶴川第二学童保育クラブ	子ども生活部	児童青少年課
15 金森保育園	子ども生活部	子育て支援課
※ こひつじ保育園 (参考)	子ども生活部	子育て支援課

4. 監査対象期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで
ただし、必要に応じて平成 20 年度以前または平成 22 年度の執行分を含む。

5. 監査実施期間

平成 22 年 7 月 15 日から平成 23 年 2 月 8 日まで

6. 監査の視点

(1) 町田市管理運営する施設全体の行政コストの分析

- ① 施設の管理運営コストは町田市全体でいくらかかっているのか
- ② 同種施設でコストにばらつきが生じていないか
- ③ 今後、どの程度の設備更新費用が必要となるのか

(2) 個別施設の検討

- ① 施設は有効に利用されているか
- ② 施設の管理運営コストは適正か
- ③ 施設の管理運営は適正に行われているか
- ④ 受益者の負担は適正か
- ⑤ 施設の今後のあり方を十分に検討しているか
- ⑥ 指定管理者制度を始めとする諸制度は適切に運用されているか

7. 監査の主な手続

(1) 町田市管理運営する施設全体の行政コストの分析

- ① 平成 22 年 8 月末時点で町田市が所有している建物のリスト（「建物現在高集計表」と、同じく平成 22 年 8 月末時点で町田市が所有している土地のリスト（「土地現在高集計表」）を町田市より入手して、町田市が所有している建物と土地の状況分析を実施した。
- ② 町田市が毎年度作成している「事務事業管理データ」及び「平成 21 年度町田市一般会計歳入歳出決算事項別明細書」等に基づき、施設別の行政コストの分析を実施した。
- ③ その他必要に応じて町田市よりデータを入手して分析を実施した。

(2) 個別施設の検討

- ① 監査対象とした施設について現場視察を実施した。
- ② 関係書類を閲覧・照合した。
- ③ 当該施設の所管部署に施設の概要等についてヒアリングを行った。

8. 外部監査の補助者

外部監査に従事した補助者は以下のとおりである。

宮本 和之	公認会計士	山口 剛史	公認会計士
青山 伸一	公認会計士	作本 遠	公認会計士
白山 真一	公認会計士	辰巳 英城	公認会計士

9. 監査の結果及び意見の性格

本外部監査は、公認会計士等が通常行う財務諸表監査のように、監査人自らが財務数値等の正確性、適正性、信頼性に対する総体的な意見表明を行う、いわゆる証明業務ではなく、町田市が所有する施設に係る財務的ないし業務運営上の資料及び情報の提供を受けて、それらを分析、検討する過程で検出した諸問題を【監査の意見】ないし【監査の結果】として報告し、町田市のより効率的な業務運営及び財政改革に資するとともに、広く市民及び社会に対し情報を提供することを目的とするものである。したがって、本外部監査は、本報告書に含まれる財務的ないし業務運営上の資料及び情報の正確性、信頼性そのものを担保するものではない。

10. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第 252 条の 29 の規定による利害関係はない。

第2 実施した外部監査の概要

1. 地方公共団体が設置する施設について

(1) 地方公共団体が設置する施設の法律上の分類

① 公有財産

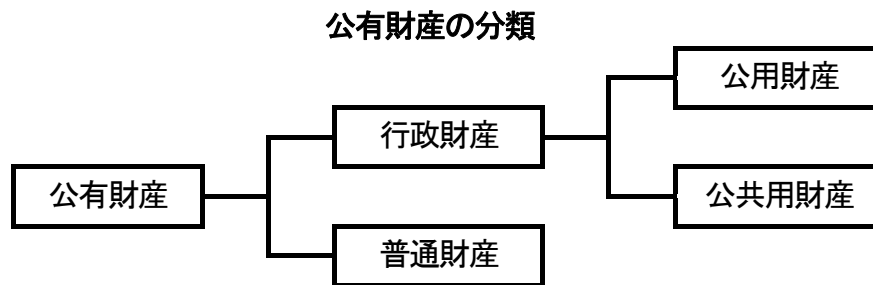
地方自治法は、公有財産、物品、債権及び基金を地方公共団体の「財産」と定めている（地方自治法第237条第1項）。

公有財産は「行政財産」と「普通財産」に分類される（地方自治法第238条第3項）。

「行政財産」とは、地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは行政財産以外の一切の公有財産をいう（地方自治法第238条第4項）。

「行政財産」は「公用財産」と「公共用財産」に分類される。

「公用財産」とは、地方公共団体がその事務又は事業を遂行するため自ら直接使用することを目的としたものである。「公共用財産」とは、公園や学校、病院などといった住民が一般的に利用することを目的としたものである。



公有財産の分類（地方自治法第238条）

行政財産	公用財産	地方公共団体が事務事業を執行するためのもの	庁舎、試験研究施設等に供される建物及び敷地
	公共用財産	住民の一般的な共同の利用に供するもの	公園、道路、河川、学校、図書館等に供される建物及び敷地
普通財産	行政財産以外の一切の財産		売払用の土地、行政財産の用途廃止したもの

② 公の施設

地方自治法第244条第1項に規定する施設のこと、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために地方公共団体が設ける施設で、主に公共用財産の範疇に入るものである。公の施設はおおむね次のような性格を持つ。

- ・当該地方公共団体の住民の利用に供するためのものであること（市庁舎、公設試験研究所は公の施設ではない）
- ・住民の福祉を増進する目的をもって設けるものであること（競輪場や留置場は公の施設ではない）
- ・地方公共団体が設けるものであること

具体的には、市立体育館・プール・図書館・公民館・保育園・公園などが公の施設に該当する。

○ 地方自治法

(公の施設)

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(2) 施設の運営形態と指定管理者制度

地方公共団体が設置している施設（行政財産）の運営形態は、当該地方公共団体が直営する形態と指定管理者が運営する形態がある。

① 指定管理者制度とは

以前の公の施設の管理委託については、施設の公共性、適正な管理の確保等の理由により、公共団体、公共的団体、市の出資法人に委託先が限定されていました。しかし、2003年9月の地方自治法の改正により、従来の「管理委託制度」が廃止され、新たに「指定管理者制度」が設けられました。これにより管理主体の法律上の制限がなくなり、民間事業者や特定非営利活動法人(NPO法人)などすべての団体が、公の施設の管理主体となれるようになりました。また、施設の管理権限(利用承認)などについても、委任することができるようになりました。

(町田市ホームページより)

② 町田市における取り組み状況

指定管理者制度は、民間等のノウハウを活用することで市民サービスを効果的、効率的に提供することを目的としています。この制度が効果を発揮するためには、競争により指定管理者が選定されることが重要となってきます。

また、競争による選定手続自体が公平・公正に行われる必要があるため、公募により応募者を募集し、複数の者に手を挙げてもらえるようにする必要があることから、公募が原則となります。そのため、2004年6月に策定した「公の施設の指定管理者制度運用の基本的方針」でも原則公募により指定管理者制度の導入を進めてきました。

2008年度、指定管理者制度の本格的な運用期に入ったことから、当初の制度導入に焦点を当てた方針を見直し、選定過程の透明性・公平性を確保するために外部の有識者の関与を入れることにしました。

こうした見直しに基づき、2008年6月に新たに「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」を策定しました。

(町田市ホームページより)

③ 指定管理者の選定方法と指定の手続

指定管理者の選定にあたっては、原則公募で行います。
応募団体には、事業計画書や収支予算書などの必要な書類を提出していただきます。応募団体が4団体以上の場合には書類による第一次審査を行い、3団体に絞ります。その後学識経験者で構成する「町田市指定管理者の候補者選考及び評価委員会」において、応募団体から事業計画などの提案内容について説明していただき、選定基準に基づき、選考します。
この選考結果を参考にして、町田市は、最も適切に施設を管理することができ、最も効果的かつ効率的に市民サービスを提供できる団体を指定管理者の候補者として選定します。
なお、公募制の導入は、よりよいサービスを提供できる指定管理者を選ぶことが主な目的です。そのため、選考の方法は金額だけで決まる競争入札方式ではなく、応募者の提案全体を評価するプロポーザル方式としています。
候補者として選定された団体は、議会の承認を経て指定管理者として指定されることになります。

(町田市ホームページより)

町田市では、指定管理者制度運用の統一的な対応を図るための基本的な方針として、「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」を平成20年6月に策定・公表している。

(3) 行政財産の目的外使用許可と貸付制度

行政財産は一定の条件を満たしている場合に、第三者が使用することを認めている。行政財産を第三者に使用させる方法として、行政財産の目的外使用許可と行政財産の貸付制度がある。

① 行政財産の目的外使用許可

行政財産については、「その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」(地方自治法第238条の4第7項)とされている。これが行政財産の目的外使用許可とよばれるものである

行政財産によっては、第三者に本来の用途又は目的外に使用させても、場合によっては積極的に行政財産自体の効用を高めることもある。また、行政財産の効率的利用の観点から、その用途または目的以外の使用を認めることが適当であることがあり、第三者に行政財産を使用させることが認められている。

行政財産の目的外使用許可については、その期間はなるべく短い期間とすることが望ましく、通常1年以内を原則とし、著しく実情に沿わない場合に限り適宜必要の程度に応じて期間を延長することが適当であるとされている。

② 行政財産の貸付制度

行政財産は、「次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。」(地方自治法第238条の4第2項)とされている。これが行政財産の貸付制度とよばれるものである。また、同項でいう「次に掲げる場合」として、貸付制度が適用可能な相手方と用途が同項第1号から第6号に規定されている。

第2 実施した外部監査の概要

例えば同項第4号では、行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下「庁舎等」という。）については、その床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者に当該余裕がある部分を貸し付ける場合は貸付制度の適用が可能であるとしている。この場合の相手先は当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る、とされている。また、同項第4号に規定する政令で定める場合は、同号に規定する庁舎等の床面積又は敷地のうち、当該普通地方公共団体の事務又は事業の遂行に関し現に使用され、又は使用されることが確実であると見込まれる部分以外の部分がある場合とされている（地方自治法施行令第169条の3）。

行政財産の目的外使用許可と行政財産の貸付制度の相違点については、目的外使用許可が一時的な使用を前提とした制度であるのに対し、行政財産の貸付けは可能な限り長期安定的な利用を可能とした制度であるとされている。

2. 監査の具体的視点と実施した監査手続

【施設全体の総括的分析】

1. 施設全体のコスト分析

(1) 町田市が所有している施設の状況分析

地方公共団体は様々な用途の施設を所有しており、そのことは町田市も同様である。

そこで、平成22年8月末時点で町田市が所有している建物のリスト（「建物現在高集計表」）と、同じく平成22年8月末時点で町田市が所有している土地のリスト（「土地現在高集計表」）を町田市より入手して、町田市が所有している建物と土地の状況分析を実施した。

分析は建物と土地をそれぞれ行政財産と普通財産に区分し、行政財産を庁舎、公園、市営住宅、学校及びその他の施設に区分している。

(2) 施設の管理運営コストの分析

① 分析対象とした施設

上記区分のうち庁舎、その他の施設（行政財産）及び普通財産に含まれる施設を対象として、平成21年度の管理運営コストの発生状況を分析した。

分析対象とした施設は、市民が直接利用することが可能であり、受益者負担のあり方や行政コストの実態を把握する必要があると考える施設を原則とした。

庁舎については、コストの実態を把握する必要があると考え、なるせ駅前市民センターを始めとする市民センター等を分析対象とした。

その他の施設については原則として全ての施設を分析対象としたが、下水処理場（成瀬クリーンセンター、鶴見川クリーンセンター）や清掃工場（町田リサイクル文化センター）など大規模な設備が設置されている施設は分析の対象外とした。また、JR町田駅乗換こ線橋などインフラ資産に準ずる施設も分析の対象外とした。

普通財産については、受益者負担のあり方やコストの実態を把握する必要があると考え、町田リス園を分析対象とした。

学校、公園、市営住宅も今回の分析対象には含めていない。

なお、無償譲受により取得した施設や購入により取得した施設についてもすべて建設したものとして取り扱っている。

② 分析の方法

事業費、人件費、営繕費及び減価償却費を行政コストの項目として、原則として分析対象とした施設ごとにその金額を把握した。

1) 事業費について

事業費は施設の管理運営のためのコストで人件費、営繕費以外のものである。今回の分析では平成21年度の実際の支出額を事業費としている。事業費は水道光熱費や清掃費など施設管理のための支出と当該施設で実施されている事業に係る支出に大別される。事業費に占める事業に係る支出の割合は施設の性格ごとに異なると

考えられるが、今回の分析ではその違いは考慮しておらず、管理に係る支出と事業に係る支出を区分していない。

2) 営繕費について

営繕費は建物などの保守・修繕のための支出であるが、町田市では施設を所管する課ではなく財務部営繕課がそれぞれの施設の営繕費を支出しており、今回の分析でも営繕費を別建てして表示している。なお、企業会計的な考え方によれば、営繕費はその中身により資産の取得として取り扱うべきものとコストとして取り扱うべきものに区分する必要があるが、今回の分析では計算の簡便化のため全てコストとして取り扱っている。

事業費と営繕費は「平成21年度町田市一般会計歳入歳出決算事項別明細書」から金額を抽出している。

3) 人件費について

人件費は施設に従事する職員等に係る支出であるが、今回の分析では個々の施設の職員数、再任用職員数、嘱託・臨時職員数（以下「職員等」という。）にそれぞれの平均給与を乗じて算出している。そのため、当該施設に実際に勤務している職員等に係る人件費とは一致していない。

人件費は「事務事業管理データ（2007年度～2009年度）」（以下「事務事業データ」という。）から抽出している。

なお、事務事業データとは、町田市の事務事業の情報の公開、事務事業の実施状況や経過を把握することを狙いとして、町田市が毎年作成して公表しているものである。

4) 減価償却費について

今回の分析では、現金主義（官庁会計方式）によるコストに減価償却費を加算して発生主義（企業会計方式）に基づくコストを算出している。

発生主義会計によるコストとは企業会計の考え方に基づくコストである。厳密に言えば現金主義との相違点は減価償却費だけではないが、今回の分析では簡便的に減価償却費のみを加算している。

減価償却費は監査人が建物の取得価格を当該建物の耐用年数で除して算出している。取得価格は町田市から入手した「建物現在高集計表」をベースとしており、耐用年数は総務省様式のバランスシートで用いられている耐用年数を参考としている。

③ 分析上の留意点

今回の分析で用いた事務事業データは、町田市の平成21年度の予算・決算体系に準じた体系となっている。まず大事業が示されその内訳として中事業が示されている。一つの大事業に示されている中事業の数は大事業ごとに異なっており、中事業が一つの大事業もあれば、10以上の中事業が示されている大事業もある。

例えば、町田市にはふれあい館とよばれる高齢者福祉センターが6施設ある。ふれあい館に関する事業は「ふれあい館運営費」という大事業に分類されており、個々のふれあい館の事業は「ふれあい館運営費」の中の中事業に分類されている。小山

田地域にあるふれあい桜館であれば「ふれあい桜館（小山田）事業」という中事業に分類されている。

事務事業データには人件費だけではなく上述した事業費も示されている。事業費は中事業単位で示されているが、人件費は大事業で示されているのみで中事業単位までは示されていない。ふれあい館の例でいえば、6施設全体の人件費は示されているが館ごとの人件費は示されていない。そのため、今回の分析では人件費を把握できない施設も含まれている。

（3）今後20年間の施設更新費用の試算

平成22年8月末時点で町田市が所有している建物について、今後20年間で更新費用がいくら必要となるかを試算した。

試算は築後30年が経過した時点で大規模改修を行い、築後50年で建替えを行うと仮定し、建物の延床面積に1㎡あたりの平均建築単価を乗じて施設更新費用を算出した。建物の延床面積は「建物現在高集計表」より把握し、平均建築単価は、「学校施設整備指針策定に関する調査研究協力者会議」が作成した「耐震化の推進など今後の学校施設整備の在り方について」（平成17年3月）で用いられている建築単価を使用した。同報告では、既存施設の取り壊しに係る経費を含む建替えに要する建築単価を220千円/㎡、耐震補強や質的整備を図るための改修を含む大規模改修の建築単価を100千円/㎡と仮定している。

2. 施設分類別の状況分析

表1（20頁）に記載した行政コストについて、施設分類別の行政コストを記載した。

3. 施設の横断的論点の検討

町田市が所有している施設について共通的・横断的な論点を記載した。

第2 実施した外部監査の概要

【個別施設の分析】

(1) 施設は有効に利用されているか

具体的な視点	説明
① 施設の設置目的と実際の利用状況が合致しているか	施設の設置目的、実施すべき事業及び実際の利用状況の把握と分析を通して今後も町田市が運営管理すべき施設かどうかを検査した。このことは、近隣に類似のサービスを提供する施設がある場合にも同様である。必ずしも町田市が運営管理する必要がないと判断される場合には、廃止もしくは民間等への譲渡可能性について検査した。
② 利用状況の改善を図る対策はないか	今後も町田市が管理運営する必要性が認められる施設ではあるが、利用状況が芳しくない場合は、利用状況改善のための対策を検査した。
③ 廃止すべきサービスはないか	町田市が管理運営する必要性が認められ、かつ、全体の利用状況には問題は見られない施設であっても、利用状況の芳しくないサービスについては廃止の必要性を検査した。このことは、近隣の施設で同種のサービスが提供されている場合も同様である。

実施した監査手続	説明
① 施設の設置目的の検討	町田市例規集等より、施設の設置条例を入手し、施設の設置目的、実施する事業等を把握した。
② 施設の利用状況の把握	所管課より、平成17年度から平成21年度までの施設の利用者数・利用率等に関する情報を入手し、施設の利用状況の推移を把握した。 また、所管課へのヒアリング等により、施設の利用者の実態(年齢層、町田市民の利用割合、利用者の固定化の有無等)を把握した。
③ サービスごとの利用状況の把握	②について、複数のサービスを提供している施設については、サービスごとに利用状況を把握する。例えば、監査対象としている堺市民センター(「監査対象とした施設とその所管課」参照)は、ホールや会議室等複数の設備を貸し出している。このような施設については設備単位で利用状況を把握した。
④ 同種のサービスを提供している施設の有無の確認	所管課へのヒアリング等により、当該施設の近隣に類似のサービスを提供している施設がないかどうかを確認した。このことは、民間や他自治体(例えば東京都)だけではなく、町田市(の他の部署)が運営している近隣施設が類似のサービスを提供していないかどうかにも留意した。

(2) 施設の管理運営コストは適正か

具体的な視点	説明
① 管理運営費に係る契約事務が適正に行われているか	管理運営費に関する契約事務が、自治法、自治令、町田市契約事務規則及びその他の規則等に従って適正に執行されているかを検査した。 なお、町田市が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関する事務の取扱いに関しては、別に定めがあるもののほか、町田市契約事務規則の定めるところによるとされている。
② 管理運営費の3Eは高められているか	管理運営費の3E、すなわち、有効性(Effectiveness)、経済性(Economy)、効率性(Efficiency)の見直しは適正になされているかを検査した。 なお、有効性とは投入量(Input)を一定とした場合の産出量(Output)の最大化、経済性とは産出量(Output)を一定とした場合の投入量(Input)の最小化、効率性とは産出量(Output)／投入資源(Input)の最大化を意味している。

第2 実施した外部監査の概要

具体的な視点	説明
③ 人件費(施設の管理運営業務に従事する人員数)の見直しがサービスの低下につながっていないか	施設の管理運営業務に従事する人員数を削減、あるいは常勤職員から非常勤職員に変更することで人件費の削減を図っているかを検討した。ただし、人員削減はサービス低下につながる可能性もあることから、人件費の削減がサービスの低下を招いていないかを、現場視察あるいは所管課へのヒアリング等により検討した。

実施した監査手続	説明
① 管理運営費の把握	所管課より、平成17年度から平成21年度までの施設の管理運営費の内訳に関する情報を入手し、施設の管理運営コストの推移を把握した。 なお、指定管理者制度を導入している施設については、指定管理料の推移及びその内訳を把握した。
② 人件費(施設の管理運営業務に従事する人員数)の把握	所管課へのヒアリング等により、平成17年度から平成21年度までの施設の管理運営に従事する人員数(非常勤を含む)を把握した。 なお、指定管理者制度を導入している施設については、指定管理者制度導入前と導入後の職員数の変化を把握した。
③ 設備投資の状況の把握	財務部管理課もしくは所管課から、公有財産台帳及び備品台帳を入手し、施設のこれまでの設備投資の状況を把握した。
④ 管理運営費の内訳の検討	平成21年度の管理運営費について、所管課より契約関係の書類を入手し、契約事務が適正に執行されているかを検討した。

(3) 施設の管理運営は適正に行われているか

具体的な視点	説明
① 現金管理は適正に行われているか	料金収入などによって収受した現金があるかどうか、現金がある場合にはその管理等が適切に行われているかを検討した。
② 在庫管理は適正に行われているか	施設で管理すべき在庫があるかどうか、在庫がある場合にはその管理等が適切に行われているかを検討した。
③ 債権管理は適正に行われているか	施設で管理すべき債権があるかどうか、債権がある場合にはその管理等が適切に行われているかを検討した。
④ 備品管理は適正に行われているか	施設での備品等は適切に管理されているか、備品管理台帳と現物との突合などの方法によって確認した。
⑤ 施設利用者の意見が反映されているか	利用者アンケートあるいは利用者満足度調査などにより、利用者の声を聞く仕組みが構築されているかを確認した。 また、利用者アンケート等の結果がその後の施設の管理運営に反映されていることを確認する。

実施した監査手続	説明
① 現場視察による日常業務の検討	現場視察、所管課等へのヒアリング及び関連書類の確認等により、現金管理、備品管理、在庫管理、債権管理、帳簿管理等の日常業務の概要を把握した。
② 利用者アンケートの実施状況の検討	利用者アンケートあるいは利用者満足度調査など、利用者の声を聞く仕組みが構築されているかを確認した。

第2 実施した外部監査の概要

(4) 受益者の負担は適正か

具体的な視点	説明
① 「受益者負担の適正化に向けて」の考え方と整合しているか	町田市では、町田市行財政改革推進委員会受益者負担部会が平成11年5月に「受益者負担の適正化に向けて 一使用料・手数料等の見直し」(以下「受益者負担報告書」という。)を作成、公表している。 受益者負担報告書の考え方は、町田市の受益者負担のあり方の基本となる考え方であるため、施設での受益者負担の現状が受益者負担報告書の考え方と合致しているかを検討した。
② 「受益者負担の適正化に向けて」の考え方を厳密に適用した場合に、現状の使用料や減免にどのような影響が生じるか	受益者負担報告書は、町田市の受益者負担のあり方の基本となる考え方であるが、現状では必ずしもこの考え方どおりとなっていない施設も見受けられる。そのような施設に受益者負担報告書の考え方を適用した場合、使用料の見直しが必要なかを検討した。
③ 受益者負担の不整合の解消について	同種のサービスを提供しながら、施設によって受益者負担が異なる設備等については、負担の公平性を図る必要性について検討した。 例えば、施設に設置されている駐車場については無料の施設と有料の施設が混在している。このような設備については有料化の必要性について検討した。

実施した監査手続	説明
① 使用料と減免の実態の把握	施設の設置条例、現場視察、所管課へのヒアリング、施設に関する資料(パンフレット等)より、次の事項を把握した。 ・使用料の額とその決め方 ・減免の条件 ・平成17年度から平成21年度までの減免の額及び件数の推移
② 備品等の貸し出しの状況、駐車場の利用形態	施設に設置している貸し出し備品((例)グランドピアノ等)の貸し出しの状況や駐車場の利用形態(無料・有料等)を把握した。

(5) 施設の今後のあり方を十分に検討しているか

具体的な視点	説明
① 町田市は施設の安全性確保を配慮した財政支出を行っているか	市民利用が多い施設の安全性確保は市民の安全に大きな影響を与えるが、これらの施設に対して安全性確保の観点から効果的な支出がなされているかどうかは、町田市として重要な課題である。 町田市が適時に耐震診断及びその結果を踏まえた耐震工事を実施しているかどうかを調査することにより、市民の耐震安全を確保するための支出を適正に行っているかどうかを検討した。
② 老朽化への対応が適切に行われているか	老朽化が進行している施設については、維持修繕コストの増加や、施設が提供するサービスの質にも影響を及ぼす可能性がある。そこで、適切な維持修繕計画を定め、その計画にしたがって維持修繕を進めているか等、町田市は維持修繕の効率化に努めているかを検討した。

第2 実施した外部監査の概要

実施した監査手続	説明
① 維持修繕費の推移の把握	管理運営費のうち維持修繕費について、平成17年度から平成21年度までの推移を把握した。
② 耐震工事の進捗状況の把握	所管課等より耐震診断報告書、耐震補強設計構造計算書等の資料を入手し、施設の視察、所管課等へのヒアリングを実施した。
③ 今後の大規模修繕の計画の把握	所管課へのヒアリング等により、今後の大規模修繕計画あるいは建て替えの計画の有無を確認した。

(6) 指定管理者制度の運用状況の検討

監査対象とした施設のうち、指定管理者制度を導入している施設（次表参照）について、所管課等から、指定管理者の募集要項、申請書及び添付資料、協定書、事業報告書等関連資料を入手し、所管課へのヒアリングを実施すること等により、指定管理者制度の導入から、制度を活用して公の施設の管理運営を行うまでの各段階における指定管理者制度の運用状況を検討した。

監査対象とした施設のうち指定管理者制度を導入している施設

施設名	指定管理者
○ 町田市民ホール	(財)町田市文化・国際交流財団
○ 町田市立総合体育館	日本テニス事業協会共同企業体 (社団法人日本テニス事業協会を主団体とし、株式会社ユニコーン、株式会社リパティヒルの計3団体で構成されている)
○ ふれあい桜館	社会福祉法人町田市福祉サービス協会
○ 鶴川第二学童保育クラブ	社会福祉法人明社会

第3 施設全体の総括的分析

1. 施設全体のコスト分析

(1) 町田市所有の施設の状況

① 町田市所有の建物と土地の概況

平成22年8月末時点で町田市が所有している建物と土地の概況を示せば以下の表のとおりである。

ここでは建物と土地をそれぞれ行政財産と普通財産に区分し、行政財産を庁舎、公園、市営住宅、学校及びその他の施設に区分している。普通財産は貸与資産等からなる。

平成22年8月末時点で町田市は延床面積で893,491㎡の建物を所有しており、その取得（建設あるいは購入等）のためにこれまで約1,777億円を支出している。なお、建物は取得後年数の経過によって劣化が進むため、建物の現在価値はこの額を大幅に下回っているものと推定される。

平成22年8月末現在町田市は6.75㎢の土地を有している。「平成21年全国都道府県市区町村別面積調」によると、平成21年10月1日時点の町田市域の全面積は71.63㎢であるから、町田市は市域全体の9.42%の土地を所有していることになる。またこれら土地の取得価格の合計は2,779億円である。

町田市所有の建物と土地の概況（平成22年8月末現在）

区分	用途	建物		土地	
		取得価格(千円)	延床面積(㎡)	取得価格(千円)	公簿面積(㎡)
行政財産	庁舎	5,894,491	28,796.50	8,857,327	48,671.46
	公園	3,832,349	15,133.35	164,413,971	3,349,016.66
	市営住宅	7,509,931	36,651.31	4,503,163	54,515.62
	学校	76,640,887	508,903.28	42,405,423	1,250,207.73
	その他の施設	82,413,243	293,390.60	34,464,714	864,309.01
	普通財産	1,469,446	10,616.58	23,284,696	1,189,320.71
	合計	177,760,347	893,491.62	277,929,296	6,756,041.19

（「建物現在高集計表」および「土地現在高集計表」より）

② 建物の用途別概況

以下の円グラフは、上表をベースとして建物の取得価格と延床面積を基準とした用途別の割合を示したものである。

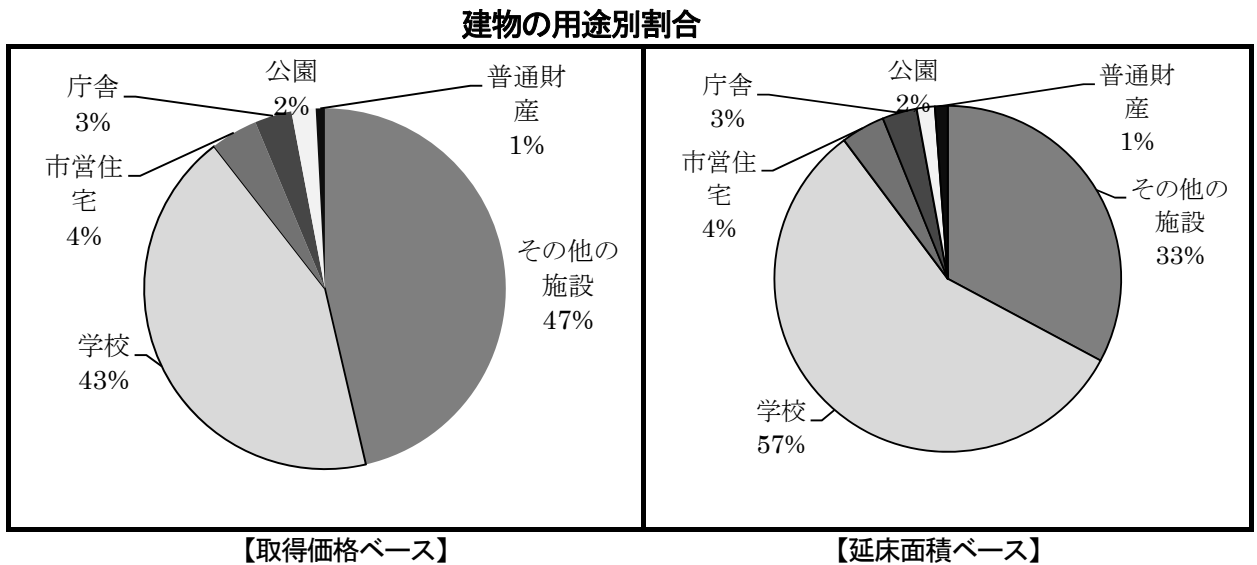
取得価格で見ると、その他の施設が約824億円で全体の47%を占めており最も多額となっている。次いで学校が約766億円で43%を占めており、以後、市営住宅（約75億円、全体の4%）、庁舎（約58億円、全体の3%）、公園（約38億円、全体の2%）、普通財産（14億円、全体の1%）と続いている。

延床面積で見ると順位が入れ替わる。最も面積が広いのは学校となり508,903㎡で全体の57%を占めている。その他の施設は学校の次となり293,390㎡で全体の33%を占めており、以後、市営住宅（36,651㎡、全体の4%）、庁舎（28,796

第3 施設全体の総括的分析

m²、全体の3%)、公園(15,133 m²、全体の2%)、普通財産(10,616 m²、全体の1%)と続いている。

このように町田市が所有している建物の中では学校とその他の施設が取得価格、延床面積とも大きな割合を占めている。ただし、その他の施設は様々な用途を持った施設の集まりであるため、実質的には学校(町田市立小学校・中学校)が町田市の有する建物の中で大きな割合を占めていることになる。



③ その他の施設の概況(建物種目別)

その他の施設の内訳を建物の種目別に示せば以下のとおりである。

その他の施設の建物種目別の状況(平成22年8月末現在)

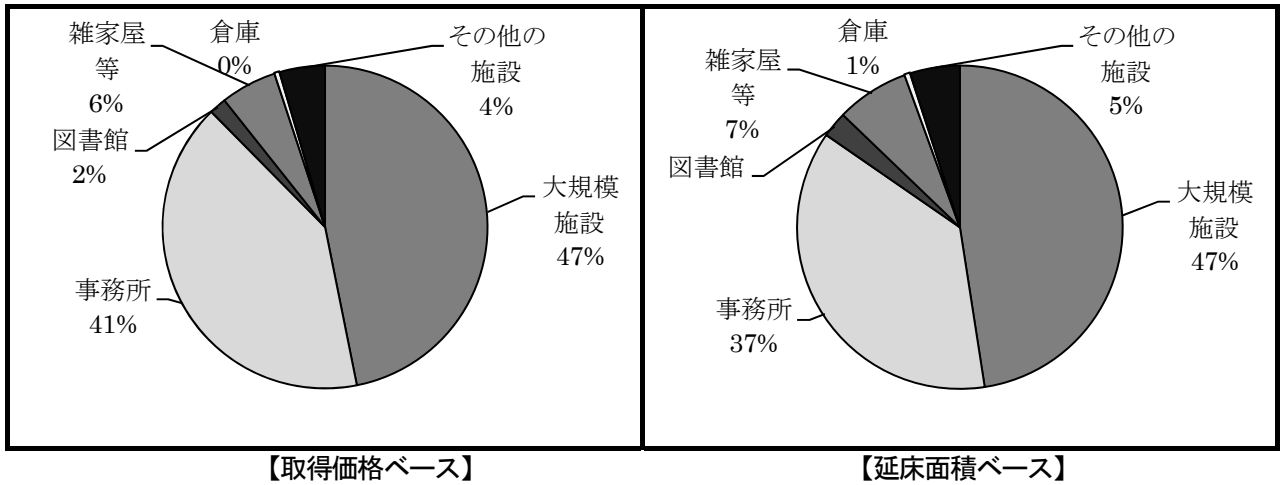
建物種目	建物	
	取得価格(千円)	延床面積(m ²)
大規模施設	38,599,948	139,483.69
事務所	33,599,888	108,782.35
図書館	1,415,880	7,522.81
雑家屋等	4,622,895	21,309.10
倉庫	422,605	1,698.65
その他	3,752,024	14,594.00
合計	82,413,243	293,390.60

上表の大規模施設とは、下水処理場(成瀬クリーンセンター、鶴見川クリーンセンター)や清掃工場(町田リサイクル文化センター)など大規模な設備が設置されている施設と、その施設に関連して設置されている倉庫や事務所などである。

次頁の円グラフは、上表をベースとして建物の取得価格と延床面積を基準としたその他の施設の建物種目別の割合を示したものである。

第3 施設全体の総括的分析

建物（その他の施設）の用途別割合



このようにその他の施設では大規模施設が取得価格ベース、延床面積ベースでも大きな割合を占めており、事務所がそれに次いでいる。

④ その他の施設の概況（所管課別）

その他の施設の内訳について、施設を所管している課ごとの取得価格、延床面積の合計及び主な施設名を示せば以下のとおりである。

その他の施設の所管課別の状況（平成22年8月末現在）

（単位：千円、㎡）

所属名称		取得価格	延床面積	主な施設
上下水道部	水再生課	15,371,956	28,949.37	鶴見川クリーンセンター
環境資源部	環境総務課	14,200,372	59,578.05	清掃工場ほか
文化スポーツ振興部	スポーツ振興課	10,304,022	33,507.61	町田市立総合体育館ほか
上下水道部	上下水道総務課	7,976,869	46,309.83	成瀬クリーンセンター
市民部	市民協働推進課	4,637,279	7,290.41	町田市民フォーラム・成瀬センターほか
いきいき健康部	高齢者福祉課	4,159,915	11,484.59	ふれあい 桜館・わくわくプラザ町田ほか
子ども生活部	大地沢青少年センター	2,581,868	7,323.01	町田市大地沢青少年センター
子ども生活部	児童青少年課	2,301,804	9,020.84	町田市子どもセンターばあんほか
生涯学習部	図書館	2,092,804	9,760.20	町田市立中央図書館ほか
文化スポーツ振興部	国際版画美術館	1,927,337	7,840.22	町田市立国際版画美術館
経済観光部	産業観光課	1,869,132	17,128.52	町田市京町田一丁目駐車場
子ども生活部	子育て支援課	1,455,276	5,027.38	森野保育園・町田保育園ほか
子ども生活部	ひなた村	1,451,967	2,281.09	町田市青少年施設ひなた村
文化スポーツ振興部	文化振興課	1,272,110	7,019.40	町田市民ホール・町田市フォトサロン
いきいき健康部	健康課	1,159,902	5,122.26	町田市健康福祉会館ほか
市民部	防災安全課	1,105,775	3,906.71	消防器具置場ほか
子ども生活部	すみれ教室	1,059,326	3,618.12	すみれ教室
地域福祉部	障がい福祉課	1,022,312	4,221.75	町田ダリア園ほか
市民部	市民課	1,003,087	2,713.82	木曽山崎センター・玉川学園文化センター
建設部	道路補修課	776,904	2,206.86	土木サービスセンターほか

第3 施設全体の総括的分析

所属名称		取得価格	延床面積	主な施設
生涯学習部	公民館	746,445	2,676.83	まちだ中央公民館
環境資源部	清掃事務所	651,284	2,943.04	リレーセンターみなみ・南収集事務所
建設部	交通安全課	642,417	3,615.84	成瀬駅南口自転車駐車場ほか
生涯学習部	生涯学習課	638,992	2,390.39	町田市立自由民権資料館ほか
地域福祉部	ひかり療育園	572,296	1,573.99	町田市ひかり療育園
建設部	道路管理課	527,719	954.82	JR 町田駅乗換こ線橋
環境資源部	環境保全課	396,855	1,693.24	境川クリーンセンター境川し尿処理場
経済観光部	農業振興課	220,088	842.69	町田市七国山ファーマーズセンターほか
文化スポーツ振興部	博物館	167,590	1,543.50	町田市立博物館・本町田遺跡公園
地域福祉部	福祉総務課	34,876	387.52	木曾福祉サービスセンター
市民部	忠生市民センター	32,570	258.35	上小山田センター
市民病院総務部	施設用度課	26,778	94.22	町田市民病院院内待合室
都市づくり部	公園緑地課	21,677	82.89	尾根緑道公衆トイレほか
上下水道部	工務課	2,610	10.16	南成瀬東町内会館(倉庫)
財務部	管財課	1,016	13.08	町田市役所第2 駐車場管理棟ほか
総計		82,413,243	293,390.60	

その他の施設を所管課別にみると、大規模施設である鶴見川クリーンセンターを所管する上下水道部水再生課、清掃工場を所管する環境資源部環境総務課、成瀬クリーンセンターを所管する上下水道部上下水道総務課、スポーツ施設を所管する文化スポーツ振興部スポーツ振興課が所管する建物が大きな割合を示している。

(2) 施設の管理運営コストの分析

① 分析対象とした施設

分析対象とした施設について次のとおりに用途別に分類した。

分析範囲に含めた施設

用途別分類	主な施設
(1) 市民センター等	市民センター、町田市民フォーラム、土木サービスセンター
(2) 文化施設	町田市民ホール、町田市立国際版画美術館、町田市立自由民権資料館
(3) 学習施設	まちだ中央公民館、町田市立中央図書館、町田市民文学館ことばらんど
(4) スポーツ施設	町田市立総合体育館、町田市立室内プール
(5) 青少年施設	子どもセンター、町田市青少年施設ひなた村、町田市大地沢青少年センター
(6) 高齢者福祉施設	高齢者福祉センター(ふれあい館)、わくわくプラザ町田
(7) 障がい福祉施設	町田ダリア園、町田リス園、町田市ひかり療育園
(8) 児童福祉施設	保育所、学童保育クラブ、すみれ会館
(9) 消防施設等	消防器具置場、防災倉庫
(10) その他の施設	町田市健康福祉会館、町田市自然休暇村、町田市原町田一丁目駐車場

② 行政コストの分析結果

次表は分析対象とした施設の平成21年度の行政コストの総額を示したものである

第3 施設全体の総括的分析

る。現金主義による行政コストは約 88 億円、減価償却費を加算した発生主義による行政コストは 103 億円と試算された。

表 1 分析対象とした施設の行政コスト

(単位:千円)

種類	発生主義による行政コスト					
	現金主義による行政コスト				減価償却費	総計
	事業費	人件費	営繕費等	合計		
(1) 市民センター等	611,838	777,836	314,408	1,704,082	325,550	2,029,632
(2) 文化施設	449,274	239,603	10,456	699,333	109,176	808,509
(3) 学習施設	415,563	677,700	228,262	1,321,526	72,350	1,393,876
(4) スポーツ施設	573,899	24,820	7,558	606,278	411,509	1,017,787
(5) 青少年施設	247,247	296,769	1,516	545,532	181,733	727,265
(6) 高齢者福祉施設	89,728	64,116	19,463	173,307	158,798	332,105
(7) 障がい福祉施設	450,191	189,468	18,145	657,804	59,822	717,626
(8) 児童福祉施設	1,185,069	1,318,157	333,874	2,837,100	58,908	2,896,008
(9) 消防施設等	45,619	14,693	—	60,312	44,189	104,501
(10) その他の施設	213,617	34,073	7,383	255,073	76,276	331,349
総計	4,282,048	3,637,235	941,069	8,860,352	1,498,311	10,358,663

(3) 今後 20 年間の施設更新費用の試算

① 建物の取得年別の内訳

平成 22 年 8 月末時点で町田市が所有している建物の取得価格と延床面積を当該建物の取得年代別に区分すれば以下のとおりである。

表 2 建物の取得年別の内訳

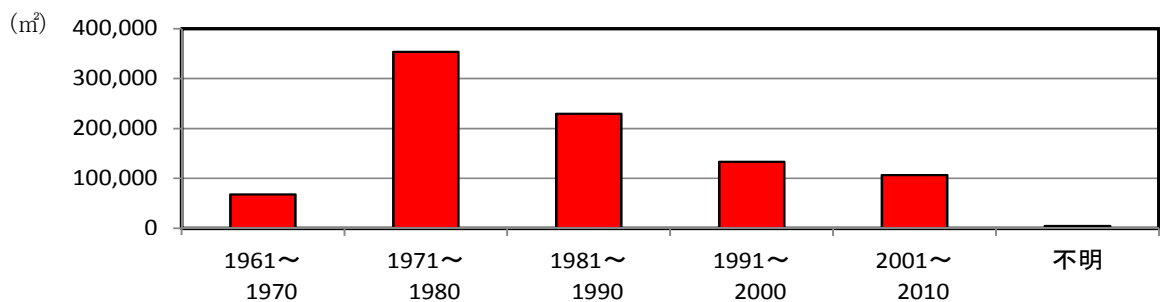
(単位:百万円、㎡)

築年	1961～ 1970	1971～ 1980	1981～ 1990	1991～ 2000	2001～ 2010	不明(※)	総計
取得価格	5,362	46,854	50,948	50,653	23,521	420	177,760
延床面積	67,584.50	353,188.53	229,068.72	132,819.76	106,471.87	4,358.24	893,491.62

※ 「建物明細現在高」に取得年の記載がなかったもの。

延床面積を取得年代別に比較して図示すれば以下のとおりである。

施設の年代別区分



第3 施設全体の総括的分析

以上から、平成22年8月末時点で町田市が所有している建物は、1971年（昭和46年）から1990年にかけて建てられたあるいは購入したものが多く、明らかである。今後これらの施設は更新の時期が来ることになる。

② 建物の更新費用試算

表2に含まれる建物について、築後30年が経過した時点で大規模改修を行い、築後50年で建替えを行うと仮定すると、建物の更新費用として今後20年間で約1,287億円が必要と試算される。

これらの仮定に従うと20年後には1980年以前に建設された建物が建替えの対象となり、1981年から2000年の間に建設された建物が大規模改修の対象となる。

「学校施設整備指針策定に関する調査研究協力者会議」が作成した「耐震化の推進など今後の学校施設整備の在り方について」（平成17年3月）では、既存施設の取り壊しに係る経費を含む建替えに要する建築単価を220千円/㎡、耐震補強や質的整備を図るための改修を含む大規模改修の建築単価を100千円/㎡と仮定している。

これら建築単価を用いると今後20年間における建物の更新費用の試算結果は、次表のとおり建替えに約925億円、大規模改修に約361億円で合わせて1,287億円となる。

表3 今後20年間における建物更新費用の試算

築年	1961～ 1970	1971～ 1980	1981～ 1990	1991～ 2000	2001～ 2010
築年数	築50年以上		築30年～49年		築30年未満
対策	建替え		大規模改修		不要
延床面積 (㎡)	67,584.50	353,188.53	229,068.72	132,819.76	106,471.87
	420,773.03		361,888.48		
工事単価 (千円/㎡)	220		100		—
工事費 (百万円)	92,570		36,188		—
			128,758		—

※ 築後30年が経過した時点で大規模改修を行い、築後50年で改築を行うと仮定。

※ 建替えの工事単価220千円/㎡、大規模改修の工事単価100千円/㎡と仮定。

※ これまでに実施された改修や、現在築年数が30年を超えた施設の改築までの大規模改修等は考慮していない。

町田市は市立病院を有しているが上表には含めていない。また道路や下水道などのインフラ資産も含めていない。これらも含めると設備の更新費用はさらに膨大になると見込まれる。

2. 施設分類別の状況と行政コスト分析

(1) 地域センター等

① 地域センター等

町田市の地域センター等の内訳は次のとおりである。

表4 町田市の地域センター等

(単位:千円、m²)

種類	建物		設置条例	所管部署	
	取得価格	延床面積		部	課
市民センター等					
忠生市民センター	254,810	1,433.1	町田市地域センター条例	市民部	忠生市民センター
南市民センター	647,996	2,117.3			南市民センター
鶴川市民センター	662,990	2,609.9			鶴川市民センター
堺市民センター	781,756	2,863.2			堺市民センター
小山市民センター	1,555,248	2,705.4			小山市民センター
なるせ駅前市民センター	910,796	2,076.6			なるせ駅前市民センター
上小山田センター	32,570	258.3			忠生市民センター
玉川学園文化センター	232,840	609.1			市民課
木曾山崎センター	770,246	2,104.6			市民課
南町田駅前連絡所	—	—			南市民センター
町田駅前連絡所	—	—			市民課
市民センター等合計	5,849,254	16,777.9	—	—	
コミュニティセンター					
成瀬センター	448,769	1,877.2	町田市地域センター条例		市民協働推進課
つくし野センター	135,463	1,003.4			
木曾森野センター	—	—			
三輪センター	308,127	1,189.5			
コミュニティセンター合計	892,359	4,070.1			
教育センター	—	—	—	学校教育部	指導課
土木サービスセンター	653,904	2,126.0	—	建設部	道路補修課
町田市民フォーラム	3,744,919	3,220.2	町田市民フォーラム条例	市民部	市民協働推進課
消費生活センター	—	—	町田市消費生活センター条例		
町田市子ども家庭支援センター	111,684	393.0	町田市子ども家庭支援センター条例	子ども生活部	子育て支援課
町田市文化交流センター	395,677	3,590.7	町田市文化交流センター条例	経済観光部	産業観光課
男女平等推進センター	—	—	町田市男女平等推進センター条例	市民部	市民協働推進課
総計	11,647,800	30,178.2	—	—	—

※ 上表に記載した「市民センター等」のうち南町田駅前連絡所と町田駅前連絡所を除いたものと、「コミュニティセンター」を地域センターという

第3 施設全体の総括的分析

地域センターとは、地域住民を主体とした市民の文化活動の高揚と福祉の増進を図り、もって豊かな地域社会づくりに寄与するために設置された施設である。地域活動の拠点としてホールや会議室などの市民利用施設を備えている。

町田市地域センター条例の別表第一では13の地域センターが規定されている。そのうち町田市忠生市民センター、鶴川市民センター、南市民センター、なるせ駅前市民センター、堺市民センター、小山市民センターの6施設は市役所の支所機能を有しており、玉川学園文化センターと木曽山崎センターの2施設は、住民票の写しの発行や印鑑登録証明書、母子健康手帳交付などの限られた業務をおこなう窓口を併設している。また、上小山田センターは市民利用施設のみで、常駐職員がいない施設となっている。

町田駅前連絡所、南町田駅前連絡所は、市民利用施設は備えておらず、町田市地域センター条例で定める地域センターには該当していないが、住民票の写しの発行や印鑑登録証明書、母子健康手帳の交付が受けられるなど、一定の支所機能を備えた施設である。

町田市はこれら市民センター等の建物の取得に58億円を支出している。

コミュニティセンター4施設は、町田市地域センター条例で定める地域センターである。市民センターとの違いは、市民利用施設のみで市役所の支所機能を備えていないことにある。

教育センターは、町田市立小・中学校教員の研究・研修や、市内の幼児から18歳までの子どものさまざまな相談（不登校・非行・友人関係・発達の問題・教育上の相談等）に応じている施設である。

土木サービスセンターは、建設部道路補修課が業務を行っている施設である。同課は主に道路や橋梁の維持補修事業を行っている。

町田市民フォーラムは、男女平等推進と消費者保護のための各種の市事業を展開し、男女平等推進団体、消費者保護団体、ボランティア団体や文化活動団体、市民活動団体等へ活動場所を提供する施設である。

消費生活センターは消費者の利益を守り、消費生活に係る必要な知識の普及及び情報提供を行い、並びに自主的活動を促進するための施設で、町田市民フォーラム3階に設置されている。

町田市子ども家庭支援センターは、地域において子どもと家庭に関する支援ネットワークを構築し、もって福祉の向上を図るために設置された施設である。

町田市文化交流センターは、市民に地域交流の場及び文化活動その他の活動の場を提供することにより、市民の文化活動の普及及び中心市街地への来訪の促進を図り、もって文化の振興及び中心市街地の活性化に寄与するために設置された施設である。

男女平等推進センターは、男女平等社会の形成の促進に関する施策の推進を図り、男女平等推進に関する市民の自主的活動を支援するための施設で、消費生活センターと同様に町田市民フォーラム3階に設置されている。

町田市では、これら施設の建設に約116億円（土地代を除く）を支出している。

第3 施設全体の総括的分析

② 行政コストの状況

地域センター等の行政コストの試算結果は次のとおりである。

表5 地域センター等の行政コスト

(単位:千円)

種類	発生主義による行政コスト					
	現金主義による行政コスト				減価償却費	総計
	事業費	人件費	営繕費等	合計		
市民センター等						
忠生市民センター	20,645					
南市民センター	32,342					
鶴川市民センター	29,867					
塚市民センター	39,989					
小山市民センター	26,344					
なるせ駅前市民センター	23,394					
上小山田センター	2,066					
玉川学園文化センター	13,114					
木曾山崎センター	25,255					
南町田駅前連絡所	12,110					
市民課駅前連絡所	18,749	15,497	—	34,246	—	34,246
市民センター等合計	243,878	526,497	246,051	1,016,427	116,979	1,133,406
コミュニティセンター						
成瀬センター	21,902					
つくし野センター	15,149					
木曾森野センター	14,526					
三輪センター	15,516					
コミュニティセンター合計	67,095	17,307	67,095	151,498	12,325	163,823
教育センター	79,238	60,274	—	139,512	—	139,512
土木サービスセンター	37,350	33,548	—	70,898	26,156	97,054
町田市民フォーラム	145,629	13,293	1,261	160,183	149,796	309,979
消費生活センター	6,351	28,676	—	35,027	—	35,027
町田市子ども家庭支援センター	9,965	67,881	—	77,846	4,467	82,313
町田市文化交流センター	10,722	—	—	10,722	15,827	26,549
男女平等推進センター	11,605	30,360	—	41,965	—	41,965
総計	611,838	777,836	314,408	1,704,082	325,550	2,029,632

地域センター等の現金主義によるコストは17.0億円、減価償却費を加算した発生主義ベースによるコストは20.2億円である。

地域センター等では市民センター等のコストが大きな割合を占めている。同施設の現金主義によるコストは10.1億円、発生主義によるコストは11.3億円である。

(2) 文化施設等

① 町田市の文化施設等

町田市の文化施設の内訳は次のとおりである。

第3 施設全体の総括的分析

表6 町田市の文化施設

(単位:千円、㎡)

種類	建物		設置条例	所管部署	
	取得価格	延床面積		部	課
町田市民ホール	1,197,183	6,651.0	町田市民ホール条例	文化スポーツ 振興部	文化振興課
町田市フォトサロン	74,926	368.4	町田市フォトサロン条例		博物館
町田市立博物館	167,590	1,543.5	町田市立博物館条例		国際版画美術館
町田市立国際版画美術館	1,927,337	7,840.2	町田市立国際版画美術館条例	生涯学習部	生涯学習課
町田市立自由民権資料館	369,527	911.2	町田市立自由民権資料館条例		
町田市考古資料室	127,935	663.6	町田市公庫資料室の公開に関する要綱		
農業関連施設					
町田市ふるさと農具館	164,651	404.6	町田市ふるさと農具館条例	経済観光部	農業振興課
町田市七国山ファーマーズセンター	30,985	326.2	町田市七国山ファーマーズセンター条例		
市民農園	22,070	77.9	町田市市民農園条例		
農業関連施設合計	217,706	808.7	—	—	—
総計	4,082,207	18,786.6	—	—	—

町田市立博物館は、歴史、民俗、美術、産業、自然科学等に関する資料を収集、保管、展示し、これらに対する市民の知識および教養の向上を図るために設置された施設である。

町田市立国際版画美術館は、内外にわたる美術・文化の交流の場として、版画を中心とする幅広い活動を展開し、市民の美術に関する知識及び教養の向上を図り、もって市民文化の発展に寄与するために設置された施設である。

町田市立自由民権資料館は、自由民権運動及び町田の歴史に関する資料を収集し、保管し、及び展示して、市民の利用に供し、自由民権運動と町田の歴史についての市民の理解を深めるために設置された施設である。

町田市ふるさと農具館は、昔から使われてきた農具及び農業の歴史に関する資料を収集し、保管し、及び展示して、市の農業の歴史及び農家の生活様式を紹介し、もって市民の農業に関する知識の普及を図るために設置された施設である。

町田市七国山ファーマーズセンターとは、市民の農とのふれあいの場及び地域交流の場を提供するために設置された施設である。

市民農園とは、市民が農作業を通じて土に親しみ、生産の喜びを味わうことにより、健康でゆとりのある生活に資するとともに、良好な都市環境の形成と農地の保全を図ることを目的として設置されている施設で、町田市市民農園条例には町田市金森市民農園など5つの市民農園が規定されている。

町田市では、これら施設の建設に約40億円(土地代を除く)を支出している。

② 行政コストの状況

上記の文化施設の行政コストの試算結果は次のとおりである。

第3 施設全体の総括的分析

表7 文化施設の行政コスト

(単位:千円)

種類	発生主義による行政コスト					
	現金主義による行政コスト				減価償却費	総計
	事業費	人件費	営繕費	合計		
町田市民ホール	119,088	9,615	5,565	134,269	47,887	182,156
町田市フォトサロン	11,018	0	0	11,018	2,997	14,015
町田市立博物館	113,916	54,915	0	168,831	1,091	169,922
町田市立国際版画美術館	155,746	124,737	890	281,374	38,546	319,920
町田市立自由民権資料館	24,124	28,359	0	52,483	7,390	59,873
町田市考古資料室	2,097	2,387	0	4,484	2,558	7,042
農業関連施設						
町田市ふるさと農具館	12,927					
町田市七国山ファーマーズセンター	6,370	19,590	4,000	46,871	8,707	55,578
市民農園	3,984					
農業関連施設合計	23,281	19,590	4,000	46,871	8,707	55,578
総計	449,274	239,603	10,456	699,333	109,176	808,509

文化施設の現金主義によるコストは6.9億円、減価償却費を加算した発生主義ベースによるコストは8.0億円である。

文化施設では国際版画美術館のコストが大きな割合を占めている。同施設の現金主義によるコストは2.8億円、発生主義によるコストは3.1億円である。

(3) 学習施設

① 町田市の学習施設

町田市の学習施設の内訳は次のとおりである。

表8 町田市の学習施設

(単位:千円、㎡)

種類	建物		設置条例	所管部署	
	取得価格	延床面積		部	課
まちだ中央公民館	746,445	2,676.8	町田市公民館条例		公民館
図書館					
中央図書館	1,273,245	5,968.5	町田市立図書館設置条例	生涯学習部	図書館
さるびあ図書館	90,798	1,318.1			
鶴川図書館	—	—			
金森図書館	—	—			
木曾山崎図書館	57,600	320.0			
堺図書館	—	—			
図書館合計	1,421,643	7,606.6			
町田市民文学館ことばらんど	671,161	2,153.6	町田市民文学館条例		
まちだ市民大学HATS陶芸スタジオ	31,995	355.5	まちだ市民大学HATS設置及び運営に関する規則	生涯学習部	生涯学習課
総計	2,871,244	12,792.5	—	—	—

第3 施設全体の総括的分析

図書館のうち地方公共団体が設置する図書館を公立図書館という。現在、町田市の公立図書館は中央図書館を始めとして6館が設置されている。

町田市民文学館は、町田市にゆかりのある文学者の著作、原稿、愛用品その他の資料及び市民の文学的著作等を収集し、保存し、及び展示して市民の利用に供するとともに、文学に関する調査研究及び知識の普及活動を行うことにより、市民の文学に関する知識及び教養の向上を図り、もって市民の文化活動の発展に資するために設置された施設である。

まちだ市民大学 HATS（ハッツ）（以下「ハッツ」という。）は、「あなたを励まし、地域を育てる」を基本理念に、一人一人の市民が創造的で充実した人生を送ることができるよう、また、地域づくりや地域文化の創造に主体的に参加できるように各種の講座事業を実施している。ハッツ陶芸スタジオは、ハッツが開催している陶芸講座が行われる施設である。

町田市では、これら施設の建設に約28億円（土地代を除く）を支出している。

② 行政コストの状況

学習施設の行政コストの試算結果は次のとおりである。

表9 学習施設の行政コスト

（単位：千円）

種類	発生主義による行政コスト					
	現金主義による行政コスト				減価償却費	総計
	事業費	人件費	営繕費	合計		
まちだ中央公民館	82,551	59,147	—	141,698	29,857	171,555
図書館						
中央図書館	194,425	331,783				
さるびあ図書館	23,490	79,086				
鶴川図書館	10,899	32,364				
金森図書館	23,847	48,467	228,262	1,067,209	28,431	1,095,640
木曾山崎図書館	11,298	33,791				
堺図書館	7,746	41,747				
図書館合計	271,708	567,238	228,262	1,067,209	28,431	1,095,640
町田市民文学館ことばらんど	58,362	51,315	—	109,677	13,423	123,100
まちだ市民大学HATS 陶芸スタジオ	2,940	—	—	2,940	639	3,579
総計	415,563	677,700	228,262	1,321,526	72,350	1,393,876

学習施設の現金主義によるコストは13.2億円、減価償却費を加算した発生主義ベースによるコストは13.9億円である。

学習施設では図書館のコストが大きな割合を占めている。同施設の現金主義によるコストは10.6億円、発生主義によるコストは10.9億円である。

(4) スポーツ施設

① 町田市のスポーツ施設

町田市のスポーツ施設の内訳は次のとおりである。

第3 施設全体の総括的分析

表 10 町田市のスポーツ施設

(単位:千円、㎡)

種類	建物		設置条例	所管部署	
	取得価格	延床面積		部	課
町田市立総合体育館	7,185,723	24,766.6	町田市体育施設条例	文化スポーツ振興部	スポーツ振興課
町田市立室内プール	3,006,556	8,344.1			
学校施設開放			町田市立学校施設の開放に関する条例		
学校施設開放	—	—			
夜間校庭開放 (木曽中学校)	4,944	12.4			
学校温水プール開放	—	—			
合計	4,944	12.4			
球場・テニスコート			町田市体育施設条例		
三輪みどり山球場	16,930	72.0			
町田下水処理場 テニスコート	53,300	248.1			
合計	70,230	320.0			
スポーツ広場	20,326	42.3	町田市スポーツ広場利用支援事業実施要綱		
総計	10,287,780	33,485.4	—	—	—

町田市体育施設条例第1条では、市民のスポーツの振興と体力づくりの推進を図り、もって市民の健康で文化的な生活の向上に寄与するため、町田市体育施設（以下「スポーツ施設」という。）を設置すると規定している。

学校教育法第85条、社会教育法第44条及びスポーツ振興法第13条の規定に基づき、町田市立小・中学校の施設（以下「学校施設」という。）を積極的に開放することにより、市民の文化、スポーツ等の地域活動の場として活用することを目的として、町田市立学校施設の開放に関する条例が定められている。

「学校開放」とは、学校教育に支障のない範囲で、町田市教育委員会が指定する時間帯に学校施設を市民の利用に供することをいい、同条例では、体育館、校庭、プール、特別教室、温水プール、校庭照明設備(校庭を含む)及びその他の学校施設のうち、教育委員会が指定するものを学校開放の対象となる施設と定めている。

町田市では、これら施設の建設に約102億円（土地代を除く）を支出している。

② 行政コストの状況

上記のスポーツ施設の行政コストの試算結果は次のとおりである。

表 11 スポーツ施設の行政コスト

(単位:千円)

種類	発生主義による行政コスト					
	現金主義による行政コスト				減価償却費	総計
	事業費	人件費	営繕費	合計		
町田市立総合体育館	251,137	7,720	7,558	266,416	287,428	553,844
町田市立室内プール	203,890	2,667	—	206,557	120,262	326,819

第3 施設全体の総括的分析

種類	発生主義による行政コスト					
	現金主義による行政コスト				減価償却費	総計
	事業費	人件費	営繕費	合計		
学校施設開放						
学校施設開放	7,677					
夜間校庭開放 (木曾中学校)	1,621	7,541	—	98,180	197	98,377
学校温水プール開放	81,340					
合計	90,639	7,541	—	98,180	197	98,377
球場・テニスコート						
三輪みどり山球場						
町田下水処理場 テニスコート	10,120	3,446	—	13,566	2,809	16,375
合計	10,120	3,446	—	13,566	2,809	16,375
スポーツ広場	18,112	3,446	—	21,558	813	22,371
合計	573,899	24,820	7,558	606,278	411,509	1,017,787

スポーツ施設の現金主義によるコストは6.0億円、減価償却費を加算した発生主義ベースによるコストは10.1億円である。

スポーツ施設では町田市立総合体育館（以下「総合体育館」という。）のコストが大きな割合を占めている。総合体育館の現金主義によるコストは2.6億円、発生主義によるコストは5.5億円である。

なお町田市は上表以外にもスポーツ施設を設置している。

都市公園法及び同法に基づく命令に定めるもののほか、市立公園の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする町田市立公園条例では、市が設置する公園施設で、有料で利用させるものを有料公園施設と定義している。この有料公園施設の中にスポーツ施設が含まれている。

有料公園施設に含まれているスポーツ施設を示すと以下のとおりとなる。

有料公園施設に含まれているスポーツ施設

公園（緑地）	有料公園施設		
	球場／グラウンド	テニスコート	その他
町田中央公園	町田市民球場	町田中央公園テニスコート	サン町田旭体育館
野津田公園	野津田球場	野津田公園テニスコート	町田市立陸上競技場
	上の原グラウンド	—	—
小野路公園	小野路球場	—	—
	小野路グラウンド	—	—
相原中央公園	相原中央グラウンド	相原中央テニスコート	—
鶴川中央公園	鶴川球場	鶴川中央公園テニスコート	—
鶴川1号緑地	—	鶴川第2テニスコート	—
鶴間公園	—	鶴間公園テニスコート	—
日向山公園	藤の台球場	—	—

第3 施設全体の総括的分析

公園（緑地）	有料公園施設		
	球場／グラウンド	テニスコート	その他
忠生公園	忠生公園ソフトボール場	—	—
木曾山崎公園	木曾山崎グラウンド	—	—

※ 有料公園施設とされているスポーツ施設については行政コスト分析の対象外とした。

(5) 青少年施設

① 町田市の青少年施設

町田市の青少年施設の内訳は次のとおりである。

表 12 町田市の青少年施設

(単位:千円、㎡)

種類	建物		設置条例	所管部署	
	取得価格	延床面積		部	課
子どもセンター			町田市子どもセンター条例 町田市学童保育クラブ設置条例	子ども生活部	児童青少年課
子どもセンター「ばあん」	474,526	1,338.9			
南大谷子どもクラブ	—	—			
玉川学園子どもクラブ	—	—			
子どもセンター「つるっこ」	377,517	1,600.9			
子どもセンター「ぱお」	434,091	1,179.0			
合計	1,286,135	4,118.8			
町田市青少年施設ひなた村	1,451,967	2,281.1	町田市青少年施設ひなた村条例		ひなた村
町田市大地沢青少年センター	1,805,283	4,449.0	町田市大地沢青少年センター条例		大地沢青少年センター
総計	4,543,386	10,849.0			

子どもセンターは、楽しいあそびと子ども文化創造の場を提供し、もって児童の健全な育成と子育て支援のために設置された施設である。

町田市青少年施設ひなた村は、社会教育活動の一環として、青少年の豊かな人間性を伸ばし心身の健全な育成を図るために設置された施設である。

町田市大地沢青少年センターは社会教育活動の一環として、恵まれた自然環境の中で、青少年の創造力を生かし人間性を豊かにする野外活動を行い、青少年の健全な育成を図り、あわせて市民の福祉の増進のために設置された施設である。

町田市では、これら施設の建設に約45億円（土地代を除く）を支出している。

② 行政コストの状況

青少年施設の行政コストの試算結果は次のとおりである。

第3 施設全体の総括的分析

表 13 青少年施設の行政コスト

(単位:千円)

種類	発生主義による行政コスト					
	現金主義による行政コスト				減価償却費	総計
	事業費	人件費	営繕費	合計		
子どもセンター						
子どもセンター「ばあん」	18,160					
南大谷子どもクラブ	5,717					
玉川学園子どもクラブ	36,200	179,067	1,516	278,828	51,444	330,272
子どもセンター「つるっこ」	19,845					
子どもセンター「ぱお」	18,320					
合計	98,245	179,067	1,516	278,828	51,444	330,272
町田市青少年施設ひなた村	32,050	63,835	—	95,885	58,078	153,963
町田市大地沢青少年センター	116,952	53,867	—	170,819	72,211	243,030
総計	247,247	296,769	1,516	545,532	181,733	727,265

青少年施設の現金主義によるコストは5.4億円、減価償却費を加算した発生主義ベースによるコストは7.2億円である。

青少年施設では子どもセンターのコストが大きな割合を占めている。同施設の現金主義によるコストは2.7億円、発生主義によるコストは3.3億円である。

(6) 高齢者福祉施設

① 町田市の高齢者福祉施設

町田市の高齢者福祉施設の内訳は次のとおりである。

表 14 町田市の高齢者福祉施設

(単位:千円、㎡)

種類	建物		設置条例	所管部署	
	取得価格	延床面積		部	課
高齢者福祉センター					
ふれあい桜館(小山田)	1,532,454	2,823.8	町田市高齢者福祉センター条例	いきいき健康部	高齢者福祉課
ふれあいもみじ館(金森)	78,372	580.5			
ふれあいいちよう館(鶴川)	90,590	719.5			
ふれあいくぬぎ館(木曾山崎)	—	—			
ふれあいけやき館(堺)	—	—			
ふれあいまっこく館(町田)	—	—			
合計	1,701,417	4,123.8			
わくわくプラザ町田	739,334	1,490.6	町田市わくわくプラザ条例		
在宅サービスセンター					
玉川学園高齢者在宅サービスセンター	583,327	1,396.9	町田市高齢者在宅サービスセンター条例		
本町田高齢者在宅サービスセンター	326,130	999.9			
デイサービス高ヶ坂	170,605	585.8			

第3 施設全体の総括的分析

種類	建物		設置条例	所管部署	
	取得価格	延床面積		部	課
デイサービスあいほら	160,669	599.2	—	いきいき健康部	高齢者福祉課
その他	378,976	1,719.7			
合計	1,619,708	5,301.5			
成瀬あおぞら会館	23,267	290.8	—	—	—
町田市薬師台高齢者生活訓練施設	76,188	277.8	町田市薬師台高齢者生活訓練施設条例	—	—
総計	4,159,915	11,484.6	—	—	—

高齢者福祉センターとは、高齢者の福祉の向上を図るため、老人福祉法第15条第5項の規定に基づく老人福祉センターとして設置された施設である。

わくわくプラザ町田とは、町田市内に居住する高齢者の社会参加及び能力活用並びに地域交流の促進を図り、もって高齢者福祉及び地域福祉の増進に寄与するため設置された施設である。

在宅サービスセンターとは、市内の介護を要する在宅の高齢者等を通所させ、介護保険法に基づくサービス等を提供することにより、その者が尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援するため設置された施設である。

町田市には玉川学園高齢者在宅サービスセンターを始めとして在宅サービスセンターが13施設設置されている。

町田市薬師台高齢者生活訓練施設とは、高齢者に対し介護支援機能、居住機能、地域住民との交流機能等を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活をおくれるよう支援するため設置された施設である。

町田市では、これら施設の建設に約41億円（土地代を除く）を支出している。

② 行政コストの状況

高齢者福祉施設の行政コストの試算結果は次のとおりである。

表15 高齢者福祉施設の行政コスト

(単位:千円)

種類	発生主義による行政コスト					
	現金主義による行政コスト				減価償却費	総計
	事業費	人件費	営繕費	合計		
高齢者福祉センター						
ふれあい桜館(小山田)	36,878	64,116	19,463	157,118	64,432	221,550
ふれあいもみじ館(金森)	11,815					
ふれあいいちよう館(鶴川)	15,374					
ふれあいくぬぎ館(木曾山崎)	1,194					
ふれあいけやき館(堺)	5,042					
ふれあいもっこ館(町田)	3,231					
合計	73,538	64,116	19,463	157,118	64,432	221,550
わくわくプラザ町田	13,641	—	—	13,641	29,573	43,214

第3 施設全体の総括的分析

種類	発生主義による行政コスト					
	現金主義による行政コスト				減価償却費	総計
	事業費	人件費	営繕費	合計		
在宅サービスセンター						
玉川学園高齢者在宅サービスセンター						
本町田高齢者在宅サービスセンター	2,548	—	—	2,548	60,816	63,364
デイサービス高ヶ坂						
デイサービスあいほら						
その他						
合計	2,548	—	—	2,548	60,816	63,364
成瀬あおぞら会館	—	—	—	—	930	930
町田市薬師台高齢者生活訓練施設	—	—	—	—	3,047	3,047
総計	89,728	64,116	19,463	173,307	158,798	332,105

高齢者福祉施設の現金主義によるコストは1.7億円、減価償却費を加算した発生主義ベースによるコストは3.3億円である。

高齢者福祉センターの現金主義によるコストは6施設で約1.5億円であるが、同様に施設数の多い(13施設)在宅サービスセンターのコストは2.5百万円に留まっている。これは在宅サービスセンターの管理は指定管理者が行っており、指定管理者が介護報酬等で管理運営コストを賄っているためである。

(7) 障がい福祉施設

① 町田市の障がい福祉施設

町田市の障がい福祉施設の内訳は次のとおりである。

表 16 障がい福祉施設の内訳

(単位:千円、㎡)

種類	建物		設置条例	所管部署	
	取得価格	延床面積		部	課
心身障がい者通所施設					
町田ダリア園	197,319	634.7	—	地域福祉部	障がい福祉課
町田リス園	162,200	594.0	—		
町田市ころみ農園	82,286	319.6	町田市ころみ農園条例		
町田市大賀藕絲館	447,728	1,016.6	町田市大賀藕絲館条例		
町田市わさびだ療育園	260,487	678.0	町田市通所療育施設条例		
合計	1,150,021	3,243.0	—		
授産センター					
町田市授産場	33,796	1,562.9	町田市授産センター条例	地域福祉部	障がい福祉課
町田市美術工芸館	—	—			
合計	33,796	1,562.9			
町田市ひかり療育園	572,296	1,574.0	町田市障がい者福祉センター条例	地域福祉部	障がい福祉課
総計	1,756,114	6,379.8	—	—	—

第3 施設全体の総括的分析

町田ダリア園は、関東以西で最大のダリア園で、年間を通し四季折々の草花を栽培し販売している。

町田リス園は、約2,500平方メートルの広場の中にタイワンリスが放し飼いにされており、来園者は中で直接エサを与えられることができる施設である。

町田市こころみ農園は、市内に在宅する心身に障がいがある者に対し、就労の場所を提供し、あわせて、社会生活に対応できる生活指導を行うことにより、一般社会への復帰の促進を図るために設置された施設である。

町田市大賀藕絲館は、障がい者に対し、障害者自立支援法に基づくサービスを提供することにより、一般社会への参加の促進を図るために設置された施設である。

町田市わさびだ療育園は、障がい者に対し、障害者自立支援法に基づくサービスを提供することにより、地域で豊かな生活を送ることができるように支援するために設置された施設である。

授産センターは、障がい者に対し、障害者自立支援法に基づくサービスを提供することにより自立及び社会参加を促進し、並びに就職が困難な者に対し、就労の場を提供することにより生活の安定及び福祉の向上を図るために設置された施設である。

障がい者に対し、障害者自立支援法に基づくサービスその他の福祉に関するサービスを提供することにより、社会参加と自立を助長し、障がい者福祉の増進を図るために設置された施設である。

町田市では、これら施設の建設に約17億円（土地代を除く）を支出している。

② 行政コストの状況

障がい福祉施設の行政コストの試算結果は次のとおりである。

表 17 障がい福祉施設の行政コスト

(単位:千円)

種類	発生主義による行政コスト					
	現金主義による行政コスト				減価償却費	総計
	事業費	人件費	営繕費	合計		
心身障がい者通所施設						
町田ダリア園	15,536					
町田リス園	73,773					
町田市こころみ農園	21,084	44,538	18,145	338,067	35,580	373,647
町田市大賀藕絲館	6,401					
町田市わさびだ療育園	158,588					
合計	275,383	44,538	18,145	338,067	35,580	373,647
授産センター						
町田市授産場	43,222	2,504	—	45,726	1,351	47,077
町田市美術工芸館	81,426	—	—	81,426	—	81,426
合計	124,649	2,504	—	127,153	1,351	128,504
町田市ひかり療育園	50,158	142,426	—	192,584	22,891	215,475
総計	450,191	189,468	18,145	657,804	59,822	717,626

第3 施設全体の総括的分析

障がい福祉施設の現金主義によるコストは6.5億円、減価償却費を加算した発生主義ベースによるコストは7.1億円である。

障がい福祉施設では町田ダリア園を始めとする心身障がい者通所施設のコストが大きな割合を占めている。心身障がい者通所施設の現金主義によるコストは3.3億円、発生主義によるコストは3.7億円である。

(8) 児童福祉施設

① 町田市の児童福祉施設

町田市の児童福祉施設は次のとおりである。

表 18 児童福祉施設の内訳

(単位:千円、m²)

種類	建物		設置条例	所管部署	
	取得価格	延床面積		部	課
保育園			町田市立保育園設置条例	子ども生活部	子育て支援課
こうさぎ保育園	144,000	694.3			
森野保育園	415,195	852.2			
本町田保育園	7,275	119.0			
金森保育園	263,760	829.3			
大蔵保育園	13,303	405.7			
山崎保育園	19,796	385.1			
わかば保育園	25,877	407.1			
町田保育園	392,359	723.4			
森野三丁目保育園	62,025	218.3			
合計	1,343,591	4,634.4			
学童保育クラブ			町田市学童保育クラブ設置条例	子ども生活部	児童青少年課
つくし野学童保育クラブ	72,140	262.4			
高ヶ坂けやき学童保育クラブ	64,873	236.5			
七国山学童保育クラブ	64,870	280.7			
図師学童保育クラブ	59,482	237.5			
その他	738,902	3,694.5			
合計	1,000,269	4,711.6			
すみれ教室	1,059,326	3,618.1	町田市子ども発達センター条例		すみれ教室
総計	3,403,187	12,964.1			

町田市は市立保育園を9園設置している。

学童保育クラブとは、小学校に就学している低学年児童(以下「学童」という。)で家庭において保護者の適切な保護を受けられない者に対して組織的に指導を行い、もって学童の事故防止と心身の健全な育成を図るために設置されている施設である。平成22年8月末現在で町田市は40園の学童保育クラブを設置しており、それら建物の取得に10億円を支出している。

すみれ教室とは、心身の発達に遅れのある乳幼児及び心身の発達に心配のある

第3 施設全体の総括的分析

乳幼児（いずれも小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下これらを「障がい児」という。）の自立のために必要な相談、指導及び訓練を行うことにより、障がい児の福祉の向上を図るため設置された施設である。すみれ教室は児童福祉法第43条に規定する知的障害児通園施設に関する事業などを行っている。なお、同法は知的障害児通園施設を、知的障害のある児童を日々保護者の下から通わせて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設と定義している（児童福祉法第43条）。

町田市では、これら施設の建設に約34億円（土地代を除く）を支出している。

② 行政コストの状況

児童福祉施設の行政コストの試算結果は次のとおりである。

表19 児童福祉施設の行政コスト

(単位:千円)

種類	発生主義による行政コスト					
	現金主義による行政コスト				減価償却費	総計
	事業費	人件費	営繕費	合計		
保育園						
こうさぎ保育園	18,730					
森野保育園	19,269					
本町田保育園	10,841					
金森保育園	20,059					
大蔵保育園	14,752	1,021,987	323,914	1,687,177	19,278	1,706,455
山崎保育園	15,973					
わかば保育園	130,058					
町田保育園	20,598					
森野三丁目保育園	90,992					
合計	341,276	1,021,987	323,914	1,687,177	19,278	1,706,455
学童保育クラブ						
つくし野学童保育クラブ						
高ヶ坂けやき学童保育クラブ						
七国山学童保育クラブ	731,735	80,096	9,960	821,791	39,630	861,421
図師学童保育クラブ						
その他						
合計	731,735	80,096	9,960	821,791	39,630	861,421
すみれ教室	112,057	216,074	—	328,131	—	328,131
総計	1,185,069	1,318,157	333,874	2,837,100	58,908	2,896,008

児童福祉施設の現金主義によるコストは28.3億円、減価償却費を加算した発生主義ベースによるコストは28.9億円である。

保育園は、事業費は3.4億円だが人件費は10.2億円で人件費が事業費の3倍となっている。一方、学童保育クラブは事業費が7.3億円で人件費は0.8億円に留まっている。

学童保育クラブは40施設中33施設（平成22年4月1日現在）が指定管理者

第3 施設全体の総括的分析

制度を導入している。市が指定管理者に支払う指定管理料は事業費に含まれているため、学童保育クラブは事業費が大きくなっていると思われる。

なお、保育園はわかば保育園と森野三丁目保育園の2園が指定管理者制度を導入している。そのためこの2園は事業費が大きくなっている。

(9) 消防施設等

① 町田市の消防施設等

町田市は消防器具置場や防災倉庫など複数の消防施設等を設置している。それら消防施設等を一括して示せば以下のとおりとなる。

表 20 消防施設等の内訳

(単位:千円、m²)

種類	建物		設置条例	所管部署	
	取得価格	延床面積		部	課
消防施設等	1,104,735	3,895.2	—	市民部	防災安全課

② 行政コストの状況

消防施設等の行政コストの試算結果は次のとおりである。

表 21 消防施設等の行政コスト

(単位:千円)

種類	発生主義による行政コスト					
	現金主義による行政コスト				減価償却費	総計
	事業費	人件費	営繕費	合計		
消防施設等	45,619	14,693	—	60,312	44,189	104,501

消防施設等の現金主義によるコストは0.6億円、減価償却費を加算した発生主義ベースによるコストは1.0億円である。

(10) その他の施設

① 町田市のその他の施設

町田市のその他の施設のうち主なものの内訳は次のとおりである。

表 22 その他の施設の内訳

(単位:千円、m²)

種類	建物		設置条例	所管部署	
	取得価格	延床面積		部	課
町田市健康福祉会館	1,159,902	5,122.3	町田市健康福祉会館条例	いきいき健康部	健康課
町田市自然休暇村	776,585	2,874.0	町田市自然休暇村条例	子ども生活部	大地沢青少年センター
町田市原町田一丁目駐車場	419,340	6,989.0	町田市原町田一丁目自動車駐車場に関する条例	経済観光部	産業観光課
総計	2,355,827	14,985.2	—	—	—

第3 施設全体の総括的分析

健康福祉会館は、市民の健康の保持及び増進を図り、もって福祉の向上に寄与するために設置された施設である。

町田市自然休暇村は、市民の自然と親しむレクリエーション活動並びに青少年の社会教育活動及び学校教育活動の普及振興を図り、もって市民及び青少年の健康で文化的な生活の向上に寄与するために設置された施設である。

原町田一丁目駐車場は、駐車料金を徴収する自動車駐車場である。

町田市では、これら施設の建設（取得）に約23億円（土地代を除く）を支出している。

② 行政コストの状況

その他の施設の行政コストの試算結果は次のとおりである。

表 23 その他の施設の行政コスト

(単位:千円)

種類	発生主義による行政コスト					
	現金主義による行政コスト				減価償却費	総計
	事業費	人件費	営繕費	合計		
町田市健康福祉会館	53,386	28,119	5,531	87,036	46,396	133,432
町田市自然休暇村	95,268	4,229	1,852	101,349	29,880	131,229
町田市原町田一丁目 駐車場	64,962	1,725	—	66,687	—	66,687
総計	213,617	34,073	7,383	255,073	76,276	331,349

その他の現金主義によるコストは2.5億円、減価償却費を加算した発生主義ベースによるコストは3.3億円である。

3. 施設の横断的論点と監査の意見

(1) 施設に係る歳入と歳出（行政コスト）情報の開示

【概要】

これまでの行政コストの分析で明らかなように、町田市が所有する施設に係る平成21年度の行政コストは、現金主義ベースで約88億円、減価償却費を含めた発生主義ベースで103億円となっている。（表1（20頁）参照）。上記の分析では、行政コストに見合う歳入情報の全体像を集計していないが、監査上選定した15の個別施設の分析においては、歳入と歳出の絶対額及び割合は、以下のとおりとなっている。

施設名	歳入(千円)	歳出(千円)	歳入歳出割合(%)
堺市民センター	3,060	99,732	3.1
町田市民フォーラム	11,538	123,702	9.3
町田市民ホール	3,803	119,088	3.2
町田市立国際版画美術館	25,812	155,746	16.6
まちだ中央公民館	8,263	186,699	4.4
町田市立中央図書館	—	418,883	—
町田市立総合体育館	—	258,696	—
町田市立学校温水プール	9,928	81,340	12.2
町田リス園	54,396	46,572	116.8
ふれあい桜館	—	36,877	—
町田市健康福祉会館	816	51,964	1.6
町田市青少年施設ひなた村	2,304	78,992	2.9
玉川学園クラブこころ児童館	3,864	35,632	10.8
鶴川第二学童保育クラブ	4,359	17,385	25.1
金森保育園	24,792	158,267	15.7
合計	152,935	1,869,575	8.2

15施設を合わせた歳出に対する歳入割合を現金主義ベースでみると8.2%で一割以下であり、歳出が歳入を大幅に上回っていることが明白である。歳出に減価償却費を含めた発生主義で見た場合、この割合は一段と低くなり、施設の行政コストの大部分が税金で賄われていることがわかる。また、町田リス園を除き、収支差額が黒字となっている施設はない。この傾向は町田市が所有する全施設を合わせても同様であると推定できる。

個別施設単位、施設の分類単位（市民センター、文化施設、スポーツ施設、福祉施設等）、並びに施設全体の運営に係る行政コストの絶対額、年度間増減額及び傾向値等について、町田市の住民が理解できる方法で十分な情報開示が行われてきたとは言い難い。

【監査の意見】

町田市は、施設の歳入及び歳出に係る情報を定期的かつ簡潔に開示し、住民が施設に係る行政コストの負担額（割合）の実態を理解し、各施設の受益者負担の適正性、施設の管理運営コストの適正性等により適切な関心を持ち、市の財政改革の諸施策により良い理解と合意が図られる手立てを検討すべきである。

(2) 受益者負担の見直しの必要性

【概要】

① 施設を利用する公共サービスの区分基準

町田市は様々な施設を設置して公共サービスを提供しているが、市が提供している公共サービスの性質は一様ではない。

町田市は平成22年8月に「受益者負担の適正化に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を公表しており、その中で公共サービスを分類する基準を示している。基本方針で示されている公共サービスの区分方法は、市民の視点から見ても合理的であると思われるため、本報告書でもこの区分方法に従って施設を利用する公共サービスの性質を区分する。

※ 公共サービスを区分する基準

○ サービスが基礎的なものか、選択的なものか

- ・ 基礎的なもの…市民生活の基盤となるサービス
生活形態に応じて日常生活を営む上で最低限必要なサービス
- ・ 選択的なもの…上記「基礎的なもの」以外の、生活や余暇をより快適で潤いのあるものにするサービス

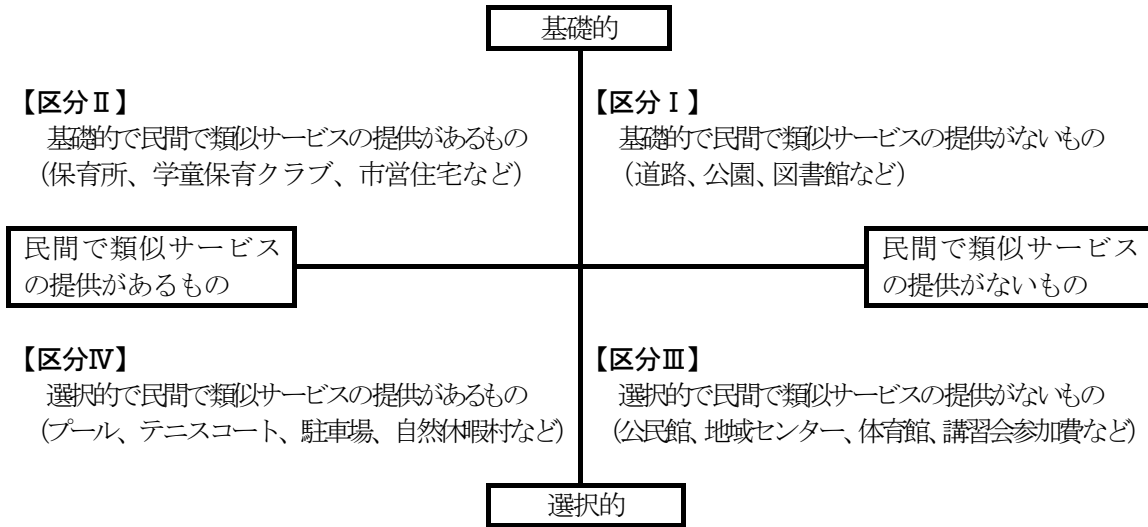
○ 民間で類似サービスの提供があるものか、提供がないものか

② 区分基準に従ったサービス区分

上記①で示した基準により、公共サービスを次の4つに区分する。

<p>区分Ⅰ…基礎的で民間で類似サービスの提供がないもの 市民生活に不可欠であり、基礎的なもので公共性が高く行政による提供が必要なサービス(道路、公園、下水道、ごみ処理、図書館など)</p>
<p>区分Ⅱ…基礎的で民間で類似サービスの提供があるもの 市民生活の基盤となるサービスであるが民間で類似サービスの提供があるもの(保育所、学童保育クラブ、市営住宅など)</p>
<p>区分Ⅲ…選択的で民間で類似サービスの提供がないもの 生活や余暇をより快適で潤いのあるものにするサービスで、民間で類似サービスの提供がないもの(公民館、地域センター、体育館、講習会参加費など)</p>
<p>区分Ⅳ…選択的で民間で類似サービスの提供があるもの 生活や余暇をより快適で潤いのあるものにするサービスで、民間でも類似サービスの提供があるもの(プール、テニスコート、駐車場、自然休暇村など)</p>

図1 施設を利用する公共サービスの区分



③ 受益者負担の原則

受益者負担の原則とは、行政が提供するサービスを特定の者が利用して利益を受ける場合、そのサービスにかかる経費については利益を受けた者が負担すべきであるという考え方である。特定の利用者に限ってサービスを受けるような場合は、利用者と利用しない人との負担の公平性の観点から、その利用者に費用負担を求めるべきであるという考え方が基本にある。

町田市では、行政サービスの受益者負担の適正化を図ることを目的として、受益者負担の基本的な考え方などを示した基本方針を平成22年8月に策定・公表しており、今後、この基本方針を基に使用料や手数料などの見直しを進めるとしている。

④ サービス区分別の負担の考え方と受益者負担割合

基本方針では、受益者負担の適正化の原則として、次の2項目を掲げている。

受益者負担の適正化の2原則

原則	内容
負担公平の原則	特定の者が行政サービスを利用し受益関係が生じる場合、利用する者と利用しない者との負担の公平を図る観点から、受益の範囲内において原価を基本とした料金設定と適時適切な見直しが必要である。
負担均衡の原則	行政サービスの公共性の程度に基づいて、税で負担すべき部分と利用者が負担すべき部分との均衡を考慮することが必要である。

(基本方針より)

また、上記原則および図1に示したサービス区分に従い、受益者負担割合を次のとおりに定めている。

公共サービスの区分と負担割合

区分	負担割合	摘要
区分Ⅰ	0%	市民生活に不可欠であり、基礎的なもので公共性が高い。行政による提供が必要なサービスであり、サービスに係る費用は税で負担する。
区分Ⅱ	50%	特定の個人に対する必需的なサービスで、行政がサービス提供を行っているが民間でもサービス提供されているものであり、サービスに係る費用は税と受益者とが負担する。
区分Ⅲ	50%	個人の嗜好や価値観によって必要性が異なるものであり、選択性が高いが、非採算的サービスであるもの。サービスに係る費用は税と受益者とが負担する。
区分Ⅳ	100%	他の区分に比べて行政が提供する必然性が少ない。選択性が高く、採算的なサービスであるもの。サービスに係る費用は受益者が負担する。

(基本方針より)

【監査の意見】

① 受益者負担のあり方の見直しについて

町田市では、行政サービスの受益者負担の適正化を図ることを目的に、受益者負担の基本的な考え方などを示した基本方針を平成22年8月に策定・公表しており、今後、この基本方針を基に使用料や手数料などの見直しを進めるとしている。

町田市では、町田市行財政改革推進委員会受益者負担部会が平成11年5月に受益者負担報告書を作成、公表している。受益者負担報告書の考え方は町田市の受益者負担のあり方の基本となるものであったが、実際には必ずしも受益者負担報告書に従った対応とはなっていなかった。

例えば、施設の維持管理には町田市の一般財源が充当されているが、景気の変動等により一般財源の充当額が変化すると施設の充実度が変化する可能性があり、必要な修繕が行われない場合などは利用者の不信感を招く可能性もある。そこで、受益者負担報告書では、使用料収入の一定割合を基金積み立てに充てることで財源を確実に確保できる方法を要請しているが、現状ではそのような対応を図っている施設は見受けられなかった。

基本方針は、サービス区分の定義など受益者負担報告書から見直しがなされている部分もあるが、負担割合を含め基本的な考え方は大きく変化していない。また、受益者負担報告書および基本方針で示されている考え方は市民の視点から見ても合理性があると考えられる。

市においては、受益者負担報告書および基本方針に掲げられた考え方にに基づき、受益者負担の見直しを進めていく必要がある。

② 受益者負担の対象となる行政コスト

受益者負担の適正化を図る際に重要となるのは、負担の対象となる行政コストの範囲を明確にすることである。

基本方針では、市が提供するサービスに係る費用を算出し、これを受益者負担額算出の根拠として、行政財産の使用料については人件費、維持管理費をサービス原価の対象としている。また、不動産等の基盤整備に相当する経費やサービス利用者の受益の範囲に該当する部分以外の共用スペース等にかかる経費は対象外

としている。

基本方針のサービス原価の考え方は合理的であると考えますが、受益者負担の見直しを進めるにあたっては、サービス原価（人件費、維持管理費）の内容をより具体化して提示しておくことが望ましい。

サービス原価の範囲として次の例が考えられる。

サービス原価の対象範囲の例

対象コスト		範囲	
維持管理費	需用費	消耗印刷費	維持管理に直接必要なもの(事務消耗品経費を含む。)
		燃料費	施設運営に係るもの
		光熱水費	すべて
		修繕費	建物及び設備等の修繕に係るもの (ただし、1件あたり一定額以上のものは除く。)
	役務費	手数料	施設維持・備品維持に係る手数料(ただし、当該物品の貸出で別途使用料を徴収するものに係る手数料は除く。)
		災害保険料	建物・利用者に係る災害保険料
	委託料	清掃、機械警備、保守点検、管理委託などすべて	
	使用料及び賃借料	機器リース等に係るもの	
	原材料費	施設維持等に係る原材料費すべて	
	備品購入費	施設運営等に係る備品購入費(一定額未満のもので、車両及び当該物品の貸出で別途使用料を徴収するものに係る購入費は除く。)	
人件費	職員等にかかる人件費	使用申請の受付や使用料の徴収事務、各種保守契約等事務など施設の維持管理に従事している人件費	

職員等にかかる人件費は、原則として職員区分ごと（正規職員、臨時職員及び嘱託職員）に業務実態を精査し、従事人数の割合をそれぞれ求め、年間に占める従事期間を考慮した上で、職員区分ごとの年間平均人件費を乗じて人件費を算定し、その合計額とすることも一つの方法である。

また、基本方針では不動産等の基盤整備（施設建設費、土地購入費などの資本的経費）に相当する経費をサービス原価の対象外としている。

資本的経費については、サービス原価に含めて受益者負担の対象とするべきであるという考え方もあるが、資本的支出によって取得した施設（土地・建物）は市民共通の財産であり、そのための支出はすべての市民に利用の機会を提供するための経費として捉え、サービス原価の対象外とすることが望ましいと考える。

(3) 使用料が無料となっている施設等への対応

【概要】

市民が利用可能な施設の中には、使用料を徴収していない施設が見受けられる。

【監査の意見】

受益者負担の適正化の観点から、現在無料となっている施設（高齢者福祉センター、中央公民館など）については、受益者負担のあり方を再検討する必要がある。

① 高齢者福祉センター

高齢者福祉センター（ふれあい館）とは、高齢者の福祉の向上を図るため、老人福祉法第15条第5項の規定に基づく老人福祉センターとして設置された施設である。

老人福祉センターは、老人福祉法に規定する老人福祉施設の一つで、地域の高齢者に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって高齢者に健康で明るい生活を営ませることを目的とする施設である。利用料は原則無料とされているが、必要により費用を徴収することも認められている。

例えば、ふれあい桜館は、介護予防のための各種イベント（歌、踊り、ゲーム等）や教養教室の開催、また健康器具の利用やマッサージサービス、さらには入浴も可能な施設となっているが、マッサージ以外は全て無料となっている。しかしながら、利用者が固定化していることより受益者負担のあり方は再検討の余地もある。少なくとも入浴など実費負担分の料金を徴収するなど、料金徴収のあり方を見直す必要がある。

② 中央公民館

中央公民館における施設及び附帯設備の使用料金は、社会教育法に定められた目的で使用する場合は原則無料という取り扱いになっている。また、営利目的利用や不特定多数の方による利用などは制限されている。

中央公民館は事前登録団体制を採用しており、社会教育法に定められた目的であるか否かの判断は利用団体の登録時に判断されている。

一方、中央公民館に近接して設置されている市民フォーラムについては、特定の団体を除き市民活動団体や文化活動団体が利用する場合は原則として施設使用料を徴収している。

現状の利用実態をみると中央公民館と市民フォーラムの分けあいは役割の違いが明確となっていない。そのため、中央公民館も市民フォーラムも利用者サイドから見れば、同じような利用実態にもかかわらず、かたや料金負担、かたや無料となっておりバランスが適切に保たれていないと思われる。

このことについては、利用状況をより詳細に分析することなどにより、中央公民館と市民フォーラムのそれぞれの役割を見直していく必要がある。

両施設のそれぞれの役割について、明確な差別化を図ることが難しい場合には、中央公民館と市民フォーラムの利用方法（申込み方法や使用料の取り扱いなど）を可能な限り共通化する必要がある。

第3 施設全体の総括的分析

共通化する場合には、受益者負担の観点から中央公民館も原則として施設使用料を徴収する方法に改めることが望ましい。

市民フォーラムの使用団体と申請期間

区分	団体	申込期間	使用料
1	男女平等推進センター登録団体 消費生活センター事業協力団体 町田ボランティア・センター登録団体	(ホール) 7ヶ月前の月の初日から使用日まで (活動諸室) 3ヶ月前の月の初日から使用日まで	(ホール) 有料 (活動諸室) 免除
2	市民活動団体 文化活動団体	(ホール) 6ヶ月前の月の初日から使用日まで (活動諸室) 2ヶ月前の月の初日から使用日まで	(ホール) 有料 (活動諸室) 有料

※ 優先団体となるには、あらかじめ男女平等推進センター、消費生活センターまたはボランティア・センターでの登録が必要となる。

(4) 行政財産の目的外使用許可の効果の把握

【概要】

① 行政財産の目的外使用許可と使用料

地方公共団体は、保有する行政財産についてその用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる（地方自治法第238条の4第7項）。これを行政財産の目的外使用許可という。

また、地方公共団体は同条の規定に基づいて行政財産の目的外使用許可を行う場合に、行政財産を使用する者から使用料を徴収することができる（地方自治法225条）。

この規定を受けて町田市では町田市行政財産使用料条例（以下「使用料条例」という。）を定めており、別に定めがある場合を除き使用料条例に基づいて使用料を徴収している。

② 使用料の減額または免除

使用料条例第5条において、市長及び町田市教育委員会（以下「市長等」という。）は、次表の条件のいずれかに該当する場合は、使用料を減額または免除（以下「減免」という。）することができるものと規定されている。

使用料条例で定める減免の条件

使用料条例	
(1)	国又は地方公共団体において、公用又は公共用に供するため使用するとき。
(2)	市の指導監督を受け、市の事務、事業を補佐し、又は代行する団体において、補佐又は代行する事務、事業の用に供するため使用するとき。
(3)	災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急用施設として使用するとき。
(4)	前各号のほか、特に必要があると認めるとき。

第3 施設全体の総括的分析

③ 行政財産の目的外使用許可（無償）の例

次表は本庁舎、森野分庁舎、中町分庁舎、中町第2分庁舎及び中町第3分庁舎（以下「本庁舎等」という。）について、平成22年9月1日現在行われている目的外使用許可のうち、使用許可先から使用料を徴収していないものである。

次表によると、国や地方公共団体（東京都）に対して無償で使用許可を行っているものが見受けられる。また、町田市身体障害者福祉協会や町田市母子福祉会など福祉系の団体に対して、自動販売機や公衆電話の設置のための使用許可（無償）を行っている。

本庁舎等の目的外使用許可の状況（平成22年9月1日現在）

本庁舎等	種別	面積	相手方	備考
本庁舎	建物	0.01 m ²	国土交通省国土地理院	四等三角点1基(金属標)設置(屋上)
本庁舎	土地 建物	10 m ² 117.55 m ²	自治労町田市職員労働組合	組合事務所、組合宣伝車駐車場
本庁舎	建物	0.48 m ²	(株)京せん堂	市民課 市政情報モニター設置
本庁舎	建物	計 12.925 m ²	町田市身体障害者福祉協会	売店(B1F)、公衆電話5台(1,4,6F)、自動販売機2台(1,4F)
本庁舎	建物	8 m ²	東京都知事	大気中微小粒子状物質の採取のための測定装置設置(屋上)
本庁舎	土地 建物	車4台分 38.2 m ²	町田記者会代表	町田市政・その他町田市に関する情報収集し、公知するための拠点としての記者事務所、駐車場
本庁舎	土地	0.48 m ²	郵便事業(株)町田支店	郵便差出箱1基設置(南側)
本庁舎	土地	0.48 m ²	郵便事業(株)町田支店	郵便差出箱1基設置(北側)
本庁舎	建物	14 m ²	町田市母子福祉会	地下売店の運営
本庁舎	建物	計 0.58 m ²	東京都知事	厚木基地理発着の航空機騒音データ収集の為の測定装置設置(塔屋屋上0.1 m ² 塔屋1階無線機室0.48 m ²)
本庁舎	建物	396.10 m ²	町田市職員互助会	地下職員食堂の設置
本庁舎	土地	1 m ²	町田警察署	防犯広告塔、夜間電灯設置
本庁舎	土地	看板1基	町田税務署	町田税務署所在地案内板設置
本庁舎	建物	20 m ²	東京都(環境局 大気保全課)	A棟屋上 大気汚染総合測定室設置(大気汚染法第22条)
本庁舎	建物	6.00 m ²	関東総合通信局長	超短波遠隔方位設定設備設置(屋上)
本庁舎	土地	18.17 m ²	パーク24(株)	駐車場所在案内、満空表示版等設置
森野分庁舎	建物	1.65 m ²	町田市身体障害者福祉協会	公衆電話1台、自動販売機2台
中町分庁舎	建物	1.38 m ²		自動販売機3台
中町第2庁舎	建物	2.44 m ²		公衆電話1台、自動販売機3台
中町第3庁舎	建物	0.53 m ²		自動販売機1台
	土地	0.48 m ²	郵便事業(株)町田支店	郵便差出箱1基設置

【監査の意見】

無償での目的外使用許可を行うことの効果の把握

飲料の自動販売機の場合、通常、福祉系の団体は飲料会社等と契約を結び、当該飲料会社が自動販売機を設置して、その売り上げの一定割合を福祉系の団体に支払うことになる。福祉系の団体は自動販売機設置に伴う電気料金を負担することもあるが、設置料を負担せず、手数料収入を自らの活動資金に充当できるメリットがある。

福祉系の団体に行政財産の目的外使用許可を行い、使用料を減免することは当該団体の活動資金の確保という面からみて合理性があると考えられる。ただし、市としては使用料を減免することによって、当該団体にどの程度のメリットが生じているのかについては把握しておくことが望ましい。

福祉系の団体に対する自動販売機や公衆電話設置のための使用許可については、本庁舎等だけではなく、他の市有施設でも広く行われている。

個別施設の監査の対象とした市民フォーラムにおいては、社会福祉法人に使用許可を行っており、同法人は喫茶店を営み自動販売機を設置している。この喫茶店の経営状況について、当該団体の決算書によると、手数料収入よりも市へ支払っている電気料金の方が上回っており、自動販売機の設置によって損失が生じている状況となっていた。

このことについて、決算書の正確性も含めて事実関係を市担当課に確認したところ、監査当初は明確な回答を得ることができず、市として無償で使用許可を行う効果をどこまで把握しているのか不明確な状況であった。

福祉系の団体に対して無償で行政財産の使用許可を行うことは市の政策に属することであるが、政策として行っている以上、その効果（使用許可先がどの程度活動資金を確保できているか等）については把握しておく必要がある。今回の事例は一例であり、他の施設も同様の状況とは言い切れないが、本来徴することができる使用料を減免していることの効果あるいは意義については、十分に意識しておく必要がある。

(5) 有料化検討の必要性

【概要】

町田市の施設においては多くの施設で施設に付随する駐車場が無料となっている。市有施設に付随する主な無料駐車場は以下のとおりである。

主な無料駐車場

施設		摘要(駐車場面積)	所管課
地域センター	忠生市民センター	315.9 m ²	忠生市民センター
	鶴川市民センター	駐車場(365.0 m ²)、第2駐車場(1,029.0 m ²)、第3駐車場(915.0 m ²)	鶴川市民センター
	南市民センター	駐車場(264.0 m ²)、第2駐車場(217.6 m ²)	南市民センター
	堺市民センター	駐車場(830.0 m ²)、第2駐車場(1,249.0 m ²)	堺市民センター
	小山市民センター	448.4 m ²	小山市民センター

第3 施設全体の総括的分析

施設		摘要(駐車場面積)	所管課
	木曽山崎センター	駐車場(約200㎡)、第2駐車場(1,661.8㎡)	市民課
	成瀬センター	540.0㎡	市民協働推進課
	木曽森野センター	432.0㎡	
	三輪センター	370.0㎡	
教育センター		1,359.0㎡	指導課(教育センター)
町田市立博物館		9台(町田市ホームページより)	博物館
町田市立国際版画美術館		2,948.7㎡	国際版画美術館
町田市民文学館ことばらんど		60.0㎡	図書館(文学館)
子どもセンター	子どもセンターばあん	915.7㎡	児童青少年課
	子どもセンターつるっこ	6,894.6㎡	
	子どもセンターばお	2,202.0㎡	
町田市青少年施設ひなた村		2,566.0㎡	ひなた村
町田市大地沢青少年センター		第1駐車場(1,064.0㎡)、第2駐車場(3,538.0㎡)	大地沢青少年センター
町田市ひかり療育園		210㎡	ひかり療育園
すみれ教室		79.5㎡	すみれ教室
小学校開放利用者の駐車場使用	旧本町田西小学校	800.0㎡	施設課(学校施設管理センター)
	旧忠生第五小学校	800.0㎡	
	旧忠生第六小学校	350.0㎡	
	旧緑ヶ丘小学校	400.0㎡	
町田市立学校温水プール	鶴川中学校温水プール	42台	スポーツ振興課
	南中学校温水プール	46台	
公園	芹ヶ谷公園	250.0㎡	公園緑地課
	真光寺公園	310.0㎡	
	山王塚公園	150.0㎡	
	鶴間公園	駐車場(2,370.0㎡)、(管理)駐車場(55.0㎡)	
	その他	薬師池公園、相原中央公園、日向山公園 野津田公園、小野路公園、鶴川中央公園 忠生公園	

【監査の意見】

① 駐車場の使用料の徴収方法の考え方

現状においては市有施設の駐車場の多くが無料となっているが、受益者負担の適正化の観点から、これら駐車場は有料とすることを原則として対応を図っていく必要がある。

行政財産に付随する駐車場の使用料を徴収する方法には次の3つが考えられる。

これらの方法は行政財産の種類や、対象となる行政財産の利用目的以外の市民が駐車場を利用する可能性、行政財産の利用ができない夜間や休日等への対応などを勘案して最良の方法を選択する必要がある。

行政財産に付随する駐車場の使用料の徴収方法

方法	内容
1) 条例化	公の施設として条例により設置し、条例で使用料を定める。
2) 行政財産の使用許可	特定の団体へ行政財産の使用許可を行い、当該団体が自ら料金を設定して徴収を行う方法
3) 行政財産の貸付制度	行政財産の貸付制度を用いて、駐車場管理を行う一般の民間会社へ貸し付けて運営する方法

② 公園の駐車場について

1) の方法は、もともと法律等に公の施設の一部として駐車場の設置が予定されている場合が該当し、公園に付随する有料駐車場が該当する。

都市公園法では、都市計画法で規定する都市計画区域内に設置する公園等と、当該公園に設ける公園施設を含めて「都市公園」と定義しており、公園施設に含まれるものの一つとして駐車場が規定されている（都市公園法第2条第2項第7号）。

また、都市公園法及び同法に基づく命令で定めるもののほか、地方公共団体が設置する都市公園については、その設置及び管理に必要な事項は条例で定めるとされている（都市公園法第18条）。町田市は、都市公園法及び法に基づく命令に定めるもののほか、市立公園の設置及び管理について必要な事項は町田市立公園条例の定めによることとなる。したがって、都市公園に付随する駐車場を有料化する場合には同条例の見直しで対応することとなる。

町田市立公園条例では、市が設置する公園施設で、有料で利用させるものを有料公園施設と定義している。

次表に示した都市公園には有料公園施設が設置されているが、下線部を付した都市公園には駐車場が付随している。このうち駐車場が有料となっているのは町田中央公園のみで、そのほかの駐車場は無料となっている。

このように有料公園施設が設置されている都市公園の間でも駐車場の利用者負担のあり方が異なっている。このことについては市としての統一的な考え方を明確にする必要がある。

また、有料公園施設が設置されている公園だけに駐車場の有料化を限定する具体的な理由もないため、その他の公園等についても駐車場の有料化を検討する必要がある。

有料公園施設が設置されている町田市の都市公園

都市公園名	有料公園施設の名称	
民権の森公園	町田ぼたん園	
町田中央公園	サン町田旭体育館	町田市民球場
	町田中央公園テニスコート	
野津田公園	町田市立陸上競技場	野津田球場
	上の原グラウンド	野津田公園テニスコート
小野路公園	小野路球場	小野路グラウンド
相原中央公園	相原中央グラウンド	相原中央テニスコート
鶴川中央公園	鶴川球場	鶴川中央公園テニスコート

第3 施設全体の総括的分析

都市公園名	有料公園施設の名称
鶴川1号緑地	鶴川第2テニスコート
鶴間公園	鶴間公園テニスコート
日向山公園	藤の台球場
忠生公園	忠生公園ソフトボール場
木曾山崎公園	木曾山崎グラウンド

(町田市立公園条例より)

駐車場が有料となっている有料公園施設が設置されている都市公園

駐車場の名称	利用単位	利用料金
サン町田旭体育館駐車場 町田中央公園駐車場	2時間	100円

※ 2時間に満たない時間がある場合は、これを2時間とする。ただし、入場して30分以内に退場した場合は、無料とする。
(町田市立公園条例より)

③ 庁舎等の公用施設の駐車場について

庁舎等の公用施設の駐車場が無料の場合、駐車場の立地によっては来庁者以外の者が当該駐車場を利用する可能性もある。このことは来庁者の駐車場利用に支障をきたし、近隣の優良民間駐車場の利用率にも影響を与える可能性がある。

来庁者以外の利用が考えられ、ある程度利用者を制限する必要性が高い駐車場であれば、原則有料として来庁者に対しては状況により駐車料金の減額や免除を考慮することが望ましい。

町田市においては、本庁舎駐車場、第2駐車場、中町第三庁舎駐車場の3つを有料化しているが、来庁者は用務先（用務課）などで所要の手続きを行えば、駐車時間が一定の時間を超えない限り無料として取り扱っている。市役所の支所的機能を有する市民センター（地域センター）の駐車場などもこのような有料化の方法を採り入れることが望ましい。

庁舎等の公用施設を含め、公園以外の行政財産に付随する駐車場の使用料を徴収する方法としては、2) 行政財産の（目的外）使用許可と3) 行政財産の貸付制度が考えられる。

一般に、目的外使用許可が一時的な使用を前提とした制度であるのに対し、行政財産の貸付制度は可能な限り長期安定的な利用を可能とした制度であるといわれている。短期的、暫定的な駐車場であるならば目的外使用許可という選択肢もあるが、庁舎等の駐車場として長期的に利用するのであれば貸付制度が適しているといえる。

貸付制度を採用した場合は貸付先と契約を締結することになる。地方自治法は、「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」（地方自治法第234条）と定めており、契約相手先を選定する場合は競争入札が原則となる。

競争入札、特に一般競争入札を採用すれば競争性を働かせることが可能で、契約相手先を選定するプロセスの透明化も図ることができる。ただし競争入札は価格競争であるから価格面に特化してしまい、受託希望者が企図するサービス内容

やサービス水準が十分に考慮されない側面も持つ。

駐車場の貸付においても、受託希望者が企図しているサービス内容やサービス水準を十分に考慮する必要があるのであれば、プロポーザル方式を採用することも一つの方法である。

プロポーザル方式とは、公募または指名により複数の者（受託希望者）からその目的に合致した企画を提案してもらい、最も優れていると思われる者を選ぶ方式である。駐車場の場合には、例えば、駐車料金や当該庁舎等が開庁していない夜間や休日等の対応についても受託希望者から提案を募ることが考えられる。

③ その他の駐車場について

公園や庁舎等の公用財産に付随する以外の駐車場についても有料を原則として、施設の性質や当該施設の利用者の状況により駐車料金の減額や免除を考慮することが望ましい。

特に、選択的で民間で類似サービスの提供がある施設（区分Ⅳ）に付随する駐車場については駐車料金の減額や免除も限定的に考えることが望ましい。

(6) 使用料の算定と徴収の合理化・効率化の必要性

【概要】

① 使用料条例の規定

使用料条例では使用料は1月あたりの額により算出するものとし、その額は財産の種類及び使用の状況に応じ、次の各号に定めるところによるとしている。

使用料の算定方法（使用料条例より）

行政財産	使用料の算定方法
土地	当該土地の位置、形状、環境、使用の態様等を考慮して算定した当該土地の適正な価格に1,000分の2.5を乗じて得た額
建物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物の推定再建築費、耐用年数、経過年数、維持及び保存の状況、利用効率等を考慮して算定した当該建物の適正な価格に1,000分の6を乗じて得た額 ○ 建物の敷地に相当する面積の土地について、前号により算出した土地の使用料に相当する額 ※ 建物の一部を使用させる場合には、前号により算出した当該建物の全部についての使用料に相当する額に、当該建物の延べ面積に対する使用面積の割合を乗じて得た額 ※ 建物以外の工作物を使用させる場合には、当該工作物の種類に応じ、土地又は建物の使用料の例により算出して得た額

② 使用料算定方法の問題点

1) 施設の利用状況を考慮していない

使用料は本来であれば施設の利用状況に応じて設定されることが望ましいが、現状においてはそのような算定方法とはなっていない。

自動販売機を例に挙げると、市有施設内に自動販売機の設置を許可した場合も、原則として使用料条例に基づいて使用料を徴収している。しかしながら、スポー

ツ施設に置いてある自動販売機と庁舎内に置いてある自動販売機とでは利用状況は異なるものと思われる。現在の使用料の算定方法はそのような利用状況の違いを反映していない。

2) 同じ用途の施設でも使用料に差異が生じてしまう

現在の使用料の算定方法は利用状況を加味しておらず、使用許可を行う行政財産の土地や建物の「適正な価格」を用いて算定している。適正な価格は行政財産ごとに異なるため、設置場所によって徴収する使用料に違いが生じる。そうなる利用者数は少ないが使用料が高く算定されてしまうケースも考えられる。

3) 算定過程の煩雑化と検証の困難化

現在の使用料の算定方法は使用許可を行う行政財産ごとに土地や建物の「適正な価格」を用いて算定することとなっている。そのため使用許可を行う行政財産ごとに「適正な価格」を把握する手間と行政財産ごとに使用料を算定する手間がかかる。また、第三者が使用料の算定過程の正確性を検証する場合も一定の手間がかかる。

【監査の意見】

使用料条例に定める使用料の算定方法にはいくつかの問題点が見受けられ、見直しが望まれる。

特に市有施設の自動販売機の設置に伴う行政財産の使用料については、算定方法を見直している地方公共団体が見受けられ、町田市としても検討が望まれる。

① 使用状況に見合った使用料の算定方法

行政財産の使用状況に見合った使用料の算定方法としては、自動販売機の設置者に提案してもらうことも一つの方法である。

例えば、平成21年1月13日の信濃毎日新聞朝刊によると長野県長野市は市庁舎など市有施設への自動販売機の設置について、平成23年度から一般競争入札を導入するとしている。

長野県長野市は、現在は個々の業者に「行政財産の目的外使用」の許可を出しており、条例に基づき使用料を徴収している。この方法に対して平成23年度は、事業年度開始前に入札を行い、貸付料の予定価格以上の最高価格で応札した入札者を設置事業者として選ぶ方法に変更するとしている。また、同紙によると長野県内では県をはじめ5市が既に一般競争入札を導入している。

また、静岡県沼津市は、売上高に一定の比率を乗じたものを自動販売機の設置使用料としている。例えば清涼飲料水の自動販売機であれば、売上高の10%、たばこの自動販売機であれば売上高の4%としている。

② 事務の効率化のための使用料の算定方法

事務の効率化を図るために使用料の算定方法の見直しを図るのであれば、使用料を単純化することも一つの方法である。

第3 施設全体の総括的分析

例えば、大阪府は自動販売機を設置する場合の使用料を3段階に区分している。

大阪府の自動販売機の使用料（年額）

- | | |
|--|---|
| a. 0.5 m ² 未満のもの | : 8,700 円 |
| b. 0.5 m ² 以上1 m ² 未満のもの | : 17,300 円 |
| c. 1 m ² 以上のもの | : 1 m ² 19,000 円、1 m ² を超える部分1,800 円/0.1 m ² |

また、奈良県橿原市は、1 m²あたりの設置使用料を年額 2,800 円と定め、算定方法をさらに単純化している。

現在の町田市の使用料の算定方法は、他の多くの地方公共団体でも見られるものであるが、行政財産の用途に適した使用料の徴収、あるいは事務の効率性の観点からみると見直しが望まれる。

(7) 附属設備の市民への周知と使用料のあり方

【概要】

施設には様々な附属設備が設置されている。

施設に設置されている附属設備を使用する場合は原則として使用料を支払う。

町田市民フォーラム、地域センター、町田市民ホール、町田市立国際版画美術館、まちだ中央公民館、町田市青少年施設ひなた村が備えている附属設備とその使用料は次のとおりである。

町田市民フォーラムの附属設備とその使用料

名称	使用単位	金額
グランドピアノ	1 台 1 回	1,500 円
ホール内ビデオ上映設備一式	1 式 1 回	1,500 円
視聴覚室内ビデオ上映設備一式	1 式 1 回	1,500 円
可動式ビデオ上映設備一式	1 式 1 回	1,000 円
書画カメラ	1 台 1 回	500 円

※単位の1回は、施設の使用時間に相当する時間とする。

(町田市民フォーラム条例より)

地域センターの附属設備とその使用料

名称	附帯設備	使用料
町田市忠生市民センター	グランドピアノ	半日につき 500 円 全日につき 800 円
同 鶴川市民センター		
同 南市民センター		
同 なるせ駅前市民センター		
同 堺市民センター		
同 小山市民センター		
同 玉川学園文化センター		
同 木曽山崎センター		
同 成瀬センター		
同 つくし野センター		
同 木曽森野センター		
同 三輪センター		

第3 施設全体の総括的分析

- 1 「半日」とは、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時30分から午後10時までとする。
- 2 「全日」とは、午前9時から午後5時まで、午後1時から午後10時まで又は午前9時から午後10時までとする。
(町田市地域センター条例より)

町田市民ホールの附属設備とその使用料

附帯設備	種別	単位	金額
ホール	楽屋設備	1室、1区画又は1枚	5,000円
	舞台設備	1台、1本、1個、1双、1掛、1枚、1脚、1組、1キロワット又は1式	10,000円
	照明設備	1列、1台、1本、1個、1枚、1キロワット、1式又は1セット	23,500円
	音響設備	台、1本、1チャンネル、1キロワット又は1式	4,500円
	映写設備	1台、1個又は1式	10,000円
	その他	1枚又は1式	10,000円
会議室、練習室又はギャラリー	音響設備等	1台、1本、1双又は1式	2,000円

※ 附属設備の利用料金は、前項の利用単位のうち、午前、午後及び夜間の区分ごとにそれぞれ徴収する。
(町田市民ホール条例より)

町田市立国際版画美術館の附属設備とその使用料

附属設備の名称	単位	使用料	摘要
スポットライト	1台1日	150円	
展示台	1台1日	300円	
テーブル	1台1日	100円	
テーブルクロス	1枚1回	750円	
放送設備一式	1式1回	750円	マイクロホン・アンプ

※単位の1回は、施設の使用時間に相当する時間とする。
(町田市立国際版画美術館条例施行規則より)

まちだ中央公民館の附属設備とその使用料

附属設備の名称		使用単位	使用料(円)
ホール内	グランドピアノ	1台1回	1,500
	ビデオ上映設備一式	1式1回	1,500
視聴覚室内ビデオ上映設備一式		1式1回	1,500
可動式ビデオ上映設備一式		1式1回	1,000
音楽室内ドラムセット		1式1回	1,000

※ 附属設備の使用単位「1回」とは、施設の使用時間に相当する時間とする。
(町田市公民館条例より)

町田市青少年施設ひなた村の附属設備とその使用料

名称		使用単位	金額
グランドピアノ	ホール(屋内運動場)	1回につき	2,500円
	レクリエーションルーム	1回につき	500円
照明セット	音楽会用	1回につき	1,000円
	演劇用	1回につき	2,500円
音響セット		1回につき	1,500円

※ 使用単位「1回」とは、施設の使用承認を受けた時間とする。

(町田市青少年施設ひなた村条例より)

【監査の意見】

① 附属設備の周知のあり方

今回は、監査対象として個別に検討した施設の附属設備とその使用料を抽出したが、このように各施設は様々な附属設備を備えている。

抽出した施設の附属設備を見る限り共通的な設備が見受けられるが、どの施設にどのような附属設備が備わっていてどのようなことができるのか、ということをも市民に効果的に周知していくことが課題となる。

例えば、堺市民センターには卓球台が設置されており、ホールでの使用が可能となっているが、そのことは町田市ホームページ等には公開されていない。この卓球台は利用率が高いとのことで、ある程度市民に周知されているとは思われるが、周知状況は必ずしも十分ではないと思われる。

一部の市民だけが知っている、という状況は望ましいものではない。市としては情報に偏りが生じないように、対応を図っていく必要がある。

② 使用料のあり方

行政財産の使用料は使用状況を踏まえて決められることが望ましく、そのことは附属設備についても同様である。

今回抽出した施設ではグランドピアノを備えている施設が複数見受けられるが、使用料は施設ごとに違いがみられる。

町田市民フォーラムとまちだ中央公民館は1台1回につき1,500円で同じ基準となっているが、町田市青少年施設ひなた村のホールでの使用は1回につき2,500円、各地域センターは半日につき500円、全日につき800円となっている。

使用状況を踏まえているのであれば施設ごとに使用料が異なることにも合理性があるが、現在は施設ごとに使用料が決められており、市としての統一性は希薄である。

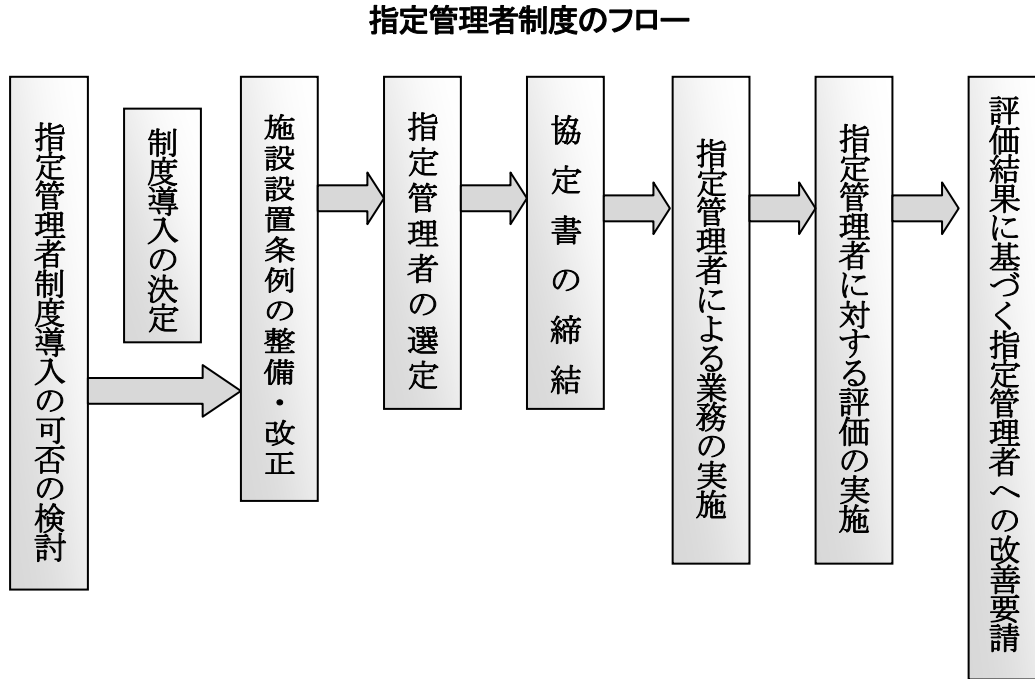
附属設備の使用料についても使用状況が反映されるよう、あらかじめ市としての統一的な考え方を定めておき、その考え方に基づいて決められることが望ましい。

あるいは使用状況を反映して使用料を決めることが難しいのであれば、同種設備については使用料を共通化することも一つの方法である。

(8) 指定管理者制度の運用のあり方

【概要】

指定管理者制度のフローは次のとおりである。



上記のフローを踏まえ、監査対象とした個別施設のうち指定管理者制度を導入している施設について、主に次の点に留意して指定管理者制度の運用状況を検討した。

- 指定管理者の募集・選定手続は適正に行われているか。
- 指定管理者の監督及び評価は適正に行われているか。
- 指定管理者の選定手続は適切に行われているか。
- 指定管理料は適切に定められているか。
- 指定管理者の事業報告に対して適切な評価が行われているか。
- 指定管理者が管理している公の施設の業務の現況は適切に行われているか。
- 指定管理者における予算の設定方法・サービス内容の見直し・利用率向上のための対応・人員の見直しは適切に行われているか。

【監査の意見】

① 公募か非公募かについて

高齢者福祉課が所管する福祉施設では12施設に指定管理者制度が導入されている。これらの施設はいずれも平成21年度から25年度までの5年間で2回目の指定期間となっている。

2回目の指定管理期間に係る指定管理者候補者の選定は公募で行われている。募集は平成20年度に行われているが、この募集においては1施設を除いて全ての施

設が1者のみの応募となっている。

福祉施設については公募になじまない面があり、応募者数が1者のみであった理由は施設そのものの特性によるところもあると思われる。

町田市では、指定管理者制度運用の統一的な対応を図るための基本的な方針として、「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」（以下「基本的方針」という。）を平成20年6月に策定・公表している。基本的方針では、「指定管理者制度の趣旨は、公の施設の管理について、民間事業者等の専門的な手法や経営ノウハウを活用することで行財政の効率化を図り、同時に利用者の満足度を上げ、より多くの利用者確保を狙いとするものである。そのため、指定管理者の選定には競争原理を働かせ、公正を期すために原則として公募する」として、指定管理者の候補者の選定は公募を原則としている。

公募を原則とすること自体に異論はないが、全ての指定管理施設が公募になじむとは限らない。公募になじまないと思われる施設については、非公募により指定管理者候補者を選定することも一つの方法である。

市においては非公募のあり方についても検討が必要と思われる。

② 選考委員の人数について

基本的方針では、指定管理者候補者の選定にあたっては、学識経験者で構成する町田市指定管理者の候補者選考及び評価委員会（以下「委員会」という。）において、応募団体からのプレゼンテーションおよびヒアリングを行い、選定基準に基づき採点・順位付けを行うとされている。そして、当該公の施設所管課は、委員会の報告を参考に指定管理者候補者を選定するものとし、応募団体が1団体の場合でも必ず委員会の選考対象とするとされている。

「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」（以下「基本的方針」という。）では、「第4 候補者選定について」で選定手続きや選定の基準が示されているが、選考委員を何名以上にするかまでは規定していない。選定結果の客観性をより確かなものとするためには選考委員は5名程度は必要と思われるが、選考委員数の下限については基本的方針で規定しておくことが望ましい。

③ 最低選定基準について

基本的方針の「第4 候補者選定について」では、当該公の施設所管課は、必要最小限の評価項目を定めた「町田市公の施設指定管理者候補者選定基準表（標準様式）」をもとに、各施設の特性に応じた評価項目の追加及び配点の重み付けを行い、施設ごとの選定基準表を定めることとされている。

基本的方針の「第4 候補者選定について」によると、応募団体の合計点が配点合計の二分の一未満の場合及び過半数の委員が最低評価「1」をつけた評価項目があった場合には、指定管理者の候補者に選定しないとしている。

この基準は応募者が1者の場合に特に重要となる。候補者に選定しない基準を配点合計の二分の一未満ではなく、少なくとも60%未満とすることが望ましい。

④ 事業報告書について

基本的方針「第8 指定管理者に対するチェックについて」によると、地方自治法第244条の2第7項において要求されている事業報告書では、1)管理業務の実施状況、2)市民の利用状況（利用者数、使用拒否等の件数・理由等）、3)利用料金収入の実績等、管理業務に係る収支の状況、4)その他、管理の実態を確認するために必要な事項を記載する必要があるとしている。

これに対して、指定管理者は法人の決算状況等を示す「事業報告書並びに収入支出決算書」を市へ提出することで対応しているケースがあった。

指定管理者制度を導入している施設については、PDCA サイクルに従って効率的・効果的な運営を行っていく必要がある。

PDCA サイクルとは、従来の実績や将来の予測などをもとにして業務計画を作成する Plan（計画）、計画に沿って業務を行う Do（実施・実行）、業務の実施が計画に沿っているかどうかを確認する Check（点検・評価）そして実施が計画に沿っていない部分を調べて処置をする Act（処置・改善）から構成される一連の流れである。

PDCA サイクルにおいてはまず Plan（計画）の作成が重要となるが、この Plan（計画）は市が作成する仕様書、あるいは指定管理者が作成する事業計画書などで明分化されている必要がある。

指定管理者は、市と指定管理者との間で締結された協定書等に従い、仕様書もしくは事業計画書で明示された業務を実施し、市は事業年度終了後に指定管理者が実施した業務の良否を評価することになる。指定管理者が実施した業務の良否を判断する材料の一つが地方自治法で定める事業報告書であるが、そのためには、事業報告書は仕様書もしくは事業計画書と対比できる形式となっている必要がある。

しかしながら、法人の決算状況等を示す「事業報告書並びに収入支出決算書」は必ずしもその要件を満たしていない。市は、基本的方針の要件を満たし、かつ仕様書もしくは事業計画書との対比が可能となる事業報告書の作成および提出を指定管理者に求める必要がある。

⑤ 協定書における収入印紙の取り扱い

指定管理業務に関わる基本協定書及び年度協定書には収入印紙が添付されている事案があった。これは、指定管理者制度導入時において、当該協定書が印紙税法上の課税文書として扱われていたことによる。しかしながら、現在は指定管理業務の基本協定書及び年度協定書が課税文書にあたるかどうかは、記載内容によるとされている。このため、当該協定書が非課税文書であると判断される場合は、納付した印紙税について、還付を受けることができる。非課税文書に該当するかどうかは、所管税務署に確認する必要がある。

市は、指定管理者に対し、当該指定管理者業務に関わる協定書の印紙税の納付の可否と還付の可否について、所管税務署に確認するよう、伝えることが望ましい。

第4. 個別施設の分析

【個別施設の分析結果】

1. 施設の有効利用性

施設の有効利用性としては、会議室の利用の需要が相対的に多いものの、特定の団体やメンバーに固定化されている点や、使用料を徴収できない市の会議等の内部利用などの問題があげられる。また、講堂や調理室等、低利用率の設備を会議室として利用できないかという検討も必要と考えられる。一方、スポーツ施設・文化施設については会議室同様、メンバーの固定化の懸念や採算を視野に入れた料金設定も検討の余地がある。曜日別・月別にみると利用頻度にかい離のある施設もあり、キメ細かな分析を行う意義が見受けられる。その他、附帯設備については、グランドピアノ等、利用率が低いものや、そもそもデータを取っていないので利用状況が把握できていないものが散見された。

有効利用に当たっては、現状を相手先別・曜日別・減免の有無等、厳密に分析した上で、有効性の検討が必要と考える。

個別施設の分析として選定した15施設の利用率、附帯設備の利用率、個別問題点を要約すれば以下のとおりである。

施設名	直近の施設利用率	附帯設備の利用状況	問題点
堺市民センター	50%	グランドピアノ 1%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 附帯設備や利用方法等について積極的な情報提供が必要である。 ・ 当センターの利用者及び団体が固定化している ・ 利用率は減少傾向にある。
町田市民フォーラム	69.7%	データなし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町田市社会福祉協議会のボランティア・センターはデッドスペースとなっている。 ・ 施設内には保育・託児室が設けられているが、利用する人は少なく、統計も取っていない。 ・ 調理室は平成17年度より利用率は50%未満となっている。現在会議室の需要が高く、利用者の中から、調理室を会議室として利用することが可能かどうか、問い合わせがある
町田市民ホール	56.7%	—	—
町田市立国際版画美術館	講堂 11% アトリエ 85% 市民展示室 93%	テーブル等 13% グランドピアノ 年間10回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講堂の有効利用について模索中 ・ ハイビジョンホールの維持費負担が大きい ・ 収支バランスからして異議のあるものであるか再度検討が必要
まちだ中央公民館	88%	データなし	—
町田市立中央図書館	—	—	—
町田市立総合体育館	92.0%	0.7%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 興行成績に応じた貸し出し料金体系の設定等、新たな料金体系を設定することも一法 ・ 弓道場(過去5年間平均100%)、メインアリーナ(同96%)、サブアリーナ(同96%)、小体育室(同98%)と利用率が非常に高い施設がある。

第4 個別施設の検討

施設名	直近の施設利用率	附帯設備の利用状況	問題点
町田市立学校温水プール	年間延べ利用者 49 千人	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鶴川中学校は他の 2 校に比べて少ない。 ・ 夏季(6～8 月)に対して秋冬季(11～4 月)の時間あたり利用者数が低い(平成 20 年度、平成 21 年度については、秋冬季は夏季に対して 55%程度)ことから、冬季も利用できる施設である必要性が低いとも考えられる。 ・ 祝日、月曜日、金曜日の利用率が低い
町田リス園	年間入場者 12 万人	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 17 年度以降入園者数が大幅に増加している
ふれあい桜館	年間延べ利用者 42 千人	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者が固定化している
健康福祉会館	66%	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講習室の利用率は 65%程度で推移している。ただし、この数値は市の会議等の内部利用(無料)も含めた数値であるため、市民への有料貸出しに限定すると 35%程度で推移している。
町田市青少年施設ひなた村	78 千人レベルで推移	—	—
玉川学園クラブこころ児童館	100%	—	—
鶴川第二学童保育クラブ	100%	—	—
金森保育園	109%	—	—
こひつじ保育園	100%	—	—

2. 施設の管理運営コストの適正性

施設の管理運営について、日々の業務が規定に沿って行われているかについては、特段の問題点は検出されなかった。一方で施設の維持管理コストについては、各施設の置かれている状況に応じて増加している施設もあれば減少している施設があるため、各施設の歳出がいかにあるべきかを一概に示すことは困難である。しかしながら、全体として歳出は増加傾向にあることから、歳出が増加している施設については、増加していることの必然性を十分に説明しうるよう、原因の分析と把握、必要に応じて事後の対応がとられる体制づくりが必要である。

また、歳出がおおむね横ばいで保たれている場合であっても、事務効率の向上により歳出を削減できる余地がないかを定期的に検証する体制づくりが必要である。一例として既に指定管理者制度を導入している町田市立総合体育館について記載すれば、臨時的に生じる 5 百万円以上の改修工事を除いた経常的な歳出を調査したところ、直営形式、及び当初の指定管理者が管理していた年度ではいずれも歳出額は約 3 億円で、指定管理者制度導入による歳出削減効果は限定的な状況にあった。しかしながら、指定管理者が変更したことで歳出は約 2.5 億円に減額され、差し引き約 5 千万円の歳出が削減されることとなった。

この事例では指定管理者の変更によって歳出削減を図っているが、これには事務の工夫により歳出削減が可能であった面も含まれていると考えられる。指定管理者制度の導入、指定管理者の変更を検討することと併せて、事務効率の向上により歳出を削

減ができる余地がないかを定期的に検証する体制づくりが必要である。

また、歳出が減少している施設については、歳出削減努力は評価すべきものであるが、市民のニーズとのかい離が生じていないことの確認を定期的に行っていく必要がある。アンケート調査等によりニーズとのかい離についての確認は行われているが、施設の老朽化が進行していく中で、今後は建替えや施設によっては統廃合の必要性など、施設そのもののあり方により踏み込んだ検討を行う必要性が増していくものと思われる。

3. 受益者負担の適正化

受益者負担の状況を検討したところ、15施設中7施設で受益者負担のあり方に問題点があった。

第一点は**使用料の算定方法**についてである。

使用料は受益者負担報告書の考え方に基づいて算定されることとなっているが、報告書の想定している状況が実際と異なっていることなどにより、報告書の考え方に基づいていない面も見受けられた。

報告書については、その解釈や運用等の取り扱いが施設ごとに異なっている面も見受けられた。例えば、維持管理費は受益者が負担することになっているが、修繕費を維持管理費に含めるかについては施設ごとに取り扱いが異なっていた。また、共用部分の経費を含めるかどうかについても施設ごとに取り扱いが異なっていた。

第二点は**使用料の減免のあり方**についてである。

使用料の減免対象者の概念は、施設の目的や社会的必要度、受益者負担可能性を加味して施設（所管課）ごとに定められており、減免のあり方について施設を越えての統一性は十分に図られていない。そのため、会議室等、同じような用途を持つ施設同士であっても、それぞれの所管課が異なると減免対象者が異なってしまうケースもある。そうなる利用する施設によって使用料の負担が異なってしまう、受益者負担の公平性の確保の観点から見ると問題である。

受益者負担の適正化のためには使用料の見直しが必要であるが、そのためには以下の課題がある。

第一点は、受益者負担額算出の根拠となる**サービス原価の範囲の明確化**である。

町田市では、行政サービスの受益者負担の適正化を図ることを目的に、受益者負担の基本的な考え方などを示した「受益者負担の適正化に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を平成22年8月に公表している。

基本方針では、市が提供するサービスに係る費用を算出し、これを受益者負担額算出の根拠とするとしている。行政財産の使用料については人件費、維持管理費をサービス原価の対象としており、不動産等の基盤整備に相当する経費やサービス利用者の受益の範囲に該当する部分以外の共用スペース等にかかる経費は対象外としている。

サービス原価の範囲についてはより具体化しておく必要がある。例えば、修繕費についてはサービス原価に含めるのかどうか、含めるのであれば全額を対象とするのか、あるいは限度額を設けてそれを上限としてサービス原価に含めるのかなど、市としての方針を統一化しておく必要がある。

第二点として、使用料を値上げせざるを得ない場合に、利用者への説明責任をどのように果たしていくかという課題がある。

受益者負担の見直しにより使用料を値上げせざるを得ない施設の中には、老朽化が進んでいるにも関わらず、財政上の問題等で維持管理業務経費が年々削られ、施設の改善やリニューアルが十分になされないものも含まれている可能性がある。老朽化の進行によりサービスが年々低下傾向にある状況での使用料の値上げは、利用者の理解をどこまで得られるかという課題がある。また、近隣自治体の同種施設との料金差が大きく拡大してしまう場合なども同様である。

このように、実際に使用料を値上げする場合には、市としての説明責任のあり方が問われることになると思われる。

第三点として、**減免のあり方の見直し**という課題がある。

会議室のように同じ用途に供している施設でも、所管課が異なると減免対象者が異なる状況は合理的とは言えない。当該施設の設置根拠となる法令等の違いにより、減免対象者が異なるケースも考えられると思われるが、減免のあり方については、可能な限り市としての統一的な考え方をまとめておく必要がある。

4. 施設の今後のあり方の検討の十分性

施設の今後のあり方についての市の検討状況を、維持修繕費の状況、耐震工事の進捗よく状況、今後の大規模修繕の計画について調査を行うことで把握したところ、維持修繕費の状況、耐震工事の進捗よく状況については特段の問題点は検出されなかった。

今後の大規模修繕の計画について調査したところ、大規模修繕の具体的な計画の作成については基本的には営繕課が担当しており、日常的に管理運営している各所管課ではないため、営繕課と各所管課との連携が不足している場合には実態とかい離した修繕計画となる可能性がある。このため、営繕課と各所管課との施設の状況に関する必要に応じた相互協議の実施、及び相互関係の維持強化が必要となるところ、現状では必要に応じた情報共有が行われている事例が多く特段の問題点は検出されなかった。ただし、各施設の老朽化に伴い今後大規模修繕が増加していくことが予想されることから、今後とも施設の状況に関する営繕課と各所管課との相互関係の維持強化が必要である。

また、施設は当然に設置当時の時代背景を踏まえたものであることから、現在においても設置当時の考え方が当てはまるのかどうかを再検討する必要がある。その後の環境の変化、時代の要請、市民のニーズの多様な変化、他の諸施策との優先順位の点からも、今後の町田市にとって各施設が意義のあるものかどうかを、ある時期において検証する必要がある。

【個別施設の詳細分析】

1. 堺市民センター

【概要】

(1) 堺市民センター開館の経緯

町田市は昭和33年に、町田町、鶴川村、忠生村、堺村の1町3村が合併して誕生している。旧堺村の村役場は昭和33年から昭和58年までは町田市の支所として使用されていたが、昭和58年の建替えにより堺市民センターとして開館した。

年月	経緯
昭和33年2月	堺村が町田町等と合併して旧村役場は支所となる。
昭和58年4月	建替えにより堺市民センターとして開館
平成15年～平成16年	近隣の雑木林を買収し第2駐車場を増設
平成19年4月	工事のため休館（8月まで）

(2) 堺市民センターの設置目的等

項目	概要
施設名称	町田市堺市民センター
所在地	町田市相原町795番地1
設置年月日	昭和58年4月16日
設置条例等	町田市地域センター条例／町田市地域センター条例施行規則
設置目的	地域住民を主体とした市民の文化活動の高揚と福祉の増進を図り、もって豊かな地域社会づくりに寄与するため（町田市地域センター条例第1条）
実施する業務	(1) 各種地域文化活動の場としての機能を発揮するための施設、設備の使用及び管理運営に関する業務 (2) 資料の収集並びに提供、その他目的達成に必要な業務 (町田市地域センター条例施行規則第3条)
運営形態	町田市直営
使用可能時間	午前9時～午後10時（開館時間は午前8時）
休館日	第3月曜日、年末年始（12月29日から1月3日まで）
窓口での受付時間	午前8時30分～午後5時まで 土曜・日曜日・国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く *ただし、第2・第4日曜日は受け付け
駐車場	無料（54台まで駐車可能）

※ 市民センターとは

市民センターとは、市役所の支所機能を持つ地域センターをいい、忠生市民センター、南市民センター、なるせ駅前市民センター、鶴川市民センター、堺市民センター、小山市民センターの6施設がある。地域センターとは、「地域住民を主体とした市民の文化活動の高揚と福祉の増進を図り、もって豊かな地域社会づくりに寄与するため」に設置される施設である（町田市地域センター条例第1条）。

外観



(3) 施設の利用状況

① 利用状況 (施設別)

(単位:回)

施設別		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
ホー ル	①	1,041	1,035	624	1,044	1,041
	②	883	928	509	841	825
	利用率 (②/①)	85%	90%	82%	81%	79%
第 1 会 議 室	①	1,041	1,035	624	1,044	1,041
	②	637	643	400	604	481
	利用率 (②/①)	61%	62%	64%	58%	46%
第 2 会 議 室	①	1,041	1,035	624	1,044	1,041
	②	517	492	330	524	523
	利用率 (②/①)	50%	48%	53%	50%	50%
第 3 会 議 室	①	1,041	1,035	624	1,044	1,041
	②	527	531	274	511	476
	利用率 (②/①)	51%	51%	44%	49%	46%
和 室 (1)	①	1,041	1,035	624	1,044	1,041
	②	658	719	348	551	570
	利用率 (②/①)	63%	70%	56%	53%	55%
和 室 (2)	①	1,041	1,035	624	1,044	1,041
	②	252	190	127	194	190
	利用率 (②/①)	24%	18%	20%	19%	18%
音 楽 室	①	1,041	1,035	624	1,044	1,041
	②	671	648	353	557	562
	利用率 (②/①)	65%	63%	57%	53%	54%
合 計	①	7,287	7,245	4,368	7,308	7,287
	②	4,145	4,151	2,341	3,782	3,627
	利用率 (②/①)	57%	57%	54%	52%	50%

①: 年間利用可能回数 (原則として年間開館日数×3 (午前、午後、夜間) で算出)

②: 年間利用回数 (午前、午後、夜間の利用をそれぞれ1回、全日の利用は3回とカウントして算出)

第4 個別施設の検討

② 附帯設備の利用状況

(単位:回)

附帯設備		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
グランドピアノ	①	1,041	1,035	624	1,044	1,041
	②	16	14	10	11	9
	利用率 (②/①)	2%	1%	2%	1%	1%

①: 年間利用可能回数 (原則として年間開館日数)

②: 年間利用回数 (半日、全日とも1回とカウントして算出)

③ 利用状況(時間帯別)

(単位:回)

時間帯別 (全施設合計)		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
午前	①	データなし	データなし	1,456	2,436	2,429
	②			840	1,361	1,316
	利用率 (②/①)			58%	56%	54%
午後	①			1,456	2,436	2,429
	②			887	1,419	1,420
	利用率 (②/①)			61%	58%	58%
夜間	①			1,456	2,436	2,429
	②			614	1,002	891
	利用率 (②/①)			42%	41%	37%
合計	①	7,287	7,245	4,368	7,308	7,287
	②	4,145	4,151	2,341	3,782	3,627
	利用率 (②/①)	57%	57%	54%	52%	50%

①: 年間利用可能回数 (原則として年間開館日数)

②: 年間利用回数

(4) 施設の管理運営コスト (収支状況)

① 職員の配置状況(時間帯別)

(単位:人)

項目		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
午前	正規職員	8	8	7	7	8
	非常勤職員	1	2	1	0	2
	合計	9	10	8	7	10
午後	正規職員	8	8	7	7	8
	非常勤職員	1	2	1.6	0.3	2.3
	合計	9	10	8.6	7.3	10.3

※ 年度内で変動がある場合は平均値もしくは各年度末時点での職員数
夜間は警備員が対応している。

② 職員の時間あたり平均配置状況

(単位:人)

平均の配置状況		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
合計	正規職員	8	8	7	7	8
	非常勤職員	1	2	1.4	0.2	2.2
	合計	9	10	8.4	7.2	10.2

※ 上表「職員の配置状況(時間帯別)」の各数値より次の数式で算出:(午前の職員数×3+午後の職員数×6/9)
数式の各数値は各時間帯の開館時間数である。

③ 施設の収支の推移

(単位：千円)

項目		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
歳入	利用料収入	3,455	3,455	1,843	3,087	3,000
	コピー機使用料	—	—	—	—	60
	収入計	3,455	3,455	1,843	3,087	3,060
歳出	人件費	57,378	56,369	54,690	52,328	59,797
	給料	28,784	27,555	25,835	25,918	27,145
	職員手当等	20,294	20,007	19,829	19,383	18,707
	共済費	7,044	7,207	6,865	5,600	7,820
	賃金	1,256	1,600	2,161	1,427	698
	その他人件費	—	—	—	—	5,427
	物件費	47,475	80,802	34,008	39,251	39,935
	消耗品費	709	957	961	1,143	1,158
	光熱水費	10,098	10,087	7,673	9,688	9,186
	修繕料	2,491	2,440	1,512	1,088	2,677
	その他需用費	2,186	2,129	1,901	2,152	1,689
	役務費	516	416	416	424	407
	委託料(注)	23,889	28,275	20,330	24,101	22,696
	使用料及び賃借料	1,554	605	428	535	624
	工事請負費	6,023	35,600	—	—	—
	備品購入費	—	158	696	111	850
	その他物件費	9	135	91	9	648
支出計	104,853	137,171	88,698	91,579	99,732	
収支差額	▲101,398	▲133,716	▲86,855	▲88,492	▲96,672	

(注) H21年度の委託料の内訳

件名	契約の相手方	金額
総合管理業務委託	相模トリアム(株)	8,396千円
	(株)サンライズ	7,770千円
冷暖房機保守点検業務委託	日本ピーマック(株)	1,050千円
	小計	17,216千円
その他駐車場内車両誘導業務委託等	22社	5,479千円
	合計	22,696千円

(参考)市税等の収納額の推移

(単位：千円)

項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
市税等収納金	355,122	287,557	317,939	319,632	267,050
総務手数料	8,522	7,568	7,293	6,738	6,243
合計	363,644	295,125	325,232	326,370	273,293

(5) 施設で行う管理運営業務

項目	Yes or No
施設で現金を保管しているか	Yes
施設で物販を行っているか	No
施設で利用者の債権を管理しているか	No
利用者満足度調査を定期的実施しているか	Yes

(6) 受益者負担の状況

① 施設使用料

施設	(午前)	(午後)	(夜間)	(全日)
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分 から午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
ホール	1,500 円	2,300 円	2,900 円	5,800 円
第1会議室	600 円	800 円	900 円	2,200 円
第2会議室	500 円	700 円	700 円	1,800 円
第3会議室	300 円	400 円	400 円	1,100 円
和室(1)	400 円	500 円	600 円	1,500 円
和室(2)/(保育室)	200 円	200 円	300 円	700 円
音楽室	500 円	700 円	700 円	1,800 円

(町田市地域センター条例 別表第2)

② 有料の附帯設備

附帯設備	概要	
	半日	全日
グランドピアノ	500 円	800 円

(町田市地域センター条例 別表第2)

③ 使用料の免除ができる場合

(1) 市が主催する事業に使用するとき。
(2) センター運営委員会及びセンター祭り実行委員会が使用するとき。
(3) 市内の消防団(分団及び部を含む。)、町内会・自治会若しくはその地区連合会、老人クラブ、子供会又は青少年健全育成地区委員会が月1回の定例会でホールを除く施設を使用するとき又は総会でホールを使用するとき。
(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

(町田市地域センター条例施行規則第6条第1項)

④ 使用料の免除状況(使用料免除承認書交付件数)

項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
使用料の免除件数	391 件	272 件	346 件	395 件	375 件

(7) 設備の状況

① 当該施設に係る平成21年度末までの支出額

項目	支出額	
工事請負費	算出資料なし	
公有財産購入費 土地と建物の取得価格(当初)	土地	425,830,502 円
	建物	781,756,000 円
備品購入費(累計額)	22,254,510 円	
合計	1,229,841,012 円	

② 耐震化への対応・設備の更新予定

項目	Yes or No	備考
耐震化は完了しているか	Yes	昭和58年竣工のため。
ESCO 事業(※)は導入されているか	No	—
更新(建替え)の計画、または大規模修繕の計画はあるか	Yes	
更新または大規模修繕の具体的計画がある場合		
○実施時期と工期	平成26年度設計 平成27年度～平成28年度工事(予算額334百万円)	

(※) ESCO 事業とは、Energy Service Company の略称で、民間の企業活動として省エネルギーを行い、ビルオーナーにエネルギーサービスを包括的に提供する事業をいう。

地方公共団体を対象とした場合、ESCO 事業者は、公共施設の省エネルギーに関する診断をはじめ、方策導入のための設計・施工、導入設備の保守・運転管理などの包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギー改修工事を実現し、その結果得られる省エネルギー効果を保証する。その報酬として、ESCO 事業者は、地方公共団体の省エネルギー効果(メリット)の一部を受取る。地方公共団体側から見ると、ESCO 事業に必要な費用は光熱水費の削減分に対応することを前提にするため、新たな費用負担は発生しないことになる。

【監査の意見】

(1) 施設ごとのコスト管理と使用料金算定過程の透明性の確保

堺市民センターは1階に生涯学習部所管の堺図書館、2階にいきいき健康部所管のふれあいけやき館を併設している。また、堺市民センターの業務は、市税等収納や証明書等発行等の行政窓口等の支所業務と施設の貸出業務に分かれる。

現状では、堺市民センターの建物全体で生じる光熱水費や施設管理費等は全て堺市民センターの負担となっている。このため、以下に示した比較表のとおり、堺市民センターの人件費を除いた管理事務費(39,743千円)は、町田市の市民センターの中で最も多額で、利用者1人あたり管理事務費(660円)は、他の市民センターの1.5倍から5倍となっている。

平成21年度の各市民センター管理事務費/利用者1人あたり管理事務費

区分	忠生	南	なるせ駅前	鶴川	堺	小山
管理事務費 A (千円)	19,200	32,083	22,959	29,312	39,743	26,069
利用者数 B (人)	87,965	74,993	186,547	95,674	60,211	79,711
A/B×千円 (円)	218	428	123	306	660	327

(事務事業管理データより)

堺市民センターの平成21年度の物件費（管理事務費にその他の事業費を加えもの）は39,935千円であり、その80%が光熱水費と委託料で構成されている。

光熱水費9,186千円については、これに含まれる水道料金の約60%は、ふれあいけやき館内で提供されている入浴サービスによるものであるため、全額を堺市民センターの負担とすることは妥当ではない。堺市民センターが現在負担している光熱水費を最も効果的に削減する方法は、ふれあいけやき館の入浴サービスによる水道使用量を抑制することであるが、両施設は所管する部署が異なり、堺市民センターがふれあいけやき館の水道使用量をコントロールすることは難しい。このように水道料金の管理責任は不明確となっている。

次に委託料22,696千円については、その約95%にあたる21,542千円は駐車場や建物の総合管理費用、産業廃棄物処理費用等であり、これらは堺図書館やふれあいけやき館にも関連する費用である。そのため全額を堺市民センターの負担とすることは妥当ではない。

堺市民センターの人員費については、堺市民センターには市民部の正規職員が8名、非常勤職員が2.2名の合計10.2名が配置されており、支所業務と施設の貸出業務を兼務している。主に支所業務に従事しているとのことであるが、施設の貸出業務に対する負担割合が明確ではなく、施設の貸出に関する事業費が実態を反映していない可能性がある。

堺市民センターは生涯学習部所管の堺図書館、いきいき健康部所管のふれあいけやき館を併設する複合施設である。このため、堺市民センターの建物全体で生じているコストを堺市民センターだけの負担とすることは合理的ではない。各施設で発生するコストは可能な限り個別に把握できるようにして、個別に把握することが不可能なものについては、客観的な基準を設けて案分負担とする必要がある。そして各施設でコストを管理する必要がある。

また、堺市民センターの貸出施設の使用料は、堺市民センターの物件費の実際発生額をベースとして計算される。このため、物件費が施設の実態を反映したものとなるよう見直しを行うことは、使用料の算定過程の透明性を確保するためにも必要であり、受益者負担のあり方を検討するためにも重要となる。

（2）堺市民センターにおける日曜開庁の継続の是非の検討

町田市では、市民の視点に立った行政サービスの向上を目的として平成21年度より全ての市民センターにおいて第2・第4日曜を開庁し、市税等収納及び証明書等の発行の行政サービスを開始している。堺市民センターにおける日曜開庁の状況は以下のとおりである。

区分	年間実績		1日あたり実績	
	市税等収納	証明書等発行	市税等収納	証明書等発行
件数	43件	568件	2件	23件
金額	922千円	-	38千円	-
人件費	5,427千円		226千円	

上記によると、堺市民センターでは日曜開庁1日あたり市民税等の収納件数は2件(38千円)、証明書発行件数は23件である。また、市税等の収納額の推移をみても日曜開庁によって窓口収納額は増加していない。なお、堺市民センターにおける平日の一日あたりの収納額は1,122千円、証明書等発行件数は94件である。

町田市では以前から証明書等を郵送で交付するサービスを行っており、平成23年3月からは一部証明書についてコンビニエンスストアでの自動交付サービスを開始する予定である。そのため、市民は市民センターまで出向かなくても証明書等入手する機会が増えることになる。さらに、日曜開庁は市民センターや一部の地域センターのみであるから、関係所管部署への照会や他市区町村への調整が必要な場合は当日処理が不可能であり、このような場合は日曜開庁の効果は半減されてしまう。

日曜開庁によって生じる人件費は1日あたり226千円である。市は、1日2件38千円の市税等の収納と23件の証明書等の発行のために226千円の人件費をかけて日曜に開庁する必要はあるのかどうか、堺地域の市民の意見を聞きその必要性を検討する必要がある。

(3) 施設利用料の算定方法：市民センター間の整合性

平成15年度の施設利用料の改定方針

受益者負担報告書によると、市民センターの施設使用料は、維持管理費すなわち光熱水費、委託料、施設修繕料、大規模施設修繕料を経常経費として料金の算定根拠とし、建設費、賃貸借料等は経常経費に含めないとしている。

これを受けて平成15年12月にこの新しい算定方法をもとにした使用料が設定されている。受益者負担報告書によると、市民センターの利用者は経常経費の75%を負担すべきものであるが、平成15年当時は30%程度の負担に留まっていたことから、使用料の増額を図ることを目標としていた。

市民センター間の利用料金の比較

以下は、堺市民センターとその最寄りの小山市民センターの施設使用料である。

市民センターの施設使用料(全日利用を除く)

(単位:人、円)

堺市民センター				
施設	定員	(午前)	(午後)	(夜間)
ホール	300	1,500	2,300	2,900
第1会議室	30	600	800	900
第2会議室	21	500	700	700
第3会議室	12	300	400	400
和室(1)	28	400	500	600
和室(2) (保育室)	8	200	200	300
音楽室	24	500	700	700

小山市民センター				
施設	定員	(午前)	(午後)	(夜間)
ホール	300	1,500	2,300	2,900
第1会議室	50	900	1,200	1,400
第2会議室	18	400	500	600
第3会議室	20	400	500	600
和室	27	700	900	1,100
音楽室	16	500	700	700

※ 午前：午前9時～12時、午後：午後1時～5時、夜間：午後5時30分～10時

上表によると、両センターにはほぼ同じ規模の和室があるが、堺市民センターの

第4 個別施設の検討

和室(1)の使用料は午前 400 円、午後は 500 円、夜間は 600 円である。しかし小山市民センターの使用料は、午前は堺市民センターの 1.75 倍の 700 円、午後は 1.80 倍の 900 円、夜間は 1.83 倍の 1,100 円と格差が拡大していく。

また、堺市民センターにおいて最も利用率の高い午後の使用料に基づく定員 1 人あたりの使用料は以下のとおりである。

堺市民センター		小山市民センター	
施設	定員 1 人あたり使用料	施設	定員 1 人あたり使用料
ホール	7.67 円	ホール	7.67 円
第 1 会議室	26.67 円	第 1 会議室	24.00 円
第 2 会議室	33.33 円	第 2 会議室	27.78 円
第 3 会議室	33.33 円	第 3 会議室	25.00 円
和室 (1)	17.86 円	和室	33.33 円
和室 (2) (保育室)	25.00 円		
音楽室	29.17 円	音楽室	43.75 円

上表によると、堺市民センターの使用料は、小山市民センターに比してホールは同一水準であるが、音楽室と和室が割安であり、会議室は割高となっていることがわかる。

堺市民センターが小山市民センターに対して割高となっている原因としては、複合施設である堺市民センターではコストの配分が合理的に行われていないこと等が考えられるが、建物の状況に応じて事業費は変動するため、各施設がそれぞれの実際の事業費に基づき個別に使用料を決定する場合には、どうしても違いが出てしまうと思われる。

受益者負担の適正化の観点からは、サービスを受益した市民と受益していない一般市民との公平性の確保も必要だが、同程度のサービスに対しては同程度の負担を求めすることも必要である。各施設がそれぞれの事業費に基づき個別に使用料を決定することについては、使用料の算定過程において各施設の特殊要因を排除する等、算定方法を見直す必要がある。

(4) 施設利用料の算定方法：回収すべき経常経費の額

大規模修繕はその性質上、老朽化した施設で数年に一度行われるため、支出額は年度により大きく変動する。また、その実施時期は施設の建築年度だけではなく、市の財政事情も加味して決められることが通常である。

堺市民センターの大規模修繕費の推移は以下のとおりである。

大規模修繕費の推移

項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
工事請負費	6,023 千円	35,600 千円	0 千円	0 千円	0 千円

使用料の算定にあたり考慮される経常経費の額は、直近 2 年度の経常経費の平均

値とされているが、この経常経費には工事請負費が含まれているため、例えば基準年度を平成18年度とすれば、経常経費に含まれる工事請負費は20,811千円(=(平成17年度6,023千円+平成18年度35,600千円)÷2)となる。その一方、基準年度を平成20年度とすれば、経常経費に含まれる工事請負費は0円となるため、この場合は差引20,811千円の差額が生じることとなる。

基準年度をいつにするかにより使用料算定に大きな影響が生じることが望ましくない。

使用料の算定にあたり考慮される経常経費の額は、過去の平均的な支出経費とする必要がある。

(5) 有料とする附帯設備の範囲

堺市民センターで有料となっている附帯設備はホールに設置されているグランドピアノのみであるが、同じホールに設置されている附帯設備である卓球台は無料となっている。

堺市民センターでは、椅子・マイク等が小備品に該当し、これらは受益者負担報告書に従って個別に貸出料金を設定せず、ホール・会議室とのセット料金に含めている。しかしながら、卓球台は小備品にはあたらないため別途使用料の設定が必要である。

また、第3会議室は会議室として使用料が設定されているが、実際は調理設備が備わった調理室である。この場合の調理設備は小備品にはあたらないことから、同会議室を調理室として使用する場合は、別途附帯設備の使用料を設定する必要がある。

(6) 無料となっている附帯設備の開示の必要性

堺市民センターに関しては、市のホームページに会議室、ホール、和室、和室(保育室)、音楽室、グランドピアノの使用料が記載されているため、市民は堺市民センターではこれらの施設が利用可能であることがわかる。

しかしながら、無料とされている附帯設備は市のホームページ等には公開されていないため、その存在は特定の利用者などが知っているという状況である。

例えば、第3会議室は会議室として紹介されているが、実際には調理設備を備えた調理室である。和室(1)には水屋・茶道具セット、金屏風、スクリーン等があり希望すれば無料で貸し出されている。また、ホールの利用率は80%前後と比較的に高いが、これは卓球台の利用が大きな要因と考えられている。

特定の者だけが特定の情報を知っていることは望ましい状況ではない。堺市民センターではどのような設備が利用可能なのか、積極的に情報提供する必要がある。

(7) 市民に関かれた施設づくりの必要性

堺市民センターの利用予約は、町田市の施設案内予約システムにより申し込みが行われ、予約が重複した場合抽選が行われることになっている。しかしながら、当センターでは抽選が行われることは少ない。その理由の一つに、当センターの利用者及び団体は固定化しており、各利用団体が事前に調整を行っていることが考えられるとのことである。

これらの団体の参加者の多くは堺地区の住民である。堺市民センターを拠点とする団体の存在は地域ネットワークの強化につながり、それは堺市民センターの設置目的にも合致する。一方で、市民センターは広く地域住民に開かれた施設であることも必要である。

市は、堺市民センターの利用団体が市民に開かれた団体となることを手助けすることにより、同センターがさらに多くの市民に利用されるための仕組みづくりを行う必要がある。

なお、平成22年度より、堺市民センターでは希望する団体について活動内容等を紹介するノートを設置しており、団体の活動内容の周知に努めている。団体の活動内容等の紹介は、営利目的による利用を禁止している市民センターにおいて、利用団体が高額な参加費を徴収していないことをモニタリングするうえでも有意義である。

(8) 利用率向上の取り組みの必要性

堺市民センター全体の利用率は、平成17年度及び平成18年度は57%であったが、その後減少を続け平成21年度は50%となっている。施設の有効利用及び自主財源の確保の観点から、利用率向上に向けての取り組みが必要である。

例えば、利用者アンケートを実施することにより施設利用者の意見を聴取して、新規利用者層の獲得のための参考とすることや、前述した公開されていない附帯設備を積極的にホームページ等で開示することも一つの方法である。

2. 町田市民フォーラム

【概要】

(1) 町田市民フォーラム会館建設の経緯

① 原町田四丁目地区市街地再開発事業の経緯

原町田四丁目地区市街地の再開発事業の一環として誕生した「町田市民フォーラム」は、平成11年11月に開館したが、工事着工に至るまでにほぼ14年の歳月が費やされている。当該地区の再開発事業は、昭和55年に現在のJR町田駅の移転に伴う地元商店街の既得権益及び同地区の発展が著しく影響を受けることに対する、市側と地元地権者の妥協の産物であったと推察される。

再開発事業は、当初地元商店街を整理集約して大規模な店舗と業務ビルを建設する構想であった。当該構想においては、市は地権者でなかったことから市がテナント等として入居する予定はなく、ましてや市が保留床を所有し、市民フォーラムを開館する予定もなかった。

開発地区は地権者、借地権者、賃借人、住民等の権利が複雑に絡み合い、再開発そのものに反対する動きもあり、再開発組合はこれらの整理・統合、さらに補償問題の解決にかなりの労力を強いられ、市側も直接、間接的にこれらの問題に関与せざるを得ない状況となった。さらに、バブル崩壊を契機に、当初の店舗と業務ビル建設構想は店舗と公共施設、住宅建設への大転換をすることとなったものである。

原町田四丁目地区市街地再開発事業の経緯を示せば以下のとおりである。

年月	事業の経緯
昭和59年8月	再開発準備組合設立
昭和63年8月	再開発事業の都市計画決定
平成2年12月	再開発事業認可(店舗と業務ビル建設)
平成3年1月	再開発組合設立
平成5年3月	事業計画再構築案認可(店舗と業務ビル建設)
平成7年4月	都市計画一部変更告示
平成8年11月	事業計画変更認可(店舗と公益施設、住宅建設)
平成9年3月	工事着工
平成11年2月	事業計画一部変更
平成11年3月	保留床取得市議会承認(第29号議案)
平成11年10月	工事竣工
平成12年9月	事業計画一部変更認可
平成13年6月	再開発組合解散認可

② インテリジェント・オフィスビル(店舗と業務ビル) 建設計画から店舗と公共施設、住宅建設への大転換

上記の経緯表に示されているように、再開発事業はもともと店舗と業務ビルの建設計画であった。平成3年当時の再開発組合と東急不動産(株)との協定書(平成3年8月付け)による事業計画では、地上10階、地下2階、総計10,330坪のインテリジェント・オフィスビルの建設を予定していた。

その内訳は、地下1-2階を商業床(2,830坪)、3-10階を業務床(事務所)(7,470坪)、町内会館(30坪)であり、それに駐車・駐輪場(1,020坪)を併設するものであった。このインテリジェント・オフィスビルの建設計画案は、総床面積、商業ゾーンと事務所ゾーンの区分等何度か変更が試みられものの、基本的なコンセプトは平成7年まで不変であった。

平成8年に入り、この当初計画は店舗と公益施設、住宅建設という案に大幅に変更され、同年11月に都市計画の変更として東京都の再認可を得た。変更前後の事業計画書における事業の目的及び設計方針は、以下のように記載されている。

○ 従前計画による事業の目的(抜粋) :

「活力ある中心商業地として再生するため原町田四丁目地区第一種市街地再開発事業を実施する。」

従前計画による設計方針 :

「低層部(地下1階~3階)は、店舗を中心とする商業用地として、周辺商業ゾーンの活性化を促し、かつ従前権利者の経営実態を配慮した配置計画とする。上層部は、本格的業務用途として、周辺への影響を配慮しながら形態的な特徴を持ったインテリジェントオフィスを計画する。・・・中略・・・なお、公共公益施設として一部に町内会館を設置するとともに、水供給及び排水処理の公共負担を軽減するため中水道施設を設ける。」

○ 変更計画による事業の目的(抜粋) :

「ゆとりと魅力ある地区に再生するため原町田四丁目地区第一種市街地再開発事業を実施する。」

変更計画による設計方針 :

「1階及び2階は店舗を中心とする商業用地として、周辺商業ゾーンの活性化を促し、かつ従前権利者の経営実態を配慮した配置計画とする。中間部(3・4階)は公益施設とし、高層部は住宅として計画する。以下略。」

具体的には、地下3階、地上30階、総床面積12,930坪の共同住宅中心の高層ビルに変更され、1-2階を店舗、3-4階を公益施設、5-30階を住宅とする計画案となり、平成9年3月に工事が着工されている。

このような事業計画案の大幅な変更は、バブル経済の終焉とともに、当初予定されていた学習塾等の入居計画も現実化せず、地権者の中でオフィスビルとしての機能に強い疑念が持たれ始めたことが原因と見られる。しかし、具体的にどのような経緯と理由により再開発組合、東急不動産(株)及び町田市との間で協議及び調整が行われてこのような大幅な事業計画の変更が実施されたのかを示す資料等は確認できなかった。当時の市の担当者は全て退職済みであり、また再開発組合も解散済みであるために、具体的に追及することは困難な状況にある。

③ 公益施設としての借用

従前の事業計画案における公共公益施設は、町内会館のみがイメージされていた。しかし、変更後の事業計画では、3-4階併せて4,500㎡以上のスペースを公益施設

として活用する案とされた。この時点における町田市のスタンスは、再開発ビルの部分所有はせず、地権者の所有床を借用するという案であったようである。しかし、同時に再開発組合の参加組合員の負担を軽減すべく、保留床の処分案が底流にあり、町田市に所有を促す力が働いていたと思われる。これらを明確に証明する資料は見当たらず、検証は不可能であるが、上記記載の平成11年3月の市議会において3-4階の保留床の取得が承認されている。

④ 保留床取得と共有取得の背景

町田市による3-4階の保留床の取得は、ホール部分を除き、地権者7名との共有による取得であった。町田市の取得割合と地権者の取得割合は、それぞれ約48%と52%であった。共有による取得であるため、3-4階のどの部分が町田市に帰属するかの区分はなされていない。このような複雑な共有取得がなぜ行われることとなったのか、おそらく地権者の負担軽減と地権者の権利確保と想定されるが、これらを明確に証明する資料は見当たらず、検証不能である。

⑤ 事業計画の概要

1) 事業の概況と収入及び支出内訳

原町田四丁目地区市街地再開発事業の最終的な事業計画を要約して示せば、以下の表のとおりである。事業費の総額は約178億円であり、その資金を住宅販売により約108億円、補助金で約40億円、市による保留床取得約30億円で賄う計画であった。

事業の概況 (注)		単位：千円
支出：		
調査設計計画費		903,303
土地整備費		75,571
補償費：		
用地補償費	3,671,085	
建物補償費及び物件移転補償費	<u>2,294,814</u>	5,965,899
工事費		10,078,775
借入金利子		569,194
事務費		<u>294,551</u>
合計		<u><u>17,887,293</u></u>
収入：		
補助金：		
一般会計補助金	3,446,866	
公共施設管理者負担金 (道路特会)	<u>600,360</u>	4,047,226
保留床処分金：		
住宅	10,757,674	
公共施設 (町田市取得)	3,066,193	
その他	<u>16,200</u>	<u>13,840,067</u>
合計		<u><u>17,887,293</u></u>

(注) 平成10年12月16日付町田市公共財産評価等審査会議案として提出された資料に含まれる「資金計画」を元に加工したものである。

2) 補助金の収入及び支出明細

平成11年2月東京都認可事業計画に含まれる「資金計画」に示されている補助金歳入、合計約34億円の帰属割合は、国庫補助2分の1、東京都補助4分の1、市補助4分の1となっている。(この負担割合に基づく補助金の実際の収入内訳の証ひょう等による検証は、経過年数との関係で資料へのアクセスは困難である。)

補助金の支出明細は、以下のとおりである。

	補助金支出 (単位：千円)	支出割合 (%)
調査設計計画費	520,815	57.6
土地整備費	30,133	39.8
建物及び物件移転補償費	740,000	32.2
工事費(共同施設整備費他)	2,129,134	21.1
事務諸経費	26,785	9.1
合計	<u>3,446,866</u>	<u>19.2</u>

道路特別会計による管理者負担金を含めた補助金総額約40億円は、総事業費約178億円の22%強を賄ったことになるが、個別費目ごとの負担割合に法則性はなく、組合と市側の個別交渉の過程で各費目の補助金による負担が断続的に決定されたものと見られる。

3) 保留床処分金の確定額

公共施設として町田市が取得した保留床処分の確定額は約30億円であり、その明細は次頁の「(2) 市民フォーラム会館取得」に示すとおりである。

住宅としての保留床処分子定価額は約108億円であるが、東急不動産(株)による合計278戸の共同住宅の販売により全額回収が行われたものとみられる。なお、共同住宅の戸数は、市の公表したパンフレット「サウスフロントタワー町田 原町田四丁目第一種市街地再開発事業」による。他の資料では、総戸数が279戸ないし293戸と示されているものもあり、どれが最終の戸数か市は把握しておらず、不明である。

4) 施設建築物用途別床価額と地権者権利変換対象額

再開発による施設建築物の用途別床評価額は、以下のとおりである。

	(単位：千円)		
	権利床	保留床	合計
住宅	640,549	10,760,093	11,400,642
店舗	4,187,866	-	4,187,866
公益施設	2,804,880	3,066,193	5,871,073
その他	-	16,200	16,200
	<u>7,633,295</u>	<u>13,842,486</u>	<u>21,475,781</u>
不明差額	2,419	(2,419)	-
施設建築物価額	<u>7,635,714</u>	<u>13,840,067</u>	<u>21,475,781</u>

第4 個別施設の検討

原町田四丁目地区の地権者数は13名であり、再開発により約76億円相当の権利変換を得て、1-2階の店舗部分(地権者1名ないし2名)、3-4階の公益施設の町田市との共有部分(地権者7名)、それに住宅部分の一部を取得したことになる。地権者が取得した住宅部分は合計で、1,210.28㎡(全体の5.9%)であり、一戸あたりの平均面積を勘案すると13-16戸となり、地権者全てに割り当てられたものと見られるが、詳細は不明である。

この権利変換対象額を含めた施設建築物の総額は、214億円となる。これを総事業費との関連で要約すれば以下のとおりである。

	(単位千円)
総事業費	17,887,293
権利変換対象額	7,635,714
補助金控除	(4,047,226)
施設建築物価額	<u>21,475,781</u>

(2) 市民フォーラム会館取得

① 専有取得及び共有取得の内容

市民フォーラムは、3-4階床面積の約27%相当部分と5階の一部を貫いて建設されたホール部分の専有取得と、3-4階のフロア部分の地権者との共有取得、並びに1階部分の一部の専有取得から構成され、その内訳は以下のとおりである。

取得内容	取得面積			取得金額 (単位：千円)	㎡あたり単価 (単位：千円)
	専用部分	共用部分	合計		
市による土地及び建物取得の内容					
用地取得：					
土地部分取得(注1)	561.90	—	561.90	1,333,342	2,372.92
建物取得：					
ホール(専有取得)	567.28	279.51	846.79	669,026	
地権者との共有取得					
—3階部分	448.81	221.14	669.95		
—4階部分	<u>1,040.51</u>	<u>512.68</u>	<u>1,553.19</u>		
小計	<u>1,489.32</u>	<u>733.82</u>	<u>2,223.14</u>	936,386	421.20
1階(専有取得)	<u>102.81</u>	<u>47.50</u>	<u>150.31</u>	<u>127,439</u>	<u>847.84</u>
建物合計(a)	<u>2,159.41</u>	<u>1,060.83</u>	<u>3,220.24</u>	<u>1,732,851</u>	<u>538.11</u>
土地・建物合計				<u>3,066,193</u>	<u>952.16</u>

地権者の権利変換による取得の内容					
建物取得					
町田市との共有取得 (注 2)					
ー3 階部分	1,400.84				
ー4 階部分	<u>904.83</u>				
建物合計(b)	<u>2,305.67</u>	<u>1,136.07</u>	<u>3,441.74</u>	<u>2,804,880</u>	<u>814.96</u>
公共施設使用面積					
(a)+(b)	<u>4,465.08</u>	<u>2,196.90</u>	<u>6,661.98</u>		

(注 1) 町田市の用地取得は、敷地総面積 5,286.16 m²の約 10.6%の持分取得である。

(注 2) 共用部分について地権者の 3-4 階部分の区分内容は不明である。

② 地権者所有の共有床の借用

3-4 階部分の保留床の共有取得に加えて、3-4 階の各地権者の所有する共有床を町田市が全て借用する「施設建築物賃貸借契約書」が平成 11 年 10 月 29 日付で地権者 7 名との間で個別に締結された。当該賃貸借契約書による賃貸借期間は、それぞれ平成 11 年 10 月 29 日より平成 31 年 10 月 28 日の 20 年間となっており、現時点で今後 9 年間の借用が継続する予定である。20 年間における賃借料の総計は、契約時点の賃料ベースで見ると、約 14 億円となる。また、3-4 階を全て公共施設として利用しているため、管理費は全て市の負担となっている。管理費を含めた年間負担額は、約 1 億円であり、20 年間の歳出負担は 20 億円相当となる。

賃借料は 3 年に 1 度見直しが行われることとなっており、今日までに 3 度の見直しが行われている。現実には、当初の賃借料 m²あたり単価 2,440 円が微減している程度の改定が行われている。この賃借料は、一坪あたり約 8 千円であり、町田市のオフィスビルの賃料相当を公共施設でありながら負担していることになる。これは要するに、町田市は、地権者の所有に帰す共有床を借用することにより、テナントとして 20 年間の保証と賃借料を確約したことになる。

③ 借用期間終了後の展望

上述のように共有床の借用期間終了までに未だ 9 年間の期間を残しているが、契約期間満了後の方針については現時点で確定的なアイデアはないようである。市としては、今後市民フォーラムをどのように運営していくのかについてのプロジェクトチームを立ち上げたい意向とのことであり、そこでの議論を通じて地権者の保有する共有床の借用問題ならびに市の保有する共有床をどのように解決するかについて検討することとなっているとのことである。いずれにせよ、今後も続く歳出負担と共有床の解決方法について注視していくことが必要であろう。

(3) 町田市民フォーラムの設置目的等

項目	概要
施設名称	町田市民フォーラム
所在地	町田市原町田四丁目 9 番 8 号
設置年月日	平成 11 年 11 月 27 日

第4 個別施設の検討

項目	概要
設置条例等	町田市民フォーラム条例／町田市民フォーラム条例施行規則
設置目的	男女平等社会の形成を促進し、消費者の保護を図るとともに、市民による自主的な社会貢献活動並びに市民活動及び文化活動を支援するため。 (町田市民フォーラム条例第1条)
主要な施設	(1) ホール及び活動諸室 (2) 町田市男女平等推進センター (3) 町田市消費生活センター (町田市民フォーラム条例第3条)
ホール及び活動諸室の目的	男女平等社会の形成及び消費者の保護の推進並びに自主的な社会貢献活動並びに市民活動及び文化活動のための使用に供することを目的とする。 (町田市民フォーラム条例第6条)
運営形態	町田市直営
開館時間	午前9時～午後10時
休館日	第3水曜日、年末年始(12月29日から1月3日まで)
窓口での受付時間	平日の午前8時30分から午後5時まで
駐車場	(3台(障がい者用含む)まで駐車可能)
施設	ホール及び活動諸室(視聴覚室／調理室／和室(1)(2)(3) ／第1学習室A・B／第2学習室A・B／保育・託児室)
附属設備	グランドピアノ／ホール内ビデオ上映設備一式／可動式ビデオ上映設備一式／視聴覚室内ビデオ上映設備一式／書画カメラ

外観



施設内ホール



第 4 個別施設の検討

(4) 施設の利用状況

① 使用者の範囲(ホールまたは活動諸室を使用できる者)

(1)	○町田市男女平等推進センター条例第 5 条第 1 号の規定により町田市に登録した団体 ○町田市消費生活センターの事業に協力する団体 ○町田ボランティア・センターに登録した団体 ○社会福祉法人町田市社会福祉協議会 ○財団法人町田市文化・国際交流財団及び町田市町内会・自治会連合会
(2)	市民活動及び文化活動を行う団体
(3)	前 2 号に掲げる団体以外の団体
その他	町田市が主催する事業及び上記に掲げるもののほか、町田市長が必要と認める事業についても、ホールまたは活動諸室を使用できる

(町田市民フォーラム条例第 6 条及び同条例施行規則第 2 条第 1 項各号)

② 施設及び附属設備の利用率

(単位：回)

施設別		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	
ホール	①	1,041	1,041	1,041	1,041	1,041	
	②	630	655	715	737	732	
	利用率 (②/①)	60.5%	62.9%	68.7%	70.8%	70.3%	
活動諸室	視聴覚室	①	1,041	1,041	1,041	1,041	1,041
		②	763	758	758	625	699
		利用率 (②/①)	73.3%	72.8%	72.8%	60.0%	67.1%
	調理室	①	1,041	1,041	1,041	1,041	1,041
		②	455	450	475	503	495
		利用率 (②/①)	43.7%	43.2%	45.6%	48.3%	47.6%
	和室(1)	①	1,041	1,041	1,041	1,041	1,041
		②	713	712	776	814	798
		利用率 (②/①)	68.5%	68.4%	74.5%	78.2%	76.7%
	和室(2)	①	1,041	1,041	1,041	1,041	1,041
		②	649	662	748	780	768
		利用率 (②/①)	62.3%	63.6%	71.9%	74.9%	73.8%
	和室(3)	①	1,041	1,041	1,041	1,041	1,041
		②	359	356	435	446	396
		利用率 (②/①)	34.5%	34.2%	41.8%	42.8%	38.0%
	第 1 学習室 (A)	①	1,041	1,041	1,041	1,041	1,041
		②	903	924	939	943	902
		利用率 (②/①)	86.7%	88.8%	90.2%	90.6%	86.6%
	第 1 学習室 (B)	①	1,041	1,041	1,041	1,041	1,041
		②	861	833	862	839	828
		利用率 (②/①)	82.7%	80.0%	82.8%	80.6%	79.5%
	第 2 学習室 (A)	①	1,041	1,041	1,041	1,041	1,041
		②	802	764	820	810	822
		利用率 (②/①)	77.0%	73.4%	78.8%	77.8%	79.0%
第 2 学習室 (B)	①	1,041	1,041	1,041	1,041	1,041	
	②	814	794	817	824	815	
	利用率 (②/①)	78.2%	76.3%	78.5%	79.2%	78.3%	

第4 個別施設の検討

施設別		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
合 計	㉑	10,410	10,410	10,410	10,410	10,410
	㉒	6,949	6,908	7,345	7,321	7,255
	利用率 (㉒/㉑)	66.8%	66.4%	70.6%	70.3%	69.7%

㉑：年間利用可能回数（原則として年間開館日数×3（午前、午後、夜間）で算出）

㉒：年間利用回数（午前、午後、夜間の利用をそれぞれ1回、全日の利用は3回とカウントして算出）

③ 附帯設備の利用状況

附帯設備	利用率
グランドピアノ	データなし
ホール内ビデオ上映設備一式	
視聴覚室内ビデオ上映設備一式	
可動式ビデオ上映設備一式	
書画カメラ	

④ 利用状況(時間帯別)

(単位：回)

時間帯別 (全施設合計)		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
午前 (午前9時から 正午まで)	㉑	—	3,490	3,490	3,490	3,490
	㉒	—	2,403	2,460	2,520	2,424
	利用率 (㉒/㉑)	—	68.9%	70.5%	72.2%	69.5%
午後 (午後1時から 午後5時まで)	㉑	—	3,490	3,490	3,490	3,490
	㉒	—	2,674	2,890	2,901	2,840
	利用率 (㉒/㉑)	—	76.6%	82.8%	83.1%	81.4%
夜間 (午後5時30分 から午後10時まで)	㉑	—	3,490	3,490	3,490	3,490
	㉒	—	1,831	1,995	1,900	1,991
	利用率 (㉒/㉑)	—	52.5%	57.2%	54.4%	57.0%
合 計	㉑	—	10,470	10,470	10,470	10,470
	㉒	—	6,908	7,345	7,321	7,255
	利用率 (㉒/㉑)	—	66.0%	70.2%	69.9%	69.3%

㉑：年間利用可能回数（原則として年間開館日数）

㉒：年間利用回数（全日（午前9時から午後10時まで）の利用は午前、午後、夜間とも1回とカウントして算出）

(5) 施設の管理運営コスト (収支状況)

① 維持管理費の推移

(単位：千円)

項目		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
収 入	利用料収入	7,340	7,528	8,210	8,038	8,098
	附帯設備使用料	415	419	450	457	621
	軽印刷機使用料	298	335	296	268	223
	雑入(注1)	2,624	2,558	2,643	2,602	2,596
	収入計	10,677	10,840	11,599	11,365	11,538

第4 個別施設の検討

項目		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
項目		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
支出	人件費	13,718	15,004	8,853	12,344	13,293
	給料等	11,810	11,403	8,853	8,667	10,543
	その他人件費	1,908	3,601	0	3,677	2,750
	物件費	107,998	105,924	109,991	114,312	110,409
	消耗品費	2,064	1,853	2,072	2,073	1,984
	光熱水費	16,255	16,392	17,534	21,168	17,913
	修繕料	1,549	815	2,365	1,455	1,085
	役務費	405	375	393	920	654
	委託料	16,126	15,227	16,400	17,652	17,676
	使用料及び賃借料	71,599	71,262	71,227	70,966	70,885
	備品購入費	0	0	0	78	212
	支出計	121,716	120,928	118,844	126,656	123,702
収支差額	▲ 111,039	▲ 110,088	▲ 107,245	▲ 115,291	▲ 112,164	

(注1) 駐車場及び光熱水費の立替金収入である。

(注2) H21年度の委託料の内訳

件名	契約の相手方	金額
清掃業務委託	(株)共峰サービス	7,289
施設貸出管理業務委託	(社) 町田市シルバー人材センター	8,534
舞台音響照明、舞台AV設備保守点検	(株)ジャステック	840
	小計	16,664
舞台機構設備保守点検業務委託その他	4社	1,012
	合計	17,676

(6) 会議室及び活動諸室の状況

町田市民フォーラムでは、市民に貸し出されている学習室が4部屋あるが、平成21年度の利用率は78%から86%と高く平成20年度は90%を超えている部屋もあり、学習室が不足している状態にある。

以下は、町田市民フォーラム内に会議室・活動室として利用可能な複数の部屋を保有している団体の部屋の利用状況である。この他に町田市消費生活センターが委員会室 67.77 m²、併設機関で共同利用可能な会議室 55.89 m²を利用している。

① 平成21年度の各活動諸室の使用状況

区分	使用件数 (件)	利用率	使用人数 (人)	1回あたり (人)	1部屋あたり 面積(m ²)
町田市民フォーラム(一般開放)					
第1学習室(A)	902	86.6%	11,302	13	41.11
第1学習室(B)	828	79.5%	7,858	9	35.48
第2学習室(A)	822	79.0%	12,260	15	41.30
第2学習室(B)	815	78.3%	11,652	14	40.49
男女平等推進センター(併設機関の利用)					

第4 個別施設の検討

区分	使用件数 (件)	使用率	使用人数 (人)	1回あたり (人)	1部屋あたり 面積(m ²)
多目的活動室	304	29.2%	3,166	10	66.41
委員活動室	384	36.9%	4,720	12	65.56
社会福祉法人社会福祉協議会(注2)					
会議室	270	25.9%	3,483	13	66.14
講習室	728	69.9%	18,756	26	80.07
活動室A	687	66.0%	12,577	18	38.05
活動室B	700	67.2%	11,644	17	37.57
財団法人町田市文化・国際交流財団国際交流センター(注2)					
講習室	754	72.4%	18,797	25	64.29
活動室	627	60.2%	3,953	6	32.19
情報コーナー	712	68.4%	7,638	11	74.63

(注1) 使用率は平成21年度の市民フォーラムの開室日数は347日と午前・午後・夜間の3回の使用の1,041回を使用可能件数とし、使用件数で除して計算している。

(注2) 行政財産の目的外使用許可により入居団体が使用する活動室等である。

(注3) 各団体や併設機関が事業目的に使用している相談室やテスト室を除く。

(7) 減免の状況

① 使用料の免除対象(使用料の免除ができる場合)

(1) 市が行う事業に使用するとき
(2) 以下の団体等が使用するとき
○町田市男女平等推進センター条例第5条第1号の規定により町田市に登録した団体
○町田市消費生活センターの事業に協力する団体
○町田ボランティア・センターに登録した団体
○社会福祉法人町田市社会福祉協議会
○財団法人町田市文化・国際交流財団及び町田市町内会・自治会連合会

(町田市民フォーラム条例施行規則第8条第1項)

② 使用料の免除の状況(使用料免除承認書交付件数(注))

項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
使用料の免除件数	2,450件	2,175件	2,732件	2,744件	2,804件

(注) 市長は、使用料の免除の承認をしたときは、使用料免除承認書を交付する。

(町田市地域センター条例施行規則第6条第3項)

③ 平成21年度減免額

項目	減免額	公用減免	入居団体等減免
合計	5,517千円	2,597千円	2,920千円

④ 平成21年度減免額内訳

(単位:千円)

項目	減免金額	公用減免		入居団体等	
		金額	割合	金額	割合
ホール	1,512	1,512	100.0%	0	0.0%
視聴覚室	588	129	22.0%	458	78.0%
第1学習室	698	121	17.4%	576	82.6%
第2学習室	731	237	32.4%	494	67.6%
調理室	1,563	447	28.6%	1,116	71.4%
和室	424	149	35.3%	274	64.7%
合計	5,517	2,597	47.1%	2,920	52.9%

(単位:千円)

施設利用料	金額	割合
利用料収入	8,944	61.85%
公用減免	2,597	17.96%
入居団体減免	2,920	20.19%
合計	14,461	100.00%

⑤ 減免利用の状況

市民フォーラムでは、施設利用料を徴収しているのは全体の利用のうち61.85%であり、減免による利用は38.15%、そのうち使用料が免除されている入居団体等に対する減免は20.19%となっている。これらの団体は、市民フォーラムの利用に関する細則において優先団体として定められ、施設を優先的に減免利用することができる。優先団体の減免利用は第1学習室が最も高く、次に視聴覚室、調理室、第2学習室、和室となっており、公用利用による減免はホールの利用が多い。

一方で、優先団体の活動室は市民開放されている貸出施設の全ての施設よりも利用率が低いことから、市から目的外使用許可を受けている活動室を利用せずに市民開放されている貸出施設を減免により利用している可能性もある。

⑥ 優先団体の状況

市ではこれらの各優先団体の減免の利用実態の統計を取っていないが、減免利用のうち7割は町田ボランティア・センターの登録団体による利用とのことである。

町田ボランティア・センターは社会福祉法人町田市社会福祉協議会の運営団体であるが、国際交流センター及び町田市町内会・自治会連合会の関連団体や登録団体は優先団体には当たらないため、施設を減免利用できない。町田市町内会・自治会連合会は関連団体である町内会・自治会は集会所施設を保有しているが、国際交流センターの関連団体は無償で利用可能な施設を保有していないことから、同団体のみが情報コーナーを事業のため有効活用している。また、国際交流センターは市民センター等の他の施設でも活動している。

(8) 受益者負担の状況

① 施設使用料

施設		使用料				
		午前	午後	夜間	全日	
ホール		6,500 円	8,700 円	9,700 円	22,400 円	
活動諸室	視聴覚室	1,300 円	1,800 円	1,900 円	4,600 円	
	調理室	2,600 円	2,600 円	3,300 円	7,800 円	
	和室 (水屋は和室(3)を含む)	(1)	500 円	600 円	700 円	1,700 円
		(2)	500 円	600 円	700 円	1,700 円
		(3)	200 円	400 円	400 円	800 円
	第1 学習室	A	600 円	800 円	900 円	2,200 円
		B	600 円	800 円	900 円	2,200 円
	第2 学習室	A	600 円	800 円	900 円	2,200 円
B		600 円	800 円	900 円	2,200 円	

② 附属設備使用料

附属設備	単位	使用料
グランドピアノ	1 台 1 回	1,500 円
ホール内ビデオ上映設備一式	1 式 1 回	1,500 円
視聴覚室内ビデオ上映設備一式	1 式 1 回	1,500 円
可動式ビデオ上映設備一式	1 式 1 回	1,000 円
書画カメラ	1 台 1 回	500 円

【監査の意見】

(1) 再開発プロジェクトに係る書類の整備と保存

先述のように、町田市民フォーラム開館までには14年近くの歳月を要した。現在のJR町田駅の移転に端を発した原町田4丁目地区の再開発を目的としたインテリジェント・オフィスビル建設プロジェクトが、複雑に絡み合った地権者の利害関係の解決の必要性、経済情勢の変化等の紆余曲折を経て最終的に「サウスフロントタワー町田」と呼称する共同住宅(マンション)建設に公益施設を併設するという事業目的の大幅な変化を遂げた。

このプロジェクトは、国及び東京からの補助金を含めて約40億円の事業費の負担と、市による公益施設開設のための土地及び建物の取得資金約30億円、さらに地権者との共有取得フロア部分の公益施設としての20年間に渡る借り上げによる資金負担約14億円(管理費負担を含めると約20億円)、合計約84億円の歳出を伴うものであった。

このような大型の再開発プロジェクトに係る書類ないし資料は、必然的に膨大なものであったが、過年度のものであることと長期間に渡ることを割り引いたとしても、十分整理整頓ができていたとは言い難く、資料間の整合性の取れていないものも散見され、どれが最終的な結論なのかについて第三者的な検証をする過程で様々な欠落点が見られた。主な問題点は以下のとおりである。

- 再開発組合の資金収支に関する経過資料は多々見られるが、事業が完了した平成11年10月時点及び組合が解散した平成13年6月時点における組合の資金収支の資料が見当たらない。そのため、市が直接間接に関与することとなった再開発組合の収支の総括的な検証が十分できなかった。
- 原町田四丁目の再開発は、当初のオフィスビル建設計画から共同住宅と公共施設を併設して建設する計画に変更されている。具体的にどのような経緯と理由により再開発組合、東急不動産株及び町田市との間で協議及び調整が行われてこのような大幅な事業計画の変更が実施されたのかを示す資料等を十分に確認できなかった。
- 町田市は、公共施設として当初再開発ビルの地権者の所有床を借用するという案であったようであるが、平成11年3月の市議会において、3-4階の保留床の取得が承認されている。しかし、この大きな変更の背景、理由、根拠を十分説明する資料は見当たらなかった。
- 地権者との保留床の共有取得について、その背景、理由、根拠を示す書類が見当たらなかった。また、現在それらを明確に説明できる市の職員がいない。

以上を総合するに、事業計画の大幅な変更とか、保留床の取得、共有取得の必然性といった肝心な点を明確に説明する資料の保存が欠落しているといわざるを得ない。原町田四丁目のような市街地再開発の大型のプロジェクトについては、事業計画の変更結果のみならず、それに至った経緯、背景、理由、根拠ならびに市の財政に与える影響等について、最大公約数的に全ての関連書類及び資料を時系列的に整備、保存する体制が必要と認める。今後の同様な事業計画の有効な管理のために、プロジェクト管理マニュアルの策定ないし改定が望まれる。

(2) 地権者との共有取得部分の借用問題と権利義務関係の明確化

公共施設のある建物の3-4階部分の市と地権者の共有取得割合は、3階が24.3%対75.7%、4階が53.5%対46.5%(いずれも専用面積割合による)となっており、3階及び4階の地権者の権利変換額の多寡によるものと想定される。しかし、3-4階部分のどの面積部分が市及び地権者にそれぞれ所属するかの区分がなされていないため、仮に地権者からの借用が満了する平成31年で契約を更新しない場合には、相当の混乱が予想される。

もし市が契約満了後も地権者からの借用床を含めて公益施設を維持していく場合には、地権者との賃貸契約の更新、あるいは、借用床の地権者からの買取りのいずれかのオプションが考えられる。一方、公益施設の維持を止める場合には、市の所有部分を現在の地権者ないしは第三者への売却の検討が必要と見られ、いずれの選択肢も相当難航するものと見られる。さらに述べるならば、現在の市民フォーラムは、地権者即ちごく一部の市民に対する多額の経済的負担のもと、公共施設として広く市民の利用に供されてバランスが取れているかという命題を背負っているのである。後述するように、市民フォーラムの開放割合は総面積の17%に限られ、大部分は市及びその外郭団体の専用となっており、公共施設というよりもその実態は公用財産といっても過言ではない。

したがって、今後早い時期に市と地権者間の協議会等を発足し、契約満了後の権

利義務関係をどのように解決していくべきかについて協議し、そこでの経過、経緯を市民に知らしめていく必要があると考える。また、町田市民フォーラムが真に市民の利用に役立つ公共施設たる要件を満たしているのか、資金負担、費用対効果その他様々な制約条件等を乗り越えてその目的を果たし得るのか等についても、第三者委員会等を設置して客観的な意見を聴取することが望まれる。

(3) 歳入と歳出のバランス

町田市民フォーラム事業の歳入はおおむね 11 百万円である一方、事業費はおおむね 123 百万円で、差し引き 112 百万円の赤字事業となっており、その赤字については一般市民の税金が投入されている。赤字の原因は、前述のとおり、1 坪 8 千円とその他の管理費で年間 1 億円を負担している施設を多くの部分を外郭団体等に無償で目的外使用許可を与えていることにある。

今後も現状の運営形態で施設運営を継続する場合には、市民への情報の開示と理解を得る必要がある。

	(百万円)	
歳入		11
歳出		
事業費	123	123
差引計		<u>▲ 112</u>

(4) 施設の利用状況の考え方の検討

施設の利用状況は、町田市が公用で利用しているものも利用回数等に含めているが、市民フォーラムは市民の利用が前提となることから、一般市民の利用と公用での利用を区分して把握したうえで、一般市民の利用を利用状況の評価の判断の基礎資料とする必要がある。

(5) 市民利用に係る実質的な優先度の確保の必要性

町田市民フォーラムを一般市民が利用する場合と、市が公用で利用する場合を対比すると次のとおりである。

市民が利用する場合	市が公用で利用する場合
使用月の 2 ヶ月前で申込開始月の 1 日から 8 日にインターネット申し込みをしたうえで、申込開始月の 8 日に抽選により決定する。	男女平等推進センター及び消費生活センター並びに市民協働推進課が行う事業における施設使用の申請期間は、事業を計画した時からとする。それ以外の部・課が行う事業における施設使用の申請期間は、ホールは使用する月の 8 ヶ月前から、活動諸室は使用する月の 4 ヶ月前からとする。団体が市の委託事業で施設を利用する時であらかじめ委託元に関する主管部長から市民部長に文書による依頼があったときは、他課が行う事業と同一の期間で優先して使用申請することができる。長期にわたる場合は文書依頼を少なくとも年 1 回は受けるものとする。

町田市が公用で利用する場合は、市民の申込期日より先段階で予約がなされることが可能な規定となっている。この点に関し、町田市民フォーラムは本来的に

は市民の利用が前提になることから、まずは市民の申込みを優先し、利用されない施設が発生した場合にのみ、町田市が公用で利用できるように規定を変更する必要がある。

(6) 使用しない施設の一般開放の必要性

町田市民フォーラムは、市民に広く開放されている学習室の利用率は高いが、特定団体のみが利用できる施設の中には、利用率が50%未満と低く、有効活用がなされていない施設がある。特に町田市社会福祉協議会の会議室は他の活動諸室とは異なり、土曜・日曜・祝日、夜間は閉鎖されている。

市は、有効利用されていない施設について、入居団体の利用する施設については有効利用を求めるか、該当部分について使用許可面積を縮小する等の対応をする必要がある。また、市の施設である場合は、市民に開放し、会議室の使用頻度が低い機関については会議室を共同利用する等の有効利用を行う必要がある。

(7) デッドスペースの有効利用の検討

町田市民フォーラムには町田市社会福祉協議会、国際交流センター、町田市男女平等推進センター、町田市消費生活センターが入居している。

このうち、町田市男女平等推進センター、町田市消費生活センターは展示・情報コーナーを共同で利用し、このスペースは市民協働推進課や消費生活センター等の待合室スペースを兼ねている。また、国際交流センターの情報コーナーは自主事業にも利用され、活動室を兼ねておりその利用率は68.4%となっている。一方で町田市社会福祉協議会には事務局とボランティア・センターの2か所にロビーがあるが、そのうち、ボランティア・センターのロビーは56.38㎡であり、事務室や同団体の活動諸室よりも広いが活用されておらず、現状ではデッドスペースとなっている。市は利用方法を改善するよう求め、改善されない場合は市が使用許可面積を縮小して、当該スペースに学習室を設置することにより市民に開放する必要がある。

(8) 保育・託児室の市民開放の必要性

施設内には保育・託児室が設けられているが、利用する人は少なく、統計も取っていない。この保育・託児室は常設であり乳幼児の定員が25名79.27㎡と、第1学習室(A)と(B)の2部屋の合計よりも広い。1か月に数回利用があるかどうかのために常設の保育・託児室を確保することは有効活用の観点から望ましくない。託児室・保育室として利用が可能な和室を用意し、現在の保育・託児室は学習室等として市民に開放することを検討する必要がある。

(9) 調理室の利用方法及び利用促進の検討

調理室は平成17年度より利用率は50%未満となっているため、利用促進策を検討する必要がある。現在会議室の需要が高く、利用者の中から、調理室を会議室として利用することが可能かどうか、問い合わせがあるとのことである。市は、調理室の本来の設置目的や衛生上の理由により、調理室を会議室として利用することは認めていない。しかし市民センターでは調理室を会議室として貸し出している。調

理室は調理室として貸し出すのが原則であり、会議室が不足している場合は利用可能な、市民により多くの会議室を開放することが望ましいが、調理室の需要が低く会議室の利用が高い現状を鑑みると、調理室を会議室として利用することも、減免利用でないのであれば、認めるなどの柔軟な対応を検討することが望まれる。

(10) 優先団体への減免の見直しの必要性

市は現在市民活動を行う団体に対し減免を認めていないが、市民活動を行う団体はボランティア活動も併行して行っていることが多いと考えられる。このため、貸出施設を減免利用することを目的として優先団体に登録している団体が存在する可能性がある。また、市民フォーラムの利用に関する細則では、優先団体による施設の利用は登録の承認目的に沿った利用に限定されているが、市はその全てを確認できる訳ではないため趣味の会等のために使用していることもあるとのことである。

このため、本来の目的のために活動する団体や、有料で利用する市民が施設を利用できない可能性がある。

優先団体は、目的外使用許可されている活動諸室を、その団体の目的を達成する活動をするために利用する必要がある。その上で、それ以外の活動については、町田市民フォーラムを利用する場合は、市民と同様に有償で貸出施設を利用する必要がある。市は各関係団体に割り当てた活動諸室の用途について指導を行うと同時に、貸出施設の優先利用による減免の必要性について、見直す必要がある。

(11) 使用料金の算定過程

平成21年度の使用料は、平成15年に公布された町田市民フォーラム条例の一部を改正する条例に基づいている。平成15年11月13日起案の「今回(平成15年12月条例改正)の市民フォーラム料金改定のポイント」には、「各室の経費には当該面積に応じ、共用部分(廊下、階段室、トイレ等)の経費も含めることとする。」とし、改正理由など「これまで各部屋の面積を元に算出していたが、共用部分の費用についても各施設の床面積に応じて負担するものとした」とされている。

しかし、実際の利用料金の改定の説明資料上は、使用料金の算定基礎について「各室の経費には、共用部分(廊下、階段室、トイレ等)の経費は含めない。」と明記され、実際にも共益費部分の経費が使用料金の算定基礎には含まれていない。市は共用部分の経費を含めると説明を付して条例を改正し使用料を定めたのであれば、実際に共用部分の経費を含めた使用料を計算する必要がある。

(12) 受益者負担の原則に関する考え方の見直しの必要性

市民フォーラムでは維持管理費(光熱水費、委託料、施設修繕料)を経常経費として、使用料の算定根拠としている。これを受けて平成15年12月に次のとおり、新しい算定方法をもとにした利用料金が設定されている。

市民フォーラムは平成11年開館で、比較的新しい施設であるから、施設修繕料は発生せず、机や椅子等の施設も新しいがこれらは維持管理費に含まれないため、市民は600円から900円で学習室を、和室についても500円から700円で利用することができる。一方で、例えば堺市民センターでも同じように施設利用料の計算

がなされている。堺市民センターの施設は昭和 58 年の開館当時より利用されているため、同センターの利用者は古い机と古い椅子の会議室を利用するために同じように 300 円から 900 円の、古い畳の和室を利用するのに 400 円から 600 円の施設利用料を支払っている。

このように、中心市街地にある交通の便が良い新しい備品が使用できる新しい施設と、中心市街地から離れた古い備品が備え付けられた老朽化した施設の使用料が同一水準であることは、市民の納得感を得られない可能性もある。新しい施設の利用料金のあり方について、見直しをすることが望ましい。

(13) 軽印刷機の利用料の見直しの必要性

施設には、大量印刷が可能な軽印刷機があり、町田市民フォーラムを利用する団体や地域の公的団体に貸し出されている。平成 21 年度の軽印刷機の貸し出しによる使用料収入は 223 千円に対する費用は 457 千円（軽印刷機の賃借料 82 千円、トナー代 375 千円）であり、234 千円が市民の税金で補填されている。受益者負担の原則により軽印刷機の利用料金を改める必要がある。

また、当該印刷機の使用料は 1,000 枚単位となっており、印刷枚数が 999 枚までは 100 円、1,000 枚から 1,999 枚までは 200 円となっているが、999 枚までの利用が多いとのことである。999 枚から 1 枚増えた 1,000 枚は料金が 2 倍になること、1,000 枚と 1,999 枚は同じ料金であることは利用者にとって納得感がなく、枚数によっては使用者が利用しにくいと思われることから、柔軟な利用料金を設定することが望まれる。

(14) 喫茶店の決算と自動販売機の設置

施設内の喫茶店ラ・ドロンと自動販売機 4 台の設置について、市内の社会福祉法人に対し目的外使用許可を行っている。喫茶店ラ・ドロンは障害者自立支援法にもとづく授産施設であり、目的外使用料は免除されている。

平成 21 年度の喫茶店ラ・ドロンの授産会計の概要は以下のとおりである。

収入(円)		支出(円)	
喫茶売上	1,557,500	工賃	364,840
配布作業売上	244,407	水道光熱費	767,055
その他売上	113,000	その他経費	551,191
雑収入	16,365	前年度繰越	2,036,132
前年度繰越	1,803,635		
合計	3,734,907	合計	3,719,218

上記授産会計には自動販売機設置の売上が表示されていないが、市が同法人に確認したところ、その他売上 113 千円に計上されているとのことだった。市が同法人に請求している自動販売機の電気料金は年間 204 千円となっており、仮にその他売上全額（113 千円）が自動販売機の売上と仮定すると、自動販売機の設置により授産会計には 91 千円の損失が生じている計算となる。

その他売上全額（113 千円）が自動販売機の売上と仮定すると、自動販売機 1 台あ

たりの年間売上高は28,250円となる。そうすると1日あたりの売上高は81円(28,250円÷開館日数347日)となり、1日約3本しか飲料が売れていないことになる。町田市民フォーラムは市民協働推進課や市の外郭団体の職員が勤務し、多くの市民が利用する施設であることや、市の職員が飲料の補充に訪れる業者を週数回の割合で確認していることから、1日約3本しか飲料が売れていないとは考えにくい。このため、市の職員が同法人に再確認したところ、自動販売機設置売上は317千円で、その他売上ではなく喫茶売上に含まれているとのことであった。

その場合に、自動販売機設置売上を除いた喫茶売上は年間1,240千円、1営業日あたりの売上高は5,168円となる。喫茶店の客単価を食事代600円と飲み物代200円と仮定して計算すると、1日に6名から8名しか来客がなかったことになるが、この数値は施設の利用状況からみて現実的ではない。

市が同法人に喫茶店や自動販売機の目的外使用許可を行い、使用料を免除しているのは、同法人が社会福祉法人であることを鑑みて、使用料の免除額がその活動資金に充当され、利益が障がい者に配分されることを期待しているためと考えられる。しかしながら、現状はそのような期待がどこまで実現しているのか明確となっていない。

今後も同法人に対して使用料を免除するのであれば、市は使用料を免除していることによって、同法人にどのような効果が生じているのかを確認しておく必要がある。

(15) 市民フォーラムの利用に係る長期的な展望

市民フォーラムは先述のとおり、取得にあたり3,446百万円の補助金が支出され、かつ毎年100百万円以上の賃借料及び負担金を支出しているのであるから、より公平な受益者負担を図り、またはより多くの市民に開放され、有効かつ効率的に利用する必要がある。

しかし、市民フォーラムの延べ床面積4,363.27㎡のうち、市民に開放されている活動諸室の部分は755.48㎡と全体の17.3%にとどまっており、公共用財産と言うよりもむしろ公用財産としての性質を有している。この他の部分は、市の機関として市民協働推進課及び男女平等推進センター、消費生活センターが、市の外郭団体、社会福祉法人町田市社会福祉協議会及び財団法人町田市文化・国際交流財団の町田国際交流センター、その他に町田市町内会・自治会連合会が入居している。

当該団体の市民フォーラムにおける活動の概要は以下のとおりである。

なお、市の機関の一部は、平成24年に予定している新庁舎の完成により、新庁舎に移転する方向で調整中であり、その後の利用方法については現在未定である。

団体名	用途
町田市社会福祉協議会及びボランティア・センター	高齢者が障がい者等への福祉サービス利用の相談窓口となるほか、ボランティア活動家の育成を行っている。
町田国際交流センター	外国人市民に対し生活に必要な情報の提供や相談、市役所など官公署の手続をサポートする他、生活相談や日本語の習得等の国内での生活を円滑に送れるよう支援活動を行っている。
町田市町内会・自治会連合会	市内10地区連合会での活動を通じた町内会・自治会等の基盤強化や各町内会・自治会等の相談の他、また各地区から出された市民要望の実現に向けた市政懇談会、役員のための研修会開催等を行っている。

市の機関の一部が新庁舎移転した後の当施設の利用についての長期的展望としては、当施設を誰のために、何のために利用するのか、毎年100百万円の経費を負担する施設であることについて、市民の合意の得られる利用方法を選択する必要がある。したがって、市民に開放されない団体事務所として利用され、あるいは特定の団体のみが便益を享受できる活動室として使用されることは望ましくない。当施設は平成24年に新庁舎の完成により一部が移転し、平成31年に賃貸借期間が終了することから、各段階における利用方法について、広く市民の意見を徴したうえで、決定する必要がある。

3. 町田市民ホール

【概要】

(1) 町田市民ホール開館の経緯

町田市民ホールは、昭和52年3月8日に町田市と東京都及び日米富士自転車株式会社との間で「町田市森野二丁目都営住宅予定地内旧ボウリング場建物に関する協定書」を結び、町田市が敷地の無償使用許可と建物の無償譲渡を受けることにより、昭和53年に開館した。同協定書による敷地の無償使用許可に関わる東京都との契約期間は昭和52年3月8日から施設の存続期間となっている。

町田市民ホール開館の経緯を示すと以下のとおりである。

年月	経緯
昭和48年	『日米ボウル』ボウリング場としてオープン
昭和52年	『日米ボウル』が日米富士自転車株式会社より都営住宅予定地内旧ボウリング場建物及び付属設備として土地が現状存置のまま東京都に買収され、建物等が町田市に無償譲渡される 東京都より無償で土地の使用許可を受ける
昭和53年10月	市の直営管理による町田市民ホールがオープン

外観



(2) 町田市民ホールの設置目的等

項目	概要
施設名称	町田市民ホール
所在地	町田市森野二丁目2番36号
設置年月日	昭和53年7月1日
設置条例等	町田市民ホール条例／町田市民ホール条例施行規則
設置目的	市民の文化の向上及び福祉の増進に寄与するため (町田市民ホール条例第1条)
実施する事業	市民ホールの施設及び附属設備の利用に関すること。 演劇、音楽その他の芸術文化及び市民文化の向上に関すること。 上記のほか、市民の文化の向上及び福祉の増進に寄与するために必要な事業 (町田市民ホール条例第2条)

第4 個別施設の検討

項目	概要
運営形態	平成18年4月1日より指定管理者制度で運営 (指定管理者：財団法人町田市文化・国際交流財団)
開館時間	午前8時30分～午後10時
休館日	毎月の第1月曜日及び第3月曜日／年末年始(12月28日から1月4日まで)
窓口での受付時間	午前9時～午後5時
駐車場	敷地内に主催者用各1台他

(3) 施設の利用状況

① 利用状況(施設別)

(単位:回)

施設別		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
ホー ル	Ⓐ	825	837	845	696	873
	Ⓑ	711	751	742	642	775
	利用率 (Ⓑ/Ⓐ)	86.2%	89.7%	87.8%	92.2%	88.8%
第1 会議室	Ⓐ	992	981	994	768	998
	Ⓑ	702	774	758	539	654
	利用率 (Ⓑ/Ⓐ)	70.8%	78.9%	76.3%	70.2%	65.5%
第2 会議室	Ⓐ	992	981	994	768	998
	Ⓑ	699	745	750	483	571
	利用率 (Ⓑ/Ⓐ)	70.5%	75.9%	75.5%	62.9%	57.2%
第3 会議室	Ⓐ	992	981	994	768	998
	Ⓑ	671	748	773	579	668
	利用率 (Ⓑ/Ⓐ)	67.6%	76.2%	77.8%	75.4%	66.9%
第4 会議室	Ⓐ	992	981	994	769	998
	Ⓑ	631	674	735	555	715
	利用率 (Ⓑ/Ⓐ)	63.6%	68.7%	73.9%	72.2%	71.6%
第5 会議室	Ⓐ	990	982	993	769	998
	Ⓑ	808	782	831	525	668
	利用率 (Ⓑ/Ⓐ)	81.6%	79.6%	83.7%	68.3%	66.9%
練 習 室	Ⓐ	937	877	990	766	994
	Ⓑ	445	502	608	454	521
	利用率 (Ⓑ/Ⓐ)	47.5%	57.2%	61.4%	59.3%	52.4%
第1ギャラリー	Ⓐ	323	327	329	256	333
	Ⓑ	221	235	282	204	240
	利用率 (Ⓑ/Ⓐ)	68.4%	71.9%	85.7%	79.7%	72.0%
第2ギャラリー	Ⓐ	324	327	329	256	333
	Ⓑ	253	219	231	204	220
	利用率 (Ⓑ/Ⓐ)	78.1%	67.0%	70.2%	79.7%	66.0%
合計	Ⓐ	7,367	7,274	7,462	5,816	7,523
	Ⓑ	5,141	5,430	5,710	4,185	5,032
	利用率 (Ⓑ/Ⓐ)	69.8%	74.6%	76.5%	72.0%	66.9%

Ⓐ: 年間利用可能回数(原則として年間開館日数×3(午前、午後、夜間)で算出)

Ⓑ: 年間利用回数(午前、午後、夜間の利用をそれぞれ1回、全日の利用は3回とカウントして算出)

② 利用状況(時間帯別) ホール・会議室・練習室 (単位:回)

時間帯別 (全施設合計)		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
午前	①	2,240	2,207	2,268	1,768	2,286
	②	1,578	1,695	1,838	1,629	1,630
	利用率 (②/①)	70.4%	76.8%	81.0%	92.1%	71.3%
午後	①	2,240	2,207	2,268	1,768	2,286
	②	1,716	1,992	2,107	1,331	1,828
	利用率 (②/①)	76.6%	90.3%	92.9%	75.3%	80.0%
夜間	①	2,240	2,206	2,268	1,768	2,286
	②	1,516	1,289	1,252	817	933
	利用率 (②/①)	67.7%	58.4%	55.2%	46.2%	40.8%
合計	①	6,720	6,620	6,804	5,304	6,857
	②	4,810	4,976	5,197	3,777	4,391
	利用率 (②/①)	71.6%	75.2%	76.4%	71.2%	64.0%

①: 年間利用可能回数(原則として年間開館日数)

②: 年間利用回数(全日の利用は午前、午後、夜間とも1回とカウントして算出)

③ 利用状況(時間帯別) ギャラリー (単位:回)

時間帯		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
全日	①	647	654	658	512	666
	②	474	454	513	408	460
	利用率 (②/①)	73.3	69.4	78.0	79.7	69.1

①: 年間利用可能回数(原則として年間開館日数×3(午前、午後、夜間)で算出)

②: 年間利用回数(ギャラリーは1日単位の貸出施設であるため、1日1回でカウントして算出)

(4) 施設の管理運営コスト(収支状況)

① 職員の配置状況(時間帯別) (単位:人)

項目		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
午前	正規職員	1.6	1.5	1.6	1.5	1.6
	非常勤職員	4.7	4.6	3.6	3.3	4.6
	合計	6.3	6.1	5.2	4.8	6.2
午後	正規職員	1.6	1.5	1.6	1.5	1.6
	非常勤職員	4.7	4.6	3.6	3.3	4.6
	合計	6.3	6.1	5.2	4.8	6.2
夜間	正規職員	2	2	2	2	2
	非常勤職員	6	6	5	6	6
	合計	8	8	7	8	8

※ 年度内で変動がある場合は平均値もしくは各年度末時点での職員数

② 職員の時間あたり平均配置状況 (単位:人)

平均の配置状況		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
合計	正規職員	1.7	1.6	1.7	1.6	1.7
	非常勤職員	5.1	5.0	4.0	4.1	5.0
	合計	6.8	6.7	5.7	5.7	6.7

第4 個別施設の検討

※ 上表「職員の配置状況（時間帯別）」の各数値より次の数式で算出：（午前の職員数×3.5+午後の職員数×6+夜間の職員数×4）÷13.5
数式の各数値は各時間帯の開館時間数である。

③ 施設の市の収支の推移

（単位：千円）

項目		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
歳入	光熱水費雑入		2,106	2,173	2,200	2,003
	行政財産目的外使用料	データなし	1,800	1,800	1,800	1,800
	収入計		3,906	3,973	4,000	3,803
歳出	指定管理料	112,599	117,000	116,000	108,800	116,000
	備品購入費	9,829	0	3,522	1,355	2,170
	その他	1,523	0	3,543	65	918
	支出計	123,951	117,000	123,065	110,220	119,088
収支差額		▲123,951	▲113,094	▲119,092	▲106,220	▲115,285

④ 指定管理者の指定管理業務に関する収支の推移

（単位：千円）

項目		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
収入	利用料収入	57,594	58,099	54,427	43,706	55,734
	指定管理料／委託料	112,599	117,000	116,000	108,800	116,000
	文化事業振興収入	166,512	156,889	187,719	178,505	175,679
	収入計	336,705	331,988	358,146	331,011	347,413
支出	人件費	49,173	49,999	54,632	47,083	54,608
	物件費※	266,043	270,504	285,432	268,795	280,537
	支出計	315,216	320,503	340,064	315,878	335,145
収支差額		21,489	11,485	18,082	15,133	12,268

※平成21年度の物件費うち委託料が 227,968 千円を占めている。委託料の内訳は次のとおりである。

文化活動の推進費	133,808 千円
情報提供及び広報費	5,420 千円
文化事業管理運営費	2,992 千円
施設管理委託費	85,748 千円

（5）施設で行う管理運営業務

項目	Yes or No
施設で現金を保管しているか	Yes
施設で物販を行っているか	No
施設で利用者の債権を管理しているか	Yes
利用者満足度調査を定期的実施しているか	Yes（不定期実施）

(6) 受益者負担の状況

① 施設使用料

施設		(午前) 午前9時～ 正午	(午後) 午後1時～ 午後4時30分	(夜間) 午後5時30分～ 午後10時	(全日) 午前9時～ 午後10時
ホール	月～金	14,000円	24,000円	38,000円	67,000円
	土、日、祝	18,000円	32,000円	42,000円	84,000円
練習室		2,000円	2,000円	2,000円	6,000円
会議室	第1会議室	3,500円	4,000円	4,500円	11,000円
	第2会議室	3,500円	4,000円	4,500円	11,000円
	第3会議室	3,500円	4,000円	4,500円	11,000円
	第4会議室	7,000円	8,000円	9,000円	22,000円
	第5会議室	1,500円	2,000円	2,500円	5,500円

施設	全日(午前9時～午後10時)	
ギャラリー	第1ギャラリー	5,000円
	第2ギャラリー	8,000円

※1 利用時間は、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

※2 利用時間は、指定管理者が管理上支障ないと認める場合に、その延長又は繰上げをすることができる。この場合における利用料金は、30分ごと(30分未満のときは、30分として計算する。)につき、延長にあっては夜間の利用料金に、繰上げにあっては午前の利用料金に100分の20を乗じて得た額を加算する。

※3 午前から午後までの利用単位又は午後から夜間までの利用単位を連続して利用するときの各利用単位の間隔の時間については、利用料金を徴収しない。

※4 ホール又はギャラリーを利用し、入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収する場合は、利用料金に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。

- (1) 入場料等の最高額が1人あたり2,000円を超え3,000円以下であるときは、100分の50
- (2) 入場料等の最高額が1人あたり3,000円を超え5,000円以下であるときは、100分の70
- (3) 入場料等の最高額が1人あたり5,000円を超えるときは、100分の100

(町田市民ホール条例 別表)

② 有料の附帯設備

附帯設備	種別	単位	金額
ホール	楽屋設備	1室、1区画又は1枚	5,000円
	舞台設備	1台、1本、1個、1双、1掛、1枚、1脚、1組、1キロワット又は1式	10,000円
	照明設備	1列、1台、1本、1個、1枚、1キロワット、1式又は1セット	23,500円
	音響設備	台、1本、1チャンネル、1キロワット又は1式	4,500円
	映写設備	1台、1個又は1式	10,000円
	その他	1枚又は1式	10,000円
会議室、練習室又はギャラリー	音響設備等	1台、1本、1双又は1式	2,000円

※ 附属設備の利用料金は、前項の利用単位のうち、午前、午後及び夜間の区分ごとにそれぞれ徴収する。

(町田市民ホール条例 別表)

(7) 設備の状況

① 当該施設に係る平成21年度末までの支出額

項目	支出額	備考
工事請負費	2,284,653,707 円	
公有財産購入費	0 円	土地は都から無償使用許可(町田市森野二丁目都営住宅予定地内旧ボウリング場建物に関する協定書第4条)を受け、建物は日米富士自転車株式会社より無償譲渡(同協定書第2条)を受けた。
備品購入費	133,730,127 円	
合計	2,418,383,834 円	

② 耐震化への対応・施設の更新予定

項目	Yes or No	備考
耐震化は完了しているか	Yes	—
ESCO 事業は導入されているか	No	—
更新(建替え)の計画、または大規模修繕の計画はあるか	No	平成20年度に大規模修繕を実施済みである。

【監査の意見】

(1) 歳入と歳出のバランス

町田市民ホール事業は、歳入が約4百万円である一方、事業費は119百万円であるから、差し引き115百万円の赤字事業となっている。

当該事業は指定管理者制度が導入されているため事業費の多くは指定管理料であるが、指定管理者の決算においても総事業費335百万円に対する利用料収入及び文化事業振興収入は231百万円であり、事業運営費の30%は指定管理料として一般市民の税金が投入されている。現状のまま事業を継続する場合には、市民への情報の開示と事業への理解を得る必要がある。

		(百万円)
歳入		4
歳出	事業費	119
	差引計	<u>▲ 115</u>

(2) 公募による指定管理者の必要性

町田市民ホールの指定管理者には、非公募により市の外郭団体が指定されている。これは、同団体が指定管理者制度導入前より町田市民ホールの運営を行っており、ノウハウや企画力を有していること、利用者からの声等を総合的に評価して、今後も継続して同団体を指定管理者として指定し、市民ホールの運営を任せることが適切であると判断したことによるものである。

町田市では、指定管理者制度運用の統一的な対応を図るための基本的な方針として、「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」(以下「基本的方針」とい

う。)を平成20年6月に策定・公表している。

基本的方針では、「指定管理者制度の趣旨は、公の施設の管理について、民間事業者等の専門的な手法や経営ノウハウを活用することで行財政の効率化を図り、同時に利用者の満足度を上げ、より多くの利用者確保を狙いとするものである。そのため、指定管理者の選定には競争原理を働かせ、公正を期すために原則として公募する」として、指定管理者の候補者の選定は公募を原則としている。

指定管理者の選定にあたっては、現在の町田市民ホールにおける文化振興事業の質が低下することのないよう留意する必要があるが、そのような配慮も踏まえつつ、一定の競争性を持たせるために、公募による指定管理者の募集を検討する必要がある。

(3) 町田市民ホールとホール内レストランの一体的運営の必要性

町田市民ホールにはレストランがある。レストラン事業は指定管理者の指定管理業務に含めておらず、上記の指定管理者とは別の事業者に行行政産の使用許可を行って事業を任せている。

指定管理者は必要に応じてレストラン事業者と連携しているが、レストラン事業者を監督する権限や責任はない。一方で、町田市民ホールの利用者は、ホールとレストランがそれぞれ別の事業者によって管理運営されていることは通常知りえないため、レストランのサービスが低下するようなことがあった場合、指定管理者のサービスが低下したと誤解してしまう可能性がある。

そのような場合、指定管理者に対する評価だけではなく、指定管理者制度そのものに対する評価にも影響を及ぼすことも考えられるが、指定管理者はこのことについて十分な対応を図ることはできず、市も指定管理者の責任を問うことはできない。

町田市民ホールのサービスの質の維持と、指定管理者の責任範囲の明確化の観点から考えると、指定管理業務の中にレストラン事業を含めることが望ましい。

(4) レストランの事業者及び賃料の見直しの検討の必要性

レストラン事業を指定管理業務に含めないのであれば、レストランの事業者や賃料の見直しを検討する必要がある。

町田市民ホールのレストランの賃料の決定の経過は以下のとおりである。

区分	月額賃料	経緯
平成7年10月	650,000円	当時のレストラン事業者より使用料減額及び撤退について要望書提出
平成10年10月		再度使用料減額及び撤退の要望書提出 平成11年度より使用料の値下げを決定
平成11年4月	410,300円	撤退願が提出
平成12年4月	150,000円	使用料値下げ(平成13年8月から改装のため平成13年度は7月末までの使用承認契約)

※ 町田市民ホール内1階レストラン部分282.55㎡、自動販売機コーナー8.93㎡及びレストラン厨房設備備品の使用料の賃料を含む。

レストランは平成13年8月から改装工事を実施しているが、改装に伴いレストラン事業者の見直しが行われている。

レストラン事業者は、一般公募によって平成13年の「町田市民ホール内レストラン利用検討委員会」により選定されているが、応募条件に合致する応募者が1者しかおらず、その1者が選定され、改装後の平成14年からレストラン事業を行っている。その際に使用料（賃料）の見直しはなされず、以後、現在まで平成12年に改定された賃料を引き継いでいる。

改装前のレストラン事業者は改装前には撤退を要望していたが、平成13年6月に起案された「町田市民ホール内レストラン業者選定方法について」によると、改装後の出店については意欲的な発言をしているとの記録が残されている。このことより、月額150千円という賃料は改装後では割安であった可能性がある。

市では毎年レストラン事業者から損益計算書入手してその採算性から現在の賃料が妥当であるかを検討しているが、レストランの損益が赤字となっていることから賃料の見直しを行っていない。

しかしながら、市が入手している損益計算書は月次推移表であり、いわゆる正式な決算書ではないため検証可能性が低い。また、その損益計算書によると赤字となっているのは、役員報酬や本社家賃、本社に勤務する職員の人件費等、レストラン事業とは直接関連しない、事業者の本社で発生する間接経費を計上している影響が大きい。

この間接経費の取り扱いについては、市と事業者との間で明確な基準が定められていない。損益計算書の検証可能性の問題も含め、現在入手している情報をベースとして採算性を判断することは妥当とは言えない。

レストラン事業については、経済環境の変化や外食産業の経営形態の変化、事業者の募集についての周知方法の多様化により、他の事業者の応募も考えられる。よって、定期的に事業者及び賃料の見直しを検討する必要がある。

(5) 適切な決算報告のための指導の必要性

指定管理者が市に提出した事業報告書のうち、平成18年度から平成20年度までは、法人全体の決算書が提出されており、指定管理業務部分について区分経理された決算書が市に提出されていなかった。本来は指定管理業務部分について区分経理された決算書を市は入手する必要があるが、これについては平成21年度に改善されている。

しかしながら、平成21年度に提出を受けた指定管理業務部分について区分経理された決算書については、次のとおり収入と支出の差額がゼロとなっている。

これは、指定管理者から市への報告は、収入と支出の差額をゼロにして行う必要があると、市及び指定管理者双方が誤解していたことによるものであり、実際の収支差額は次のとおりである。

項目		H21年度	項目		H21年度
収入	利用料収入	55,734千円	支出	人件費	54,608千円
	指定管理料	116,000千円		物件費	280,537千円
	文化事業振興収入	175,679千円		支出計	335,145千円
	収入計	347,413千円	収支差額	12,268千円	

収支差額が生じることは不自然なことではなく、収入と支出の差額をゼロとして報告する必要性はない。また、指定管理者制度においては、収支差額がプラスとなって余剰が生じてもそれを市へ返還する必然性はない。

収支差額は指定管理業務の採算性や指定管理者の努力の程度を明らかにするための重要な判断基準であるから、市は指定管理者に対し、実際の収入と支出を報告するよう要請する必要がある。

(6) 楽屋施設の有効利用の必要性

ホールの楽屋施設はホールの利用者のみが有料で利用することができる。しかしながら、楽屋施設の中には、利用率の低い施設や全く利用されていない施設がある。

例えば、和室は良好な状態で管理されており、単独での貸出しが可能な状態のため、ホールの利用者が利用を希望しない場合、単独での貸出しを行うことを検討することが望ましい。

また、浴室については男女各1室600円となっているが、浴槽が深く狭いため、利用料金を下げても使用は見込めないと考えられる。楽屋施設の利用者などにアンケートを実施するなどして、どのような設備にすれば有効活用できるかを調査したうえで、利用度の高い施設への改装を検討することが望ましい。

(7) 主催者用駐車場の有料化の必要性

町田市民ホールでは、駐車場の利用を希望する主催者に対し無償で駐車場を提供しているが、以下の理由により駐車場は有料を原則とする必要がある。

市民ホールでは、開館当初より駐車場の利用を希望する主催者に対し、主催者用の駐車場として各施設1台に限り無償で提供していた。しかしながら、その後、主催者側から複数台分の駐車場利用を希望するケースが増えたため、近隣にある市の道路用地を一時的に主催者用の駐車場として利用することとし、現在は希望する主催者に対し複数台の駐車場を無償で提供している。

複数台の駐車場利用を認めることは、近隣の時間貸駐車場（民間駐車場）の営業を圧迫することになる。また、市民ホールの駐車場を使用する団体としない団体で同じ利用料金を支払うのは公平感に欠ける。なお、町田市民ホールのホームページには、3つの民間駐車場が紹介されている。



したがって、町田市民ホールの駐車場は原則として有料とし、近隣の民間駐車場に駐車することが困難な、荷物搬入用の大型車両に限定して無料とするなどの対応が必要である。

(8) 利用料金の見直しの必要性

町田市民ホール条例第13条第2項によると、町田市民ホールの利用料金は、同条別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとされている。

この別表は指定管理者制度導入以降変更されていない。一方で、受益者負担報告書では貸出施設の各経費と財源の関係を以下のように示している。

経費内訳	財源	備考
A 当該経費の維持管理経費	当該年度の使用料収入 ＋一般財源(税収入等)	原価算入経費
貸出施設・貸出備品・施設に付属する備品の維持管理(管理委託料・光熱水費等)		
貸出施設・貸出備品・施設に付属する備品の修繕(小規模修繕)	使用料収入の一部積立による基金(施設修繕積立金)＋一般財源(税収入等)	
B 当該施設の大規模修繕	一般財源(税収入等)	原価算入しない経費
C 当該施設の基盤整備経費		
D 新施設の建築費用		

平成21年度の物件費(280,537千円)の内訳は以下のとおりである。

区分	金額(千円)
消耗品費	5,442
光熱水費	28,784
修繕料	2,408
その他需用費	8,521
役務費	4,480
使用料及び賃借料	2,938
文化事業興業に関する委託費	142,216
施設管理委託費	85,748
合計	280,537

受益者負担の原則によると、上記物件費(280,537千円)のうち文化事業振興に関する委託費(142,216千円)を除く138,321千円が利用者負担の対象となるが、負担割合をどう設定するかという課題がある。

平成21年度の利用料金収入は55,734千円であり、受益者負担割合は40%と低い。残り60%は一般財源である指定管理料により賄われており、市民の税金が充当されている。町田市民ホールを使用しない市民も負担していることから利用料金の値上げを検討する必要がある。

利用料金を値上げして受益者負担割合を増やすことは、指定管理料を見直すことにもつながる。あるいは利用料金の値上げにより指定管理者に財務上の余裕が生じ

る可能性がある。指定管理者に財務上の余裕が生じた場合は、その余裕を施設の運営の原資に用いればさらなるサービスの向上が期待でき、結果として利用者満足度が向上する可能性がある。

ただし、利用料金の値上げが利用料金収入に与える影響の取り扱いについては、予め市と指定管理者の間で合意を得ておく必要がある。

4. 町田市立国際版画美術館

【概要】

(1) 国際版画美術館開館の経緯

町田市立国際版画美術館（以下「版画美術館」という。）は、世界でも数少ない版画を中心とする美術館である。昭和62年の開館以来、国内外の版画作品や資料を収集・保存し、現在2万点を超える収蔵品を有している。

企画展示室では、版画を中心とした優れた美術作品に触れられるよう、年間を通じて企画展を開催している。常設展示室（入場無料）では、収蔵作品を活用し、年間4期にわたって様々なテーマで版画の魅力を紹介する、ミニ企画展が楽しめる。

年月	経緯
昭和56年1月	国際版画館建設準備委員会が発足
昭和56年8月	国際版画館建設準備委員会より答申がなされる
昭和56年9月	国際版画美術館建設審議会条例の制定
昭和56年11月	建設審議会が発足
昭和58年3月	建設審議会より基本構想の答申がなされる
昭和58年6月	町田市美術品等収集基金条例の制定
昭和58年7月	第1回収蔵作品展を市立博物館にて開催
昭和60年4月	着工
昭和61年8月	竣工
昭和61年9月	町田市立国際版画美術館条例の制定
昭和62年4月	開館

(2) 施設の設置目的等

項目	概要
施設名称	町田市立国際版画美術館
所在地	町田市原町田4-28-1
設置年月日	昭和61年9月1日
設置条例等	町田市立国際版画美術館条例／町田市組織規則
設置目的	内外にわたる美術・文化の交流の場として、版画を中心とする幅広い活動を展開し、市民の美術に関する知識及び教養の向上を図り、もって市民文化の発展に寄与するため (町田市立国際版画美術館条例第1条)
実施する事業	(1) 内外のすぐれた版画を中心とした美術作品及び美術に関する資料(以下「美術作品等」という。)を収集、保管、展示すること。 (2) 版画に関する専門的な調査研究及び情報の提供を行うこと。 (3) 版画等の実技指導に関すること。 (4) 美術に関する講演会、講習会及び映写会等を開催すること。 (5) 美術に関する創作、研究、発表等のため、必要な施設及び設備を提供すること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事業 (町田市立国際版画美術館条例第2条)

第4 個別施設の検討

項目	概要
運営形態	町田市直営
開館時間	平日:午前10時～午後5時 土・日・祝日:午前10時～午後5時30分
休館日	月曜日(月曜日が祝日・振替休日にあたった場合はその翌日) 12月28日～1月4日
駐車場	無料(110台まで駐車可能)

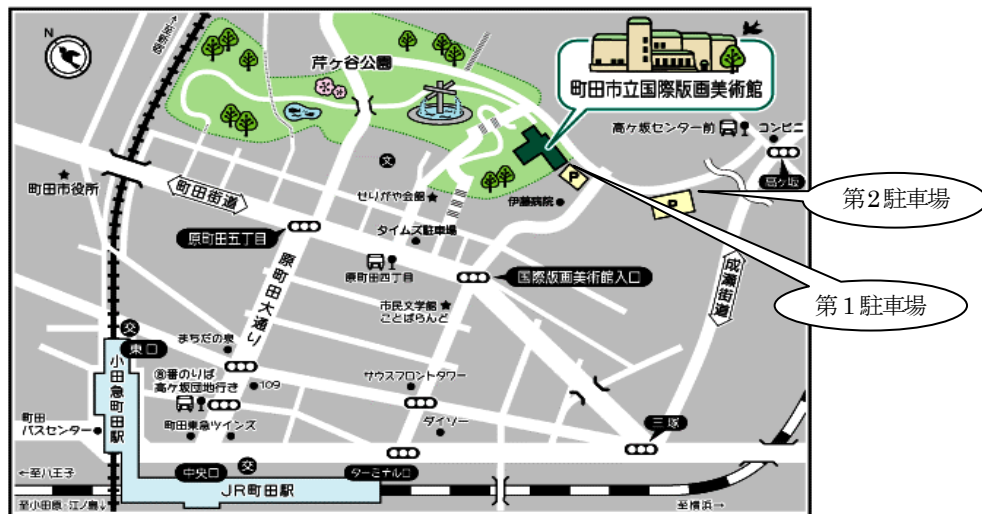
外観



エントランスホール



所在地



(3) 施設の利用状況

① 利用状況(施設別)

(単位:回)

施設別		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
美術館全入場者数(人)		137,271	161,800	159,507	154,345	166,846
講堂	①	224	203	221	281	265
	②	9	6	15	50	29
	利用率(②/①)	4%	3%	7%	18%	11%

第4 個別施設の検討

施設別		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
アトリエ	①	137	145	139	138	166
	②	129	130	126	128	141
	利用率 (②/①)	94%	90%	91%	93%	85%
市民展示室	①	300	294	297	300	307
	②	273	277	289	285	286
	利用率 (②/①)	91%	94%	97%	95%	93%

①：年間利用可能回数（原則として年間開館日数、利用可能日数）

②：年間利用回数（全日の利用として算出）

② 附帯設備の利用状況

（単位：回）

附帯設備		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
テーブル	①	306	306	306	306	307
	②	41	41	41	43	39
	利用率 (②/①)	13%	13%	13%	14%	13%

①：年間利用可能回数（原則として年間開館日数）

②：年間利用回数（半日、全日とも1回とカウントして算出）

（4）施設の管理運営コスト（収支状況）

① 職員の配置状況

（単位：人）

平均の配置状況		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
合計	正規職員	16	16	15	15	15
	非常勤職員	1	1	2	2	2
	合計	17	17	17	17	17

② 施設の収支の推移

（単位：千円）

項目		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
収入	企画展観覧料	4,878	5,397	6,238	5,717	6,961
	市民展示室使用料	4,374	4,662	4,699	4,266	4,232
	講堂使用料	29	43	48	124	169
	アトリエ使用料	352	376	352	361	356
	附属設備使用料	348	329	324	425	373
	工房アトリエ一般開放	6,084	6,140	5,903	5,754	5,619
	図録・詩文集等販売収入	3,457	4,676	4,095	4,066	4,310
	講座教材費	1,306	1,167	1,205	1,206	692
	芸術文化振興基金取崩	1,200	1,000	3,000	3,000	—
	その他	2,045	2,440	3,073	2,701	3,097
収入計		24,074	26,232	28,941	27,622	25,812
支出	人件費	16,355	15,689	16,676	15,896	15,601
	給料	3,911	3,922	3,901	3,964	3,953
	監視員給料	9,086	9,086	8,648	8,845	8,324
	講師謝礼等	3,358	2,681	4,127	3,087	3,324

第4 個別施設の検討

項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
物件費	143,117	137,042	134,943	129,230	140,145
消耗品費	4,082	5,949	3,996	6,825	4,366
光熱水費	15,914	16,018	16,459	17,523	14,452
修繕料	6,931	7,163	9,782	4,910	6,781
役務費	6,806	4,430	10,100	4,430	7,645
委託料(※1)	76,192	72,847	76,537	69,790	72,132
使用料及び賃借料(※2)	13,665	13,576	13,536	13,429	9,918
協賛負担金	1,500	9,600	1,200	9,200	1,200
版画購入(※3)	14,997	3,838	—	—	20,497
その他	3,030	3,621	3,333	3,123	3,154
支出計	159,473	152,731	151,619	145,126	155,746
収支差額	▲135,399	▲126,499	▲122,678	▲117,504	▲129,934

(※1) 委託料の主なものは、清掃及び警備業務に係る総合管理委託料である（平成21年度50,401千円（榊和心との単年度契約））。

(※2) 使用料及び賃借料の主なものは、第2駐車場土地賃借料及び中央監視装置のリース料であり、平成21年度の減少は同リース期間終了によるリース料減少(6,242千円⇒3,641千円)による。

(※3) 版画購入とは、町田市美術品等収集基金で購入した版画購入額の基金からの買い戻しである。

(5) 施設で行う管理運営業務

項目	Yes or No
施設で現金を保管しているか	Yes
施設で物販を行っているか	Yes
施設で利用者の債権を管理しているか	No
利用者満足度調査を定期的実施しているか	Yes

(6) 受益者負担の状況

① 施設使用料

施設	(午前)	(午後)	(全日)
	午前10時から 午後13時まで	午後13時から 午後19時まで	午前10時から 午後19時まで
講堂	4,000円	7,000円	11,000円
市民展示室(※1)	—	—	18,000円
アトリエ	1,200円	2,400円	3,600円

(※1) 市民展示室の半室を使用するときの使用料は、規定使用料の半額

(町田市立国際版画美術館条例 別表第3)

② 有料の附帯設備

附属設備の名称	単位(※)	使用料	摘要
スポットライト	1台1日	150円	
展示台	1台1日	300円	
テーブル	1台1日	100円	
テーブルクロス	1枚1回	750円	
放送設備一式	1式1回	750円	マイクロホン・アンプ

(※) 単位の1回は、施設の使用時間に相当する時間とする。

(町田市立国際版画美術館条例施行規則 別表)

③ 使用料の免除・還付ができる場合

市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料、特別観覧料及び施設等使用料の全部又は一部を免除、還付することができる（町田市立国際版画美術館条例第7条、第8条）。

④ 使用料の免除・還付の状況(使用料免除承認書交付件数)

項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
使用料の免除件数	9件	19件	24件	16件	16件
使用料の還付件数	0件	0件	0件	0件	0件

(7) 設備の状況

① 当該施設に係る平成21年度末までの支出額

項目	支出額	
当初建設費	2,104,337,000円	平成17年度以降の支出額を集計対象とした。
工事請負費	0円	
公有財産購入費	0円	
備品購入費（美術品を除く）	0円	
合計	2,104,337,000円	

※ 上記の他に、版画美術館運営のための美術品購入額として累計で1,945,368,583円の支出を行っている。

② 耐震化への対応・設備の更新予定

項目	Yes or No	備考
耐震化は完了しているか	No	
○耐震化工事の具体的な予定があるか		なし
○具体的な予定がある場合、その実施時期はいつか		なし
ESCO事業は導入されているか	No	
更新（建替え）の計画、または大規模修繕の計画はあるか	Yes	
更新または大規模修繕の具体的な計画がある場合		
○実施時期と工期		(※1)
○予算額（百万円）		未定

(※1) 平成22年12月より営繕課と版画美術館の協同で大規模修繕計画策定が行われている。計画策定完了は平成23年3月を予定している。

【監査の結果】

(1) 企画展の図録（商品）管理

毎年企画展を行うたびに、主要な作品を収録した図録を通常1,000部程度（開館当初等は3,000部程度）作成して販売している。業者からの納品時の数量確認と年1回のたな卸しは行われているものの、日々の受払簿の作成を行っていない。期中の商品としての管理が不十分であり、仮に紛失しても事実の適時把握が困難である。

また、図録は無償提供用として2割程度確保されているが、販売用商品と無償提供品の保管場所は分けられているものの、期中の出庫管理が不十分である。

なお、図録は年間3百万円程度の売上を計上している。

毎年の企画展ごとに作成される図録については、商品管理及び売上管理上、販売用商品と無償提供品の区分、日々の売上に連動した受払簿の作成、期末等の一定の時期に受払簿と現品との整合性を確認するたな卸しを行う必要があり、業務を見直す必要がある。

現状の納品時の数量確認、保管場所の峻別、期末たな卸しのみで管理を行う場合にはたな卸し回数を月次に変更する等、期中の商品管理体制が保たれていることが確認できるよう業務を改善する必要がある。

【監査の意見】

(1) 講堂の利用率の向上

版画美術館には、企画展開催時に作品関係者や学識者等を招いた講演会、シンポジウム、学芸員によるスライドレクチャー等や、市民主催の講演会、その他の集会を行う事が可能な「講堂」（収容人数200人）が設置されている。

講堂の利用率は例年10%程度となっており利用率が低いため、以前より利用率の向上が課題とされている。なお、講堂は美術館事業で使用する内部会議や内部講演で利用することもあるが、それらを加味した場合には23%程度（平成21年度実績）の利用率となっている。

現状において講堂の利用方法としては以下の案が考えられる。

利用方法①：一般的な会議室としての利用

一般的な会議室としての使用については、版画美術館がある芹ヶ谷公園付近には、町田市民フォーラム、まちだ中央公民館、町田市文化交流センター等、150人～200人規模収容可能な会議室が多くあるため、それら施設の利用状況の影響もあり大幅な利用率の向上は困難である。

利用方法②：展示室との統合

常設展、企画展用展示室との統合については、講堂は1階にあり、2階にある常設展や企画展用展示室との統合利用は困難である。

利用方法③：貸し展示室としての利用

貸し展示室として使用することについては、市担当者では「展示室として使用していると講演会やレクチャー等を催す場所がなくなってしまう。講堂としての本来の機能を失わせるような利用方法は意味が無く、市民に対するサービスの低下を招く恐れがある」との認識がある

ただし、平成22年度下期にパネルを5枚購入している。このパネルは軽量の展示物であれば掲示可能なものであり、このパネルを利用することで市民が講堂で展示を行うことが可能となる。実際、このパネルを利用した展示会が数回開催され、講堂貸出実績となったという成果も見られる。限られた予算からの購入となったため現状5枚が購入されただけであるが、今後も拡充していくことが計画されている

ため、貸し展示室としての利用については可能な範囲で徐々に拡充を図ることが検討されているともいえる。

しかしながら、上記の**利用方法①～③**で示した案は、いずれも根本的な解決策とは言えず、おおむね現状維持となり、今後も低い利用率が継続することが危惧される。

利用方法の根本的な見直しを検討する必要がある。

講堂



(2) ハイビジョン施設の取扱い

版画美術館内にはハイビジョン施設が2施設あり、それらの概要は次のとおりである。

① ハイビジョンギャラリーの概要

1階ホールの一角に設けられたハイビジョン映像放映ルームである。収容定員は12人、初期投資額は173,143千円（システム・映像ソフト制作料159,135千円、新設工事14,008千円）であった。

ハイビジョンギャラリーは、版画美術館の版画収蔵品の中で選りすぐりの作品を各5分程度の32本の紹介番組に収録した映像ソフトを放映している施設で、平成2年に開設されている。なお、映像ソフトは当初制作したものを継続使用している。

版画美術館の版画収蔵品の点数は21,000点余りと全てを展示室に展示するには多い事や、版画は光に当てることにより劣化するため、著名な版画や貴重な版画ほど展示する機会が少なくなることから、それらを補完することを主たる目的として設置されている。

ハイビジョンギャラリーは入退室が自由であるため、利用者数の把握は個別には行わず、常設展入場者数に基づく概算値にて例年集計されている。平成21年度の利用者は3,180人（常設展入場者35,339人×9%（概算）=3,180人）と集計されている。

② ハイビジョンホール装置（1階講堂でのハイビジョン放映装置）の概要

1階の講堂でハイビジョン映像を放映するために講堂の脇に設置されている装置である。講堂の収容人数200人、初期投資額は102,827千円（システム料89,996千円、新設工事12,831千円）であった。

もともとは収蔵品の紹介番組を110インチの大画面で見られるように平成3年に設置されたものだが、講堂での監視員のコストなどの経費削減のために紹介番組はハイビジョンギャラリーのみでの放映となった。そのため、現在では講堂利用時に静止画、動画、コンピュータ連動映像を映すことができる装置として使用されている。

ハイビジョン施設の概要

施設名	ハイビジョンギャラリー	ハイビジョンホール装置
設置年度	平成2年度	平成3年度
定員	12人	200人
初期投資額	173,143千円	102,827千円
摘要	1階ホールの一角に設けられた放映施設	1階講堂でハイビジョン映像を放映するために講堂の脇に設置されている装置

ハイビジョンギャラリー、ハイビジョンホール装置の点検費、修繕費として合計で毎年約1,400千円が計上されている。

ハイビジョン施設の点検費・修繕費

(単位：千円)

項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
点検費	599	599	599	599	599
修繕費	893	724	859	859	860
合計	1,492	1,323	1,458	1,458	1,459

ハイビジョンギャラリー、ハイビジョンホール装置は、ともに設置当時にはハイビジョン装置は特殊かつ高価であり、利用者への効果は収蔵品紹介効果に留まらない副次的効果があったと思われるが、現時点においてハイビジョンは一般家庭にも広く普及している装置、技術であるため、設置当時の副次的効果は無くなっていると考えられる。その点を踏まえ、純粋に収蔵品紹介効果と講堂でハイビジョン映像放映効果のみを評価対象とした場合、一般に市販されているハイビジョンテレビ等と比べ、現状の維持管理には点検費、修繕費が2つのハイビジョン施設合計で毎年1,400千円程度計上されている等、高額となっている。また利用者数もハイビジョンギャラリーでは推計で年間3千人程度、講堂でのハイビジョンホール装置では年間数回程度の使用と少ない。

また、講堂ではプロジェクターの利用による講堂内での映写が可能であり映写に際しては必ずしもハイビジョンホール装置を使用しなければならない制約はない。

なお、ハイビジョンホール装置については、講堂利用時に静止画、動画、コンピュータと連動させた画像（CG、アニメーション等）を写すことができる装置として使用されており、これらは既設のプロジェクターでは不可能であるが、コンピュータの外部出力端子を使用して放映可能なプロジェクターは数万円程度で市販されているため、プロジェクターの購入により対応可能なものと考えられる。

以上より、ハイビジョンギャラリーについては、維持管理コストが高額であり、また利用者数が少ないため、収蔵品の展示補完効果も踏まえつつ設備の簡素化ある

いは廃止も含めて検討する必要がある。ハイビジョンホール装置については、維持管理コストが高額であり、稼働が少なく、また利用者の映像放映はプロジェクターの利用で代替可能であるため、廃止も含めて検討する必要がある。

(3) 版画工房設備の取扱い

版画美術館では版画の普及活動を目的として、版画工房を一般に開放し、版画制作の機会を設けている。

版画工房には版画制作を実施するためのプレス機が9台設置されている。修繕費は日常的な消耗品の交換程度であり、少額となっている。

版画美術館に設置されているプレス機の概要

設置年度	物品番号	品名	台数	金額(千円)
昭和61年度	24405	プレス機	1	1,420
昭和61年度	24406	プレス機(石版)	1	524
昭和61年度	24407	プレス機(石版)	1	524
昭和61年度	24408	プレス機(石版)	1	524
昭和61年度	24411	プレス機(銅版)	1	1,310
昭和61年度	24412	プレス機(銅版)	1	410
昭和61年度	24432	プレス機	1	218
昭和63年度	24437	版画プレス機	1	117
平成2年度	24453	平板プレス機	1	631
合計			9	5,679

版画プレス機は版画制作にのみ用いられる特殊なものであり、プレス機(銅版)などは重量もあるため設置や維持管理が個人では困難であることから、町田市以外でも設置されている箇所は限られる物品である。このため、本プレス機を使用するために遠隔地から定期的に来館する利用者もいる。

本プレス機については、高校や中学校などの依頼による学校対応、版画家を招いての公開制作、版画講座などで使用しており、また版画工房の一般開放による自由制作での使用は月10回～11回行われ、一般開放の利用者は年間延べ人数で3,000人弱となっている。版画講座と一般開放の利用予約については、電話受付開始日は予約日数制限を設けることで利用者の偏りを防ぎ、版画講座申込みで定員を超える申込みがあった場合には、過去5年間の受講履歴がない市民を優先している。このように、本プレス機は教育的側面や版画講座、版画工房の一般開放をとおして多くの来館者に利用してもらうことを目的として設置されているともいえる。

しかしながら、版画講座と一般開放の予約受付方法については工夫がみられるものの、年間延べ3,000人弱が一般開放で利用するとしても、時間的、施設的な制約によりその使用機会は限られることから、一部利用者のために設置されている設備である性質が強いと考える。余暇の過ごし方が多様化する中、版画制作にどれほど多くの市民が興味を持ち、また実際に制作をするまでに至るのかについては、限りがあると考ええる。

学校教育での利用についても、施設の規模から児童生徒全員に制作機会を設けよ

うとしても、全員の要望を受け付けることは難しく、やはり限られた希望者のみに使用機会が与えられる可能性が高い。

設置された設備は有効に活用すべきではあるが、そのためには利用者に応分の負担を求めていくことが求められる。

本プレス機の使用料は個別には定められておらず工房使用料に含められているが、平成21年度の工房使用料収入が5,619千円（工房アトリエ一般開放として集計された額）であり、版画美術館の全体収支（平成21年度130,002千円の歳出超過）から見て低廉に抑えられているといえる。現状の歳出超過を他の観覧料や展示室使用料、あるいは歳出削減で解消していくことが困難であれば、当プレス機を使用する版画講座や版画工房一般開放使用料で少しでも補てんしていく努力が求められる。

既に購入された現有設備については維持費用を引き続き抑えるよう今後の施策を検討すること、現在の利用者に対する利用者負担の増額を検討すること、新たなプレス機の購入及び取替は一般市民への効果を考慮した検討がされること、以上3点を検討する必要がある。なお、平成23年4月に料金改定を実施する検討を現在行っているとの回答を市担当者から得たことを付記する。

（4）ピアノの取扱い

版画美術館にはピアノが設置されている。開館当時、ピアノを他から借り入れオープン記念コンサートを開催したが、その出演者であり市民でもあった著名なオペラ歌手から定期的なコンサート開催の提案があり、また市でも版画美術館のPRや話題づくりにもなるとの判断があったこと等から購入が検討され、昭和63年度に8,600千円で購入された。演奏は版画美術館エントランスホールで行われる。

ピアノは市民ホール主催の「ふれあいミュージアムコンサート」（各年度7回程度開催）、版画美術館と版画美術館友の会との共同事業の「ゆうゆうコンサート」（同1回開催）、版画美術館友の会主催の「森のコンサート」（同1回開催）に使用される。美術館としてのピアノの保守点検は年1回行っている（保守点検費57千円）。稼働実績を直近2年度について調査したところ、平成20年度に8回、平成21年度に10回であった。

版画美術館に設置されているピアノの概要

項目	内容	
購入年度	昭和63年度	
購入金額	8,600千円	
形式	ベーゼンドルファー モデル225	
稼働実績（回）	H20年度：8回	H21年度：10回

版画美術館エントランスホールは、反響効果が高いことからコンサート参加者には好評ではあるものの、その反響効果ゆえに、一般の版画観覧者からは過去に音に関する苦情が寄せられたことがある。そのため、コンサートは版画観覧時間を避けて夕方から行っているなど、使用機会が限られていることもあり、ピアノの稼働回数は年間10回程度となっている。

設置されているピアノについては、年間の稼働実績から見て設置の効果が十分に

はないと考える。また、一般の版画観覧者から過去に音に関する苦情が寄せられたことを踏まえれば、そもそも版画美術館でコンサートを実施する意義に立ち返って検討する必要があるとも考える。現在、版画美術館が設置されている芹ヶ谷公園内ではコンサート実施可能な施設は他には無く、版画美術館内にピアノを設置することで当該機能を兼ねているとの見方もできるが、その場合であってもピアノの稼働状況については問題である。

設置されているピアノについては、稼働回数を増やす施策の検討を行うか、または市民ホール等への移設、あるいは売却も視野に入れた検討を行う必要がある。

森のコンサート



(5) 使用料改定のあり方の検討

使用料は平成12年12月、平成16年7月に改定されている。

平成16年7月改定の際に作成された検討資料を入手し調査したところ、検討対象年度であった平成13年度、平成14年度の「一部の管理費」に対する歳入割合(利用者負担割合)を参考に使用料の検討が行われていた(下表A/Cで示す25%、22%)。

版画美術館の利用者負担割合

(単位：千円)

年度	歳入(A)	歳出(B)	負担割合(A/B)	一部の管理費(C)	負担割合(A/C)	摘要
平成13年度	33,697	254,694	13%	134,805	25%	料金検討時の検討対象年度
平成14年度	28,475	261,636	11%	131,610	22%	
平成21年度	25,812	155,746	17%	87,174	30%	直近年度

上表の歳出額には市職員の人件費、当初建設費、大規模修繕費、建替費用が含まれていないことから、版画美術館を単独で運営すると仮定した場合には当該金額では不十分である。

集計された歳出は、美術館事業実施に最低限必要な支出額であるが、平成16年7月改定のために作成された検討資料によると、その歳出のうちのさらに「一部の管理費」に集計対象を限定し、それに対する歳入割合を算出して使用料を検討している。

この「一部の管理費」には総合管理委託料、光熱水費、監視装置賃借料、駐車場賃借料、修繕費等が含まれているが、例えば館内職員人件費、企画展の運搬輸送費、ポスター図録の作成費などはそれぞれ全額が含まれておらず、清掃費、賃借料、消耗品費の一部が含まれていないこともあり、結果として集計額は歳出全体の半分程度とな

っている。集計対象とすべき費目の設定は当時の庁内の基準に照らして行われたものと思われるが、現時点で評価すれば、例えば企画展の運搬輸送費が含まれていない等、直接の運営支出とすべきものが集計対象から除かれており、十分とはいえない。

また、上述したとおり、そもそも歳出には市職員の人件費、当初建設費、大規模修繕費、建替費用が含まれていないことから、上表の歳出額は集計対象をかなり限定しており、そこからさらに費目を限定して使用料の検討を行うことは疑問である。

経年推移から歳出削減努力は見られるものの、平成21年度の歳出合計は155,746千円であるのに対し、歳入合計は25,812千円であった。そのため運営費だけでも129,934千円の歳出超過となっており、歳入の歳出に対する比率は17%にすぎず、運営費の大部分は一般市民の税金が投入されていることとなる。この収支差額の他にも市職員の人件費が毎年度必要であり、施設の状況に応じて建替費用等も今後別途必要となることが考えられる。

歳出額について、利用者の負担割合をどの程度とするのか、また、利用者負担を増やさざるを得ない場合に一般市民に対してどのように説明するのか、が重要である。また、そのための準備として考え方や資料の整理を行っていくことも重要である。

他施設との公平性、利用者と非利用者との公平性の観点から、使用料のあり方を検討する必要がある。

(6) 駐車場の取扱い

版画美術館には2か所（第1駐車場と第2駐車場）の駐車場が整備されている。

第1駐車場は芹ヶ谷公園内に所在する版画美術館敷地内に整備されている。第2駐車場は版画美術館より徒歩3分の場所に整備されている。

第2駐車場は民間から賃借している土地を使用しており、賃借料は年額5,880千円となっている。

なお、芹ヶ谷公園には駐車場は無く、版画美術館の駐車場が芹ヶ谷公園利用者にも利用されている状況にある。また、第1、第2駐車場ともに無料である。

版画美術館の駐車場の概要

項目	第1駐車場	第2駐車場	合計
収容台数	36台	74台	110台
摘要	版画美術館敷地内	版画美術館より徒歩3分。借地	—

第1駐車場、第2駐車場いずれも無料となっているが、施設間の公平性、利用者との公平性の観点から、本駐車場については有料化を検討する必要がある。なお現在、駐車場事業者と接触し、有料化に向けた技術的な問題点を調査中とのことである。

第2駐車場は民間からの借地（年額5,880千円）に整備されているが、第1駐車場の拡充、または芹ヶ谷公園内の市有地に設置することで、賃借料の削減による運営費の削減が可能か否か検討する必要がある。

現在、芹ヶ谷公園自体には駐車場はなく、版画美術館駐車場が芹ヶ谷公園利用者にも利用されている状況にある。芹ヶ谷公園用駐車場と版画美術館兼用の駐車場を、必要に応じて整備することを、都市づくり部公園緑地課と協同で検討することが望

ましい。

(7) 町田市美術品等収集基金の取扱い

町田市美術品等収集基金は、版画美術館に収蔵する美術品及び美術に関する資料の収集を円滑かつ機動的に行うため昭和58年7月に設置された基金である。

近年、基金からの買戻しが滞っていたため、平成20年度末で収集用に使用可能な額は118千円となっていた。平成21年度に市民からの寄付金20,000千円を一般会計で受領したこともあり、基金からの買戻しを20,497千円行ったことで、平成21年度末での基金の使用可能現金は20,615千円となった。

版画購入は基金を使用して行われるが、基金からの支出は平成18年度の3,734千円を最後に行われておらず、平成22年度も12月末までは行われていない。

町田市美術品等収集基金の現金残高

(単位：円)

項目	H17年度 (※1)	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度 (※2)
増加	14,997,150	3,838,800	0	0	20,497,300
減少	15,004,472	3,734,500	0	0	0
現金残高	14,363	118,663	118,663	118,663	20,615,963

(※1) 一般会計からの振替による増加と収集による減少。前年度繰越額が21,685円あった。

(※2) 一般会計からの振替と寄付金による増加。

基金が設置された当初は、収蔵する美術品及び美術に関する資料の収集を円滑に行うために効果があったものの、過去の収集である程度の収蔵品が確保されていることもあり、近年美術品収集は大規模には行われておらず、また、基金の動きも寄付金を除き近年ない。

現在も寄贈による美術品の収集は行われているが、この場合に課題となるのは購入による収集のあり方である。

基金は縮小の要否のみならず、廃止を含めた検討が必要であると考え。美術品購入にあたっての機動性を確保するために、基金を設置して一定額を留保する必要性があるのかどうか、今後、美術品収集を大規模に行う必要性・可能性があるのか、市の財政余力といった点も踏まえて基金の必要性の判断を行う必要がある。

また、基金の必要性を認めたとしても、その額については、美術館事業のみならず他の事業を考慮して適切な額はいくらなのかを検討する必要がある。

(8) 指定管理者制度の導入の検討

指定管理者制度導入については平成17年度に一度検討し、以下のような結論となっている。

公の施設の在り方調査 平成17年度

民営化すればすべてが解決するという前提で、指定管理者制度を拙速に採用することは疑問である。2～3年、他の美術館の結果を見てから決めても遅くないのではないか。よって、直営を堅持することとしたい。

上記検討結果では直営を堅持することとしたいとの結論となったが、既に当時想定していた猶予年数が経過しており、現時点での考え方を整理する必要がある。

市の他施設では指定管理者制度を導入した結果、歳出が削減された等の効果が見られる事例があることから、他施設の導入の効果も踏まえ、指定管理者制度導入の要否を再度検討し、今後の方向性を明確にする必要がある。

(9) 今後の版画美術館のあり方についての多角的な検討

版画美術館を建設する際に公表された答申の概要は次のとおりである。

町田市立国際版画美術館の建設について（基本構想）答申 昭和58年3月

I. 設置の意義
 (略) 現在とくに留意すべき事は、町田市の将来を長期的に展望して何をなすべきかという事である。
 近年、日本を取り巻く環境はますますきびしくなりつつある。こうした社会的、経済的環境の変化に伴って、人々の価値観も物質的充足を求める生活から、精神的な潤いのある生活へと変わってきているのではないかと考えられる。
 版画作品は、国際的にも高い芸術性とすぐれた美術的価値が認識されているが、我国においても浮世絵版画を通じて広く一般民衆に親しまれている。
 このたび、町田市が版画作品を中心とする美術館建設計画に着手することは、町田市の将来にとってきわめて意義のある施策であるばかりでなく、文化に対する市民の期待に応えることになるものと確信する。

II. 基本的性格
 (略) 国際版画美術館は、わが国唯一の版画を中心とする美術館として、また内外にわたる美術・文化の交流の場として、特色ある幅広い活動を展開する。(略)
 (以下、省略)

版画美術館は、版画に特化した美術館としては国内唯一であり、国内外に対して市の文化活動の象徴としての位置づけを鮮明にしていきたいとする目標を持っている。沿革によれば、昭和56年1月の国際版画館建設準備委員会が発足する前から建設構想があったものと考えられるが、現在市が保管している文書としては、昭和58年3月に建設審議会より行われた基本構想の答申以降の文書のみが入手可能であった。

基本構想の答申には、I. 設置の意義、II. 基本的性格等が記載されており、現在に至るまでその答申を踏まえた運営が行われている。設置の意義として、町田市が版画美術館を運営しなければならない必然性については触れられていないが、「町田市の将来にとってきわめて意義のある施策であるばかりでなく、文化に対する市民の期待に応えることになるものと確信」したものであると記載されている。このほか、文書としては残されていないものの、建設構想初期の時点で、多数の版画の寄贈を受けたこと、版画であれば一般の絵画よりも廉価で収集できるという判断があったとのことである。

たしかに版画美術の収蔵、保全是文化保存にとって重要であり、国際的にも価値のある活動であることは理解できるが、それを町田市が担わなければならない必然性については、少なくとも沿革や基本構想の答申では明確となっていない。

政策選択の中で、「文化に対する市民の期待に応えることになるものと確信」されて設置された版画美術館について、昭和61年9月の開設以来24年が経過した現時点において、その「確信」がどの程度実現しているのか、改めて検討することは必要であると考ええる。

平成21年5月に市が実施した「町田市立博物館に関する意識調査」の調査では、版画美術館に対する市民の意識調査も行われている。その調査結果によれば、版画美術館を知っている市民は回答者の89.9%、版画美術館に行ったことのある市民は同66.5%、今後版画美術館に行ってみたい市民は同80.9%という結果であった。

版画美術館は、市民にもその存在が認知され、支持されている調査結果となっているものの、同調査では市の財政負担面には触れられていないことから、総合的な判断をしようとする情報が回答者に十分提供されていたとはいえない面もある。

【概要】に記載したとおり、版画美術館は、建設費2,104百万円、作品収集費用1,945百万円、運営費155百万円（平成21年度実績）に対し、収入25百万円（平成21年度実績）となっており、収支の不足額には市税が充当されている。また、今後施設の修繕や建替等を行う場合には多額の支出が予想され、その支出の一定部分は市税で負担せざるを得ないと考ええる。

費用対効果の観点も踏まえて、これまでどのようにして「文化に対する市民の期待」に応えてきたのか、開設にあたって「確信」していた設置意義がどこまで実現できたのかを検証していくことが重要である。

そして、これまでの成果や、他の諸施策との優先順位を踏まえ、今後も町田市が版画美術館を運営していく意義についても検討していく必要がある。

設置の意義は当然に時代背景を踏まえたものであると思われるが、その後の環境の変化、時代の要請、市民のニーズも多様に変化しており、他の諸施策との優先順位との兼ね合いもある。版画美術館設置の意義を再確認し、今後の役割を検討する必要性は高いと考ええる。

なお、検討に際しては、市民に必要な情報を公開して評価する仕組み（外部評価制度）等をつくり、多角的に検討することが望まれる。

(10) 長期修繕計画

市においては、更新や大規模修繕の具体的な計画については基本的には営繕課が担当している。

版画美術館を管理運営しているのは版画美術館自体であるため、建物の状況についてより多くの情報を把握しているのが通常である。よって営繕課が具体的な計画を立案する場合であっても、版画美術館が把握している情報が十分織り込まれるよう、必要に応じて相互協議を実施する必要がある。

「2005年度町田市事務事業カルテ」においては、財政課コメントとして、「施設・設備の更新について、修繕計画を策定し、計画的に行えるよう調整願いたい。」との記述がある。

なお、平成22年12月より営繕課と版画美術館の協同で大規模修繕計画策定が行

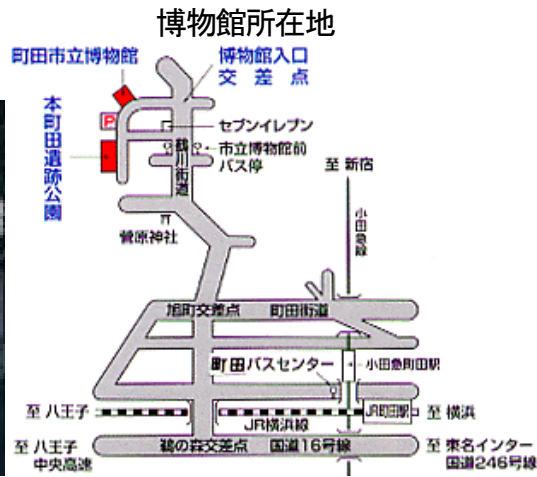
われており、平成23年3月の策定完了に向けて事務が行われている。現在は営繕課との必要に応じた協議が実施されていると評価できるが、今後とも営繕課との相互関係の維持強化を図っていく必要がある。

(11) 町田市立博物館の移設、吸収統合

町田市は文化財や美術工芸品の収集、保存、展示施設として町田市立博物館（以下「博物館」という。）を運営している。

この博物館は、市内の遺跡から出土した埋蔵文化財及び市内の民家に伝わる民俗文化財などを収集、保存、展示する施設として、昭和48年11月3日に町田市郷土資料館として設置され、その後、美術工芸品等の展示も含め、より広範囲な事業が行えるよう、昭和51年4月に町田市立博物館と名称を改め、現在に至っている。

博物館外観



昭和48年11月に開館した市立博物館は、建物の経年劣化が進んでいることから、現在、博物館の今後のあり方が「町田市の博物館等の新たなあり方構想検討委員会」で検討されており、建替や移転等、様々な案が検討されている。

版画美術館と博物館は、その設立目的、施設の状況、運営状況等に違いがみられるが、文化的価値の高い作品や美術工芸品の収集、保存、展示施設としての機能を有するなど共通点も見られる。

運営費の削減を目的として、版画美術館内への移設や隣接地に建設することによる一体的運営を行うことが可能かどうかを十分に検討することが望まれる。

博物館事業費

項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
事業費	52,160千円	52,526千円	52,967千円	75,030千円	62,704千円

5. まちだ中央公民館

【概要】

(1) まちだ中央公民館建設の経緯

① 第一種市街地再開発事業「原町田六丁目地区」の概要

まちだ中央公民館は、第一種市街地再開発事業「原町田六丁目地区」の一環として建設がなされたものである。

当該開発事業は、都市計画道路町3・4・11号線（幅員25.0m）の整備のほか、主要地方道47号八王子町田線（幅員6.0m 通称「中央通り」）、市道町田415号線（幅員9.0m 通称「パークアベニュー」）、市道町田58号線（4.0m）の整備及び道路に沿った敷地内では1.0m～3.0mのセットバック（壁面後退）が行われたものである。

これらに囲まれた敷地の中に次のような施設が建設され、まちだ中央公民館もその一角を占めることとなった。

第一種市街地再開発事業「原町田六丁目地区」の概要

項目	概要
地区・地番	東京都町田市原町田六丁目1107番地
地域・地区	商業地域・防災地域
敷地面積	2,004.67 m ²
主要用途	店舗・公益施設（公民館）
建築面積	1,770.82 m ²
建ぺい率	88.4%
容積率	747.1%
構造・規模	鉄骨鉄筋コンクリート造/地下2階・地上8階塔屋1階建
最高高さ	42.00m
駐輪場	330台

(注) 事業計画より一部抜粋して作成



まちだ中央公民館は町田センタービルに入居している。町田センタービルはまちだ中央公民館と商業施設から構成されている。

商業施設は地下1階から地上5階までで、沿道部分の地上1階から2階にかけては外向きの店舗が配置され、地域商店街の一翼を担う店並みとして街の賑わいが演出されている。また、建物内部では地下1階から地上5階までが一体的な商業ビルとして利用されている。

まちだ中央公民館は地上6階から8階までで、学習室、実習室、音楽室などの各種学習施設の他、視聴覚室や多目的ホール等が設けられ、駅至近で利便性の高い教育施設として、地域の学習・文化活動の支援の拠点となっている。

② 第一種市街地再開発事業「原町田六丁目地区」の経緯等

第一種市街地再開発事業「原町田六丁目地区」の経緯等は次のとおりである。

年月	経緯
昭和57年11月	原町田六丁目地区まちづくり研究会設立
昭和59年11月	キーテナント候補「109」に内定
平成2年11月	原町田六丁目地区市街地再開発事業組合設立
平成3年7月	モデル権利変換発表
平成6年6月	都市計画決定
平成8年9月	都市計画変更
平成9年12月	組合設立（事業計画）認可
平成10年1月	原町田六丁目地区市街地再開発組合設立
平成11年2月	権利変換計画縦覧
平成12年1月	修正権利変換計画縦覧
平成12年2月	権利変換計画認可申請
平成12年3月	権利変換計画認可
平成12年6月	施設建設敷地除去整地工事着工
平成12年8月	施設建築物新築工事着工
平成14年7月	施設建築物新築工事竣工・引渡
平成14年10月	まちだ中央公民館開設

③ 第一種市街地再開発事業「原町田六丁目地区」に係る収支

本開発事業に係る収支は次のとおりである（「原町田六丁目地区市街地再開発組合市街地再開発組合決算報告書」の「全体事業収支計算書」による）。

第一種市街地再開発事業「原町田六丁目地区」に係る収支

収入 財源科目	細 目		金額(単位:千円)
一般会計補助金	調査設計計画費	事業計画作成費	56,360
		地盤調査費	1,200
		建築設計費	75,000
		権利変換計画作成費	27,513
		小計	160,073

第4 個別施設の検計

収入 財源科目	細 目		金額(単位:千円)
	土地整備費	建物等除却費	16,000
		整地費	—
		補償費	609,600
		仮設店舗設置費	—
		小計	625,600
	共同施設整備費	建築工事費	351,540
		その他工事費	9,000
		小計	360,540
	付帯事務費	付帯事務費	5,967
		小計	5,967
	計	1,152,180	
道路特別会計	調査設計計画費	公共施設設計費	—
		地盤調査費	800
		小計	800
	土地整備費	建物等除却費	6,700
		補償費	4,857,100
		小計	4,863,800
	工事費	公共施設工事費	36,000
		小計	36,000
		計	4,900,600
	町田市補助金	調査費	調査費
土地整備費		補償費	997,125
工事費		公共施設工事費	98,550
その他		その他	13,578
	計	1,268,906	
組合員精算金			11,782
保留床処分金			3,824,609
付帯収入	受取利息		312
	雑収入		46,744
	計		47,056
借入金収入	金融機関借入金収入		3,224,682
	計		3,224,682
その他収入			11,785
収入 合計			14,441,602

支出金 科目	細 目		金額(単位:千円)
調査設計計画費	事業計画作成費		84,540
	地盤調査費		2,640
	建築設計費		161,280
	権利変換計画作成費		47,365
	計		295,827
土地整備費	建物等除却費		45,738
	整地費		—
	仮設店舗設置費		61,351
	計		107,089

第4 個別施設の検討

支出金 科目	細 目	金額(単位:千円)
補償費	用地補償費	3,819,055
	建物補償費	460,873
	その他補償費	2,219,692
	計	6,499,621
工事費	建築工事費	3,309,817
	その他工事費	485,339
	計	3,795,156
事務費	人件費	43,005
	旅費	1,712
	庁費	1,649
	事務委託費	224,396
	その他事務費	48,868
	計	319,632
その他	清算金等	73,356
借入金利子	借入金利子	126,238
借入金償還支出	金融機関借入金償還支出	3,224,682
支出 合計		14,441,602

④まちだ中央公民館の土地及び施設の取得状況

「原町田六丁目地区第一種市街地再開発事業 権利変換計画認可申請書（平成12年3月）」によれば、まちだ中央公民館に係る土地及び施設の取得の概況は次のとおりである。

【町田市が権利者の一部として取得する権利変換部分】

(権利変換前)

権利対象	地番	地目	権利	面積(m ²)	価額(千円)
宅地	町田市原町田六丁目 1109番4/1109番7 1109番11/1240番7 1240番8/1241番2	宅地	所有権	277.01 (うち権利変換対象 部分は147.32)	375,371
建物					

(権利変換後)

施設建築物の一部			施設建築敷地の 共有部分
専用部分		共用部分(廊下,階段等)	
階	共有持分	共有持分	共有持分
6階～8階	床面積 2,669.80 m ² のうち 0.125731	0.033410	0.036550

【町田市が施行者として取得する建築施設の部分】

施設建築物の一部			施設建築敷地の 共有部分
専用部分		共用部分(廊下,階段等)	
階	共有持分	共有持分	共有持分
6階～8階	床面積 2,669.80 m ² のうち 0.874269	0.232311	0.254148

したがって、施設建築物については6階～8階の専用部分は持分100%(=0.125731+0.874269)、共用部分は持分26.5721%(=0.033410+0.232311)を取得し、施設建築敷地については共有持分として29.0698%(=0.036550+0.254148)を取得している。

(2) 施設の概要

① 設置目的等

項目	概要
施設名称	まちだ中央公民館
所在地	町田市原町田六丁目 8 番 1 号
設置年月日	平成 14 年 10 月 1 日
設置条例等	町田市公民館条例(昭和 53 年 9 月 30 日 条例第 44 号) 町田市公民館使用規則(昭和 53 年 10 月 18 日 教育委員会規則第 9 号) 町田市公民館運営審議会規則(昭和 53 年 10 月 18 日 教育委員会規則第 11 号)
設置目的	社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号。以下「法」という。)第 21 条の規定に基づき、市民の実際生活に即する社会教育に関する各種の事業を行い、もって市民の自主的学習、文化活動の振興に寄与するため、町田市公民館を設置する。 (町田市公民館条例 第 1 条)
実施する事業	(1)定期講座、各種の学級等を開設すること。 (2)討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。 (3)図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。 (4)各種の団体、機関等の連絡を図ること。 (5)施設及び設備を住民の集会その他の公共的利用に供すること。 (町田市公民館条例 第 4 条)
運営形態	町田市直営
開館時間	午前 9 時～午後 10 時
休館日	毎月の第 2 及び第 4 月曜日、年末年始(12 月 28 日から 1 月 4 日まで)
窓口での受付時間	平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
駐車場	なし
施設	ホール/学習室 1~7/和室 1,2/音楽室 1,2/プレイルーム/調理実習室 /美術工芸室/視聴覚室/保育室
附属設備	ホール内グランドピアノ/ホール内ビデオ上映設備一式/視聴覚室内ビデオ上映設備一式/可動式ビデオ上映設備一式/音楽室内ドラムセット

② まちだ中央公民館の利用者の範囲(ホール等を使用できる者)

ホール以外	代表者(使用責任者)が 20 歳以上の町田市民であること。 同居の親族を除き、5 人以上で構成されていること。 構成員の半数以上が市内在住または在勤・在学であること。5 名以上で使用。
ホール	上記の条件で、10 名以上で使用。

※ 公民館とは

まちだ中央公民館は、社会教育法に定める公民館として位置づけられている。

第4 個別施設の検討

同法は公民館を「市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」（社会教育法第20条）施設と定義している。

同条21条より、市町村、または公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人でなければ設置することができないとされている。また、公民館の事業は同法22条に次のとおり定められている。なお、公民館における施設及び附属設備の使用料金は社会教育法に定められた目的で使用する場合は原則無料である。

社会教育法第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。

1. 定期講座を開設すること。
2. 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
3. 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
4. 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
5. 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
6. その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

（3）施設及び附属設備の利用率

（単位：回）

施設別		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	
ホ	①	987	987	990	987	990	
	②	970	969	979	958	968	
	利用率 (②/①)	98%	98%	99%	97%	98%	
活 動 諸 室	学習室1	①	987	987	990	987	990
		②	879	909	896	907	885
		利用率 (②/①)	89%	92%	91%	92%	89%
	学習室2	①	987	987	990	987	990
		②	890	893	905	906	899
		利用率 (②/①)	90%	90%	91%	92%	91%
	学習室3	①	987	987	990	987	990
		②	845	834	876	883	882
		利用率 (②/①)	86%	84%	88%	89%	89%
	学習室4	①	987	987	990	987	990
		②	805	802	834	837	858
		利用率 (②/①)	82%	81%	84%	85%	87%
	学習室5	①	987	987	990	987	990
		②	901	909	895	892	895
		利用率 (②/①)	91%	92%	90%	90%	90%
	学習室6	①	987	987	990	987	990
		②	885	893	900	895	882
		利用率 (②/①)	90%	90%	91%	91%	89%
	学習室7	①	987	987	990	987	990
		②	919	926	900	904	908
		利用率 (②/①)	93%	94%	91%	92%	92%

第 4 個別施設の検討

施設別		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	
施設別		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	
活動諸室	和室1	①	987	987	990	987	990
		②	861	878	911	896	873
		利用率 (②/①)	87%	89%	92%	91%	88%
	和室2	①	987	987	990	987	990
		②	799	838	807	844	817
		利用率 (②/①)	81%	85%	82%	86%	83%
	音楽室1	①	987	987	990	987	990
		②	941	947	927	938	930
		利用率 (②/①)	95%	96%	94%	95%	94%
	音楽室 2	①	987	987	990	987	990
		②	913	921	896	901	911
		利用率 (②/①)	93%	93%	91%	91%	92%
	プレイ ルーム	①	987	987	990	987	990
		②	891	894	890	893	907
		利用率 (②/①)	90%	91%	90%	90%	92%
	調 理 実 習 室	①	987	987	990	987	990
		②	885	886	873	890	888
		利用率 (②/①)	90%	90%	88%	90%	90%
	美 術 工 芸 室	①	987	987	990	987	990
		②	874	908	889	882	886
		利用率 (②/①)	89%	92%	90%	89%	89%
	視聴覚室	①	987	987	990	987	990
		②	883	911	911	897	886
		利用率 (②/①)	89%	92%	92%	91%	89%
保 育 室	①	987	987	990	987	990	
	②	596	536	533	546	509	
	利用率 (②/①)	60%	54%	54%	55%	51%	
合計	①	16,779	16,779	16,830	16,779	16,830	
	②	14,737	14,854	14,822	14,869	14,784	
	利用率 (②/①)	88%	89%	88%	89%	88%	

①：年間利用可能回数（開館日数×3（午前・午後・夜間の3区分））

②：年間利用回数（午前・午後・夜間をそれぞれ1回とした利用回数）

(4) 施設の管理運営コスト（収支状況）

① 職員の配置状況（時間帯別）

（単位：人）

項目		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
午前	正規職員	11	11	11	11	11
	非常勤職員	2.43	1.58	1.86	1.92	0.88
	合計	13.43	12.58	12.86	12.92	11.88
午後	正規職員	11	11	11	11	11
	非常勤職員	2.43	1.58	1.86	1.92	0.88
	合計	13.43	12.58	12.86	12.92	11.88

※ 午前・午後についてはシルバー人材センターへの委託により2名、夜間についてはシルバー人材

第4 個別施設の検討

センターへの委託により3名が配置されている。夜間は職員を配置していない。

② 施設の収支の推移

(単位：千円)

項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	
収入	利用料収入	54	46	18	77	16
	都補助金	7,150	7,251	6,115	6,630	6,632
	その他	1,370	1,473	1,522	1,454	1,615
	収入計	8,574	8,770	7,655	8,161	8,263
支出	人件費	99,183	100,101	98,348	98,276	93,064
	給料	78,047	78,200	77,209	76,879	71,071
	職員手当等	4,369	4,953	3,865	4,326	4,728
	賃金	2,583	2,558	2,755	2,591	2,408
	その他人件費	14,184	14,390	14,519	14,480	14,857
	物件費	96,731	94,133	94,033	96,568	93,635
	消耗品費	5,313	3,794	3,843	3,842	3,547
	光熱水費	15,014	14,666	15,060	16,314	14,970
	修繕料	449	398	891	1,059	1,274
	その他需用費	10	25	33	122	7
	役務費	557	558	548	594	524
	委託料	54,952	55,076	54,891	56,721	12,510
	使用料及び賃借料	2,075	2,195	2,265	1,484	1,445
	備品購入費	0	57	169	816	0
	その他物件費	18,361	17,364	16,333	15,616	59,358
	支出計	195,914	194,234	192,381	194,844	186,699
収支差額	▲187,340	▲185,464	▲184,726	▲186,683	▲178,436	

(注1) 公民館における施設及び附帯設備の使用料金は社会教育法に定められた目的で使用する場合は原則無料である。

(注2) 清掃・警備等の業務は平成21年度より、個別の委託からビル全体として委託に係る負担金としての協定を締結しているため、「委託料」から「その他物件費」へ科目が変更されている。

(5) 施設で行う管理運営業務

項目	Yes or No
施設で小口現金を保管しているか。	Yes
施設で物販を行っているか。在庫を保管しているか。	No
施設で利用者の債権を管理しているか。	No
施設で使用する公有財産、物品の現物調査は実施しているか。	Yes
利用者満足度調査を定期的の実施しているか。	No

(6) 受益者負担の状況

① 施設使用料

施設		午前	午後	夜間	全日
活動諸室	ホール	6,500 円	8,700 円	9,700 円	22,400 円
	視聴覚室	1,300 円	1,800 円	1,900 円	4,600 円
	調理実習室	2,600 円	2,600 円	3,300 円	7,800 円
	音楽室 1	1,300 円	1,800 円	1,900 円	4,600 円
	音楽室 2	1,300 円	1,800 円	1,900 円	4,600 円

② 附属設備使用料

附帯設備	単位	使用料
ホール内グランドピアノ	1 台 1 回	1,500 円
ホール内ビデオ上映設備一式	1 式 1 回	1,500 円
視聴覚室内ビデオ上映設備一式	1 式 1 回	1,500 円
可動式ビデオ上映設備一式	1 式 1 回	1,000 円
音楽室内ドラムセット	1 式 1 回	1,000 円

附属設備の使用単位「1 回」とは、施設の使用時間に相当する時間としている。

(※) 施設及び附帯設備の使用料は社会教育法に定められた目的で使用する場合は無料であるが、町田市内で「個人の教室」(ピアノ教室など)を開き、生徒の学習の成果を発表する会場がない場合は、年 1 回に限り、社会教育法第 20 条に定める目的以外の使用で、ホール・視聴覚室・調理実習室・音楽室を有料で貸し出している。

③ 使用料の免除

教育委員会は、特に必要があると認めたときは、使用料を免除することができる(町田市公民館条例 第 7 条の 2)。なお、免除の決定は決裁権限に係る規定に基づき、館長の専決事項として決定をしている。

④ 使用料の減免の状況

(単位: 件)

項目	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
使用料の免除件数	—	14	19	93(*1)	14
使用料の減免額(注 2)					

(注 1) 上記の使用料の免除は公民館条例第 7 条及び第 7 条の 2 に基づき町田市が公用にて利用したものである。なお、平成 20 年度の利用内訳は次のとおりである。

町田市総合防災訓練(会議含む)	25 件
まちだ街なか大運動会	51 件
その他会議等	17 件
合計	93 件

(注 2) 町田市が利用する場合には社会教育法で定められた目的に合致しないため、本来は利用料をとるべきものであるが、公用の利用であることから減免措置をしているものである。なお現状では、減免額データは把握していない。

(7) 設備の状況

① 当該施設に係る平成21年度末までの支出額

項目	支出額	
当初建設費	3,309,816 千円	「原町田六丁目地区市街地再開発組合市街地再開発組合決算報告書」の「全体事業収支計算書」のうち「建築工事費」による。また、建設業者からの工事完了引渡証明書によれば、建物全体の延床面積 15,372.35 m ² のうち、まちだ中央公民館が入居している6階～8階の延床面積合計は 3,629.58 m ² である。
工事請負費	—	平成17年度以降の支出額を集計対象とした。
物品購入費	—	
合計	3,309,816 千円	—

② 耐震化への対応・設備の更新予定

項目	Yes or No
耐震化は完了しているか	Yes
ESCO 事業は導入されているか	Yes
アスベスト等の環境問題への対策は実施されているか	Yes
更新（建替え）の計画、または大規模修繕の計画はあるか	No
更新または大規模修繕の具体的計画がない場合	
○現時点で更新を行うと仮定した場合、いくらコストがかかる見込か	1,811,090 千円
○何年後には更新が必要となる見込か	未定

(注) 公民館部分に係る当初建設コスト相当額を想定している。また具体的かつ明確な更新計画は現状ではない。

【監査の結果】

(1) 施設内における小口現金の管理

小口現金については、1週間に1回、銀行へ預け入れることが基準となっている旨の説明を受けたが、小口現金の実査したところ以下の問題があった。

小口現金は執務室内にある机の鍵のかかる引き出しの中で菓子箱に入れて領収書とともに管理をしている状況であった。

平成22年10月28日から11月10日までの出納に関して、小口現金管理簿に係・主査・館長の印がなく、調定がなされていない状況であった。

現金は厳格な管理が要請されることから、少なくとも小口現金は手提げ金庫等により管理をする必要があり、また現金と領収書は別々に管理をする必要がある。

また、個別の入金の都度調定行為を実施し、適切に承認行為を行う必要がある。

(2) 施設内における現金同等物の管理

近接するぽっぽ町田の駐車券及び郵便切手等を保有しており、現物及び管理帳簿を固定の大型金庫で保管している。しかしながら、係長決裁及び館長決裁が適時に実施されていない状況であった。

これらの現金同等物については、現金と同様に、受払と同時に適時に決裁を行う必要がある。

【監査の意見】

(1) 施設の利用状況の考え方の検討

施設の利用状況に関して、町田市が公用で利用しているものもカウントしているが、公民館は本来的には市民の利用が前提となることから、一般市民の利用と公用での利用を区分して把握したうえで、一般市民の利用を利用状況の評価の判断の基礎資料として利用する必要がある。

(2) 市民利用に係る実質的な優先度の確保の必要性

まちだ中央公民館を一般市民が利用する場合と、市が公用で利用する場合を対比すると次のとおりである。

市民が利用する場合	市が公用で利用する場合
使用月の2ヶ月前で申込開始月の1日～8日にインターネット又は公民館窓口にて申し込みをしたうえで、申込開始月の8日に抽選により決定する。	公民館事業の日程が優先になることを原則としているものの、使用する月の3ヶ月前で毎月20日～25日までに文書または電話による申し込みをする。そのうえで、26日から月末までに予約可否について連絡する。(なお、予約確定後に「予約申込確認書」および「町田市公民館使用申込書」を利用部署が公民館へ提出することとされている)

町田市が公用で利用する場合は、市民の申込期日よりも先の段階で予約がなされることが可能な規定となっている。この点に関し、まちだ中央公民館は本来的には市民の利用が前提になることから、まずは市民の申込みを優先し、利用されない施設が発生した場合にのみ、町田市が公用で利用できるように規定を変更する必要がある。

(3) まちだ中央公民館の使用料に係る受益者負担の検討

まちだ中央公民館の利用については、公民館事業としての講座型(市民講座、親子の交流ひろば等)、講演会等、市民企画型(市民企画講座、自主男女共生学級)、ことぶき大学、障がい者青年学級等による利用のほか、各種の市民の文化団体(演劇、絵画、音楽、詩吟等)や学習団体(手芸、工芸、盆栽、舞踊、俳句等)の利用がある。

各種の市民の文化団体や学習団体について、公民館による“場の提供”という利用者の視点から考えるならば、原則として施設の利用料について受益者負担のある町田市の他の施設(例えば町田市民フォーラム等)の利用とは相違がない。

また、公民館の使用料についても、原則として受益者負担を求めている地方公共団体も存在する(例：東京都多摩市、東京都狛江市、神奈川県藤沢市等)。

したがって、町田市においても、まちだ中央公民館の使用料の受益者負担について検討する必要がある。

(4) 附帯設備の利用状況

まちだ中央公民館ではビデオ上映設備、視聴覚室内ビデオ上映設備等の附帯設備の利用状況・貸出状況に係るデータを把握していない。

「公民館」で利用する施設は、公民館のそもそもの趣旨から、必ずしも利用状況を高めることが主たる目的ではないものの、高額な設備も多いことから、その利用状況や貸出状況を把握したうえで、利用・貸出しの低いものについてはその活用も含めて検討がなされる必要がある。

(5) 施設の維持・修繕計画の必要性

まちだ中央公民館が入居している町田センタービルは(株)町田センタービルが管理をしている。

(株)町田センタービルは、町田市が一区分所有者として、他の区分所有者と共同して町田センタービルの管理にあたることを目的として設立された株式会社であり、平成 22 年 3 月 31 日現在において町田市の出資比率は 25.9%である。

当該株式会社の概要は以下のとおりである。

(設立の経緯)

平成 14 年 6 月 24 日に町田センタービル管理組合が「建物の区分所有に関する法律」第 2 条により任意団体としての管理組合として設置された。当時は同法第 47 条で、30 名以上で法人格を有することになっており、町田センタービルは区分所有者が 30 名に達していなかった(区分所有者・共有所有者合計 11 区分)ため、管理組合を設置したが法人格が有することができない状況であった。

そのため、管理組合で決定した管理を実行する段階で、管理委託業務契約等の契約を対外的に締結する際、契約の名義が「管理組合理事長」の個人名義になり、責任は理事長個人に帰するという弊害が生じることとなることが想定された。

そこで、原町田六丁目再開発組合設立当時の協議で、まず「町田センタービル管理組合」を設置し、次に原町田六丁目地区市街地再開発ビルの区分所有者と共有所有者全員が出資者となり、ビルの全体管理を行うための法人格を持つ株式会社が設立された。

なお、町田市も区分所有者であることから当該会社へ応分の出資が行われている。

○町田センタービル管理組合

区分所有者：町田市 1 名、外向き店舗 9 名 共有所有者：1 区分 (27 名) 役員として町田市から 2 名選出 (理事：公民館長、監事：管財課長)
--

○株式会社 町田センタービル

[本店] 町田市原町田 6 丁目 8 番 1 号 [設立] 平成 14 年 7 月 5 日 [発行済み株式総数] 768 株 [資本金] 1,152 万円
--

[役員] 取締役5名、監査役2名（うち町田市から取締役1名、監事1名を選出）
 [目的] 建物の管理に関する業務及びそれに付帯する一切の業務

（町田市の出資比率の算出）

出資額の算出については、建物全体の面積比（区分所有比率と共有部分の共有比率）により案分され、全体面積から区分所有者・共有所有者の持分比率の低率の者を1として得たものが出資割合となっている。

町田市の出資株式数は199株、出資額は199株×@15,000円=2,985,000円とされたが、その算出過程は次のとおりである。

- 全体面積 14,979.68 m² (100.0%)
- 全体のうち、持分比率の低率の者 19.03 m² (0.13%)
- 持分比率の低率の者を1とした場合 $1 \div 0.13 = 7.69$
- 発行株式 768株 (1株15,000円)
- 出資金合計 11,520,000円
- 町田市の面積あたり持分 3,881.95 m² (25.91%)
- 町田市の株式持分 $25.91 \times 7.69 = 199.24$

まちだ中央公民館は町田センタービルの6～8階に所在しており、かつ、施設の稼働時間が長いことから、特に夏季期間における猛暑対策等の関係で、空調設備などの消耗が早い状況にある。

町田市の「外郭団体基本情報調査票」の記載によれば、当該会社については、町田センタービルは竣工後8年近くを経過していることから、中長期の修繕に対応できる修繕計画の策定の必要性が認識されている。

ただし、現状において、まちだ中央公民館に係る長期修繕計画（平成22年～平成51年）は存在するものの、その実質的な内容については必ずしも厳密なものとはいえない。

まちだ中央公民館が入居している町田センタービルの維持・修繕に関して、建物及び構造等、区分所有の実態、株式会社町田センタービルの財務構造などを考慮のうえ、中長期的な視点に基づき、今後の維持・修繕計画についてどのくらいの費用を要するのかをある程度の合理性をもって算出のうえ、今後の財政に与える影響等を検討する必要がある。

6. 町田市立中央図書館

【概要】

(1) 町田市立中央図書館開館の経緯

町田市立中央図書館の開館までの主な経緯は以下のとおりである。

年月	経緯
昭和60年	中心市街地再開発事業に伴い、駅前の再開発ビル内に中央図書館を設置する施策方針が示される
昭和61年10月	中央図書館準備担当主幹配属等
昭和61年12月	原町田三丁目地区第一種市街地再開発事業に伴って建設される施設建築物内に図書館を設置するため、(仮称)町田市立中央図書館譲受事業として債務負担行為を設定(昭和61年～63年、1,850,000千円)
昭和62年2月	原町田三丁目地区市街地再開発組合設立総会
昭和62年3月	第1回市議会定例会第36議案 原町田三丁目地区第一種市街地再開発事業施設建築物保留床の取得について
昭和62年3月	保留床を取得するため再開発組合と保留床処分契約締結(4,648.92㎡)
昭和62年12月	竣工式
昭和63年1月	工事開始
昭和63年3月	債務負担行為の変更(延べ床面積5,968.49㎡/昭和61年度～平成元年度/2,130,000千円)
昭和63年3月	保留床処分変更契約締結(5,968.39㎡のうち保留床5,344.50㎡)
平成元年9月	第3回市議会定例会第91号議案 (仮称)町田市立中央図書館内装及び設備工事請負契約について
平成元年9月	第3回市議会定例会第93号議案 原町田三丁目地区市街地再開発事業施設建築物権利床処分契約について
平成2年3月	(仮称)町田市立中央図書館建設工事完了
平成2年3月	平成2年第1回市議会定例会第18号議案 町田市立図書館設置条例の一部を改正する条例
平成2年5月	竣工式
平成2年11月	中央図書館開館

(2) 施設の概要

① 町田市立図書館の設置目的等

項目	概要
施設名称	町田市立中央図書館
所在地	町田市原町田3丁目2番9号
設置年月日	平成2年11月
設置条例等	町田市立図書館設置条例
設置目的	図書記録その他必要な資料を収集し、整理し保存して、一般公衆の利用に供しその供用、調査、研究、レクリエーションなどに資することを目的とする。 (町田市立図書館設置条例第2条)

第 4 個別施設の検討

項目	概要
町田市立図書館のサービス理念	①市民生活とまちづくりに役立つ図書館 ②市民と共に成長する図書館 ③市民に信頼され支持される図書館
町田市立図書館の目標	①市民生活をより深く、豊かなものにする ②市民が現代社会を生き抜く力を獲得するための手助けをすること ③市民が積極的に市政に参画できるようにすること ④生涯学習の拠点にふさわしいサービスを確立し、民の信頼を獲得すること ⑤子どもたちが豊かな心と生きる力を育むことができるようにすること ⑥高齢社会にふさわしいサービスを展開し、老後の生活を豊かなものにする ⑦社会の中核を担う勤労者に対するサービスに力を入れ、町田市の活性化を図ること ⑧図書館の利用が困難な人々へのサービスを重視し、あらゆる人々が図書館を利用できるようにすること ⑨利用者との対話を重視し、新たな市民文化の創造拠点となること ⑩市議会議員、市職員に対し、政策立案の支援を積極的に行い、市政を活性化することに役立つこと
運営形態	町田市直営
開館時間	火、水、金 午前10時～午後8時 木、土、日、祝 午前10時～午後5時 ※ 火、水、金が祝日の場合、午後5時閉館
休館日	月曜日、第2木曜日(祝日の場合は開館)／年末年始(12月29日から1月4日まで)

② 中央図書館の主なサービス

項目	サービス内容
本の貸出	○ 利用者の範囲 町田市に在住・在勤・在学 または相模原市・八王子市・府中市・調布市・日野市・多摩市・稲城市に在住 ○ 貸出冊数と期限 本・雑誌など1人10冊2週間 DVD・ビデオテープ・CD・カセットテープあわせて1人3点1週間
コピーサービス	○ 料金1枚10円
視聴覚サービス	○ 視聴覚資料所蔵／ビデオテープ・CD・カセットテープ／レーザーディスク

(参考)町田市の図書館の概要の比較

(単位：m²)

	中央	さるびあ	鶴川	金森	木曾山崎	堺
所在地	原町田	中町	鶴川	金森	山崎町	相原町
開館年月日	平成2年	昭和47年	昭和47年	昭和49年 平成12年(リニューアル)	昭和51年	昭和58年
面積	5,698 5,262(専用部分)	1,234.3	259.7	1,499.5	320.6	429.0

外観(右はホテルザ・エルシィ町田)



(3) 施設の利用状況

町田市の図書館の状況については、町田市立図書館が発行している「町田の図書館」や他の資料によって各種データを確認することができる。ここでは、これらのデータのうち、「所蔵冊数」「貸出冊数」および「購入冊数」について記載する。

① 蔵書冊数

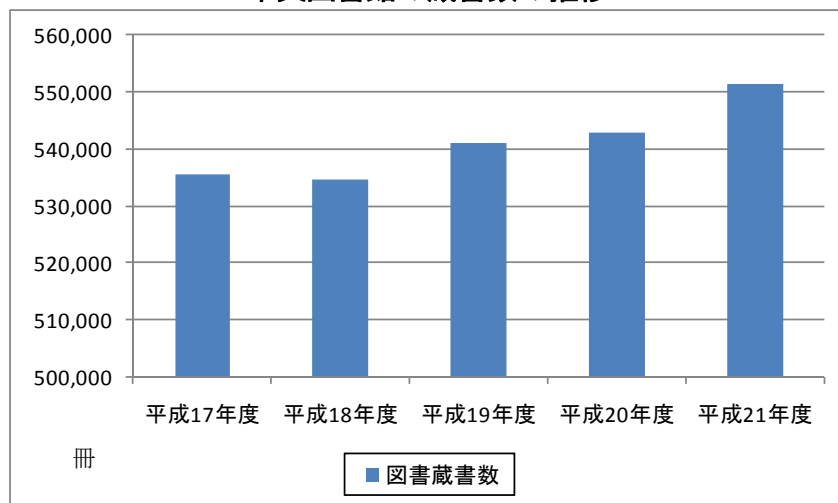
中央図書館の蔵書冊数の推移は以下のとおりである。
中央図書館の蔵書冊数はここ数年増加傾向にある。

中央図書館の図書蔵書数

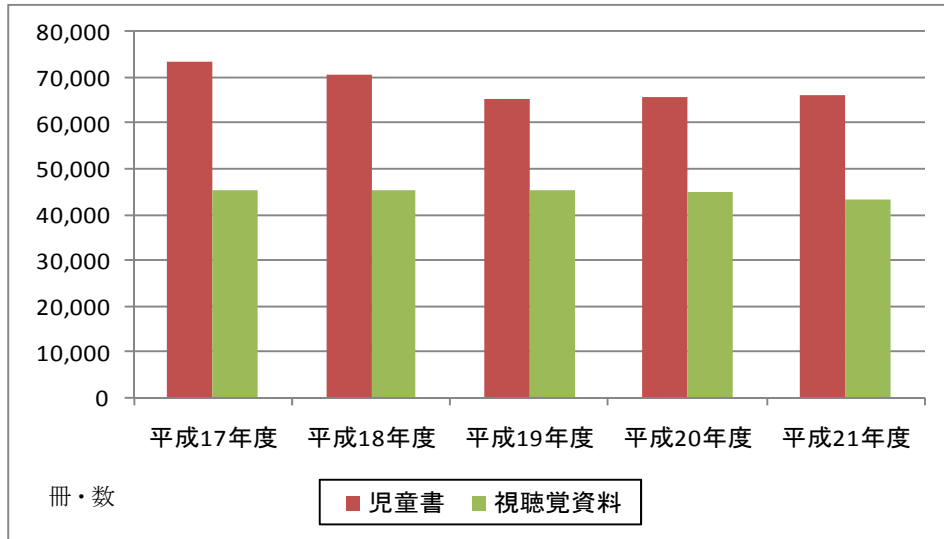
(単位：冊)

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
図書蔵書数	535,551	534,624	540,982	542,933	551,282
(児童書)	73,470	70,521	65,262	65,496	66,130
視聴覚資料	45,535	45,331	45,365	45,094	43,507

中央図書館の蔵書数の推移



中央図書館の児童書・視聴覚資料数の推移

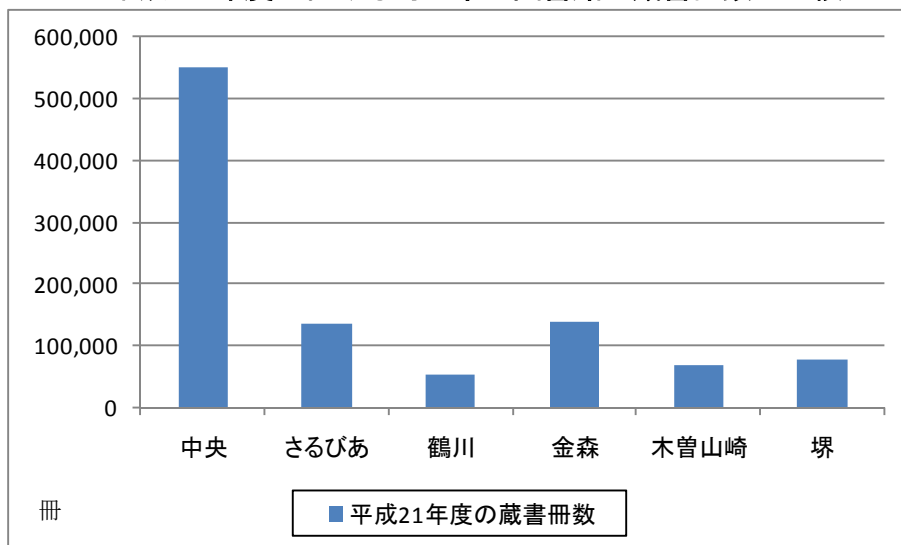


中央図書館の蔵書のうち、児童書数は若干の減少傾向、視聴覚資料数は安定していることがわかる。参考までに、平成21年度における中央図書館と町田市の他の図書館との蔵書冊数の比較は次のとおりである。このとおり、中央図書館の規模は他の図書館と比べて数倍程度であることがわかる。

(参考)平成21年度における町田市の図書館の蔵書冊数の比較 (単位：冊)

	中央	さるびあ	鶴川	金森	木曾山崎	堺
一般	446,995	83,144	31,169	93,507	40,637	46,538
児童	66,130	49,975	21,091	42,265	25,273	28,815
地域資料	38,157	3,276	1,534	2,201	1,816	2,235
計	551,282	136,395	53,794	137,973	67,726	77,588

平成21年度における町田市の図書館の蔵書冊数の比較



② 貸出冊数

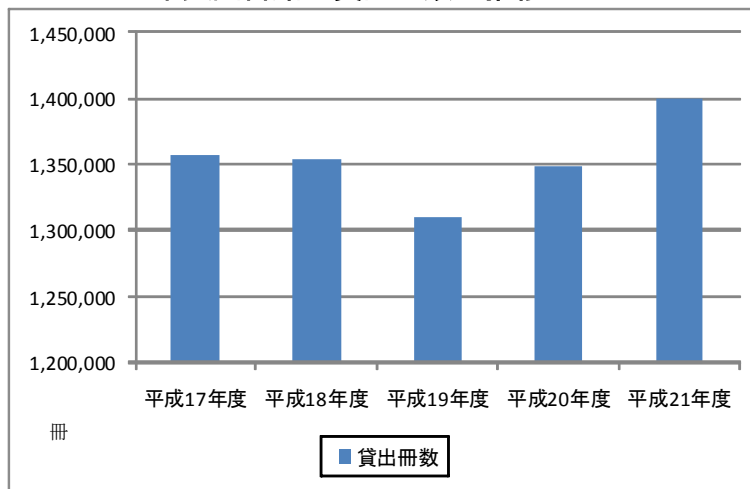
中央図書館の貸出冊数の状況は以下のとおりである。

中央図書館においては、年間貸出数が1,300千冊から1,400千冊の間で推移していることがわかる。

中央図書館の貸出状況(一般図書・児童書・地域資料・雑誌)の推移 (単位:冊)

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
貸出冊数	1,356,499	1,354,550	1,309,660	1,348,322	1,400,315
内児童書	191,310	191,021	179,268	184,289	194,007

中央図書館の貸出冊数の推移



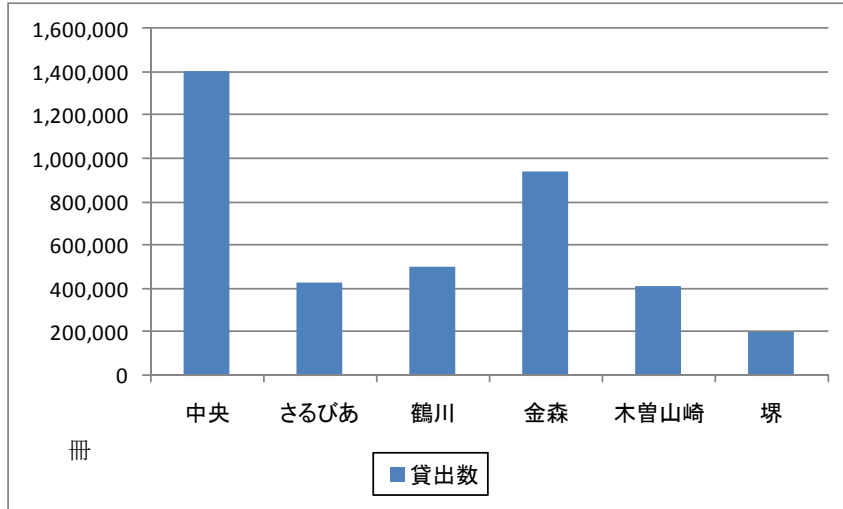
参考までに、平成21年度における中央図書館と町田市の他の図書館との貸出冊数の比較は次のとおりである。

貸出冊数においても中央図書館は他の町田市の図書館より多いことがわかる。ただし、蔵書冊数ほどの差はない。

平成21年度における町田市の図書館の貸出冊数の比較 (単位:冊)

	中央	さるびあ	鶴川	金森	木曽山崎	堺
一般	1,136,436	270,274	293,342	551,795	255,360	113,601
児童図書	194,007	121,538	171,986	326,816	127,302	76,887
地域資料	4,623	459	777	1,191	495	323
雑誌	65,249	34,044	31,924	61,667	25,850	11,666
計	1,400,315	426,315	498,029	941,469	409,007	202,477

(参考) 平成21年度における町田市の図書館の貸出冊数の比較



③ 購入の状況

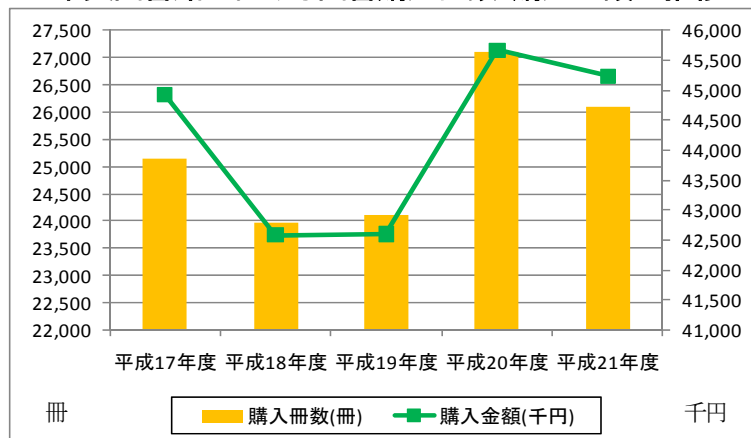
中央図書館の購入冊数・金額の状況は以下のとおりである。

中央図書館における購入冊数については、年度によって若干のばらつきが見受けられる。最近5年間においては、平成20年度が購入冊数(27,095冊)、購入金額(45,669千円)ともに多くなっている。

中央図書館における図書購入冊数・購入金額の推移

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
貸出冊数(冊)	25,142	23,972	24,113	27,095	26,106
購入金額(千円)	44,921	42,588	42,599	45,669	45,236

中央図書館における図書購入冊数・購入金額の推移



(4) 施設の管理運営コスト (収支状況)

① 中央図書館の支出の状況

(単位：千円)

		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
支出	報酬	100,806	105,329	106,786	139,459	163,236
	共済費	13,679	15,025	14,909	19,434	22,079
	賃金	25,118	26,706	26,257	28,814	28,501
	報償費	2,300	2,187	2,304	2,002	2,288
	旅費	170	302	296	471	418
	需用費	43,434	45,911	43,414	42,280	45,789
	役務費	1,562	1,438	1,453	1,402	1,397
	委託費	3,430	4,279	4,605	4,625	7,065
	使用料及び賃貸料	9,389	6,147	6,071	63,668	39,040
	工事請負費	—	—	3,024	—	—
	備品購入費	48,516	45,290	46,023	48,796	48,764
	負担金補助金等	77,504	61,737	62,611	61,392	60,300
	公課費	—	—	8	—	—
支出計	325,913	314,355	317,768	412,349	418,883	
前年度増減	▲13,092	▲11,557	3,412	94,581	6,534	

- ※ 収入は発生しない。
- ※ 負担金補助金等は、大部分がエルムビル（中央図書館が入居しているビル）の持分相当分に係る総合管理負担金。
- ※ 平成20年度及び平成21年度において、使用料及び賃貸料が増加しているが、これは、図書館情報システムの経費の所管課が情報システム課から図書館に変更になったためである。（平成20年度57百万円、平成21年度34百万円）。
- ※ 報酬額については、最近5年間では増加傾向にあることがわかる。ちなみに、平成22年度における町田市の図書館の職員の状況は以下のとおりである。

② 平成22年度における町田市の図書館の職員数の状況

任用	資格等	館長 副館長	中央	さるびあ	鶴川	金森	木曾山崎	堺
常勤	司書・学芸員	2	17	5	3	3	3	2
	事務	—	14	1	1	2	—	1
	運転手	—	—	1	—	—	—	1
再任用	司書・学芸員	—	—	1	—	—	1	—
	事務	—	2	1	—	—	—	1
	運転手	—	—	1	—	—	—	—
再雇用	事務	—	2	—	—	—	—	—
嘱託	司書・学芸員	—	38	12	5	12	7	7
	運転手他	—	1	1	—	—	—	—
合計		2	74	23	9	17	11	12
司書率		100%	74%	78%	89%	88%	100%	90%

③ 分析

次表は、各年度の支出額をもとに、蔵書一冊あたりの支出額（ストック指標）、貸出冊数一冊あたり支出額（フロー指標）を算出したものである。

次表のとおり、蔵書一冊あたりの支出額（ストック指標）、貸出冊数一冊あたり支出額（フロー指標）ともに、支出額の増加に伴って増加傾向にあることがわかる。

なお、平成20年度、平成21年度の支出額の増加は、常勤職員を減員し嘱託員に置き換える施策を開始したことに伴い、常勤職員の人件費は減額される一方、図書館予算である嘱託員報酬が増えたためである。

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
支出計(千円)	325,913	314,355	317,768	412,349	418,883
図書蔵書数(冊)	535,551	534,624	540,982	552,933	551,282
貸出冊数(冊)	1,356,499	1,354,550	1,309,660	1,348,322	1,400,315
蔵書一冊あたり支出額	608円	587円	587円	747円	759円
貸出冊数1冊あたり支出額	240円	232円	242円	305円	299円

(5) 設備の状況（施設の概要）

項目	概要
敷地面積	3,607 m ² のうち 985 m ²
建築面積	2,708 m ²
延床面積	5,968 m ² （うち専用部分 5,262 m ² ）
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄筋コンクリート造
工事費	1,958,916 千円
工期	昭和63年1月8日から平成2年3月31日

【監査の意見】

(1) 施設管理のあり方について

(概要) 図書館運営に関する市区町村の状況

近年、公立の図書館の運営・管理については、指定管理者制度の導入や、サービスカウンター等の外部委託などの事例が多く見受けられる。

指定管理者制度を導入する理由については、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応することができるのと同時に、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることができる点にあると言われている。また、カウンター業務などを外部委託することも、指定管理者制度と同様にサービス水準を下げずに経費の縮減を図ることにその目的がある。

一方で、指定管理者制度に関しては、近年留意すべき点も明らかになってきている。そうした経過を踏まえ、制度の適切な運用を求める通知文書（平成22年12月28日・総行経第38号）が、総務省自治行政局長から各自治体宛に発せられている。「日本図書館協会図書館政策企画委員会」が集計した結果によると、市区町村における指定管理者制度の導入状況は次のとおりとなっている。

市区町村立図書館の指定管理者制度導入の検討状況(自治体数)

	特別区	政令市	市	町村	合計
平成21年度までに導入	9	4	78	28	119
平成22年度に導入予定	4	1	12	8	25
平成23年度以降に予定	—				39

(平成22年7月8日「日本図書館協会図書館政策企画委員会」調査報告より)

市区町村立図書館の指定管理者制度導入の検討状況(図書館数)

	特別区	政令市	市	町村	合計
平成21年度までに導入	51	32	108	29	220
平成22年度に導入予定	21	2	24	8	55

(平成22年7月8日「日本図書館協会図書館政策企画委員会」調査報告より)

(概要) 町田市の対応

これに対して、町田市においては、市の直営によって図書館が運営されているが、これは指定管理者制度の導入及びサービスカウンター等の外部委託のいずれも、図書館の運営方法としては適切ではないと考えているためである。町田市が、このように考える主な理由を集約すると以下のとおりである。

- ・図書館には、資料知識や資料探索技術に精通し、利用者の役に立つことに誇りと情熱をもった職員が大勢必要であるが、期間が限られている指定管理者制度等のもとでは、このような職員を継続的・安定的に確保することが困難である。現に、そうした人的・物的条件を備えた民間事業者はあまりない。
- ・図書館は、最低限の資料費や施設維持管理費が必要な施設であり、そのうえ非収益事業であるため、民間事業者がそこから利潤を得ようとするとう人件費を縮減することになる。したがって、職員が安心して働き続ける環境を整えることが難しくなる。
- ・図書館のサービスカウンターは、単に本の受け渡しをしているだけでなく、利用者とのやり取りの中で、図書館サービスを充実させるための契機を得る大切な場所である。カウンターを委託してしまうことで、図書館を成長・発展させる市民の声が行政に届きにくくなる。
- ・図書館サービスは、自治体内の関連部署との連携や市民団体との協働によって成立する部分が多い。民間事業者等の運営では、そうした連携・協働がスムーズに行われ難い。
- ・図書館は、住民の生涯学習を保障する公共サービスであり、資料の収集・提供や利用者のプライバシー保護など、高度の公共性を有する業務である。地方公共団体が責任をもって管理運営にあたるべきである。

また、社団法人日本図書館協会でも「指定管理者制度の適用は適切ではない。」（「公立図書館の指定管理者制度について」平成22年3月）と公表している。

そして、直営を維持することから生じる図書館運営における経費の削減の問題については、指定管理者制度の導入やサービスカウンター等の外部委託ではなく、常勤職員の減員と嘱託員の増員という施策で対応しようとしている。

参考までに過去5年間における町田市の図書館全体の人員と人件費（常勤職員）の推移を示すと次表のとおりである。

町田市立図書館の人員の推移

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
常勤等	86人	86人	78人	73人	65人
嘱託	53人	54人	65人	73人	83人
合計	139人	140人	143人	146人	148人

町田市立図書館の人員費(常勤職員)の推移

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
人員費	735,192千円	745,521千円	734,838千円	664,345千円	616,259千円

上表より、町田市では、近年常勤職員を減員して非常勤職員に置き換えることにより人員費を削減する施策を行っているが、この施策の結果、町田市立図書館全体の支出額は次のとおりとなった。

町田市立図書館の支出額の推移

(単位：千円)

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
中央図書館支出計	325,913	314,355	317,768	412,349	418,883
その他図書館支出計	832,103	1,253,550	820,792	760,590	694,813
合計	1,158,016	1,567,905	1,138,560	1,172,939	1,113,696

※ 平成18年度は文学館整備費432百万円が計上されている。

以上より、平成17年と比べ平成21年度では、人員費で118,933千円、支出額合計では44,320千円の削減が図られている(平成20年度以降、電算システム借上費用の増加もある)。この点について、平成22年11月に公表された「町田市の図書館評価」においても、「定員適正化プラン」により常勤職員を減員する一方で嘱託職員を増員したことによって経費削減の目的は達成されたとしている。

意見①・図書館の運営に関して検討すべき事項(1)ー最適な運営形態ー

確かに、図書館の運営においては、他の公の施設のようにコストの削減のみで指定管理者制度の導入や業務委託といった方法を選択すべきではない。まず、図書館の目指すべき姿を明確にした上で、その目指すべき姿を実現する最適な運営形態を選択する必要があるからである。町田市の場合、「『誰でも、いつでも、どこでも』利用できる図書館」をモットーとして、(1)市民生活とまちづくりに役立つ図書館、(2)市民と共に成長する図書館、(3)市民に信頼され支持される図書館をサービス理念として掲げており、これらを実現するために最適な運営形態を選択しなければならない。

一方、運営形態はその地域や図書館の特性も踏まえても検討される必要もある。例えば、「規模が小さく採算の面で民間事業者の参入が難しい場合には安定的な運営を目指して直営とする。」「民間事業者やNPO等による新たな視点でのサービスを期待するために指定管理者制度または業務委託とする。」なども1つの考え方である。町田市の場合、規模の大きい中央図書館とその他の地域図書館があるが、このような特性を十分考慮して運営形態を決定しなければならない。

また、自治体内に複数の図書館がある場合には、図書館のネットワーク機能を最大限に発揮できる運営体制が望まれる。この場合、直営によって全館1つの体制で管理することが良いと考える場合もあるだろうし、複数の管理者によってノウハウの共有や、相互の連携による相乗効果によって成果を上げることができると考えることもできる。

さらに、サービスカウンター業務を実施するだけの人的・物的条件を備えた民間事業者が少ないという意見に対しては、1つの民間事業者が複数の自治体の指定管理業務を担う場合、本部に情報の一元化を図ることにより個々の図書館の窓口では対応できないカウンターサービス業務（リファレンスサービス¹など）でも、本部に問い合わせることにより瞬時に対応し、サービスの質を向上させることができる可能性もある。つまり、民間事業者のスケールメリット（規模効果）を享受できるのであればサービスカウンター業務を外部にすることも検討の余地があると考えられる。

図書館の運営体制をどのようにするかについては、「政策との連動性」と「管理の特殊性」を考慮して決定されるべきである。たとえば、図書館の目指すべき姿が町田市の政策との連動性が強く要求されるものなら直営によって管理することに合理性がある。具体的には、町田市の生涯教育に関する政策の直接の実現の場である中央図書館については直営を維持し、その他の地域図書館については指定管理者制度を導入するといったことも1つの考え方である。また、施設を管理するにあたって特殊な技術が必要であれば、これも指定管理に出しにくい要因になるであろう。

なお、参考までに、平成21年度文部科学省委託「図書館・博物館等への指定管理者制度導入に関する調査研究報告書」（平成22年3月）における、指定管理者制度導入の検討に際して、自治体がおさえておくべき基本事項を示す。

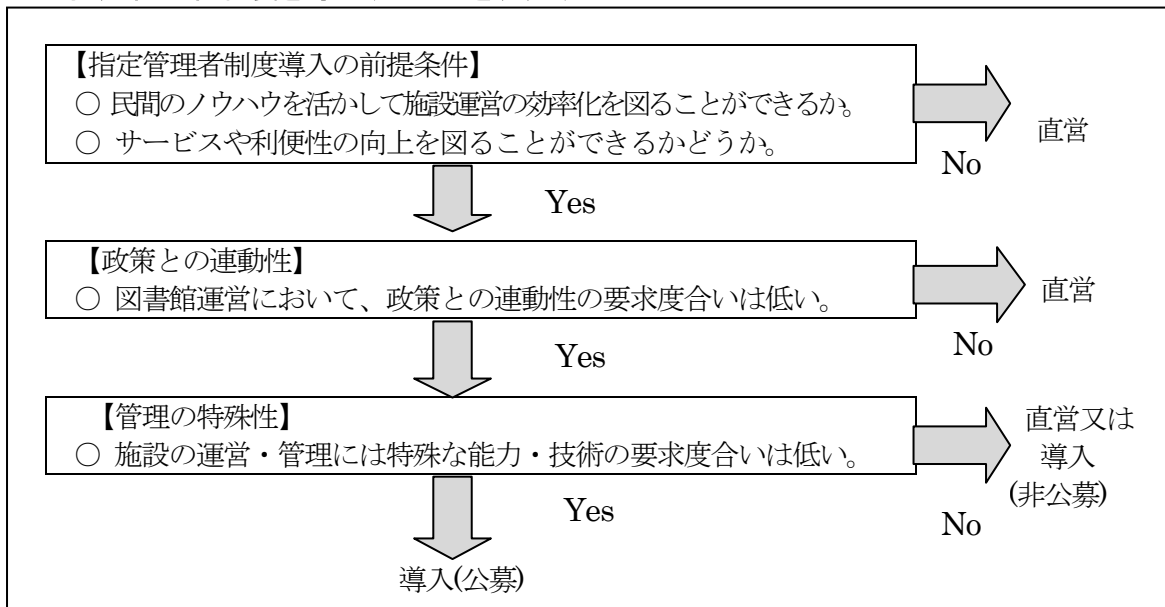
【参考】

指定管理者制度導入の際の検討事項	
a)	一般論として図書館に指定管理者制度を導入することの是非ではなく、個別事例ごと（つまり図書館ごと）に指定管理者制度の導入の是非を検討する必要がある。
b)	指定管理者の導入・非導入を問わず、各自治体が図書館について、明確な目的・方向性及び仕様書（管理の基準）を示す必要がある。
c)	自治体では、図書館のガバナンス（経営・管理）のあり方についての認識・能力を高め、管理者の創意工夫を引き出すことができるよう、行政と管理者の適切な役割や関係を構築する必要がある。
d)	指定管理者の導入・非導入を問わず、専門的な施設経営とサービスにおいて、良質な司書・学芸員の確保、育成とその適正な処遇に努め、それらを前提としたサービスの質及び継続性を確保する仕組みづくりが必要である。
e)	上記に加えて、指定管理者の導入・非導入を問わず、管理者のサービス向上や創意工夫の意欲が沸くようなインセンティブの仕組みを設ける必要がある。
f)	指定管理者の導入・非導入を問わず、各館に設定された明確な目的・方向性、仕様書（管理の基準）に基づいてモニタリング・評価を適切に実施する必要がある。

¹図書館員が情報または必要とされる資料を検索・提供・回答することにより、これを助ける業務。

つまり、図書館について、明確な目的・方向性を持ち、専門的な施設経営とサービスを提供するためには、管理の形態が重要なのではなく、行政と管理者の明確な役割などの仕組み作りが重要としている。指定管理者制度を導入することを決定するまでのフローのイメージは次のとおりと考える。

指定管理者制度を導入することを決定するまでのフロー



意見②・図書館の運営に関して検討すべき事項（２）－コストの問題－

前述したとおり、図書館の運営においてはコストの削減のみで指定管理者制度の導入や業務委託といった方法を選択するべきではないが、一方で費用の問題を無視することもできない。町田市の場合、常勤職員を減員して非常勤職員に置き換える施策によってコストの削減を図っているが、これについても、指定管理者制度導入や業務委託を実施した場合に比べて削減効果が十分かについての検討は実施する必要がある。

意見③・結論

以上より、町田市の図書館の現在の運営管理状況については、図書館全体のコストダウンを実現していることもあり特に問題はないが、今後も民間ノウハウの活用の可能性を排除するべきではないと考える。もちろん、あらゆる角度からの検討を行った結果、直営を維持するという結論になることもあると思われるが、町田市としては、指定管理者制度を導入している他の自治体の図書館や、業務委託を実施している図書館の管理運営の状況についてのフォローを継続し、運営形態のあり方についての検討も継続する必要がある。

なお、図書館の業務内容は下記のとおり多岐にわたるが、運営形態を検討する際には、これらの業務の全てを直営とする方法や、全てを民間委託とする方法のみではなく、どの部分については外部へ委託できるかなどといった柔軟な対応も必要で

ある。

図書館業務内容の一例

項目	内容
サービス業務	<ul style="list-style-type: none"> ・館長業務 ・貸出返却 ・利用登録 ・リクエスト処理 ・案内、広報、情報発信 ・蔵書案内、参考調査 ・障がい者サービス、視聴覚サービス・行事、催しもの ・小中学校等への支援 ・子ども読書活動推進活動 ・他の市立図書館との連携 ・利用者の要望、苦情対応
図書館の資料	<ul style="list-style-type: none"> ・選書 ・配架 ・保管替 ・除籍
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃 ・機器保守点検（空調、エレベーター、消防設備等） ・修繕 ・光熱水費の支払 ・備品の管理 ・防火管理

(2) インターネット端末の設置について

現在、町田市では、方針として各図書館にインターネット端末の設置は行っていない。他の自治体の中には、従来の紙媒体を中心とする資料に加え、インターネットによる情報サービスを実施することにより、情報拠点としての図書館機能の高度化を図り、また利用者の情報リテラシー¹の向上を図っている事例も見受けられる。インターネットの利用については、不適切な情報の閲覧などの問題もあるが、利便性が高まることも事実なので、他の自治体の状況も確認しながら、今後も導入に向けた可能性は検討し続ける必要がある。

(3) 大学との連携について

現在、町田市では市内のキャンパスがある和光大学との連携が行われており、市民は町田市立図書館の資料を和光大学の図書・情報館カウンターで貸出・返却できる仕組みとなっている。

町田市には和光大学以外にも約10の大学があることより、他大学との連携についても検討することが望ましい。

(4) 施設修繕計画の策定について

中央図書館では将来に向けた施設修繕計画は策定されていない。これは、今まで大規模な修繕等が行われておらず、長期的な視野にたった計画が必要なかったためと思われる。ただし、平成2年に開館以来20年近くが経過しており、今後は施設修繕計画を策定した上で計画的に維持補修を行っていく必要がある。

(5) 施設整備計画の策定について

町田市ではサービス拠点（地域図書館等）を新設して図書館サービス網を充実させる計画（「施設整備計画」）が策定されていない。戦略的に図書館サービスを行っていくためにも、施設整備計画を策定する必要がある。

¹ 情報を自己の目的に適合するように使用できる能力のこと。

7. 町田市立総合体育館

【概要】

(1) 町田市立総合体育館開館までの経緯

町田市立総合体育館（以下「総合体育館」という。）は、メインアリーナ、サブアリーナ、小体育室、武道場、和洋弓場、トレーニング室等を有する体育館である。

年月	経緯
昭和 63 年 3 月	町田市体育施設条例公布
平成 2 年 6 月	町田市立総合体育館条例公布
平成 2 年 10 月	町田市立総合体育館開設
平成 8 年 12 月	町田市体育施設条例廃止 町田市立総合体育館条例廃止 町田市体育施設条例公布
平成 17 年 6 月	町田市体育施設条例全部改正

(2) 設置目的等

項目	概要
施設名称	町田市立総合体育館
所在地	町田市南成瀬 5-12
設置年月日	平成 2 年 10 月
設置条例等	町田市体育施設条例／町田市体育施設条例施行規則
設置目的	市民のスポーツの振興と体力づくりの推進を図り、もって市民の健康で文化的な生活の向上に寄与するため（町田市体育施設条例第 1 条）
主要な施設	メインアリーナ、サブアリーナ、小体育館、第1武道場、第2武道場、和洋弓場、会議室、ジョギングコース、トレーニング室
事業の目的	体育施設は、設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) 体育施設の施設及び附属設備(以下「施設等」という。)の利用に関すること。 (2) 各種スポーツ教室・競技会等を開催すること。 (3) 体育及びスポーツレクリエーションの指導及び普及に関すること。 (4) (3)に掲げるもののほか、設置目的を達成するために必要な事業。 上記のほか、市民を対象とした公共的事業のために利用することができる。 (町田市体育施設条例第 3 条)
運営形態	指定管理者（日本テニス事業協会共同企業体）による管理
開館時間	午前 9 時～午後 9 時
休館日	(1) 年末年始(1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日まで) (2) 施設等の整備日(毎月の第 1 及び第 3 月曜日。ただし、その日が休日にあたるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)
駐車場	有料(2 時間 100 円)(272 台まで駐車可能)
有料貸出附属設備	照明設備、放送設備、電源、得点表示設備

第4 個別施設の検討

メインアリーナ



サブアリーナ



小体育室



第1 武道場



第2 武道場



和洋弓場



トレーニング室



総合体育館外観



総合体育館所在地



(3) 施設の利用状況

① 施設の利用率

(単位：回)

施設別		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
メインアリーナ	①	3,681	3,969	4,020	4,017	4,020
	②	3,574	3,628	3,817	3,839	3,867
	利用率 (②/①)	97.1%	91.4%	95.0%	95.5%	96.2%
サブアリーナ	①	2,454	2,512	2,685	2,676	2,680
	②	2,414	2,373	2,584	2,573	2,598
	利用率 (②/①)	98.4%	94.5%	96.2%	96.2%	96.9%
小体育室	①	1,227	1,343	1,343	1,342	1,340
	②	1,219	1,287	1,306	1,310	1,311
	利用率 (②/①)	99.3%	95.8%	97.2%	97.6%	97.8%
第1武道場	①	1,227	1,343	1,335	1,338	1,340
	②	1,062	1,062	1,098	1,113	1,102
	利用率 (②/①)	86.6%	79.0%	82.3%	83.2%	82.2%
第2武道場	①	1,227	1,343	1,335	1,338	1,340
	②	1,014	1,027	1,056	1,070	1,055
	利用率 (②/①)	82.6%	76.5%	79.1%	79.9%	78.7%
和洋弓場	①	1,149	1,343	1,331	1,326	1,340
	②	1,149	1,343	1,331	1,326	1,340
	利用率 (②/①)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
会議室	①	2,450	2,686	2,682	2,676	2,680
	②	1,039	960	1,012	1,099	1,057
	利用率 (②/①)	42.4%	35.7%	37.7%	41.0%	39.4%
合計	①	13,415	14,539	14,731	14,713	14,740
	②	11,471	11,680	12,204	12,330	12,330
	利用率 (②/①)	85.5%	80.3%	82.8%	83.8%	83.6%

①：年間利用可能回数（原則として年間開館日数×4（午前、午後×2、夜間）で算出）

②：年間利用回数（9:00～12:00、12:00～15:00、15:00～18:00、18:00～21:00の利用をそれぞれ1回、全日の利用は4回とカウントして算出）

② 附帯設備の利用状況 (単位:回)

附帯設備		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度												
照明設備	①	集計データなし				4,020												
	②					420												
	利用率 (②/①)					10.4%												
放送設備	①					集計データなし				4,020								
	②									125								
	利用率 (②/①)									3.1%								
電源	①									集計データなし				4,020				
	②													2,418				
	利用率 (②/①)													60.1%				
得点表示設備	①													集計データなし				4,020
	②																	28
	利用率 (②/①)																	0.7%

①: 年間利用可能回数(原則として年間開館日数×4(午前、午後×2、夜間)で算出)

②: 年間利用回数(9:00~12:00、12:00~15:00、15:00~18:00、18:00~21:00の利用をそれぞれ1回、全日の利用は4回とカウントして算出)

なお、H17年度からH20年度については、保管されている過去の資料では正確な数値が算出できないため、記載していない。

(4) 施設の管理運営コスト(収支状況)

① 施設の市の収支の推移 (単位:千円)

項目		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
収入	利用料金収入	52,922	指定管理者制度が導入されており、収入は全て指定管理者の収入となるため、市の収入はない。			
	駐車場利用料金	23,192				
	その他	3,351				
	収入計	79,466				
支出	人件費	210	273			
	その他人件費	210	273			
	物件費	386,484	327,874	296,882	315,420	258,696
	消耗品費	3,995				
	光熱水費	59,176				
	修繕料	12,891	11,087	6,287	2,921	3,391
	役務費	892		94		
	委託料(※1)	206,798	275,827	276,877	301,621	247,736
	使用料及び賃借料	24,675	23,871	13,612	7,970	
	公有財産購入費等	77,836	17,079		2,898	7,558
	その他	217	10	10	10	10
支出計	386,694	328,147	296,882	315,420	258,696	
収支差額	▲307,228	▲328,147	▲296,882	▲315,420	▲258,696	

(※1) 委託料の主なものは指定管理料(H21年度247,337千円 日本テニス事業協会共同企業体との5年契約)である。

② 指定管理者の指定管理業務に関する収支の推移 (単位：千円)

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
指定管理者	町田市スポーツ振興公社	町田市スポーツ振興公社	町田市スポーツ振興公社	日本テニス事業協会共同企業体
収入	361,014	364,143	388,720	336,499
利用料金収入等	85,187	87,266	87,099	89,162
指定管理料	275,827	276,877	301,621	247,337
支出	349,640	352,519	374,613	321,334
人件費	55,755	59,381	68,228	74,183
事業費	293,885	293,137	306,385	247,151
収支差額	11,373	11,624	14,107	15,164

③ 指定管理者の状況(平成21年度)

項目	内容
指定管理者	日本テニス事業協会共同企業体 (社団法人日本テニス事業協会を主団体とし、株式会社ユニコーン、株式会社リバティヒルの計3団体で構成されている)
所在地(主団体)	東京都新宿区西新宿1丁目8番3号
設立年月日(主団体)	平成4年12月
会長(主団体)	雑賀 昇氏
主な業務内容(主団体)	テニスクラブ事業及びテニススクール事業に関する調査及び研究、指導及び広報等

④ 職員の配置状況(時間帯別) (単位：人)

項目		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
午前	正規職員	集計データ なし	1	1	1	3
	非常勤職員		4	4	4	4
	合計		5	5	5	7
午後	正規職員		1	1	1	5
	非常勤職員		3	3	3	3
	合計		4	4	4	8
夜間	正規職員		1	1	1	2
	非常勤職員		3	3	3	4
	合計		4	4	4	6

※ 年度内で変動がある場合は平均値もしくは各年度末時点での職員数
 なお、H17年度については、保管されている過去の資料では正確な数値が算出できないため、記載していない。
 また、H21年度についてはトレーニング室職員(5人)を含む数値で記載しているが、H18年度からH20年度でも同程度の人員が配置されていたため、実質的な人員の大きな増減はない。

⑤ 職員の時間あたり平均配置状況 (単位:人)

平均の配置状況		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
合計	正規職員	集計データ なし	1	1	1	3.75
	非常勤職員		3.25	3.25	3.25	3.5
	合計		4.25	4.25	4.25	7.25

※ 上表「職員の配置状況(時間帯別)」の各数値より次の数式で算出:(午前の職員数×3+午後の職員数×6+夜間の職員数×3)÷12
数式の各数値は各時間帯の開館時間数である。

(5) 施設で行う管理運営業務の概要

項目	Yes or No
施設で現金を保管しているか	Yes
施設で物販を行っているか	No
施設で利用者の債権を管理しているか	Yes
利用者満足度調査を定期的実施しているか	Yes

(6) 受益者負担の状況

① 専用利用の場合の利用料金(スポーツに利用する場合)

施設の名称等		利用単位	㊦	㊧		
				㊨	㊩	㊪
メインアリーナ	全面	3時間	8,700円	17,400円	26,100円	34,800円
	2/3面	3時間	5,800円	11,600円	17,400円	23,200円
	1/3面	3時間	2,900円	5,800円	8,700円	11,600円
サブアリーナ	全面	3時間	4,000円	8,000円	12,000円	16,000円
	1/2面	3時間	2,000円	4,000円	6,000円	8,000円
小体育室		3時間	1,800円	3,600円	5,400円	7,200円
第1武道場		3時間	2,300円	4,600円	6,900円	9,200円
第2武道場		3時間	2,300円	4,600円	6,900円	9,200円
和洋弓場		3時間	2,300円	4,600円	6,900円	9,200円

㊦:入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合

㊧:入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合

㊨:入場料が1,000円以下の金額のとき

㊩:入場料が1,000円を超え3,000円未満の金額のとき。

㊪:入場料が3,000円以上の金額のとき

(町田市体育施設条例 別表第4)

② 専用利用の場合の利用料金(その他の事業等に利用する場合)

施設の名称等		利用単位	㊦	㊧		
				㊨	㊩	㊪
メインアリーナ	全面	3時間	174,000円	217,500円	261,000円	304,500円
	2/3面	3時間	116,000円	145,000円	174,000円	203,000円
	1/3面	3時間	58,000円	72,500円	87,000円	101,500円

第4 個別施設の検討

施設の名称等		利用単位	㉞	㉟		
				㊲	㊳	㊴
サブアリーナ	全面	3時間	80,000円	100,000円	120,000円	140,000円
	1/2面	3時間	40,000円	50,000円	60,000円	70,000円
小体育室/第1武道場 /第2武道場		3時間	36,000円	45,000円	54,000円	63,000円
和洋弓場		3時間	46,000円	57,500円	69,000円	80,500円

㉞～㊴:㉟と同じ

(町田市体育施設条例 別表第4)

③ 会議室の利用料金

施設の名称等		利用単位	㉞	㉟		
				㊲	㊳	㊴
第1会議室/第2会議室		3時間	500円	1,000円	1,500円	2,000円

㉞～㊴:㉟と同じ

(町田市体育施設条例 別表第4)

④ 個人利用の場合の利用料金

施設の名称等	利用単位	大人	子ども	高齢者	障がい者
メインアリーナ/サブアリーナ/小体育室 /第1武道場/第2武道場/和洋弓場	1回	300円	100円	100円	100円
ジョギングコース	3時間	100円	50円	50円	50円
トレーニング室	3時間	300円	—	100円	100円

(町田市体育施設条例 別表第4)

⑤ 附属設備利用料金

附属設備の名称等		利用単位	㉞	㉟		
照明設備	メインアリーナ	全面	全灯	3時間	10,800円	21,600円
			3/4灯	3時間	8,100円	16,200円
			1/2灯	3時間	5,400円	10,800円
		2/3面	全灯	3時間	7,200円	14,400円
			3/4灯	3時間	5,400円	10,800円
			1/2灯	3時間	3,600円	7,200円
		1/3面	全灯	3時間	3,600円	7,200円
			3/4灯	3時間	2,700円	5,400円
			1/2灯	3時間	1,800円	3,600円
放送設備	メインアリーナ	一式	1回	3,100円	6,200円	
電源	コンセント1口つき(1kwまで)		1回	100円	200円	
得点表示設備		一式	1回	12,000円	24,000円	

㉞:スポーツに利用する場合で入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合

㉟:スポーツに利用する場合で入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合及びその他の事業等に利用する場合

(町田市体育施設条例 別表第4)

⑥ 利用料金の免除(利用料金の免除ができる場合)

市長又は指定管理者は、必要があると認めるときは、駐車場利用料金を除く利用料金を減額、又は免除することができる。ただし、指定管理者が利用料金を減額、又は免除するときは、市長の承認を受けなければならない(町田市体育施設条例第16条第5項)。

⑦ 利用料金の免除の状況(利用料金免除承認書交付件数)

項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
利用料金の免除件数	0件	0件	0件	0件	0件

(7) 設備の状況

① 当該施設に係る平成21年度末までの支出額

項目	支出額
当初建設費	7,885,116,600円
工事請負費	171,224,550円
備品購入費	219,434,623円
合計	8,275,775,773円

② 耐震化への対応・設備の更新予定

項目	Yes or No
耐震化は完了しているか	Yes
ESCO事業は導入されているか	No
更新(建替え)の計画、または大規模修繕の計画はあるか	Yes
更新または大規模修繕の具体的計画がある場合	
○実施時期と工期	平成23年3月に劣化診断の実施と改修基本計画作成を予定している
○予算額(百万円)	未定

【監査の意見】

(1) 民間指定管理者の積極活用

総合体育館は平成18年度に指定管理者制度を導入している。平成18年度から平成20年度までの指定管理者は、市の100%出えん(注¹)により設立された団体である町田市スポーツ振興公社(以下「公社」という。)が務めていた。また、平成21年度からは民間事業者である日本テニス事業協会共同企業体(以下「日本テニス事業協会」という。)が指定管理者を務めている。

直接には市の歳入にはならないものの、指定管理料の引き下げ効果が期待できる利用料金収入等については、直近年度である平成21年度は89,162千円となっており、直営形態であった平成17年度の79,466千円からは約10百万円、公社管理形態であった平成18年度から平成20年度に比べて約2百万円の増加がみられる。このことから、日本

(注¹) 出えんとは公益法人などの非営利団体に対する出資をいう。

テニス事業協会が指定管理者となった平成21年度は収入面での効果がみられる(150頁【概要】(4)施設の管理運営コスト(収支状況)参照)。

また、比較的大規模な改修工事である5百万円以上の改修工事を除いた支出の推移(下表)をみると、直営及び公社の時期はおおむね300百万円程度で推移していたが、日本テニス事業協会に変更されてからは251百万円に減少した。この減少については、一部業務について指定管理者が従来の外注方式から自ら実施する方式に変更することで経費を削減したことが主な減少要因であると資料分析の結果認識された。

以上より、総合体育館については、民間事業者が指定管理者を務めたことで収入、支出両面で効果が高かったと認められる。総合体育館の成功要因を分析し、他施設への拡充も含め、指定管理者制度において今後も民間事業者の積極的活用を図っていくことが望ましい。

5百万円以上の改修工事を除いた市の支出の推移 (単位：千円)

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
運営形態	直営	町田市スポーツ振興公社			日本テニス事業協会
支出	386,694	328,147	296,882	315,420	258,696
5百万円以上の改修工事	77,836	11,193	—	—	7,558
差引計	308,858	316,154	296,882	315,420	251,138

(2) 指定管理料の事後検討の充実

平成20年度の指定管理料は301,621千円であり、その他の収入も合わせた事業の結果として14,107千円(3.6%)が指定管理者の利益となった。平成21年度では指定管理者が変更されたこともあり、指定管理料は247,337千円に減額されたが、事業の結果として15,164千円(4.5%)が指定管理者の利益となった。

指定管理者の経営努力による利潤蓄積を否定するものではないが、市としては、過去の事業費との比較、利用料金収入の増加傾向、維持管理費用の傾向を加味し、指定管理者と次年度以降の指定管理料を協議する必要がある。

平成20年度では、指定管理料301,621千円に対し14,107千円(4.7%)が指定管理者の利益となっているが、平成21年度は別の指定管理者と契約を行ったことで、平成20年度の指定管理料に比べて結果として54,284千円減額されたことを考慮すると、平成20年度の指定管理料についてはある程度の減額交渉が実施できたものと考えられる。

指定管理料が指定管理を実施するのに必要十分な金額となっていることを検討する必要がある。

公社に対する指定管理料支払額 (単位：千円)

	H18年度	H19年度	H20年度
指定管理料	275,438	276,877	301,621

(3) 利用料金の見直し

施設利用料金収入は 59,464 千円 (全体の収入額の 66.7%) となっている一方で、駐車場利用料金収入は 23,621 千円 (同 26.5%) となっており、主たる収入源であるべき施設利用料金収入の全体に占める割合が低いと思われる。

平成 21 年度 利用料金収入内訳

内訳	施設利用料金	駐車場利用料金	その他	合計
金額	59,464 千円	23,621 千円	6,076 千円	89,162 千円
構成比	66.7%	26.5%	6.8%	100%

利用料金収入 (平成 21 年度に指定管理者が計上した額 89 百万円) は、運営費 (同 321 百万円) や、別枠で集計されている市の管理人件費、当初の建設費用といった全体の収支バランスからみても低く抑えられているといえる。

利用料金収入 89 百万円は運営費 321 百万円の 3 割程度であるため、残りの 7 割は税金が投入されていることとなり、総合体育館は広く一般市民の負担する税金で運営されている施設といえる。

メインアリーナやトレーニング室を個人利用する場合の利用料金については、平成 16 年 5 月に大人料金を 200 円から 300 円に、子ども料金を 50 円から 100 円に引き上げた実績があるが、既に 6 年が経過している。

また平成 16 年 5 月の利用料金改定以降、近隣自治体の利用料金調査を行っていないが、利用料金を多角的に検討する上で近隣自治体の利用料金調査は必要であるため、調査を実施することが望ましい。

(4) 興行用貸出収入の妥当性の検討

総合体育館では、市民への一般的な貸出しの他に、事業者が興行を実施する際の会場用として、興行用貸出しを実施している。

貸出料金は町田市体育施設条例に基づき、メインアリーナ全面、3 時間 (1 単位) で 34,800 円である。また、興行を実施するためには事前準備や撤去作業があるため、競技によっては数日間貸し出すこともある。

平成 21 年度の興行貸出実績は次のとおりであった。なお、ASV ペスカドーラ町田 (フットサル) は総合体育館をホームアリーナとしている。

平成 21 年度 興行貸出収入実績

主催者	回数	収入 (円)
日本フットサルリーグ (フットサル)	13 回	2,357,200 円
V プレミアリーグ (バレーボール)	2 回	928,500 円
日本バスケットボールリーグ	1 回	332,110 円
合計	16 回	3,617,810 円

※「回数」は興行回数であり、3 時間を 1 単位とする貸出回数とは異なる。

興行用貸出しは現在、メインアリーナ全面を 3 時間 1 単位として 34,800 円の利用料金で実施されているが、事業費が例年 3 億円程度、当初建設費 78 億円、今後

生じることが見込まれる修繕費や建替費用を考慮した場合、応分の負担を求めていく必要があり、スポーツ興行が町田市で実施されることで促される効果とを比較検討し、現行料金の妥当性を検討する必要がある。例えば、興行成績に応じた貸出料金体系の設定等、新たな料金体系を設定することも考えられる。

また、メインアリーナは利用率が例年95%程度と高いことから、ニーズの高い市民への一般的な貸出しを制限しつつ実施されている興行用貸出しの効果については、十分に検討することが望ましい。

興行用貸出しを今後も続けていくとする場合には、平成21年度の貸出し先(ASVペスカドーラ町田13回、Vプレミアリーグ2回、日本バスケットボールリーグ1回)以外の貸出し先の需要の有無を調査するなどして、貸出し先の多様化による収入の向上と安定化を図っていくことが望ましい。

(5) 利用率の非常に高い施設の料金設定の再検討

総合体育館の施設利用率を調査したところ、弓道場(過去5年間平均100%)、メインアリーナ(同96%)、サブアリーナ(同96%)、小体育室(同98%)と利用率が非常に高い施設がある。

施設利用率は一般的に高いほうが望ましいが、弓道場、メインアリーナ、サブアリーナおよび小体育室については、利用予約が殺到して予約が行いにくくなっているなど、利用者の利便を損なっている点があるのではないかと考えられる。

利用率が高いのは利用料金が安いことにも一因があると思われ、利用料金を増額する余地を検討することが望ましい。

料金設定に関しては、市民と市民外の料金を別に設定することで、より市民が利用しやすい環境をつくりだすことも一つの方法である。

また、弓道場などは参加者の人数に関わらず、1室を時間単位で貸出しているが、少人数で行われる場合には2つに分けて利用することはできないか等、貸出し方法の工夫により、利用率が非常に高い状況を改善することが可能かを検討することが望ましい。

(6) 指定管理者からの報告様式の統一

総合体育館の管理者は、平成17年度から現在までに直営、指定管理者(公社)、指定管理者(民間)と変遷しているが、収入や支出の集計・報告の様式が様々である。指定管理者が管理する施設の収入や支出の状況把握は必ず実施されるものであり、実施に際しては項目別の前期比較分析等が通常行われるが、総合体育館では管理者の変遷に伴い収入や支出の集計様式が様々であったため、項目別の前期比較分析等が困難な状況である。

指定管理者が作成する事業報告書の様式をある程度統一し、指定管理者の変更があったとしても収入や支出の項目別の前期比較分析等が容易に行えるよう、協定時等に取り交わしておくことが望まれる。

(7) 長期修繕計画

市では施設の長期修繕計画を策定するのは基本的に営繕課の役割である。総合体

育館に関しては、営繕課が平成22年12月に業者と契約し、平成23年3月22日を期限として劣化診断を実施して改修基本計画を作成する予定であり、長期修繕計画に反映していくとのことであった。また、総合体育館に関しては、所管課の要望を受けて営繕課が行う修繕・工事は数多くあることから、営繕課と所管課との連携は緊密であるといえる。

以上より、総合体育館に関する長期修繕計画は、営繕課にて実施される劣化診断とその結果を踏まえて営繕課にて策定されるものであり、基本的には営繕課が担当しているが、個々の施設の状況を把握する時間や機会に恵まれているのは所管課であることから、営繕課との連携については、引き続き維持強化を図っていく必要がある。

8. 町田市立学校温水プール

【概要】

(1) 沿革等

① 沿革

年月	沿革
昭和34年8月	町田市営プール開設
昭和53年2月	小山センタープール開設
昭和53年	成瀬センタープール開設
平成元年10月	市立室内プール開設
平成4年3月	町田市営プール閉鎖
平成4年8月	町田第一中学校学校温水プール開設（学校温水プール）
平成5年3月	小山センタープール閉鎖
平成11年2月	南中学校学校温水プール開設（学校温水プール）
平成11年3月	成瀬センタープール閉鎖
平成14年1月	鶴川中学校学校温水プール開設（学校温水プール）

② 学校温水プールについて

学校温水プールとは、学校の温水プールを学校教育に支障のない範囲で一般に開放する温水プール施設である。町田市では現在、町田第一中学校、南中学校、鶴川中学校の3校の温水プールが学校温水プールとして開放されている。

開館時間は平日夏季（8月除く）午後6時30分から、冬季午後5時30分から、などとなり学校教育で使用する時間は避けられている。

町田市では上記3校のプールを改築する際に、当初から学校温水プールとして利用可能なように設計、施工している。

(2) 設置目的等

項目	概要
施設名称	町田市立学校温水プール
所在地	町田第一中学校温水プール 町田市中町 1-27-5 南中学校温水プール 町田市金森 1200 鶴川中学校温水プール 町田市小野路町 1905-1
設置年月日	町田第一中学校温水プール 平成4年10月 南中学校温水プール 平成11年6月 鶴川中学校温水プール 平成14年6月
設置条例等	町田市立学校施設の開放に関する条例／町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則
設置目的	学校教育法第85条、社会教育法第44条及びスポーツ振興法第13条の規定に基づき、町田市立小・中学校の施設を積極的に開放することにより、市民の文化、スポーツ等の地域活動の場として活用することを目的とする (町田市立学校施設の開放に関する条例第1条)
運営形態	町田市直営

項目	概要
開館時間	○平日 10月～5月:午後5時30分～午後9時 6月～9月:午後6時30分～午後9時 8月(夏季期間):午後1時00分～午後9時 ○日曜日・土曜日・祝日 午前10時～午後9時
休館日	水曜日(祝日の場合はその翌日)、年末年始
駐車場	無料(町田第一中学校なし、鶴川中学校42台、南中学校46台駐車可能)
施設	プール6コース
有料貸出附属設備	なし

町田第一中学校 学校温水プール



南中学校 学校温水プール



鶴川中学校 学校温水プール



(3) 施設の利用状況

① 施設の利用人数

(単位：人)

施設名	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
町田第一中学校	22,103	18,269	18,248	18,862	17,544
南中学校	22,448	18,487	20,121	20,463	19,579
鶴川中学校	12,010	13,863	13,436	13,027	11,963
合計	56,561	50,619	51,805	52,352	49,086

② 利用状況(時間帯別)

(単位：人)

時間帯別 (全施設合計)	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
平日：10月～5月 (午後5時30分～午後9時)	29,767	26,110	8,543	8,563	8,225
平日：6月～9月 (午後6時30分～午後9時)	18,350	16,667	4,543	5,137	4,677
平日：8月(夏季期間) (午後1時00分～午後9時)	8,444	7,842	4,589	3,803	3,889
日曜日・土曜日・祝日 (午前10時～午後9時)	区分集計未実施(注)		34,130	34,849	32,295
合計	56,561	50,619	51,805	52,352	49,086

(注) H17年度と18年度は曜日の区分集計は行っていない。

(4) 施設の管理運営コスト(収支状況)

① 職員の配置状況(時間帯別)

(単位：人)

項目		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
午前	正規職員	データなし	5	5	5	5
	非常勤職員		—	—	—	—
	合計		5	5	5	5
午後	正規職員		3～5	3～5	3～5	3～5
	非常勤職員		—	—	—	—
	合計		3～5	3～5	3～5	3～5
夜間	正規職員		3～5	3～5	3～5	3～5
	非常勤職員		—	—	—	—
	合計		3～5	3～5	3～5	3～5

※ 年度内で変動がある場合は平均値もしくは各年度末時点での職員数

② 施設の収支の推移

(単位：千円)

項目		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
収入	町田第一中学校	4,917	4,326	4,116	4,035	3,853
	南中学校	4,563	3,727	3,900	3,854	3,635
	鶴川中学校	2,603	3,099	2,883	2,713	2,440
	収入計	12,084	11,153	10,901	10,602	9,928

第4 個別施設の検討

項目		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
支出	物件費	集計データなし				
	消耗品費		—	128	207	319
	修繕料		—	75	1,377	113
	委託料(※1)		92,479	98,896	91,789	80,704
	備品購入費		—	—	130	—
	その他物件費		44	44	183	204
	支出計		92,523	99,143	93,686	81,340
収支差額			▲81,370	▲88,242	▲83,084	▲71,412

(※1) 委託料の主なものは設備管理業務委託料(H21年度57,884千円(株オーチャー13,038千円、榊城西企業44,846千円それぞれ単年度契約)である。

(5) 施設で行う管理運営業務

項目	Yes or No
施設で現金を保管しているか	Yes
施設で物販を行っているか	No
施設で利用者の債権を管理しているか	No
利用者満足度調査を定期的実施しているか	Yes

(6) 受益者負担の状況

① 施設使用料

対象者	使用料
大人	300円
小中学生	無料(7月21日から8月31日までは100円)
高齢者(65歳以上)	100円
障がい者	100円

(町田市立学校施設の開放に関する条例 別表)

② 使用料の免除

免除規定なし

(7) 設備の状況

① 耐震化への対応・設備の更新予定

項目	Yes or No
耐震化は完了しているか	Yes
ESCO事業は導入されているか	No
更新(建替え)の計画、または大規模修繕の計画はあるか	No
更新または大規模修繕の具体的計画がない場合	
○現時点で更新を行うと仮定した場合、いくらコストがかかる見込か	未定
○何年後には更新が必要となる見込か	設備については設置後20年を超えた時点で更新が必要になると考えられる。

② 当初建設費について

学校温水プールとして利用可能とするには、温水化機能、料金徴収のための出入口の整備、他の学校施設との境界の設置、一般利用者の動線の確保等を設ける必要があり、通常の教育用屋外学校プールとは仕様が大きく異なる。

建設費はおおむね12億円程度であり、他の体育施設建設の事例と比較すると、学校温水プール単独の建設費は、体育館と屋外プールを合わせて建設する場合とおおむね等しい（忠生中学校での体育館プール建設工事1,291百万円、堺中学校での体育館プール建設工事1,082百万円）。

当初建設費

学校名	建設費	竣工	摘要
町田第一中学校	1,223百万円	平成4年8月	町田市で最初の学校温水プール
南中学校	1,252百万円	平成11年2月	—
鶴川中学校	2,994百万円	平成14年1月	(注)

(注) 鶴川中学校は、次の2点の理由で建設費が割高となっている。

- ①学校全館空調に対応するためプール等にある機械設備の容量が大規模であること
- ②ドーム型屋根構造となっていること

他のプール等の建設事例

学校名	建設費	竣工	摘要
忠生中学校	1,291百万円	平成5年	体育館と屋外プールを合わせて建設
堺中学校	1,082百万円	平成19年	同上

③ 光熱水費について

プールの温水化には太陽熱集熱器を使用しているものの、都市ガスの利用も不可欠である。学校温水プール実施校での光熱水費は21～35百万円程度となっており、他の一般校の同規模の中学校（在校人数で比較）では各校5～8百万円であることと比べると、実施校は数千万円程度、追加の光熱水費がかかっている。

光熱水費(上下水道・ガス・電気)の比較

実施中学校	在校人数(人)			光熱水費(千円)			
	H21年3月	H22年3月	平均	H20年度	H21年度	平均	2校平均
町田第一	700	724	712	24,939	21,584	23,262	23,408
南	746	746	746	25,522	21,588	23,555	
鶴川	433	435	434	35,428	29,942	32,685	
一般中学校	H21年3月	H22年3月	平均	H20年度	H21年度	平均	2校平均
つくし野	776	784	780	8,216	8,677	8,447	7,502
鶴川第二	704	786	745	5,880	7,234	6,557	
堺	636	692	664	6,769	6,691	6,730	
南成瀬	466	467	467	5,693	4,920	5,307	

差引額
15,906

(注) 鶴川中学校は他の中学校に比べてプール棟機械設備の容量が他の中学校に比べて大規模になっていることなどから、特にガス・電気料金が多かかっている。

鶴川中学校は他の中学校に比べて、プール棟機械設備の容量の規模が大きいことなどから、特にガス・電気料金が多くかかっており、平成20年度と平成21年度の平均で32百万円と他の中学校に比べて格別に多く計上されている。本報告書では、鶴川中学校は除外して、学校温水プール実施校の光熱水費を、町田第一中学校と南中学校の平均値である23百万円とし、一般校であるつくし野中学校と鶴川第二中学校の平均値である7百万円を控除した16百万円を学校温水プール実施校における追加の光熱水費額として用いる。

なおこの各校16百万円程度多くかかる光熱水費については、教育費として学校会計での計上が行われており、学校温水プール運営費には計上されていない。したがって、学校温水プールを運営するには、決算で計上されている運営費の他に各校16百万円の追加の光熱水費がかかっていることになる。

【監査の意見】

(1) 歳入と歳出のバランス

学校温水プール事業の歳入は3か所合計でおおむね10百万円である一方、事業費はおおむね81百万円となっており、このほかに学校会計で集計されている光熱水費が1か所おおむね16百万円(3か所合計で48百万円)がかかっていることから、差し引き119百万円の赤字事業となっている。

学校温水プール事業の歳入が3か所合計でおおむね10百万円であることは、1か所分の光熱水費16百万円にも満たず、事業運営費の大部分は一般市民の税金が投入されていることとなる。

最低限必要な光熱水費も賄えない現状は、学校温水プールを利用している市民と、利用していない市民との公平性の観点からみると課題がある。そのため、使用料の設定、事業費の切り下げ、事業の縮小等について検討が必要である。仮に現状の事業形態で事業を継続する場合にも、市民への情報の開示と理解を得る必要がある。

		(百万円)	
歳入			10
歳出	事業費	81	
	光熱水費(学校会計) (16×3か所 = 48)	48	129
差引計			▲ 119

(2) 低利用施設継続の是非の検討

3校の学校温水プールの年間利用者数を調査したところ、鶴川中学校は他の2校に比べて少ない。平成20年度と平成21年度の年間利用者数の平均値が最も多いのは南中学校であるが、鶴川中学校の利用者数は南中学校の62%に留まっている。

鶴川中学校の学校温水プールは他の2つの中学校と同じ運営がされていることから、利用者数に差が生じているのは利用者の需要によるものが大きいと考えられる。

利用者の需要が低い鶴川中学校の学校温水プールについては、歳入と歳出が大きく乖離している現状から、事業の廃止も含めた見直しが必要であると考えられる。

年間利用者数

中学校名	H20年度	H21年度	平均	対南中学校比
町田第一	17,544人	18,862人	18,203人	91%
南	19,609人	20,463人	20,036人	100%
鶴川	11,963人	13,027人	12,495人	62%

(3) 季節利用の可能性の検討

学校温水プール3校の月別の利用状況について調査を行った。町田市の学校温水プールは季節によって開館時間が異なるため、比較する便宜上、時間あたり平均利用者数を算出した。また祝日や夏休み等、長時間にわたって開館される場合についても時間あたり平均利用者数として算出した。

その結果、平成20年度、平成21年度については7月を中心とした夏季(6~8月)には3施設合計で30~45人(平均36.2人)に対し、秋冬季(11~4月)では3施設合計で18~23人(平均19.8人)となっており、夏季に比べて55%程度の利用数となっている。

夏季(6~8月)に対して秋冬季(11~4月)の時間あたり利用者数が低いことから、冬季も利用できる施設である必要性が低いとも考えられる。必要に応じて他年度についても調査を行ったうえで、同様の傾向がみられるようであれば、夏季に限った開館に変更する等、秋冬季の利用率が低い事についての対応策を検討する必要がある。なお、町田第一中学校、南中学校、鶴川中学校では、放課後の部活動にて、プールの通年利用をしていることから、その現状も踏まえて検討を行う必要がある。

月別の時間あたり平均利用者数

(単位：人)

H20年度					H21年度				
月	町田第一	南	鶴川	合計	月	町田第一	南	鶴川	合計
4	8	9	5	21	4	8	9	5	22
5	10	9	6	26	5	10	10	6	25
6	12	14	9	35	6	12	14	8	35
7	14	18	9	40	7	14	21	11	45
8	9	13	8	30	8	10	14	8	32
9	12	14	8	33	9	14	16	9	38
10	9	10	5	24	10	10	10	6	26
11	7	8	4	19	11	8	8	5	20
12	7	7	4	18	12	7	7	4	18
1	7	8	5	19	1	9	8	6	23
2	7	7	5	18	2	8	7	5	21
3	6	8	4	18	3	8	8	5	21
月平均	9	10	6	25	月平均	10	11	7	27

(注)表中の各数値は四捨五入により整数表示しているため、表中数値を足し合わせた数値と表の「合計」とは単純には整合しない。

(4) 曜日別利用率の変動への対策の必要性

学校温水プール3校の曜日別の利用状況について調査を行った。町田市の学校温水プールは曜日によって開館時間が異なるため、比較する便宜上、実際利用者数に加えて時間あたり平均利用者数も算出した。なお、水曜日は定休日である。

その結果、平成20年度、平成21年度は月曜日、金曜日の実際利用者数および時間あたり利用者数が他の曜日に比べて低い傾向にあった。

実際利用者数については、月曜日は3,737人(平成20年度)、3,592人(平成21年度)、金曜日は4,373人(平成20年度)、3,907人(平成21年度)であり、火、木曜日の4,132~4,827人に比べて少なく、また時間あたり利用者数では月曜日は30人(平成20年度)、28人(平成21年度)、金曜日は30人(平成20年度)、27人(平成21年度)であり、火、木曜日の30~34人に比べて1割程度少なかった。

なお、祝日については年間日数が少ないため利用者数が少なくなることは当然であるが、時間あたり利用者数についても低い傾向(26人(平成20年度)、24人(平成21年度))にあり、月曜日、金曜日と同様に利用率が低いことが読み取れる。

月曜日、金曜日、及び祝日は、平成20年度、平成21年度について他の曜日に比べて時間あたり利用者数が10%程度少ない傾向にあった。必要に応じて他年度についても調査を行ったうえで、同様の傾向がみられるようであれば、水曜日以外にも定休日を増やすなど、利用率が低いことについての対応策を検討する必要がある。

曜日別の利用状況 平成20年度

(単位：人、日)

	町田第一			南			鶴川			合計	時間あたり
	利用者	日数	平均	利用者	日数	平均	利用者	日数	平均		
月	1,237	41	30	1,571	41	38	929	41	23	3,737	30
火	1,602	46	35	1,961	46	43	1,103	46	24	4,666	34
木	1,654	48	34	2,070	48	43	1,103	48	23	4,827	34
金	1,525	49	31	1,904	49	39	944	49	19	4,373	30
土	5,398	51	106	5,417	51	106	3,384	49	69	14,199	28
日	6,234	51	122	6,242	51	122	4,687	51	92	17,163	34
祝	1,212	13	93	1,298	13	100	877	13	67	3,387	26
計	18,862	299	63	20,463	299	68	13,027	297	44	52,352	

曜日別の利用状況 平成21年度

(単位：人、日)

	町田第一			南			鶴川			合計	時間あたり
	利用者	日数	平均	利用者	日数	平均	利用者	日数	平均		
月	1,222	42	29	1,521	42	36	839	43	20	3,582	28
火	1,437	46	31	1,808	46	39	887	46	19	4,132	30
木	1,521	44	35	1,978	44	45	841	44	19	4,340	33
金	1,336	49	27	1,739	49	35	832	49	17	3,907	27
土	4,874	51	96	5,050	51	99	3,124	49	64	13,048	26
日	5,818	51	114	6,186	51	121	4,447	50	89	16,451	32
祝	1,336	15	89	1,327	15	88	993	15	66	3,656	24
計	17,544	298	59	19,609	298	66	11,963	296	40	49,116	

(注)年度ごと、曜日ごとに各施設の開館日数が異なるため各々開館時間数が異なる。このため、「合計」と「時間あたり」とは単純には整合しない。

(5) 学校温水プールの存続の是非の検討

町田市の市営プールは昭和34年に設置された町田市営プールをはじめ、成瀬センタープール(昭和53年)、小山センタープール(昭和53年)、市立室内プール(平成元年)と順次開設されていった。そのうち3施設は、施設の老朽化と室内プールや学校温水プールの設置から、順次閉鎖されている。

堺中学校は平成19年に通常の教育用屋外学校プールとして竣工しているが、建設構想段階では学校温水プールとして整備する構想もあった。しかしながら、既設の学校温水プールの利用状況等を勘案し、学校温水プールとして開放する構想は見送られ、通常の教育用屋外学校プールとして建設された経緯がある。

町田市中で開設されたプール

名称等	開設	閉鎖	摘要
町田市営プール	昭和34年8月	平成4年3月	
小山センタープール	昭和53年2月	平成5年3月	(注1)
成瀬センタープール	昭和53年	平成11年3月	(注2)
市立室内プール	平成元年10月	—	(注3)
町田第一中学校	平成4年8月	—	学校温水プール
南中学校	平成11年2月	—	学校温水プール
鶴川中学校	平成14年1月	—	学校温水プール
堺中学校	平成19年	—	(注4)

(注1) 小山小学校移転に伴い、学校プールを開放した。

(注2) 南第二小学校移転に伴い、学校プールを開放した。

(注3) リサイクル文化センターの焼却熱を利用した温水プール

(注4) 学校温水プールとして建設する構想もあったが構想は見送られ、通常の教育用屋外学校プールとして建設された。

町田市は3か所の学校温水プールの他にも、市内図師町に市立室内プールを開設している。市立室内プールはリサイクル文化センターのゴミ焼却余熱を利用した温水プールであり、8コース50メートルの(財)日本水泳連盟公認プール、25メートルプール、幼児プール、健康体力相談室、トレーニング室が設置されている。一方、学校温水プールは6コースの25メートルプールが1面のみとなっているため規模が大きく異なっている。またその開館時間も異なっている。

市立室内プールの概要

(単位：千円)

開設	建設費	年間事業費 (H21年度)	摘要
平成元年10月	3,006,556	203,891	使用料：大人1回300円 開館時間：9:00～21:00 休館日：第1・3月曜日、年末年始

市立室内プールの外観 同 50メートルプール



3か所の学校温水プール市立室内プールでは、規模や開館時間が異なるため単純な比較はできないものの、市民への公営プールの機能提供という観点からは、学校温水プールは建設費、事業費ともに低く抑えられており、市民が水泳等に親しむ機会を廉価で提供ができているといえる。

その一方で、学校温水プール事業は、歳入と歳出のバランス、低利用時期、低利用曜日の存在等、解決に向けて検討すべき課題がある。

特に、秋冬季の利用者数は夏季の55%であること、曜日別の利用者数は月曜日、金曜日、祝日で10%程度少ないこと、鶴川中学校の利用者数は南中学校の62%であることについては利用状況の改善を図る必要があり、改善の見込みが立たない場合は、開館日数や開館時間、時期の縮小、開館施設の統合等を検討する必要がある。

上述したように、堺中学校のプールは平成19年に通常教育用屋外学校プールとして竣工しているが、建設構想段階では学校温水プールとして整備する構想もあった。しかしながら、既設の学校温水プールの利用状況等を勘案し、学校温水プールとして開放する構想は見送られ、通常教育用屋外学校プールとして建設された経緯がある。既設の3か所の学校温水プールについても、今後のあり方について縮小あるいは廃止も含めた検討を行う必要がある。

(6) 使用料の見直し

使用料について調査したところ、近隣自治体が運営する温水プールの利用時間はおおむね2時間、料金はおおむね400円となっている。東京体育館室内プールは、レーン数やプール面数が異なる等規模が大きく異なっているが2時間で600円であった。

参考までに、一般的に利用することが可能な民間運営プールについても調査したところ、民間スポーツクラブ1,000円～1,500円、ホテル宿泊客1,000円、ホテル外来客3,000円などが調査した範囲で把握した料金であった。

町田市の学校温水プール使用料は大人300円（時間制限なし）とされており、近隣自治体に比べて低く設定されているが、学校温水プール事業を継続する場合には、利用者と一般市民との公平性の観点から、近隣自治体と遜色のない料金体系とすることが望ましい。

近隣自治体が運営する学校温水プール

自治体	名称	大人料金 (円)	利用時間 (時間)
足立区	千寿本町小学校	500	—
調布市	調和小学校	400	2.5
北区	十条台小学校	400	2
渋谷区	上原中学校	400	2
中野区	第九中学校	400	2
品川区	戸越台中学校	350	2
港区	御成門中学校	300	2
目黒区	碑小学校	300	2
中央区	日本橋小学校	500 (区民 350)	2
武蔵野市	第四中学校 (市民は半額)	400 (7、8月) 200	2
杉並区	第十小学校	250	1
世田谷区	太子堂中学校	200	1

近隣自治体が運営する一般温水プール

自治体	名称	料金 (円)	利用時間 (時間)
東京都	東京体育館室内プール	600	2
多摩市	アクアブルー	500	2
武蔵野市	武蔵野温水プール	400	2
立川市	泉体育館室内水泳場	400	2
八王子市	あったかホール室内プール	400	2
相模原市	北の丘センター	400	2
相模原市	グリーンプール	400	2
相模原市	銀河アリーナ	400	—

9. 町田リス園

【概要】

(1) 町田リス園の建設の経緯

町田リス園及びその運営主体の設立及び建設の経緯等は次のとおりである。

年月	経緯
昭和61年9月	9月定例市議会において「小動物公園」構想についての一般質問が出される。
昭和61年11月	町田市に「小動物園検討委員会」が設置。検討委員会には、障がい者を持つ親の会「愛の鈴」のメンバーも参加し、小動物園の運営を委ねる可能性を検討。
昭和62年1月	小動物園検討委員会による検討の結果、伊豆大島にあるリス村などの視察を踏まえ、飼育動物は「リス」を主体とすることを決定。また建設予定地を薬師池公園に隣接する薬師台緑地とすること、及び運営主体を「愛の鈴」とすることが決定。
昭和63年3月	「町田リス園建築工事」着工
昭和63年4月	検討委員会に加わっていた「愛の鈴」が、「町田リス園愛の鈴」として、リス園運営に向けての準備(飼育訓練など)を始める。
昭和63年10月	「町田リス園」工事竣工
昭和63年12月	「町田リス園」開園
平成21年3月	障害者自立支援法の施行を考慮し、より公共性・自立性・継続性の高い「特定非営利活動法人 町田リス園」を設立し、当該法人が「町田リス園」の運営を開始。
平成23年4月	施設形態が、通所授産施設から、障害者自立支援法にもとづく障害福祉サービス事業「就労継続支援B型」に移行(予定)。

町田リス園開園当時の町田市にはこれといった動物園などの娯楽施設がなく、また、団地が多く動物が飼えない家が多いので、子供たちに動物と触れ合う機会を作るようにということで、情操教育の一環としてふれあい形式の動物公園が企画された。

また、町田リス園は、学校教育終了後の障がい者の社会生活に必要な能力を養育するため、障がい者が作業を通して基本的な生活習慣や社会性を身に付け、社会参加することによる喜びと生きがいを得られることを目的とした通所授産施設(障がい者が住み込みでなく、自宅から通いながら働く場所として設けられた施設)としての一面も有している。

町田市ホームページでは町田リス園について次のとおり紹介している。

※ 町田リス園とは

町田リス園の周辺には、薬師池公園、町田えびね苑、町田ダリア園、町田ぼたん園等の施設があり、自然の散策を楽しむことができ、家族連れ等のハイキングに最適です。なかでも、リス園前方に位置する薬師池公園は、新東京百景の一つに数えられ春の梅、桜に始まり夏には大賀ハス、秋のモミジの紅葉、そして落ち葉の冬と四季折々の風情を満喫することができます。

特殊フェンスで囲まれた2,500平方メートルのすり鉢状の放飼場には約150匹のタイワンリスが放たれ、手のひらにのせた餌を、かわいらしいぐさで食べます。

(町田市ホームページより)

(2) 施設目的等

項目		概要
施設名称	町田リス園	
所在地	町田市金井町 733 番地 1	
開園年月日	昭和 63 年 12 月 15 日	
設置条例等	設置条例は該当なし。	
施設目的	この法人は、広く一般市民の子どもから高齢者を対象とした小動物園でリスやウサギ、モルモット等の小動物に直接触れ合える場所を提供し、子どもたちに対して動物教室や巣箱づくり教室を通して動物に対する啓発活動及び情操教育を行う。また、障がい者に対して仕事ができる通所施設として広く門戸を開き、来園者一般市民に対して障がい者がいきいきと働いていることへの啓発活動を行うことを目的とする。 (特定非営利活動法人 町田リス園の目的)	
実施する事業	<p>○施設で実施されている事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タウンリスの放し飼い広場 ・ふれあいコーナー(モルモットスペース、ウサギスペース、カメコーナー、プレーリードッグスペース) ・ギフトショップ <p>○通所授産施設としての作業内容</p> <p>動物カゴ洗い、ひまわりの種の袋詰め、販売用エサの袋作り、モギリ、リスのエサ販売、手袋受け渡し、放し飼い広場の出入りロドアマン、モルモット、ウサギのエサ作り、敷きワラづくり、畑仕事、清掃、その他</p>	
運営形態	町田市は土地(一部)及び建物等の貸与を行い、運営は特定非営利活動法人 町田リス園が実施	
開館時間	3月16日～10月15日 午前10時～午後5時 10月16日～3月15日(除く12月) 午前10時～午後4時 12月1日～12月26日 午前10時～午後3時	
休館日	火曜日 (祝日の場合開園、次の平日休園) 年末年始 12月27日～1月2日 6月・9月・12月は、第一火曜日～金曜日	
窓口での受付時間	該当なし	
駐車場	園独自の駐車場としては、思いやり駐車区画(2台、無料)がある。来園者は隣接の薬師池公園駐車場(無料)利用している。	
施設	土地	町田市金井町 640-26.27, 653, 733-1.2, 736-1.2, 737, 738 739-1.2, 740 計12筆
	家屋	売店ゲート、便所、作業棟、放飼場入口・寝小屋、シェルター 計5棟
附属設備	建物	<ul style="list-style-type: none"> ・出入り口鉄筋改装 ・ケージ屋根 ・セルター照明 ・プレハブ物置排水溝 ・給水設備 ・軽量鉄骨ゴミ置場 ・屋根掛け ・プレーリードッグ ・モルモットブース鉄柵 ・アカリス舎 ・ふれあい広場
	構築物	・看板 ・藤棚 ・焼却炉



(3) 施設の利用状況

① 入園者数の推移

(単位：人、日)

	H17年度			H18年度			H19年度		
	入園者数	開園日数	1日あたり入園者数	入園者数	開園日数	1日あたり入園者数	入園者数	開園日数	1日あたり入園者数
4月	10,701	26	411	8,394	26	322	11,406	26	438
5月	15,506	26	596	12,488	26	480	12,498	26	480
6月	6,323	23	275	5,296	23	230	7,482	23	325
7月	5,768	27	203	5,225	27	193	5,315	26	204
8月	6,697	26	258	7,173	26	275	6,580	27	243
9月	6,967	23	302	7,057	23	306	8,876	23	385
10月	7,036	27	260	9,401	26	361	8,627	26	331
11月	8,037	25	321	7,878	26	303	7,501	26	288
12月	2,063	20	103	2,850	19	150	3,369	19	177
1月	4,442	25	177	7,130	25	285	6,427	25	257
2月	4,236	23	184	7,128	24	297	5,267	24	219
3月	9,701	27	359	9,579	27	354	12,082	27	447
合計	87,477	298	293	89,599	298	300	95,430	298	320

	H20年度			H21年度		
	入園者数	開園日数	1日あたり入園者数	入園者数	開園日数	1日あたり入園者数
4月	10,142	25	405	12,465	25	498
5月	11,359	27	420	18,777	26	722
6月	6,567	23	285	9,033	22	410
7月	5,108	26	196	7,954	27	294
8月	7,523	27	278	10,428	27	386
9月	8,882	22	403	14,792	22	672
10月	9,074	27	336	10,313	27	381
11月	9,735	26	374	9,855	26	379
12月	3,108	19	163	4,037	19	212
1月	7,094	25	283	8,311	25	332

※ 入園者の制限に関する事項：該当事項なし

第4 個別施設の検討

	H20年度			H21年度		
	入園者数	開園日数	1日あたり入園者数	入園者数	開園日数	1日あたり入園者数
2月	9,555	24	398	4,627	24	192
3月	10,134	26	389	10,356	26	398
合計	98,281	297	330	120,948	296	408

(3) 施設の管理運営コスト (収支状況)

① 職員の配置状況(時間帯別)

(単位：人)

項目		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
午前	正規職員	6	6	6	6	6
	非常勤職員	11	13	15	13	13
	合計	17	19	21	19	19
午後	正規職員	6	6	6	6	6
	非常勤職員	11	13	15	13	13
	合計	17	19	21	19	19

※夜間は職員を配置していない

② 職員の配置状況

(単位：人)

平均の配置状況		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
合計	正規職員	6	6	6	6	6
	非常勤職員	11	13	15	13	13
	合計	17	19	21	19	19

③ 施設の収支の推移

【法人事業の収支】

(単位：千円)

項目		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
収入	補助金	18,401	17,574	17,536	17,905	22,832
	寄付金	—	—	—	46	1
	利用者負担金	153	147	141	130	140
	事業収入(売店売上)	10,167	10,634	12,086	11,900	13,064
	雑収入等	132	122	111	196	236
	収入計	28,854	28,478	29,874	30,178	36,274
支出	給料	10,970	9,261	10,185	8,946	10,389
	職員手当	1,324	750	1,907	1,160	4,644
	法定福利費	2,499	2,534	2,336	2,280	2,303
	福利厚生費	183	174	169	179	108
	旅費	126	243	213	216	172
	職員研修費	11	2	3	505	502
	役務費	809	766	904	952	1,039
	委託料	1,512	1,457	1,424	1,530	1,496
	使用料及び賃借料	795	700	789	763	629
	備品購入費	94	51	369	126	101
	消耗品費	99	184	226	192	262

第4 個別施設の検討

項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
印刷製本費	8	—	—	1	436
光熱水費	3,206	3,021	3,304	3,522	2,946
修繕費	146	153	30	64	109
租税公課	479	180	240	80	65
通所者交通費	849	953	873	873	942
賠償責任保険加入費	12	12	13	15	15
交際費	144	104	171	206	121
食糧費	311	249	218	343	315
会費	4	4	3	9	9
その他経費(売店仕入等)	5,916	5,691	8,344	7,070	9,198
支出計	29,503	26,497	31,729	29,041	35,812
収支差額	▲649	1,981	▲1,855	1,137	462

(注) 「職員手当」は職員に対する期末・通勤手当等、「役務費」は通信料・各種保険料・手数料等、「委託料」は税理士報酬等である。

【授産事業の収支】

(単位：千円)

項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	
収入	入園料	28,410	28,971	30,377	32,370	39,504
	エサ売上	10,812	11,379	11,878	12,276	14,757
	負担金	16	16	16	9	—
	雑収入	0	1	12	403	134
	授産収入計	39,239	40,369	42,285	45,059	54,396
支出	通所者賃金	5,318	4,830	5,067	5,473	6,012
	授産経費	33,575	32,611	32,076	34,424	38,007
	職員給料	13,245	12,975	11,017	13,107	12,264
	手当	1,999	1,519	1,841	2,007	4,626
	法定福利費	2,139	2,326	2,067	2,494	2,539
	非常勤賃金	11,428	12,152	13,090	12,783	14,401
	運搬費	68	73	79	76	66
	役務費	572	579	564	396	357
	備品費	1,185	57	95	547	—
	消耗品費	485	385	408	487	585
	印刷製本費	229	298	585	—	488
	修繕費	—	180	125	—	287
	飼料飼育費	2,211	2,062	2,201	2,310	2,316
	小動物購入費	11	—	—	212	73
その他	1,319	456	796	1,779	2,553	
支出計	40,214	37,898	37,940	41,677	46,572	
収支差額	▲975	2,471	4,345	3,382	7,824	

(注) 授産経費のうち、「手当」は職員に対する期末・通勤手当等、「その他」は消費税である。

(4) 施設で行う管理運営業務の概要

項目	Yes or No
施設で小口現金を保管しているか。	Yes
施設で実施している物販について在庫を保管しているか。	Yes
リス等の飼料・薬品等の管理をしているか。	Yes
施設で利用者の債権を管理しているか。	No
施設で使用する公有財産、物品の現物調査は実施しているか。	Yes
利用者満足度調査を定期的の実施しているか。	No

(5) 受益者負担の状況

① 入園料

個人	団体 (20人以上)
子供 (3歳以上小学生) -----200円 大人 (中学生以上) -----400円	子供---100円 大人---300円

② 駐車場の利用形態

園独自の駐車場としては、思いやり駐車区画 (2台、無料) がある。来園者は隣接の薬師池公園駐車場 (無料) を利用している。

(6) 設備の状況

① 当該施設に係る平成21年度末までの支出額

(単位:円)

項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
工事請負費	—	—	—	997,500円	533,400円
物品購入費	—	—	—	33,000円	—
合計	—	—	—	1,030,500円	533,400円

(注)「町田リス園」の当初の建設コストは162,200千円である。

② 耐震化への対応・設備の更新予定

項目	Yes or No	備考
耐震化は完了しているか	No	
○耐震化工事の具体的な予定があるか		なし
○具体的な予定がある場合、その実施時期はいつか		なし
ESCO事業は導入されているか	No	
アスベスト等の環境問題への対策は実施されているか	No	
更新 (建替え) の計画、または大規模修繕の計画はあるか	Yes	
更新または大規模修繕の具体的な計画がある場合		
○実施時期と工期		(※1)
○予算額 (百万円)		未定

(※1) 更新または大規模修繕の具体的な計画について、現状では大規模修繕計画が策定されてはいないが、将来的に、運営法人による更新(新施設建設)を考えている。
施設が20年たって老朽化していること及び障がい者の勤務対応として改良すべき箇所があるが、現状の町田市予算では要望に応えられていない状況にある。

なお、運営努力により入園者が増えたことによる収入増を財源として、労働環境の改善のために理事会の承認のうえで800万円が積み立てられている。

【監査の意見】

(1) 入園者数の増加に係る運営評価について

昨今、動物展示施設の入園者数は低迷をしているといわれている。このような環境下の中において、町田リス園は平成17年度以降入園者数が大幅に増加していることは特筆に値するものである。

所管課へのヒアリングを実施した結果、入園者数が増加している主な要因としては次の点が考えられる。

- 園管理者の変更に伴う非営利組織の組織マネジメントの変更がなされたこと。
具体的には、障がい者が明るく働ける環境整備(施設内の整理整頓、施設の整備改善等)を通じて入園者の満足度を高めたこと
- テレビ等のマスメディアに対する広告宣伝の強化が意識的になされていること。

今後の入園者数の増加や障がい者の受入れ増加を実現していくためには、既存の施設及び人員体制がボトルネックとなる可能性が高い。そのため、以下の点を検討する必要がある。

- 園の運営の評価を前提とした、施設の改善を含めた対策及び障がい者の受入れ増加のための正規職員の増加
- 入園者に対する満足度調査等の実施による、よりよいサービスの改善の検討

(2) 物販における商品管理について

現在は仕入先数28社、326種類の商品の管理が行われている。商品の入庫については、通常の購買業務一環として商品数量の管理はなされているが、売上等に伴う商品出庫数の管理はなされておらず、3ヶ月に一度の実地たな卸しにより在庫数量の確認により「仕入数量－在庫数量＝売上数量」という形で数量管理がなされている。

また、売上金の管理のための内部牽制の一環として、園においては、現金は「入園料」「物販」「エサ販売」の3つに区分され、日々金種票を記載することにより管理がなされている。すなわち、各担当者が日次締めにて、金種票を作成し、業務終了後に事務担当へ現金(つり銭＋当日売上金)とともに持参する。事務担当では、これをチェックし、事務室にある大型金庫に保管する。現金は3日に1度農協に預け入れることを原則とするが、現金が多額に上った場合には、夜間金庫に預け入れる。

これらの内部統制としては、「入園料」については、通し番号付の入園券の売上枚数と売上金の一致を確かめ、「エサ代」については売り上げたエサの皿の枚数をカウントすることにより売上金の一致を確かめている。「物販」については、現状では売上金のチェックの方法がないため、原則として複数の職員により業務を実施することによる相互牽制による不正防止措置がなされている。

このような管理方法には次のような問題点がある。

- 3ヶ月に一度しかデータがとれず、商品管理や販売管理に支障が生じる可能性があること。
- 差引計算にて商品別の売上数量が逆算されることから、商品数の減少要因として、売上による在庫の減少か、あるいは、盗難等による在庫の減少かなどの要因が管理できないこと
- 園の本来の目的は物販ではなく、障がい者の受入れ増加や来園者の増加にある。そのため、複数の職員を物販に固定することは目的適合的ではなく、効率的でもないこと。

現状のトレンドから推測される来園者数の増加による入園料収入の増加や、商品アイテム数の増加なども考慮し、以上の問題点を解決するため、物販管理のシステム化により効率化する方法の検討が必要である。具体的には、商品管理をより厳格にする方法として、例えば簡易バーコード商品管理システムの導入などの検討があげられる。

このようなことにより、商品管理及び物販に伴う売上金の管理の双方が効率的に行われるメリットがある。また、非常勤職員や障がい者も物販業務に従事させることが可能となり、正規職員を他の業務に代替的に充当することも可能となる。それが実現できれば、園の本来の業務の拡充につなげることができ、より効果的な運営が可能になるものと思われる。

10. ふれあい桜館

【概要】

(1) ふれあい桜館建設の経緯

「ふれあい桜館」は、老人福祉法（昭和33年法律第133号）に基づいて町田市に設置された6つの町田市高齢者福祉センターの1つである。昭和45年に開設され平成6年に建て替えられている。

建替えにより、従来の老人福祉センター機能に、新たに高齢者在宅サービスセンター機能（小山田高齢者在宅サービスセンター）が加えられ、現在は地域における在宅高齢者福祉サービスの拠点となっている。

6つの町田市高齢者福祉センターの名称と所在地は次のとおりである。

町田市高齢者福祉センターの名称、概要等

名称	所在地	設立年月
ふれあい 桜館	町田市下小山田町 3580 番地	昭和 45 年 4 月
ふれあい もみじ館	町田市金森 1839 番地	昭和 50 年 5 月
ふれあい いちよう館	町田市大蔵町 1984 番地 1	昭和 53 年 6 月
ふれあい くぬぎ館	町田市山崎町 2160 番地 4(木曾山崎センター内)	昭和 57 年 10 月
ふれあい けやき館	町田市相原町 795 番地 1(堺市民センター内)	昭和 58 年 4 月
ふれあい もっこく館	町田市原町田五丁目 8 番 21 号(健康福祉会館内)	平成元年 5 月

(2) ふれあい桜館の設置目的等

項目	概要
施設名称	ふれあい桜館
所在地	町田市下小山田町 3580 番地
設置年月日	昭和 45 年 4 月開設 平成 6 年 4 月建替え
設置条例等	町田市高齢者福祉センター条例/ 町田市高齢者福祉センター条例施行規則
設置目的	高齢者の福祉の向上を図るため (町田市高齢者福祉センター条例第 1 条)
実施する事業	ふれあい桜館は、町田市における介護予防を目的とした老人福祉センターの 1 つである。 ふれあい桜館が実施している事業は次のとおりとなっている。 (1)高齢者に対する生活及び健康の相談及び指導に関すること。 (2)高齢者に対する生業及び就労の指導に関すること。 (3)機能回復訓練の実施に関すること。 (4)教養の向上、レクリエーション等の実施に関すること。 (5)老人クラブに対する援助等に関すること。
利用料	無料
運営形態	指定管理者制度導入
開館時間	午前 9 時～午後 4 時
休館日	月曜日、祝日（敬老の日は開館、月曜日が祝日の時は火曜日も休館）、年末年始
窓口での受付時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時まで 土曜・日曜日・国民の祝日及び年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで)を除く *ただし、第 2・第 4 日曜日は受付。
駐車場	無料

外観



(3) ふれあい桜館の利用状況

① 利用状況

(単位：人)

施設別		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
個人 (内相模原市民)		40,091 (2,636)	36,261 (2,487)	34,396 (2,082)	33,947 (2,120)	37,936 (2,608)
団体	組	53	55	54	59	107
	人	578	587	577	574	1,028
男性 (内相模原市民)		21,828 (1,996)	20,899 (2,110)	19,202 (1,810)	19,639 (1,788)	22,545 (2,257)
女性 (内相模原市民)		18,841 (640)	15,949 (377)	15,771 (272)	14,882 (332)	16,419 (351)
小計		40,669	36,848	34,973	34,521	38,964
見学者等		3,012	3,151	2,859	2,040	2,876
利用者合計		43,681	39,999	37,832	36,561	41,840
開所日数 (日)		295	295	291	295	292
1日平均利用者		148.1	135.6	130.0	123.9	143.3

(※) 平成21年度増加要因は、他の施設(くぬぎ館)が修繕で9カ月休館だった影響が考えられる。

② その他の設備の利用状況

(単位：人)

施設別	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
ヘルストロン	13,567	11,389	11,596	10,917	12,954
マッサージ	505	534	409	403	164
健康相談	26	25	29	19	30
いきいきタイム	952	818	608	600	840

③ (参考) 町田の他の施設との比較(平成21年度)

(単位：人)

施設別	桜館	もみじ館	いちよう館	くぬぎ館	けやき館	もっこく館
個人 (内相模原市民)	37,936 (2,608)	37,075 (177)	36,399 (2)	13,990 (75)	16,373 (4,696)	42,873 (1,027)
団体	組	53	12	112	0	0
	人	578	215	1,148	0	0

施設別	桜館	もみじ館	いちよう館	くぬぎ館	けやき館	もっこく館
男（内相模原市民）	22,545 (2,257)	17,494 (171)	15,995 (2)	7,930 (174)	7,792 (2,473)	21,651 (731)
女（内相模原市民）	16,419 (351)	19,796 (6)	21,552 (0)	6,060 (1)	8,581 (2,223)	21,222 (296)
小計	38,964	37,290	37,547	13,990	16,373	42,873
見学者等	2,876	4,548	2,266	429	1,403	3,678
利用者合計	41,840	41,838	39,813	14,419	17,776	46,551
開所日数	292	293	291	74	289	294
1日平均利用者	143.3	142.8	136.8	194.9	61.5	158.3

(※) くぬぎ館は平成21年7月1日から平成22年3月31日まで臨時休業

(4) 施設の管理運営の状況

① 指定管理者制度の導入

ふれあい桜館は平成18年4月より指定管理者制度が導入されている。

現在の指定管理者と選定の状況

項目	内容
指定管理者	(社)町田市福祉サービス協会
指定期間	平成21年4月1日～平成26年3月31日(5年間)
選定方法	公募(応募者数: 1)

管理運営状況の推移

期間	～H17年度	H18年度～20年度	H21年度～25年度
管理形態	※	指定管理者制度	
管理受託者	※	—	
指定管理者等	—	社会福祉法人町田市福祉サービス協会	

※管理形態の経緯

ふれあい桜館は、もともと昭和45年4月に町田市の「小山田老人センター」として開したが、老朽化に伴い平成6年6月に「ふれあい桜館」の名称で建て直しをした。その際、2階部分を「小山田老人福祉センター」として町田市が管理運営を行い、1階部分を「小山田在宅サービスセンター」として「町田市在宅福祉サービス公社」に運営を委託した。その後、平成12年4月から老人福祉センター部門の管理、運営についても「町田市在宅福祉サービス公社」に委託した。

② 指定管理者の状況

項目	内容
指定管理者	社会福祉法人町田市福祉サービス協会
所在地	町田市森野四丁目8番39号
設立年月日	平成14年3月
理事長	池田 敏彦氏 (市のOB)
主な業務内容	各種福祉サービスの提供

第4 個別施設の検討

社会福祉法人町田市福祉サービス協会（以下「サービス協会」という。）は、町田市所管の他の公の施設について、ふれあい桜館以外に小山田高齢者在宅サービスセンター（ふれあい桜館と一括募集）とつくし野サービスセンターの指定管理業務を務めている（平成21年度）。

また、2つの包括支援センター（コモンズ地域包括支援センターと桜館包括支援センター）について、町田市より業務受託している。

（参考）サービス協会の財務の状況

	前々年度 (H18年10月末)	前年度 (H19年10月末)	直近の年度 (H20年10月末)
売上高	231,210千円	234,723千円	226,370千円
税引後当期利益	14,468千円	9,343千円	9,162千円
総資産額	147,324千円	148,869千円	157,580千円
資本金額	10,000千円	10,000千円	10,000千円
純資産額	103,982千円	112,325千円	116,786千円

③ 指定管理者制度導入後の職員の配置状況

平均の配置状況		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
管理形態		管理受託		指定管理者制度		
合計	正規職員	3人	3人	3人	3人	3人

※ 正規職員の外、看護師1名、事務職3名、看護師4名、センター長が勤務している。

④ 施設の収支状況

施設の市の収支の推移

(単位:千円)

項目		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
収入	利用料収入	指定管理者制度が導入されており、収入は全て指定管理者の収入となるため、市の収入はない。				
支出	物件費	34,649	35,966	42,117	36,375	36,877
	修繕料	—	—	—	—	578
	委託料	33,451	33,451	35,251	35,950	36,073
	その他	1,198	2,515	6,866	425	226
	支出計	34,649	35,966	42,117	36,375	36,877
収支差額		▲34,649	▲35,966	▲42,117	▲36,375	▲36,877

⑤ 指定管理者の指定管理業務に関する収支の推移

(単位:千円)

区分		平成20年度		平成21年度	
		予算	決算	予算	決算
収入		35,769	35,760	35,892	35,883
内訳	指定管理料	35,747	35,747	35,870	35,870
	雑収入	21	13	21	13
支出計		35,769	35,267	35,892	34,427

区分		平成20年度		平成21年度	
		予算	決算	予算	決算
内訳	人件費	14,266	14,262	14,189	14,053
	事務費	11,973	12,008	12,173	11,753
	事業費	9,528	8,997	9,528	8,621
収支差額		—	493	—	1,456

(5) 施設で行う管理運営業務の概要

項目	Yes or No
施設で現金を保管しているか	Yes
施設で物販を行っているか	Yes
施設で利用者の債権を管理しているか	No
利用者満足度調査を定期的実施しているか	No

(6) 設備の状況

項目	支出額	
平成21年度	工事請負費	0円
	公有財産購入費	0円
	備品購入費	0円
	その他	0円
合計	0円	
平成6年建替えの建設費	1,937,000,000円	

※ 施設の概要 (分析)

ふれあい桜館は、町田市に6つある高齢者福祉センターの1つである。施設の目的は、年寄りに憩いの場を与える介護予防施設である。

ふれあい桜館が入っている施設は、町田市立小山田老人福祉センターを建て替えたものであり、これまでの老人福祉センター機能に新たに高齢者在宅サービスセンター機能を加えた複合施設となっている。

当施設には、ふれあい桜館の他に小山田高齢者在宅サービスセンター、小山田ヘルパーステーション、小山田介護センター及び桜館地域包括支援センターがあり、地域における在宅高齢者福祉サービスの拠点となっている。それぞれのサービス内容は次のとおりである。

施設名	サービス内容
小山田高齢者在宅サービスセンター	老人デイサービスセンターである。施設の一階部分を占有している。町田市では、小山田高齢者在宅サービスセンターを含めデイサービスセンターについては指定管理者制度を導入している。一方、高齢者福祉センターは、基本的に直営を継続する方針であるが、ふれあい桜館だけは小山田高齢者在宅サービスセンターと同じ施設にあるということで、一括で指定管理者を募集した。

施設名	サービス内容
小山田ヘルパーステーション	施設一階のスタッフルームの一部が、小山田ヘルパーステーション（老人居宅介護事業）の事務局（スタッフ7名）となっている。町田市福祉サービス協会の事業であるため、事務局として使っている部分は町田市から目的外使用許可（使用料は免除）を受けている。
小山田介護センター	小山田ヘルパーステーションと同様に、目的外使用許可（免除）により施設一階のスタッフルームの一部を使用している。
桜館地域包括支援センター	町田市が実施している高齢者相談窓口業務であり、町田市福祉サービス協会は町田市から受託を受けて業務を実施している。桜館地域包括支援センターでは、社会福祉士、ケアマネージャー及び保険士が対応し、介護予防に関する総合相談を実施している。

【監査の結果】

（1）事業計画書の作成の必要性について

町田市が指定管理者の指定をしたときは、指定管理者と直ちに当該公の施設の管理に関する細目的事項を定めた協定を締結しなければならない。

ふれあい桜館も次のとおりに指定管理者の指定が行われ、協定が締結されている。

ふれあい桜館の指定管理者の指定と協定の締結

項目	日付
指定管理者の指定	平成20年12月議会を経て平成20年12月26日に指定
基本協定書の締結	平成21年4月1日
年度協定書の締結	平成21年4月1日（平成21年度分） 平成22年4月1日（平成22年度分）

「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」（以下「基本的方針」という。）の「第6 協定書について」では、次に掲げる事項については必ず協定するとしている。

- ① 事業報告書の提出
- ② 市長による指示、指定の取消し、業務の停止命令
- ③ 第三者への委託の禁止
- ④ 個人情報保護

現在、ふれあい桜館の基本協定書では、年度終了後の事業報告書の提出は要求しているが、年度当初における事業計画書の提出は要求していない。この点、基本的方針の「第6 協定書について」においても、協定書に必ず記載すべき事項の1つとして事業報告書をあげているが、事業計画書の記載は要求されていない。

しかしながら、本来であれば指定管理者自らが1年間の業務の計画をまとめた事業計画書を作成する必要がある、市は指定管理者に事業計画書の提出を要求する必要がある。

(2) 屋上(3階)のゲートボール場について

建物の屋上部分(3階)は、本来はゲートボール場として設けられたものであるが、下の写真のとおり、現在では人工芝がはがれ到底利用できる状況にはない。この点、すでに業者に対して修復の見積もりを取ったが予想より多額の支出となることより、修復の目途は立っていない。いずれにしても、早急に対策を講じることにより活用策を検討する必要がある。

なお、町田市のホームページでは、ふれあい桜館について、「尾根緑道に隣接したふれあい桜館(建物の名称)の2階にあり、屋上ではゲートボールも楽しめます。」と紹介している。

ゲートボール場



【監査の意見】

(1) 受益者負担について

ふれあい桜館は、介護予防のための各種イベント(歌、踊り、ゲーム等)や教養教室の開催、また健康器具の利用やマッサージサービス、さらには入浴も可能な施設となっているが、マッサージ以外は全て無料となっている。しかしながら、利用者が固定化していることより受益者負担のあり方は再検討の余地もある。たとえば風呂など実費負担分の料金を徴収するなど、料金徴収のあり方を検討する必要がある。

(2) 公募か非公募かについて

高齢者福祉課が所管する施設のうち、現在指定管理者制度が導入されている施設は12となっている。いずれも平成18年度から20年度まで(3年間)が1回目の指定期間であり、平成21年度から25年度まで(5年間)が2回目の指定期間となっている。2回目の募集については、平成20年度に募集がなされ、指定管理者を決定している。この募集においては1施設(デイサービス榛名坂)を除いて残りの全てが1者のみの応募となっている。

No.	施設名	応募者数
1	小山田高齢者在宅サービスセンター／高齢者福祉センターふれあい桜館	1
2	つくし野デイサービスセンター	1
3	デイサービス鶴川	1

No.	施設名	応募者数
4	デイサービス森野	1
5	デイサービス南大谷	1
6	玉川学園高齢者在宅サービスセンター	1
7	本町田高齢者在宅サービスセンター	1
8	デイサービス忠生	1
9	デイサービス三輪	1
10	デイサービス榛名坂	2
11	デイサービス高ヶ坂	1

このように、ほとんどの施設において応募者数が1者であったが、これは応募期間が1ヶ月弱と短かった（8月21日から9月12日）ことや、全ての施設を同時期の募集したため複数の施設に応募する余裕がなかったなどの理由が考えられる。いずれにしても、今後3回目の募集に向けてより競争性を高める工夫が必要である。

一方、これらの施設は、福祉施設という特殊性より公募になじまないという面があることも事実である。つまり、応募者数が1者のみであった理由は施設そのものの特性によるところもある。

指定期間の間に一定以上のパフォーマンスを見せた指定管理者に対しては、次回是非公募によることも検討の余地がある。この場合には、指定管理者に対しては目標管理を明確にすることによって、パフォーマンスの低下を招かないようにする必要がある。

（3）選考委員の人数について

基本的方針では、指定管理者候補者の選定にあたっては、学識経験者で構成する町田市指定管理者の候補者選考及び評価委員会（以下「委員会」という。）において、応募団体からのプレゼンテーションおよびヒアリングを行い、選定基準に基づき採点・順位付けを行うとされている。そして、当該公の施設所管課は、委員会の報告を参考に指定管理者候補者を選定するものとし、応募団体が1団体の場合でも必ず委員会の選考対象とするとされている。

ふれあい桜館についても、平成21年度からの指定管理期間に係る指定管理者候補者の選定の際に委員会が設置されている。

今回の選定で設置された委員会は3名の外部選考委員によって選定されているが、選定結果の客観性をより確かなものとするため、選考委員の人数を増やすことを検討することが望ましい。

なお、基本的方針では、「第4 候補者選定について」で選定手続きや選定の基準が示されているが、合わせて選考委員を何名以上にするかについても規定しておくことが望ましい。

（4）最低選定基準について

基本的方針の「第4 候補者選定について」では、当該公の施設所管課は、必要最小限の評価項目を定めた「町田市公の施設指定管理者候補者選定基準表（標準様式）」をもとに、各施設の特性に応じた評価項目の追加及び配点の重み付けを行い、

施設ごとの選定基準表を定めることとされている。

ふれあい桜館の審査基準及び配点は次表のとおりである。

審査基準及、配点及び選定結果

項目	配点
1 平等利用の確保	5
2 施設の運営方針・管理方針	5
3 自主事業の提案	5
4 情報公開・個人情報保護対策	5
5 苦情対応	5
6 危機管理	5
7 財務の安全性	5
8 人的安定性	5
9 類似施設の管理実績	5
10 提案金額	5
11 管理経費の縮減方針	5
12 地域との連携	5
13 介護予防・見守り機能ネットワーク	5
	65

選定結果	
対象者	サービス協会
合計得点	145
(注) 65点×3人=165点満点	

(注) 高齢者在宅サービスセンターと一括で評価している。

同じく基本の方針の「第4 候補者選定について」によると、応募団体の合計点が配点合計の1/2未満の場合及び過半数の委員が最低評価「1」をつけた評価項目があった場合には、指定管理者の候補者に選定しないこととしている。

この基準は、応募者が1者の場合に特に重要となる。この点、高齢者福祉課所管の施設における選定では、最低でも65%、最高で78%の選定結果となっている。評点基準を見ても、選定しない基準は応募団体の合計点が配点合計の1/2未満ではなく、少なくとも60%未満とするなどの改めることを検討する必要がある。

(5) 他的高齢者福祉センターの今後の運営

現在、高齢者福祉センターで指定管理者制度が導入されているのは、小山田高齢者在宅サービスセンターと同じ施設内にあるふれあい桜館のみである。他の施設は市民センター内にあるなど導入には難しい面もあるが、少なくともふれあいもみじ館とふれあいいちよう館は単独館であり、今後指定管理者制度の導入を検討する必要がある。

(6) 事業報告書について

基本協定書では、指定管理者が行う業務を次のように定めている。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者に対する生活及び健康の相談及び指導に関すること ② 高齢者に対する生業及び就労の指導に関すること ③ 機能回復訓練の実施に関すること |
|---|

- ④ 教養の向上、レクリエーション等の実施に関すること
- ⑤ 老人クラブに対する援助等に関すること
- ⑥ 長寿号の運航に関すること

基本協定書によると、指定管理者は上記の業務を実施した上で、毎年6月30日までに次の事項を事業報告書としてまとめ、市へ提出することとなっている（基本協定書第18条）。

- 1)管理運営の実施状況に関する事項、
- 2)利用状況に関する事項、
- 3)管理に要した費用に関する事項、
- 4)決算に関する事項、
- 5)その他市が必要と認めた事項

また、基本的方針の「第8 指定管理者に対するチェックについて」によると、地方自治法第244条の2第7項において要求されている事業報告書では、1)管理業務の実施状況、2)市民の利用状況（利用者数、使用拒否等の件数・理由等）、3)利用料金収入の実績等、管理業務に係る収支の状況、4)その他、管理の実態を確認するために必要な事項を記載する必要があるとしている。

これに対して、指定管理者は法人そのものの「事業報告書並びに収入支出決算書」を市へ提出することで対応している。この「事業報告書並びに収入支出決算書」では次のような記載のみとなっている。

老人福祉センターの受託経営

町田市高齢者福祉センターふれあい桜館（小山田）

- ・高齢者の生活や健康相談の指導、機能回復訓練、教養の向上、老人クラブに対する援助等を通じて高齢者の福祉の向上を図ります。
- ・ふれあい桜館及び小山田高齢者在宅サービスセンターの施設の維持管理を行います。

利用状況報告（平成21年4月1日～平成22年3月31日）

（表省略）

行事

- ・7月26日（日）第14回盆踊り大会
- ・11月22日（日）第13回カラオケ大会
- ・3月9日（火）～14日（日）第22回ふれあい桜館まつり

その他地域との連携・協力

- ・中学生職場体験事業の受入
- ・近隣大学・福祉専門学校生の実習・視察受入

指定管理者の指定

平成21年4月1日～平成26年3月31日まで5年間の指定管理者の指定を受ける。

（平成21年度 指定管理者作成「事業報告書並びに収入支出決算書」より抜粋）

本来、事業報告書は、モニタリング結果とともに市が指定管理者を評価する重要な資料である。つまり、市は、指定管理者が「施設管理仕様書」に基づいて業務を実施したかを事業報告書で評価することになるので、少なくとも「施設管理仕様書」の項目については、事業報告書においても記載が必要である。その点、現状では指定管理者の全体の報告書をそのまま活用しており十分ではない。

事業報告書の要件を備えた施設独自の事業報告書を作成するように指導する必要がある。なお、このことは、所管課が指定管理者の実績を適正に評価しているのかがどうか明確となっていないということにもなる。

(7) 今後の課題

町田市の高齢者福祉センターは、ふれあい桜館も含めて6館あるが、これら施設の地域区分の検討も含めて、どこまで利用者の範囲を広げられるかは今後の重要な課題である。これは、受益者負担の問題との関係だけではなく、本質的に公の施設としてのあり方にも関係する。具体的には利用者の分析（住所等）を行うことによって、今以上に地域とのつながりを増やすための方策、サービスメニューを増やす工夫、小山田高齢者在宅サービスセンターとの具体的な連携策について真剣に検討する必要がある。

11. 町田市健康福祉会館

【概要】

(1) 健康福祉会館について

町田市健康福祉会館（以下「健康福祉会館」という。）は市民の健康・保健サービスを推進する施設である。同じ敷地内には分館が、鶴川市民センター内1階には鶴川分館が設置されている。

・ 健康福祉会館分館

健康福祉会館と同じ敷地内（市有地）に建設されている建物（従来は厚生労働省東京労働局所有）を健康課が年額2,811千円で借りていたが、平成19年8月に842千円で建物を買い取っている。

現在は介護保険課が使用している。

・ 健康福祉会館鶴川分館

鶴川市民センター内1階の一角に設置されている。乳幼児健診及びがん検診等の際に使用し、それ以外は施錠されている。

年度	沿革
昭和63年12月	町田市健康福祉会館条例公布
平成元年4月	健康福祉会館開設
平成8年	健康福祉会館分館（旧町田公共職業安定所庁舎）開設
平成9年	健康福祉会館鶴川分館（旧町田保険所鶴川健康相談所）開設

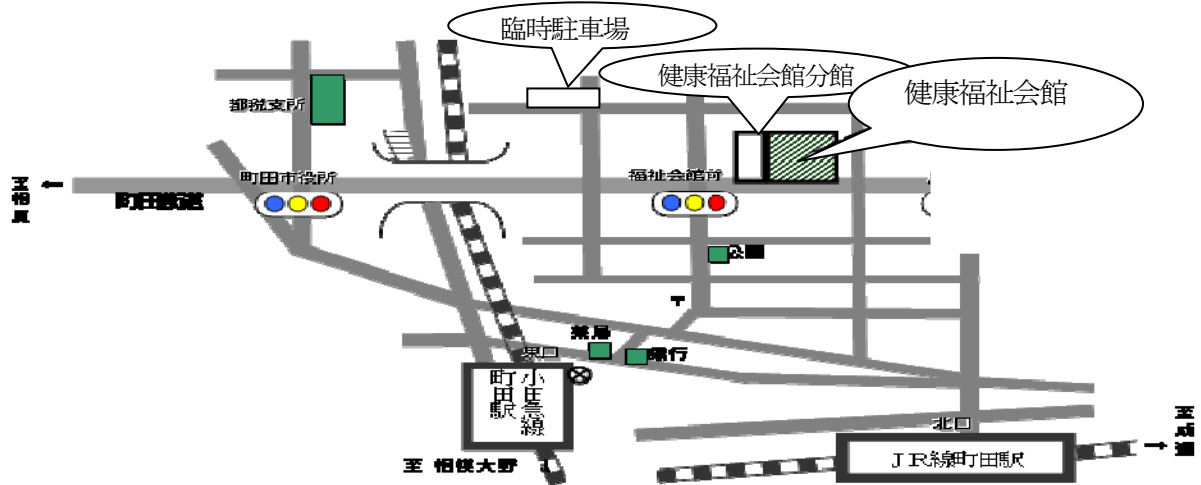
(2) 施設の設置目的等

項目	概要
施設名称	健康福祉会館
所在地	町田市原町田五丁目8番21号
設置年月日	平成元年4月1日
設置条例等	町田市健康福祉会館条例／町田市健康福祉会館条例施行規則
設置目的	市民の健康の保持及び増進を図り、もって福祉の向上に寄与するため (町田市健康福祉会館条例第1条)
実施する事業	(1) 母子・老人保健に関すること。 (2) 健康づくりに関すること。 (3) 感染症予防に関すること。 (4) 保健・医療・福祉にかかわる総合相談・サービス調整に関すること。 (5) 応急診療に関すること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要と認める事業 (町田市健康福祉会館条例第3条)
運営形態	町田市直営
施設概要	○ 4階を講習室1室(定員250人)として貸し出している。 ○ 3階はふれあいもっこく館(いきいき健康部高齢者福祉課)が使用している。 ○ 2階は乳幼児向けの健診、歯科検診、相談等を行う診察室や相談室等がある。 ○ 1階は健康課事務所と急患センターがある。

第4 個別施設の検討

項目	概要
	○ 1階、2階、4階はいきいき健康部健康課、3階は高齢者福祉課が使用している。
開館時間	午前8時30分～午後10時
休館日	館内清掃日（不定期）
駐車場	無料（敷地内17台まで、臨時駐車場23台まで駐車可能）

健康福社会館・健康福社会館分館・臨時駐車場の所在地



健康福社会館鶴川分館の所在地



(3) 施設の利用状況

① 利用状況(施設別)

(単位:回)

施設別		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
講習室	①	1,014	1,056	1,056	1,053	1,041
	②	687	678	687	706	725
	(内使用料免除)	352	311	332	313	334
	利用率(②/①)	68%	64%	65%	67%	69%

①: 年間利用可能回数(原則として年間開館日数×3)

② 利用状況(時間帯別)

集計データなし

(4) 施設の管理運営コスト (収支状況)

① 職員の配置状況(時間帯別)

集計データなし

② 職員の配置状況

集計データなし

③ 施設の収支の推移

(単位：千円)

項目		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
収 入	使用料収入	793	836	814	920	816
	収入計	793	836	814	920	816
支 出	物件費					
	消耗品費	355	316	277	347	411
	光熱水費	15,285	13,249	14,543	16,041	14,003
	修繕料	2,153	566	2,430	1,211	3,446
	役務費	1,154	1,140	1,259	1,211	1,422
	委託料(※1)	31,089	27,783	29,047	32,237	27,330
	使用料及び賃借料	6,712	6,649	5,093	3,836	3,825
	工事請負費	35,700	61,684	—	—	—
	公有財産購入費	—	—	842	—	—
	備品購入費	2	661	303	471	1,515
	その他物件費	9	45	9	9	9
	支出計	92,462	112,096	53,806	55,366	51,964
	収支差額	▲91,669	▲111,260	▲52,991	▲54,446	▲51,148

(※1) 委託料の主なものは建物総合管理委託 (H21年度上期 13,472千円 (株)サンアメニティ、との単年度契約、下期 9,135千円 (株)東武との平成24年9月迄の5年契約) である。

(5) 施設で行う管理運営業務の概要

項目	Yes or No
施設で現金を保管しているか	Yes
施設で物販を行っているか	No
施設で利用者の債権を管理しているか	No
利用者満足度調査を定期的実施しているか	No

(6) 受益者負担の状況

① 施設使用料

施設名	使用料			
講習室	(午前)1,500円	(午後)2,300円	(夜間)2,900円	(全日)5,800円

(町田市健康福祉会館条例 別表)

② 有料の附帯設備

該当なし

③ 使用料の免除ができる場合

市長は、特に必要があると認めたときは、使用料を免除することができる（町田市健康福祉会館条例第6条）。

④ 使用料の免除・還付の状況（使用料免除承認書交付件数）

項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
使用料の免除件数	352件	311件	332件	313件	334件
使用料の還付件数	5件	2件	2件	5件	3件

※ 使用料の免除は市の内部会議を実施する等、市の関連業務の使用により生じたもの。

(7) 設備の状況

① 当該施設に係る平成 21 年度末までの支出額

項目	支出額	
当初建設費	1,144,500,000 円	平成 15 年度以降の支出額を集計対象とした
公有財産購入費	842,100 円	
備品購入費	2,954,175 円	
合計	1,148,296,275 円	

② 耐震化への対応・設備の更新予定

項目	Yes or No
耐震化は完了しているか	Yes
ESCO 事業は導入されているか	No
更新（建替え）の計画、または大規模修繕の計画はあるか	No
更新または大規模修繕の具体的な計画がない場合	
○現時点で更新を行うと仮定した場合、いくらコストがかかる見込か	未定
○何年後には更新が必要となる見込か	未定

【監査の意見】

(1) 講習室使用料の見直しの必要性

健康福祉会館では4階を講習室（1室：定員250人）として貸し出している。

午前、午後、夜間、全日それぞれの区分に応じて使用料を設定しており、利用人数に関わらず1室全体を貸し出している。

有料入場者は年間16千人程度で、年間使用料収入は800千円程度である。参考までに有料入場者数1人あたりの単価を計算すると約50円となっている。

使用料は平成15年に改定されて以降見直されていない。

講習室の有料入場者数、使用料収入、1人あたり単価の推移

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
有料入場者数（人）	13,311人	14,378人	15,795人	17,064人	16,355人
使用料収入（円）	793,150円	836,450円	814,900円	920,100円	816,150円
単価（円）	60円	58円	52円	54円	50円

使用料の改訂実績

	H1～H12	H12～H15	H15～
午前（9時～12時）	800円	1,200円	1,500円
午後（13時～17時）	1,200円	1,800円	2,300円
夜間（17時30分～22時）	1,500円	2,300円	2,900円
全日（9時～22時）	3,000円	4,500円	5,800円

現在、午前・午後・夜間・全日の区分ごとに使用料を設定し、利用人数に関わらず1室全体を貸し出しているが、利用人数に応じた貸出しや、パーティションで区切った貸出しを検討することが望ましい。

また、使用料は平成15年に改定後見直されていないが、現行の使用料が運営費や近隣の貸会議室と比較して、妥当かを再度検討する必要がある。

参考までに、町田商工会議所の会議室貸出料金（定員：30名、所在地：原町田3-3-22）を調査したところ、最も安い平日会員価格でも午前3,150円、午後4,200円、夜間5,250円となっている。単純な料金比較でも健康福祉会館は割安となっており、また定員数を加味すればさらに割安となっている。

公益性の観点から、民間の貸会議室の料金と一概に比較しうるものではないが、施設を利用する市民と利用しない市民との公平性を損なう事がないように配慮して使用料を設定する必要がある。

町田商工会議所会館との比較

時間帯	町田商工会議所会館の会議室貸出料金（定員30人）				健康福祉会館 講習室 （定員250人）
	平日		土日		
	会員	会員以外	会員	会員以外	
午前（9時～12時）	3,150円	6,300円	3,900円	7,800円	1,500円
午後（13時～17時）	4,200円	8,400円	5,250円	10,500円	2,300円
夜間（18時～22時）	5,250円	10,500円	6,500円	13,000円	2,900円

※ 町田商工会議所ホームページより作成。健康福祉会館の夜間は17時30分～22時である。

(2) 講習室の利用率向上の対策の必要性

講習室の利用率は65%程度で推移している。ただし、この数値は市の会議等の内部利用（無料）も含めた数値であるため、市民への有料貸出しに限定すると35%程度で推移している。

市の会議で使用する等の内部利用（無料）も含めても65%程度の利用率で推移している現状は、施設が有効に活用されていないと言える。施設を有効に活用するため、市民への貸出しを増やすような工夫を行っていく必要がある。

市民への貸出しに限界があるようであれば、市が保有する近隣の会議室との統合を図ることや、他地区に存在する市の機能の一部を移転させる等で活用を図っていくことが考えられる。講習室を有効に活用するための対策の検討実施が必要である。

(3) 無料駐車場の取り扱い

健康福社会館の敷地内には17台分の駐車場があり、そのほかに23台分の臨時駐車場が100m程離れた借地に整備されている。駐車場は臨時駐車場も含めて無料だが、臨時駐車場は年間3,539千円の賃借料が生じている。

現在、健康福社会館の隣地（市有地）にある健康福社会館分館に入居している介護保険課は、市役所新庁舎竣工の際には新庁舎に移転することが計画されている。

このため、経年劣化が進んだ健康福社会館分館の取り壊しと跡地利用による駐車場拡大が考えられる。臨時駐車場（年間賃借料3,539千円）を縮減できる効果が期待できるため、検討と実施が望まれる。

また、駐車場は現在無料となっているが、町田市医師会準夜急患クリニック等が入居していることから障がい者や乳幼児連れの方が駐車場を多く利用されるため、有料化は困難であるとのことである。このことは理解できるが、一部有料化等、工夫の余地がないかを検討することが望まれる。

(4) ふれあいもっこく館の経費負担

健康課が所管する健康福社会館3階には、高齢者福祉課が所管するふれあいもっこく館（高齢者福祉施設）が入居している。健康福社会館の建物運営費については、ふれあいもっこく館に負担させていないため、ふれあいもっこく館運営費（平成21年度実績3,232千円）は他の戸建形式の高齢者福祉施設に比べて割安となっている。

高齢者福祉施設の事業実績の比較を容易とするため、及び健康福社会館の運営費の適切な把握のために、ふれあいもっこく館に対して建物運営費を面積案分等で負担をさせることが望ましい。

ふれあい館の入居形式と運営費(平成21年度)の関係

ふれあい館名称	もっこく館	けやき館	くぬぎ館
所在地	原町田 5-8-21	相原町 795-1	山崎町 2160-4
入居形式	健康福社会館3階	堺市民センター2階	木曾山崎センター2階
運営費(平成21年度)	3,232千円	5,042千円	1,194千円
ふれあい館名称	桜館	もみじ館	いちよう館
所在地	下小山田町 3580	金森 1839	大蔵町 1984-1
入居形式	戸建	戸建	戸建
運営費(平成21年度)	36,879千円	11,816千円	15,375千円

(5) 健康福社会館分館の賃借料、建物購入費

健康福社会館分館の建物は厚生労働省東京労働局所有であったため、従来は健康課が年額2,811千円で借りていた。その後、平成19年8月に同建物を842千円で購入

したが、購入額は健康課が負担している。

同分館は介護保険課が使用者となっている。各課の事業実績の適切な把握のため、建物賃借料（年額 2,811 千円）及び建物購入額（842 千円）は介護保険課に負担させることが適切であった。

購入費負担のあり方について、今後留意することが望まれる。

（6）健康福祉会館鶴川分館の運営費

健康福祉会館鶴川分館（以下「鶴川分館」という。）は、鶴川市民センター内1階の一角に設置されている。

鶴川分館はいきいき健康部健康課の所管であるが、鶴川市民センターは市民部所管である。電気料金、定期清掃費、警備費等の建物維持管理費は鶴川市民センターで一括計上されており、鶴川分館（健康課）は負担していない。鶴川分館（健康課）は使用箇所に係るガス・上下水道料金、電話料、修繕料、施設賠償責任保険料のみを負担している。

鶴川分館及び鶴川市民センターの建物維持管理費の適切な把握のために、電気料金等の建物維持管理費については面積案分、時間案分等の基準を用いて、鶴川分館にも負担させることが望ましい。

鶴川分館及び鶴川市民センターの運営費負担のあり方については見直しが必要である。

健康福祉会館鶴川分館の運営費の負担関係

費目	現状の負担関係
ガス・上下水道料金・電話料・修繕料・施設賠償責任保険料	鶴川分館の使用箇所部分については健康課が負担
電気料金・定期清掃費・警備費等（建物維持管理費）	市民部・鶴川市民センターが全額負担

12. 町田市青少年施設ひなた村

【概要】

(1) ひなた村建設の経緯

町田市青少年施設ひなた村（以下「ひなた村」という。）は、東京都の青年の家であったものが昭和48年4月に町田市に無償譲渡され、同年7月に活動を開始している。その後、市政30周年記念事業の一環として平成5年に新たな建物（工事費15億円）が完成し、現在に至っている。

用地はおおむね町田市の土地であるが、一部都市再生機構（UR）と近隣の寺所有の土地となっている。用地の一部は都市公園となっているため、ひなた村は都市公園を所管している公園緑地課に遊具等の使用許可申請を行っている。

施設は、250人収容可能なカリオンホールに加え、レクリエーションルーム、和室などがある。また、駐車場は、山の上に30台、山の下に51台収容可能であり全て無料となっている。

(2) 施設の設置目的等

項目	概要
施設名称	町田市青少年施設ひなた村
所在地	町田市本町田 2863 番地
設置年月日	昭和48年7月
設置条例等	町田市青少年施設ひなた村条例
設置目的	社会教育活動の一環として、青少年の豊かな人間性を伸ばし心身の健全な育成を図るため (町田市青少年施設ひなた村条例第1条)
事業の内容	(1) 青少年と親を対象とする各種催物の開催に関する事。 (2) 青少年の文化活動及び創作活動のための場と機会の提供に関する事。 (3) 新しい健全な遊びの創造の実験、研究に関する事。 (4) 施設の提供に関する事。 (5) 前各号のほか、目的を達成するために必要な事業 (町田市青少年施設ひなた村条例第4条)
運営形態	町田市直営
開館時間	午前9時～午後6時(4月～9月) 午前9時～午後5時(10月～3月) 午前9時～午後9時(貸出施設を利用の場合)
休館日	第1及び第3火曜日(国民の祝日の場合は翌日) 国民の祝日の翌日(日曜日祝日の場合その翌日) 年末年始(12月28日から1月4日まで)
窓口での受付時間	午前9時から午後5時まで
駐車場	無料(上側30台、下側51台まで駐車可能)
施設	カリオンホール・レクリエーションルーム・和室・親子ルーム・炊事場
附属設備	グランドピアノ、音響セット、照明セット、音楽会用、演劇用

ひなた村



(3) 施設の利用状況

① 使用者の範囲(貸出施設を使用できる者)

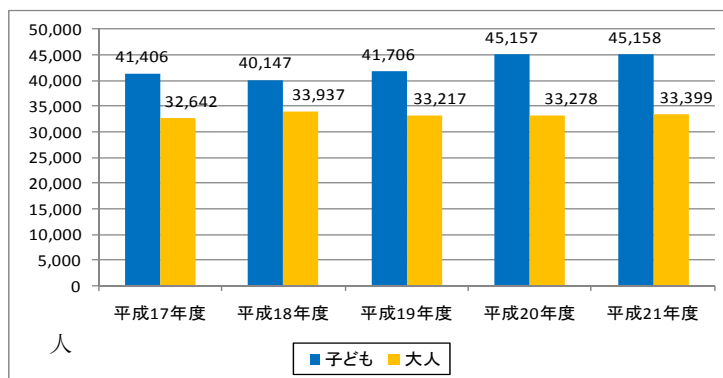
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ○代表者が20歳以上の町田市民で、町田市内に活動の拠点があり、年間を通じて活動している団体 ○構成員が5人以上であり、その半数以上が町田市内に在住し、在勤し、又は在学する者で占められた団体 ○構成員全員が同居の家族でない団体
(2)	(1)にかかわらず、専ら営利を目的とする団体その他市長が利用者番号の交付を不適当と認める団体は、利用者番号の交付を受けることができない。

(町田市青少年施設ひなた村条例施行規則第11の3)

② 施設の利用者実績(子ども、大人別)

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
子ども	41,406人	40,147人	41,706人	45,157人	45,158人
大人	32,642人	33,937人	33,217人	33,278人	33,399人
合計	74,048人	74,084人	74,923人	78,435人	78,557人

図1 年度別利用者の推移



上表及び上図のとおり、利用者はここ数年安定していることがわかる。
サービス内容ごとの利用状況は次のとおりである。

③ 施設の利用者実績(サービス内容別)

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
プログラムサービス	2,914人	3,133人	4,780人	5,379人	3,636人
施設開放	37,375人	34,618人	36,381人	37,565人	36,026人
定例活動	3,152人	9,389人	5,523人	5,770人	5,659人
その他	30,607人	26,944人	28,239人	29,721人	33,236人
合計	74,048人	74,084人	74,923人	78,435人	78,557人

- ※1 プログラムサービスは、子ども会等活動支援事業。
- ※2 施設開放は、ホール・レクリエーション等の貸出。
- ※3 定例活動は、グループ・チャレンジ教室
- ※4 その他は、イベント・自由来村等

(4) 施設の管理運営コスト (収支状況)

① 施設の収支の状況

(単位：千円)

		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
収入	使用料収入	2,432	2,166	1,977	2,065	1,680
	その他	476	491	472	525	624
	収入計	2,908	2,657	2,449	2,590	2,304
支出	人件費	63,856	63,982	56,153	55,913	46,942
	施設管理費	25,393	25,278	34,483	25,669	24,558
	事業実施経費	5,166	5,514	5,343	5,775	7,492
	支出計	94,415	94,774	95,979	87,357	78,992
収支差額		▲91,507	▲92,117	▲93,530	▲84,767	▲76,688

(注) 平成19年度の「施設管理費」34,483千円には、落雷に遭うエアコン基幹部が故障に対応するため、地方自治法217条に基づき予備費として支出した緊急修繕費9,285,360円が含まれる。

平成21年度の施設管理費の内訳

		科目	金額	備考
平成21年度		光熱水費	4,736千円	
		修繕費	1,561千円	
		委託料	12,910千円	建物総合管理委託7,487千円等
		使用料等	3,336千円	
		備品購入費	912千円	
		その他	1,103千円	
		合計	24,558千円	

② 職員数の状況

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
常勤	9.8人	9.8人	9.6人	9.6人	8.6人
非常勤	0人	0人	0人	0人	0.8人

(5) 各種指標、数値

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
市民1人あたりコスト (市民数)	224円 約408,000人	224円 約411,000人	225円 約415,000人	202円 約419,000人	182円 約422,000人
受益者1人あたりコスト (受益者数)	1,236円 74,048人	1,229円 74,974人	1,232円 75,911人	1,081円 78,435人	976円 78,557人
主催事業回数	540回	547回	554回	541回	790回

(6) 受益者負担の状況

① 施設使用料

施設		午前	午後	夜間	全日
ホール	青少年団体	1,500円	2,000円	2,000円	5,500円
	一般	4,500円	6,500円	6,500円	17,500円
レクルーム	青少年団体	無料			
	一般	1時間300円			
和室	青少年団体	無料			
	一般	1時間200円			
親子ルーム		無料			
炊事場	青少年団体	無料			
	一般	500円			

② 附属設備使用料

附帯設備	単位	使用料
グランドピアノ(ホール)	1回につき	2,500円
グランドピアノ(レクルーム)	1回につき	500円
照明セット(音楽用)	1回につき	1,000円
照明セット(演劇用)	1回につき	2,500円
音響セット	1回につき	1,500円

③ 使用料の免除ができる場合

(1) 市が主催する事業に使用するとき。
(2) 市内の社会教育団体が市内の青少年を対象として広く公募した事業に使用するとき。
(3) 市内の小学校、中学校、高等学校、大学、幼稚園又は保育園が主催する事業に使用するとき。
(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

(町田市青少年施設ひなた村施行規則第14条第1項)

(7) 設備の状況

① 当該施設に係る平成21年度末までの支出額

項目	支出額	
当初建設費	1,557,627千円	平成21年度の支出額を集計対象とした。
工事請負費	—	
公有財産購入費	—	
備品購入費	912千円	
合計	1,558,539千円	

② 修繕計画(対象期間平成22年度～平成24年度)

修繕件名	概算予算	備考
カリヨンホール舞台装置操作盤及び制御盤関係更新修繕	2,100万円	セット工事
カリヨンホール舞台リミットスイッチ更新修繕	約293万円	
側面反射板フレーム損傷における修繕	約22万円	ひなた村修繕費で対応予定
ホール舞台裏カーテンレール交換修繕	約58万円	セット工事 平成23年1月実施予定
舞台照明ボーダーケーブル交換修繕	約498万円	セット工事
ホール舞台吊り物装置ワイヤーロープ更新修繕	約500万円	平成23年1月実施予定
正面玄関自動ドア装置交換修繕	約52万円	ひなた村修繕費で対応予定

※ 耐震化への対応については、ひなた村は平成5年に建設されており、町田市作成の「町田市耐震改修促進計画」(平成20年3月)によると、すでに現状において耐震性を満たす建築物となっている。

【監査の意見】

(1) 受益者負担の適正化に向けて

ひなた村の使用料は平成16年度に改定されている。ひなた村としては、カリヨンホール、レクリエーションホール、その他教室の使用料を近隣の同種施設と比較検討した結果、現状の使用料は適正であるとしている。また、青少年を対象とした施設であること、管理業務経費が減少していることに加え、防音壁の設置や照明の改善等リニューアルがされていない状況で、値上げは難しいとの見解である。さらに、駐車場は現在無料であるが、交通の便が悪いことや費用対効果面などより、料金を徴収することは難しいとしている。

しかしながら、無料となっている駐車場の取り扱いも含め、各設備の料金水準が適正かどうかについては、今後さらなる検討が必要である。

(2) 運営形態のあり方について

ひなた村では、次のとおり歳出の削減、歳入の増大に向けて努力をしている。その結果、「負担費用は少しずつではあるが、着実に減額されている。」としている。

項目	努力内容
人件費	平成17年 63,856千円 正職員9人 平成21年 46,942千円 正職員7人 臨時職員、ボランティアで対応
予約システム導入	平成21年3月より開始→事務処理等の削減
歳出削減	業務委託を長期契約へ
看板設置	PRによる利用増達成

このような状況より、市では指定管理者制度等の民間活力の導入は時期尚早との考えもあるが、指定管理者制度導入によりさらなる費用削減が実現する可能性も否定はできない。

なお、指定管理者制度の導入については、「政策との連動性」を考慮しなければ

ならない。ひなた村は、町田市4大都市宣言の一つ「青少年健全育成都市宣言」の最たる活動拠点と位置づけられているとのことであり、「政策との連動性」は強いと考えることもできる。

指定管理者制度の導入も含め、運営形態のあり方については、市民との十分な話し合いのもと慎重に進めていく必要がある。

過去5年間の施設管理費の歳出・歳入・市負担額の状況 (単位:千円)

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
歳出(事業費) (A)	25,393	25,278	34,483	25,669	24,558
歳入 (B)	2,432	2,166	1,977	2,065	1,680
市負担額 (B-A)	22,961	23,112	32,506	23,604	22,878

(3) 施設種類ごとの管理について

年間利用者については、主催事業ごと、または利用者の構成別（幼児、小学生、中学生、青年、大人）に詳細に集計して管理している。一方、施設別（ホール、レクリエーションルーム、和室、炊事場、工作室、陶芸教室等）での集計は件数単位で行われているのみで、人数単位での集計は各団体別に留まっており、重視していないように見受けられた。

しかしながら、施設の今後の計画を策定する際には、施設ごとの利用者の推移や稼働率の集計は不可欠である。また、適正な料金のあり方を検討する際においても施設ごとの利用状況の実績は必要である。

自由来訪など施設ごとの集計が難しい面もあるが、今後のあり方を検討するためには現状を把握することが必要不可欠であり、そのためには利用実績を詳細に集計する必要がある。

13. 玉川学園クラブこころこころ児童館

【概要】

(1) 玉川学園クラブこころこころ児童館建設の経緯

玉川学園クラブこころこころ児童館（以下「こころこころ児童館」という。）は楽しい遊びと子供文化創造の場を提供し、児童の健全な育成と子育て支援を目的とした施設である。地域の子ども関係団体からなる町田市玉川学園地区委員会のメンバーが中心となり、「良い児童館を作りたい」という目的のもと地域を巻き込んだ10年間の活動により、都営住宅跡地に市と地域住民が協働し作り上げた地域密着型の児童館である。NPO法人で運営する全国で第1号の児童館で、学童保育クラブを併設しており、子どもがのびのびと育つため、保護者が自信をもって子育てができるようになるための支援を行っている。

年度	沿革
平成14年度	東京都による児童館と集会所建設の近隣説明会実施
平成15年度	こころこころ児童館・こころこころ学童保育クラブがオープンし、町田市が直営で運営する。特定非営利法人子育て・子育て支援タグポート設立
平成16年度	NPO法人子育て・子育て支援タグポートが運営を開始

(2) 施設の概要

① 設置目的等

項目	概要
施設名称	町田市玉川学園子どもクラブこころこころ児童館 こころこころ学童保育クラブ
所在地	玉川学園 3-35-45
設置年月日	平成15年4月1日
設置条例等	町田市子どもセンター条例
設置目的	町田市子どもセンター条例による
主要な施設	玉川学園子どもクラブこころこころ児童館／こころこころ学童保育クラブ
ホール及び活動諸室の目的	0才から18才までの、乳幼児と保護者、児童生徒が自由に来館して遊ぶスペース
運営形態	町田市指定管理者 NPO法人子育て・子育て支援タグポート
開館時間	午前10時～午後6時
休館日	日曜・祝日・年末年始
窓口での受付時間	午前10時～午後5時50分
駐車場	3台
施設	こころこころ児童館・こころこころ学童保育クラブ
附属設備	—

外観



(3) 施設の利用状況

① 本施設を使用できる者

(1)	0～18才
(2)	乳幼児の保護者
(3)	小中学生の保護者
その他	企画事業の講師等

② 施設及び附属設備の利用率

施設別	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
①開館日数	291人	292人	293人	294人	292人
②来館者数	27,529人	31,260人	35,130人	36,447人	31,132人
利用率(人数) (②/①)	94.60人	107.05人	119.89人	123.96人	106.61人

(4) 施設の管理運営コスト (収支状況)

① 職員の配置状況(時間帯別)

項目		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
午前	正規職員	6人	6人	4人	4人	4人
	非常勤職員	1人	1人	3人	3人	3人
	合計	7人	7人	7人	7人	7人
午後	正規職員	6人	6人	4人	4人	4人
	非常勤職員	5人	5人	8人	8人	7人
	合計	11人	11人	12人	12人	11人

※ 年度内で変動がある場合は平均値もしくは各年度末時点での職員数。
夜間は職員を配置していない。

② 職員の時間あたり平均配置状況

平均の配置状況		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
合計	正規職員	6人	6人	4人	4人	4人
	非常勤職員	4人	4人	6.8人	6.8人	6人
	合計	10人	10人	10.8人	10.8人	10人

※ 上表「職員の配置状況(時間帯別)」の各数値より次の数式で算出:(午前の職員数×2+午後の職員数×6)÷8
数式の各数値は各時間帯の開館時間数である。

③ 施設の市の収支の推移

(単位：千円)

項目		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
収入	学童保育クラブ育成料	データなし		4,065	4,380	3,864
	収入計	—	—	4,065	4,380	3,864
支出	物件費	31,887	33,819	37,094	40,522	35,632
	消耗品費	18	—	—	—	—
	光熱水費	304	294	234	241	235
	修繕料	21	10	16	—	—
	役務費	7	—	—	—	—
	委託料	31,538	33,514	36,844	40,165	35,397
	備品購入費	—	—	—	116	—
	支出計	31,887	33,819	37,094	40,522	35,632
	収支差額	—	—	▲33,029	▲36,142	▲31,768

④ 指定管理者の指定管理業務に関する収支の推移

(単位：千円)

項目		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
収入	利用料収入	—	—	—	—	—
	委託料	31,538	33,514	36,844	40,238	35,397
	収入計	31,538	33,514	36,844	40,238	35,397
支出	人件費	24,937	27,454	27,977	31,849	29,287
	給料	22,805	25,209	27,452	31,348	28,769
	共済費	2,107	2,200	—	—	—
	その他人件費	25	45	525	501	518
	物件費	6,217	5,870	7,411	7,425	7,413
	消耗品費	363	395	147	151	135
	光熱水費	884	899	1,046	1,071	1,012
	修繕料	90	106	290	148	210
	その他需用費	2,222	1,548	3,898	3,749	3,525
	役務費	404	459	—	—	331
	委託料	1,759	2,008	1,604	1,732	1,608
	使用料及び賃借料	256	303	424	570	588
	備品購入費	237	149	—	—	—
	支出計	31,155	33,325	35,389	39,274	36,700
	収支差額	383	189	1,454	963	▲1,303

(5) 施設で行う管理運営業務の概要

項目	Yes or No
施設で現金を保管しているか	Yes
施設で物販を行っているか	No
施設で利用者の債権を管理しているか	No
利用者満足度調査を定期的実施しているか	No

(6) 受益者負担の状況

該当事項なし

(7) 設備の状況

① 当該施設に係る平成21年度の支出額

該当事項なし

② 建設当初の費用(建設費)

該当事項なし

③ 耐震化への対応・設備の更新予定

項目	Yes or No
耐震化は完了しているか	Yes
ESCO事業は導入されているか	No
更新(建替え)の計画、または大規模修繕の計画はあるか	No

【監査の意見】

(1) 現金の定期的な確認について

日用品の支払いの際などは現金が必要となる。現金は金庫に保管され、同時に手書きの出納帳に記帳を行っているが、定期的な確認や上司の承認は特に行われていない。

毎月末残高については、上司が現金残高を確認し、承認印を押す等の仕組みを構築する必要がある。

(2) 備品のたな卸しについて

備品については、特にたな卸し等による管理が行われていない。

対象資産に備品番号を付し、毎年2月末や3月末等、一定の時期に一斉にたな卸しを行う必要がある。また、たな卸しの結果を書面で残し、現物の資産数量と台帳の一致を第三者が確認できる仕組みも構築する必要がある。

(3) 3万円以上の備品の購入について

町田市では、指定管理者の基本協定書において、3万円以上の物品の購入については、備品扱いになり、町田市の予算の枠内でないと購入ができないばかりか、事前の申請が必要など、手続きが煩雑になっている。

平成21年度の修繕費の中にパソコン修理代55,370円という案件がある。備品を修理して大事に使うことは重要ではあるが、3万円以上の備品の購入手続きが煩雑なあまり、これを避けるために必要以上に高額な修理代が発生しているとも考えられる。本件に係わらず、手続きの煩雑さを回避するのではなく、修理か買い換えかなど費用対効果を考え、現実に即した運営が行えるように見直す必要がある。

14. 鶴川第二学童保育クラブ

【概要】

(1) 鶴川第二学童保育クラブ建設の経緯

町田市は保護者が安心して就労することができ、子どもたちが安心して安全に放課後を過ごせる場所を提供するため、1小学校区1学童保育クラブを設置するという目標を中期経営計画に掲げ、学童保育クラブの整備を進めた。

鶴川第二学童保育クラブは鶴川第二小学校に併設する学童保育クラブとして平成18年度に建設し平成19年4月に開設された。

(2) 設置目的等

項目	概要
施設名称	鶴川第二学童保育クラブ
所在地	東京都町田市能ヶ谷 7-24-2
設置年月日	平成19年4月1日
設置条例等	町田市学童保育クラブ設置条例による
設置目的	放課後及び学校休業日の児童の健全な育成を図る
主要な施設	鶴川第二学童保育クラブ
ホール及び活動諸室の目的	子どもたちが安全で楽しく生活できるように育成室は、つねに安全衛生管理を心がけ利用する。
運営形態	社会福祉法人明社会が指定管理者として運営
開所時間	下校時～19時、学校休業日は8時～19時
休所日	日曜日、祝祭日、年末年始(12/29～1/3)
窓口での受付時間	下校時～19時、学校休業日は8時～19時
駐車場	1台(障がい者用)

外観



(3) 施設の利用状況

① 使用者の範囲(本施設を使用できる者)

(1)	1年生～3年生までの小学生
(2)	障がい児の場合には、1年生～6年生までの小学生

② 施設及び附属設備の利用率

施設別	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
①定員	—	—	45回	45回	45回
②入会児童数(4/1)	—	—	50回	62回	69回
利用率 (②/①)	—	—	111.1%	137.7%	153.3%

①: 年間利用可能日数(年間開所日で算出)

②: 年間利用日数(年間開所日で算出)

③ 待機児童数(4月1日現在)

施設別	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
鶴川第二学童保育クラブ	0人	0人	0人	0人	0人

※ 町田市に申請して就労要件・介護要件を満たし、申請が通った人は全員利用できている。

④ 利用状況(時間帯別)

利用時間帯は家庭の自由。

(4) 施設の管理運営コスト(収支状況)

① 職員の配置状況(時間帯別)

項目		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
午前	正規職員	—	—	2人	2人	2人
	非常勤職員	—	—	2人	2人	2人
	合計	—	—	4人	4人	4人
午後	正規職員	—	—	2人	2人	2人
	非常勤職員	—	—	2人	2人	2人
	合計	—	—	4人	4人	4人

※ 午前は学校休校日のみ。平均値を記入。

② 施設の市の収支の推移

(単位：千円)

項目		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
収入	利用料収入 (学童保育クラブ育成料)	—	—	3,585	3,777	4,359
	収入計	—	—	3,585	3,777	4,359
支出	委託料	—	—	15,506	15,404	17,385
	支出計	—	—	15,506	15,404	17,385
収支差額		—	—	▲11,921	▲11,627	▲13,026

③ 指定管理者の指定管理業務に関する収支の推移

(単位：千円)

項目		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
収入	利用料収入	—	—	15,506	15,404	17,385
	その他	—	—	6	6	2
	収入計	—	—	15,512	15,410	17,388

第4 個別施設の検討

項目		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
支出	人件費	—	—	9,578	10,234	11,307
	給料	—	—	8,053	8,801	9,704
	職員手当等	—	—	525	410	552
	共済費	—	—	134	134	134
	その他人件費	—	—	864	888	916
	物件費	—	—	3,830	3,326	3,455
	消耗品費	—	—	895	465	204
	光熱水費	—	—	450	511	518
	修繕料	—	—	135	17	194
	委託料	—	—	324	266	381
	使用料及び賃借料	—	—	292	292	296
	その他物件費	—	—	1,732	1,773	1,860
	支出計	—	—	13,408	13,561	14,763
収支差額		—	—	2,104	1,849	2,624

(5) 施設で行う管理運営業務の概要

項目	Yes or No
施設で現金を保管しているか	Yes
施設で物販を行っているか	No
施設で利用者の債権を管理しているか	No
利用者満足度調査を定期的実施しているか	No

(6) 受益者負担の状況

施設使用料はなし

(7) 設備の状況

① 当該施設に係る平成21年度までの支出額

項目	支出額	摘要
当初建設費	34,071 千円	平成21年度の支出額を集計対象とした。
工事請負費	—	
公有財産購入費	—	
備品購入費	—	
合計	34,071 千円	

② 耐震化への対応・設備の更新予定

項目	Yes or No	備考
耐震化は完了しているか	Yes	新築後4年目の施設であるため予定なし
ESCO事業は導入されているか	No	
更新(建替え)の計画、または大規模修繕の計画はあるか	No	

【監査の結果】

(1) 3万円以上の備品の購入について

平成19年度の修繕費の中に街灯2台の設置135,900円という案件がある。保育クラブの正面入り口から駐車場に行くまでの小道が暗く、安全のために設置したものであるが、新しく設置したものである以上、修繕費ではなく備品に該当するものである。

町田市では、指定管理者の基本協定書において、3万円以上の物品の購入については備品扱いになり、町田市の予算の枠内でないと購入ができず、また事前の申請が必要など、手続きが煩雑になっている。本件は、冬季に入り、日の暮れる時間が早くなったことを心配した利用者の要望を受けて急遽設置したものであるが、基本協定書に定める手続きを踏まずに購入がなされた案件である。現状では、基本協定書に定められた手続きを踏んで購入を行う必要がある。

【監査の意見】

(1) 3万円以上の備品の購入について

上記【監査の結果】で記述のように、3万円以上の物品の購入の手続きが煩雑で、これを避けるあまり、帳簿上単に他の科目を利用した実態の伴わない会計処理や、高額な修繕など市の財産を逸失してしまう事態が存在している。3万円以上の物品の購入については、基準を見直す必要がある。

(2) 現金の定期的な確認について

日々の日用品の支払いの際などは現金が必要となる。現金は金庫に保管され、同時に手書きの出納帳に記帳を行っているが、定期的な確認や上長の承認は特に行われていない。

毎月末残高については、上長が現金残高を確認し、承認印を押す等の仕組みを構築する必要がある。

(3) 備品のたな卸しについて

備品については、毎年4月に備品台帳にチェックマークを付すことによってたな卸しを行っている。しかしながら、対象資産に備品番号を付されておらず、パソコン等同種資産が複数あった場合に混同される懸念がある。第三者が見ても客観的に現物との整合を確認できるように対象資産に備品番号を付して管理する必要がある。

また、複合機はリース契約しているため、たな卸しの対象とされていない。たな卸しは資産の実在性を確認するとともに、備品番号を付すことにより、滅失・棄損を回避する効果もある。リース資産についても備品のたな卸しの対象とする必要がある。

15. 金森保育園

【概要】

(1) 金森保育園建設の経緯

金森保育園は昭和43年に町田市内で8番目の保育園として設立された。

昭和43年当時の町田市は、大規模な団地建設や、南地域での区画整理事業等の宅地開発が急激に進み、毎年の転入者が1~2万人を超え、人口が急激に増加していた。

金森保育園が設置されている南地域とよばれる地域には、昭和43年当時、小川地区に私立の保育園1園のみが開設されていた。町田市では、小川地区と原町田地区の中間に位置する金森地区に保育園を設置したいと考え、土地所有者や地域の方々に理解を求め、昭和43年2月に市内で8番目となる金森保育園として認可を取り、保育士3人、調理師、用務員各1人の5人体制で、1歳から5歳までの70人の子どもたちを迎え運営を開始した。

(2) 施設の概要

① 設置目的等

項目	概要
施設名称	町田市金森保育園
所在地	〒194-0012 町田市金森469-1
設置年月日	昭和43年2月(平成11年に建替え)
設置条例等	町田市立保育園設置条例 町田市立保育園設置条例施行規則
設置目的	保育の実施：保育園は、市長が保育に欠けると認める乳児、幼児を保護者の委託をうけて保育する。
主要な施設	保育園施設
ホール及び活動諸室の目的	保育、子育てひろば
運営形態	町田市直営

外観



② 開館時間等

項目	概要
開館時間	7:00~19:00
休館日	日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで
窓口での受付時間	7:00~19:00
駐車場	7:00~19:00

③ 利用可能施設及び附属設備

項目	施設	附属設備
利用可能施設及び附属設備	保育園	地域子育てセンター

④ 使用者の範囲(本施設を使用できる者)

(1)	入園児、及びその保護者
(2)	地域の子育て家庭等

(3) 施設の利用状況

① 施設及び附属設備の利用状況

(単位：人)

施設別		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
金森保育園 入所数(合計)	Ⓐ	100	100	100	100	100
	Ⓑ	112	112	112	109	105
	利用率(Ⓑ/Ⓐ)	112%	112%	112%	109%	105%
0歳児	Ⓐ	8	8	8	8	8
	Ⓑ	7	6	8	8	8
	利用率(Ⓑ/Ⓐ)	088%	075%	100%	100%	100%
1歳児	Ⓐ	12	12	12	12	12
	Ⓑ	14	14	14	14	12
	利用率(Ⓑ/Ⓐ)	117%	117%	117%	117%	100%
2歳児	Ⓐ	15	15	15	15	15
	Ⓑ	18	18	20	18	16
	利用率(Ⓑ/Ⓐ)	120%	120%	133%	120%	107%
3歳児	Ⓐ	20	20	20	20	20
	Ⓑ	24	23	21	21	20
	利用率(Ⓑ/Ⓐ)	120%	115%	105%	105%	100%
4歳児	Ⓐ	22	22	22	22	22
	Ⓑ	25	24	24	24	24
	利用率(Ⓑ/Ⓐ)	114%	109%	109%	109%	109%
5歳児以上	Ⓐ	23	23	23	23	23
	Ⓑ	24	27	25	24	25
	利用率(Ⓑ/Ⓐ)	104%	117%	109%	104%	109%

Ⓐ：年間利用可能回数(原則として年間開館日数×3(午前、午後、夜間)で算出)

Ⓑ：年間利用回数(午前、午後、夜間の利用をそれぞれ1回、全日の利用は3回とカウントして算出)

第4 個別施設の検討

② 附帯設備の利用状況

(単位：回)

附帯設備		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
一時保育	①	1,764	1,764	1,764	1,764	1,764
	②	3,981	2,612	2,623	2,203	2,697
	利用率 (②/①)	226%	148%	149%	125%	153%
延長保育	①	294	294	294	294	294
	②	786	761	658	591	761
	利用率 (②/①)	267%	259%	224%	201%	259%

①：年間利用可能回数(原則として年間開館日数×3(午前、午後、夜間)で算出)

②：年間利用回数(午前、午後、夜間の利用をそれぞれ1回、全日の利用は3回とカウントして算出)

③ 利用状況(時間帯別)

集計データなし

(4) 施設の管理運営コスト(収支状況)

① 職員の配置状況(時間帯別)

(単位：人)

項目		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
午前	正規職員	20	20	20	20	20
	非常勤職員	21	23	23	26	26
	合計	41	43	43	46	46
午後	正規職員	20	20	20	20	20
	非常勤職員	8	10	8	9	8
	合計	28	30	28	29	28
夜間	正規職員	1	1	1	1	1
	非常勤職員	0	0	0	0	0
	合計	1	1	1	1	1

※ 年度内で変動がある場合は平均値もしくは各年度末時点での職員数

② 職員の時間あたり平均配置状況

(単位：人)

平均の配置状況		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
合計	正規職員	18.4	18.4	18.4	18.4	18.4
	非常勤職員	12.8	14.6	13.6	15.3	14.8
	合計	31.2	33	32	33.7	33.2

※ 上表「職員の配置状況(時間帯別)」の各数値より次の数式で算出：(午前の職員数×5+午後の職員数×6+夜間の職員数×1) / 12

数式の各数値は各時間帯の開館時間数である。

③ 施設の収支の推移

(単位：千円)

項目		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
収入	利用料収入(保育料)	23,128	18,979	21,527	20,512	19,138
	一時保育事業	6,301	4,584	4,955	4,006	4,657
	延長保育事業	1,092	1,075	882	816	997
	収入計	30,521	24,638	27,364	25,334	24,792

第4 個別施設の検討

項目		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
支出	人件費	143,412	143,494	139,297	139,817	136,994
	給料	140,620	140,350	136,060	136,400	133,810
	賃金	2,792	3,144	3,237	3,417	3,184
	物件費	22,016	21,402	23,088	20,589	21,273
	消耗品費	2,652	2,569	2,590	2,556	2,714
	光熱水費	3,633	3,511	3,909	4,164	3,610
	修繕料	288	266	1,529	70	1,217
	その他需用費	12,642	12,264	12,148	11,773	11,378
	役務費	351	301	281	210	252
	委託料	1,627	1,567	1,547	1,399	1,487
	使用料及び賃借料	607	817	920	315	311
	備品購入費	35	—	—	—	222
	その他物件費	181	107	164	102	82
		支出計	165,428	164,896	162,385	160,406
	収支差額	▲134,907	▲140,258	▲135,021	▲135,072	▲133,475

(5) 施設で行う管理運営業務の概要

項目	Yes or No
施設で現金を保管しているか	Yes (地域の体験保育の給食)
施設で物販を行っているか	No
施設で利用者の債権を管理しているか	Yes (延長保育の納付書発行)
利用者満足度調査を定期的実施しているか	Yes 利用者アンケート (ニーズ調査)

(6) 受益者負担の状況

① 延長保育事業等

延長保育事業等	単位
一時保育事業	1,500 円/4h 以内 (給食等別途徴収)
一時保育事業	3,000 円/4h 以上 (給食等別途徴収)
延長保育事業	1~4 日利用 : 600 円/日
延長保育事業	5 日利用 : 3,000 円/日

② 使用料の免除(使用料の免除ができる場合)

延長保育事業について、町田市保育運営費徴収条例の別表に定める階層区分 A 及び B の世帯。

③ 使用料の免除の状況(使用料免除承認書交付件数)

項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
使用料の免除件数	119 件	104 件	106 件	152 件	132 件

(7) 設備の状況

① 当該施設に係る平成21年度の支出額

該当事項なし。

② 金森保育園建築工事(改築)平成10年1月着工

項目	支出額
本体改築工事	178,500 千円
電気設備工事	26,460 千円
空調設備工事	23,625 千円
衛生設備工事	35,175 千円
外構(衛生)工事	1,050 千円
外構(電気)工事	1,176 千円
備品購入費	15,582 千円
合計	281,568 千円

③ 耐震化への対応・設備の更新予定

項目	Yes or No	備考
耐震化は完了しているか	対象外	昭和57年以後の建物のため
ESCO事業は導入されているか	No	—
更新(建替え)の計画、または大規模修繕の計画はあるか	No	
更新または大規模修繕の具体的計画がない場合		
○現時点で更新を行うと仮定した場合、いくらコストがかかる見込か		未定
○何年後には更新が必要となる見込か		未定

※ 利用料について(参考資料)

保育料については、国の保育料表(標準値)を基に、階層区分が28階層に分け、市が負担することにより保育料を低額にしている。なお、町田市では、国が定める保育所徴収金(保育料)基準額は保護者負担の水準が高いとして、町田市保育料問題懇談会が平成16年3月に提示した保護者平均負担率を国基準額平均保育費用の25%以下とするガイドラインを尊重し、保育料を決めている。

これを周辺自治体と比較すると以下のような状況になる。

自治体	前年度の所得税額	3歳児未満の保育料
国の基準	40,000円未満	30,000円
町田市	30,000円～45,000円	15,700円
八王子市	19,000円～38,000円	14,100円
相模原市	31,300円～40,000円	23,600円
川崎市	30,000円～45,000円	21,000円
横浜市	30,000円～45,000円	23,600円

このように、徴収すべき国基準の保育料では、保護者負担の水準が高いため、どこの市町村も独自で軽減措置を講じて算出していると思われる。

【監査の意見】

(1) 現金出納帳の記帳方法について

当園では、職員が研修・出張に行く際には以下のような手続きを踏んでいる。

【研修負担金等】(事前に受領)

	手続き
①	資金前渡が必要な案件に関する起案書の決裁を取る
②	領収書(課長名、課長印)を作成する
③	財務会計で伝票を作成する。「資金前渡」「現金払」(支出負担行為兼支出命令)
④	支出負担行為決議兼命令書、起案書をセットにし、決裁後会計課へ
⑤	会計課審査後(数日)、指定金融機関にて領収書(資金前渡受者:課長名)と引き換えに現金を受け取る。(庶務担当→園長・主査等→該当者)
⑥	当該案件において支払いを行い、先方から領収書(資金前渡受者:課長宛)をもらう
⑦	案件終了後、財務会計で精算伝票を作成する。(精算)
⑧	精算決議兼命令書(前渡)、領収書をセットにし、決裁後会計課へ

【旅費】(出張後に受領:1ヶ月分を翌月)

	手続き
①	出張伺(出張前)・復命書(出張後)の決裁を取る
②	出張旅費仕訳書・出張旅費明細書兼領収書(個人ごと)、領収書(課長名、課長印)を作成する
③	財務会計で伝票を作成する。「資金前渡」「現金払」(支出負担行為兼支出命令)
④	支出負担行為決議兼命令書、出張旅費仕訳書、出張伺をセットにし、決裁後会計課へ
⑤	会計課審査後(数日)、指定金融機関にて領収書(資金前渡受者:課長名)と引き換えに現金を受け取る。(庶務担当→園長・主査等→該当者)
⑥	該当者(出張者)に現金を渡し、出張旅費明細書兼領収書(個人ごと)に本人の領収印をもらう
⑦	財務会計で精算伝票を作成する。(精算)
⑧	精算決議兼命令書(前渡)、出張旅費明細書兼領収書(個人ごと)をセットにし、決裁後会計課へ

このうち各々の⑦の際に、別途手書きの前渡金及び概算払金整理簿に記帳しているが、日付が「前渡金及び概算払金整理簿への記帳を行った日」となっている。それゆえ、記帳が2、3日後になった場合、あたかも園内に現金が数日あったかのように見受けられる。前渡金及び概算払金整理簿への記帳は即座に行うことが原則であるが、少なくとも現金の動きと合った日付を記帳する必要がある。

(2) 備品のたな卸しについて

備品については、対象資産に備品番号を付している。しかしながら、定期的に一斉にたな卸しを行っているわけではない。備品台帳は存在しているため、毎年3月末等、定期的なたな卸しを行い、現物資産の有無・状態の確認を行う必要がある。

(参考) こひつじ保育園

【概要】

(1) こひつじ保育園建設の経緯

戦後の混迷期に、子どもを背負い両手に子どもの手を引いて働きに出る母親の姿に感激した初代園長豊田政次郎氏が、座間の米軍キャンプで通訳をしていた職を辞し、少しでも母親が身軽になって働きに出られるようにとの願いで、昭和24年に現在地に保育園を設立したのが母体である。

その後、個人から社会福祉法人へと経営主体が変更することになり、昭和55年3月31日に社会福祉法人こひつじ会として法人認可を取得し、同年4月1日より法人としてのこひつじ保育園がスタートし現在に至っている。

年度	事業の経緯
昭和55年3月31日	法人認可
昭和55年4月1日	施設認可
平成12年度	0歳児・一時預かり・延長の各保育，地域交流等事業開始
平成15年度	園隣接地42.58㎡購入
平成17年度	定員29名分園開設
平成20年度	園外壁メンテナンス
平成21年度	園内塗装メンテナンス

(2) 施設の設置目的等

項目	概要
施設名称	こひつじ保育園
所在地	東京都町田市原町田2丁目11番5号
設置年月日	昭和24年(法人認可後の施設認可 昭和55年4月1日)
設置条例等	社会福祉法
設置目的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう相違工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援する。
主要な施設	保育園
事業の目的	保育
運営形態	社会福祉法人
開館時間	7:00～19:00
休館日	日曜祭日並びに12月29日～1月3日
窓口での受付時間	7:00～19:00
駐車場	有

外観



(3) 施設の利用状況

① 使用者の範囲(本施設を使用できる者)

(1)	園児
(2)	職員
(3)	保護者
その他	園が開催する行事, 研修, 事業への参加者

② 施設及び附属設備の利用率

施設別	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
①	2,124回	2,118回	2,143回	2,132回	2,147回
②	2,124回	2,118回	2,143回	2,132回	2,147回
利用率 (②/①)	100%	100%	100%	100%	100%

※ 年間利用回数は午前午後等で分けられないため総利用数を記載した。

※ 本園および分園

(4) 施設の管理運営コスト (収支状況)

① 職員の配置状況(時間帯別)

(単位:人)

項目		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
正規職員		34	34	32	34	34
非常勤職員	2時間/日以下	9	9	3	3	3
	3時間/日	1	3	5	5	5
	4時間/日	3	4	5	6	6
	5時間/日	1	—	—	—	—
	5時間45分以上/日	8	7	15	13	13
合計		22	23	28	27	27
総計		56	57	60	61	61

※ 年度内で変動がある場合は平均値もしくは各年度末時点での職員数

② 施設の収支の推移

(単位：千円)

項目		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
収入	利用料収入	5,701	5,520	6,280	5,913	4,768
	補助金収入	231,169	230,431	236,541	237,197	248,649
	その他	18,130	12,413	12,579	13,095	14,040
	収入計	255,000	248,365	255,400	256,206	267,458
支出	人件費	180,355	178,666	176,983	186,247	179,063
	給料	83,777	82,668	79,485	83,486	79,436
	職員手当等	58,476	55,597	54,659	56,791	52,515
	共済費	19,062	19,845	19,836	21,244	20,632
	賃金	18,096	19,440	22,328	23,318	25,116
	その他人件費	942	1,115	672	1,406	1,361
	物件費	56,856	55,722	57,770	72,203	61,038
	消耗品費	6,142	5,074	4,628	5,023	4,510
	光熱水費	5,546	5,604	5,413	5,996	5,798
	修繕料	1,119	860	2,274	1,565	497
	その他需用費	4,583	4,427	4,785	5,413	5,652
	役務費	311	292	318	316	382
	委託料	4,581	5,091	5,997	5,741	8,499
	使用料及び賃借料	2,855	2,859	2,856	3,769	4,393
	給食費	15,097	15,179	14,351	15,022	14,720
	備品購入費	727	611	306	437	464
	減価償却費	13,788	13,599	14,721	13,960	13,825
	その他	2,103	2,121	2,116	14,956	2,298
	支出計	237,212	234,388	234,753	258,450	240,101
	収支差額		17,788	13,977	20,647	▲2,243

(5) 管理運営業務の概要

項目	Yes or No
施設で現金を保管しているか	Yes
施設で物販を行っているか	No
施設で利用者の債権を管理しているか	Yes
利用者満足度調査を定期的に実施しているか	Yes

(6) 受益者負担の状況

使用料の徴収はない。

(7) 設備の状況

① 当該施設に係る平成21年度の支出額

項目	支出額
園舎建物（附属設備共）	290千円
器具備品	3千円
合計	293千円

② 建設当初の費用(建設費)

項目	支出額	
工事代金	(建物)	21,613 千円
	(構築物)	451 千円
備品購入費	(器具備品)	1,692 千円
合計		23,757 千円

③ 耐震化への対応・設備の更新予定

項目	Yes or No
耐震化は完了しているか	Yes
ESCO 事業は導入されているか	No
更新(建替え)の計画、または大規模修繕の計画はあるか	No
更新または大規模修繕の具体的計画がない場合	平成 20 年度、平成 21 年度に内外部塗装を終了し今のところ大規模修繕予定なし。
○ 現時点で更新を行うと仮定した場合、いくらコストがかかる見込か	エアコン関係・照明器具関係の更新 30～50 百万円程度
○ 何年後には更新が必要となる見込か	未定

【監査の意見】

(1) 現金の定期的な確認について

一時預かりと延長保育では、日々、利用者から現金を受領している。受領した現金は園内の金庫に保存し、月に数度郵便局に持参している。現金の定期的な確認は日々行っているが、確認した証跡が残されておらず、現金の額と現金帳の残高の一致を第三者が確認できない状況となっている。

現金の確認を行った際には、担当者が現金帳に押印等により証跡を残すとともに、毎月末は上長が改めて残高を確認し、承認印を残す必要がある。

(2) 備品のたな卸しについて

備品については、対象資産に備品番号を付し、毎年3月末に一斉にたな卸しを行っているとのことである。しかしながら、たな卸しの結果を書面で残しておらず、現物資産の数量と台帳の一致を第三者が確認できない状況となっている。

毎年3月末における備品のたな卸しの際には、棚卸報告書においてたな卸し対象資産を列記し、第三者が見てもたな卸しの結果が明確となるように報告を行う必要がある。